令和7年度

小郡市地域防災計画

令和7年5月 小郡市防災会議

目 次

第1章	総論
第1節	計画の目的及び性格
第2節	用語
第3節	本市の概要
第4節	災害の特性
第5節	重点的に取り組むべき対策18
第6節	防災関係機関の事務又は業務の大綱 20
第7節	住民及び企業等の基本的責務27
第8節	災害に関する調査研究の推進28
第2章	災害予防計画29
第1節	基本方針
第2節	防災組織の整備
第3節	自主防災組織の活動計画33
第4節	企業等防災対策の促進計画37
第5節	防災知識の普及計画
第6節	防災訓練の実施計画 42
第7節	市街地の整備計画 44
第8節	建築物及び文化財等災害予防計画47
第9節	土砂災害防止施設等の整備計画 50
第10節	交通施設の安全対策計画5
第11節	上下水道施設等の安全対策計画 54
第12節	応援体制の整備計画 55
第13節	災害救助法等の運用体制整備計画57
第 14 節	情報収集・伝達体制の整備計画 58
第 15 節	広報体制の整備計画 60
第 16 節	救出救助体制の整備計画 6
第17節	避難体制の整備計画 62
第 18 節	輸送体制の整備計画 63
第 19 節	医療救護体制の整備計画 64
第 20 節	避難行動要支援者対策計画65
第 21 節	備蓄体制の整備計画 69
第 22 節	水害予防対策計画
第 23 節	住宅の確保体制の整備計画7

第 24 節	ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備計画74
第 25 節	保健衛生・防疫体制の整備計画
第 26 節	帰宅困難者支援体制の整備計画77
第 27 節	液状化災害予防計画
第 28 節	農業災害予防対策計画 79
第 29 節	火災予防対策計画80
第 30 節	災害ボランティアの活動環境整備計画82
第 31 節	放射性物質災害対策計画84
第3章	風水害応急対策計画87
第1節	組織計画
第2節	動員計画
第3節	気象情報伝達計画
第4節	災害通信計画
第5節	災害情報等の収集計画109
第6節	災害広報計画113
第7節	応急措置等の計画
第8節	災害救助法の適用計画116
第9節	応援要請計画
第 10 節	避難計画126
第 11 節	水防計画130
第 12 節	消防計画134
第 13 節	救出計画136
第 14 節	医療助産計画
第 15 節	給水計画143
第 16 節	食料供給計画144
第 17 節	衣料・生活必需品等供給計画146
第 18 節	防疫及び清掃計画148
第 19 節	行方不明者及び遺体捜索並びに収容埋葬計画151
第 20 節	交通応急対策計画154
第 21 節	輸送計画156
第 22 節	応急仮設住宅建設等計画158
第 23 節	障害物除去計画
第 24 節	労務供給計画162
第 25 節	民間団体活用計画
第 26 節	災害ボランティアの受入・支援計画164
第 27 節	上下水道施設等対策計画165
第 28 節	交通施設災害応急対策計画 167

第 29 節	公安対策計画
第 30 節	文教対策計画
第 31 節	避難行動要支援者支援計画171
第 32 節	土砂災害応急対策計画173
第 33 節	放射性物質災害応急対策計画174
第 34 節	農林対策計画175
第 35 節	家庭動物の保護や適正な飼育のための措置177
第4章	震災応急対策計画179
第1節	組織計画181
第2節	動員計画
第3節	地震関連情報伝達計画
第4節	災害通信計画
第5節	災害情報等の収集計画 184
第6節	災害広報計画 186
第7節	応急措置等の計画
第8節	災害救助法の適用計画
第9節	応援要請計画
第 10 節	避難計画
第11節	二次災害の防止計画
第 12 節	消防計画
第13節	救出計画
第14節	医療助産計画
第 15 節	給水計画
第 16 節	食料供給計画
第17節	衣料・生活必需品等供給計画
第 18 節	防疫及び清掃計画
第19節	行方不明者及び遺体捜索並びに収容埋葬計画189
第 20 節	交通応急対策計画
第 21 節	輸送計画
第 22 節	応急仮設住宅建設等計画
第 23 節	障害物除去計画
第 24 節	労務供給計画
第 25 節	民間団体活用計画
第 26 節	災害ボランティアの受入・支援計画191
第 27 節	上下水道施設等対策計画
第 28 節	交通施設災害応急対策計画191
第 29 節	公安対策計画

第 30 節	文教対策計画	191
第 31 節	避難行動要支援者支援計画	191
第 32 節	土砂災害応急対策計画	192
第 33 節	放射性物質災害応急対策計画	192
第 34 節	農林対策計画	192
第 35 節	家庭動物の保護や適正な飼育のための措置	192
第5章	災害復旧・復興計画	193
第1節	災害復旧事業の促進	195
第2節	被災者の生活確保に関する計画	197
第3節	義援金品の受付及び配分方法	202
第4節	公立文教施設災害復旧計画	204
第5節	激甚災害の指定	206
第6節	生活相談	207
第7節	被災者等の生活再建等の支援	208
第8節	災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	209
第9節	復興計画	210
資料編.		211
様式1	災害応援要請依頼書	213
様式2	自衛隊への災害派遣要請依頼文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
様式3	災害協力要請依頼書	
様式4	災害ボランティア受付簿	
様式5	災害ボランティア受付票	
様式6	避難者台帳	
様式7	避難者世帯票	
様式8	避難所日誌	
様式9	罹災証明受付簿及び交付申請書・証明書・届出証明書	
,) 避難行動要支援者個別避難計画	
資料1	小郡市防災会議条例	
資料2	小郡市災害対策本部条例	
資料3	福岡県消防相互応援協定	
資料4	福岡県消防相互応援協定覚書	
資料5	福岡県消防相互応援協定に係る消防団広域応援実施要綱	
資料6	福岡県災害調査報告実施要綱	
資料7	個	
	久留米市との消防相互応援協定	
₽ 111 O	フト田フトリュ C Y 1日以刀目 ユルロ及 700 人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	411

資料9	筑紫野市・筑前町との消防相互応援協定	249
資料 10	三井郡大刀洗町との消防相互応援協定	251
資料 11	佐賀県鳥栖市との消防相互応援協定	253
資料 12	佐賀県基山町との消防相互応援協定	255
資料 13	国土交通省九州地方整備局との大規模災害時応援協定	257
資料 14	小郡市環境保全協議会との水災時水防対策協定	259
資料 15	みい農業協同組合との災害時物資供給協定	261
資料 16	NPO法人コメリ災害対策センターとの災害時物資供給協定	263
資料 17	小郡市社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置等に	
	関する協定	266
資料 18	イオン九州株式会社との災害時における防災活動協力に関する協定	269
資料 19	小郡三井医師会との災害時の医療救護活動に関する協定	272
資料 20	三井・小郡地区防災協会との災害時における応急対策活動に関する協定	276
資料 21	本間病院との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	279
資料 22	池月苑との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	282
資料 23	長生園との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	285
資料 24	ケアハウス小郡との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	288
資料 25	(一社)小郡市建設業協会、예田中商会との水災時水防対策協定	291
資料 26	㈱ナガワとの災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	293
資料 27	災害弔慰金・災害障害見舞金	296
資料 28	災害援護資金	297
資料 29	福岡県災害見舞金等交付要綱	298
資料 30	小郡カンツリー倶楽部との災害時における一時避難所としての施設使用に	
関する協	定	301
資料 31	西日本電信電話株式会社との特設公衆電話の設置及び利用・管理に	
関する協	定	304
資料 32	学校法人麻生学園との災害時における一時避難所としての施設使用に	
関する協	定	308
資料 33	弥生の里との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	311
資料 34	小郡市社会福祉協議会との災害時における災害応援活動に関する協定	314
資料 35	サポネットおごおりとの災害時における災害応援活動に関する協定	316
資料 36	小郡手話の会との災害時における災害応援活動に関する協定	318
資料 37	蒲池病院との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	320
資料 38	株式会社アクティオとの災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	323
資料 39	株式会社ゼンリンとの災害時における地図製品等の供給等に関する協定	325
資料 40	一般社団法人小郡三井歯科医師会との災害時における歯科医療救護活動に	
関する協	定	328

資料 41	小郡市関係郵便局との災害発生時における小郡市と小郡市関係郵便局の協力に
関する情	8定331
資料 42	ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定333
資料 43	九州電力送配電株式会社 甘木配電事業所との小郡市災害復旧に関する協定 335
資料 44	九州朝日放送株式会社との災害パートナーシップに関する協定338
資料 45	公益財団法人福岡県不動産鑑定士協会との災害時における住家被害認定調査等に
関する情	8定340
資料 46	株式会社グッデイとの災害時における物資の調達及び供給に関する協定343
資料 47	レンゴー株式会社鳥栖工場との災害時における物資供給に関する協定346
資料 48	株式会社イデックスリテール福岡との災害時における石油類燃料の供給に
	関する協定348
資料 49	株式会社ナフコとの災害時における物資供給に関する協定350
資料 50	太陽建機レンタル株式会社との災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定 352
資料 51	日立建機日本株式会社との災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定 354
資料 52	BWAネットワーク株式会社との地域BWAシステムの整備及び公共サービスに
	関する協定356
資料 53	佐川急便株式会社との災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定 358
資料 54	九州福山通運株式会社との災害時等の応援派遣に関する協定361
資料 55	福岡県行政書士会との災害時における被災者支援のための行政書士業務に
	関する協定363
資料 56	エートス協同組合との災害時等における車両の移動等に関する協定365
資料 57	小郡警察署との大規模災害時における施設の使用に関する協定・・・・・・・・・369
資料 58	福岡県との排水ポンプ車が「県管理河川に関係する浸水被害以外」に対して
	出動した場合に要する費用負担に係る協定 370
資料 59	コストコホールセールジャパン株式会社との災害時における物資調達に
	関する協定・・・・・・・・・・・371
資料 60	I-PEX 株式会社との災害時における指定避難所の増設施設としての使用に
	関する協定・・・・・・・・・・・376
資料 61	鹿児島県姶良市との災害時相互支援に関する協定・・・・・・・・・379
別表1	指定緊急避難場所一覧 382
別表 2	広域避難場所一覧
別表 3	指定避難所一覧
別表 4	防災行政無線子局設置箇所一覧385
別表 5	避難確保計画の作成義務を有する要配慮者利用施設一覧386

第1章 総論

第1節 計画の目的及び性格

1. 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、小郡市防 災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る防災対策に関し、効果的な実施及び災害に よる被害の軽減を図ることを目的として定めたものである。

- (1) 本市の地域に係る防災に関し、地域の関係団体が処理すべき事項
- (2) 本市の地域に係る防災施設の新設又は改良・点検整備・防災訓練・防災知識の普及等、 災害予防に関する事項
- (3) 災害に関する予報又は警報の発令及び情報の収集及び伝達・避難・消火・水防・救難・ その他の災害応急対策に関する事項
- (4) 本市の住民の生命・身体及び財産を災害から保護するために本市が行う事項

なお、この実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことが必要である。

そして、計画の実施に当たっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した防災活動を展開するとともに、その推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向 上を図るべく、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する 政策・方針決定過程において、男女双方の視点に配慮し女性の参画を拡大する。

2. 性格

この計画は、小郡市の地域に係わる防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び住民が総力を結集すべき事務、業務又は任務を含めた総合的かつ基本的な計画である。

第2節 用語

この計画において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法・・・・・・・災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をいう。
- 2 救助法・・・・・・・災害救助法(昭和22年法律第118号)をいう。
- 3 防災計画・・・・・・災害対策基本法第 42 条に基づき、小郡市防災会議が作成する小郡市防災計画をいう。
- 4 県防災計画・・・・・災害対策基本法第 40 条に基づき、福岡県防災会議が作成する福岡県防災計画をいう。
- 5 災害対策本部・・・災害対策基本法第23条に基づき、設置する小郡市災害対策本部をいう。

第3節 本市の概要

1. 位置、面積

小郡市は、福岡県の南部、筑紫平野の北、佐賀県との県境に位置し、南東を大刀洗町、久留米市に、西は佐賀県、北東は、筑紫野市、筑前町にそれぞれ接している東西 6 km、南北12 kmにわたる区域であり、総面積は45.5kmである。

2. 地形、地質

筑後川と宝満川が合流するデルタ地帯に位置し、市を南北に貫流する宝満川流域の中央平 坦地と、東北台地及び西北丘陵地の3つに区分される。

東北の台地には標高130.6mの花立山(城山)があり、洪積層からなる標高20m前後の台地部、沖積層の河川流域平坦地にかけては、水稲作を中心に、鑑賞樹、畜産、花き園芸などの農産地帯である。

西北丘陵地帯は、標高20mから90mの滑らかな丘陵が連なり、ため池が点在している。

3. 気象

本市の気候を見ると、年平均気温は、16.6℃であるが、過去5年間の最高気温の平均は、 36.8℃、最低気温の平均は、マイナス3.1℃と夏の暑さや冬の寒さはともに厳しく、当地域 の気候区分は内陸型気候区に属している。

当地域の降水量は年間1,800mm程度で、冬期における降水量は少なく、6月から8月にかけて降水量が多く、1,050mm程度の雨をもたらす。

4. 社会的状况

人口

本市の人口動向を国勢調査から見ると、昭和55年は41,057人であり、以後増加を続け平成22年は58,499人、令和2年は59,360人を記録している。

人口の年齢構成として、高齢者人口は昭和55年3,726人(総人口の9.1%)から平成22年の13,162人(総人口の22.5%)、令和2年16,913人(総人口の28.5%)へと増加しており、今後長寿社会の定着により、高齢者人口の増加傾向が続くものとみられる。

交 通

市域を九州自動車道と大分自動車道の二つの高速道路が通り、市内及び隣接地のインター チェンジにより、短時間で広範囲の都市との連絡が可能であり、また、市内を東西に走る国 道500号を中心として、縦横に県道や市道などの生活道路が張り巡らされている。

鉄道は、西鉄天神大牟田線が市域を南北に貫き、小郡駅をはじめ7つの駅があり、東西に通じている甘木鉄道では5つの駅がある。県都福岡市へは鉄道で30分の距離にあり交通の便がよい都市である。

5. 建築物、危険物等の概要

令和7年1月現在における本市の建物棟数は、総数で24,448棟、このうち木造建築物は約74%に当たる18,027棟であり、木造建築物が多い地域は過密化と狭隘道路によって火災危険区域となっているところがある。また、近年の核家族化等の影響から老朽家屋、空家等の危険建築物も増加傾向にある。

第4節 災害の特性

1. 既往災害事例

本市における風水害は、主に梅雨や台風による集中豪雨によって引き起こされている。

大きな被害を受けたものとしては、全壊家屋33棟、流失家屋2棟、床上浸水1,900棟となった昭和28年6月の筑後川の氾濫による大水害である。また、昭和38年には、宝満川沿いの集中豪雨により、宝満川及び秋光川の氾濫により、端間北側の福童遊水堤防が決壊し、端間地区において全壊・半壊合わせて十数棟の被害が発生し、8人もの犠牲者が出た大水害が発生した。近年は、河川の改修、排水機場の整備などが進み、大きな被害は発生していないが、平成30年7月、令和元年7月に線状降水帯の停滞に伴う大雨による内水氾濫が発生して50棟を越える床上浸水の被害が発生している。

また、台風は8月から9月にかけて多く襲来し、多量の雨風により大きな被害を与えている。近年では、平成3年の17号・19号で、多数の家屋等に被害を受けたが、大きな人的被害は受けなかった。しかしながら、近年の台風の大型化に伴い、令和元年に関東、東北地方などに甚大な被害を及ぼした台風15号・19号のような台風被害の発生が懸念される。

地震災害については、福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、平成17年3月20日に福岡市の北西約30kmの福岡県北西沖(当時の震央地名は福岡県西方沖)を震源とする最大震度6弱(小郡市では震度5弱)の地震(深さ9km、マグニチュード7.0)が発生し、一ヵ月後の4月20日には最大震度5強(小郡市では震度4)の地震(深さ14km、マグニチュード5.8)が発生した。

また、「平成28年(2016年)熊本地震」(以下「熊本地震」という。)の一連の活動の中で、平成28年4月16日1時25分に熊本県熊本地方で発生した地震(深さ12km、マグニチュード7.3)により最大震度7(小郡市では震度5弱)を観測した。

2. 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質等の自然条件に加え、人口、都市 化の状況等社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、次の災害を想定し、 これを基礎とした。

- 1 地震災害
- 2 台風による災害
- 3 集中豪雨等異常降雨による災害
- 4 大規模な火災
- 5 その他の災害

3. 風水害の想定

河川氾濫等による浸水災害は、過去の災害履歴が示すように、本市においては十分に留意 すべき災害である。本市では、宝満川と筑後川について考慮する必要がある。

宝満川上流域の浸水想定区域に関しては、福岡県那珂県土整備事務所・久留米県土整備事

務所・朝倉県土整備事務所において、宝満川下流域と筑後川については国土交通省九州地方 整備局筑後川河川事務所による検討が行われており、次に示すような浸水区域が想定されて いる。

河川別の浸水想定区域指定状況

	浸水した場合に想定される水深									
	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満	1.0~2.0m 未満	2.0~5.0m 未満	5.0m 以上					
宝満川 上流域	0	0	0	0	_					
宝満川 下流域	0	0	0	0	_					
筑後川 本川単独	0	0	0	0	0					

資料:筑後川河川事務所 筑後川水系宝満川想定区域図(筑後川、宝満川下流域)

福岡県那珂県土整備事務所、久留米県土整備事務所、朝倉県土整備事務所(宝満川上流域)

また、この浸水想定区域等は、河道の整備状況、ダムの洪水調節効果等を勘案して、洪水 防御に関する計画の基本となる降雨であるおおむね150年に1回程度起こる大雨が降ったこ とにより、宝満川又は筑後川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーション により求めたものである。

なお、このシミュレーションの実施に当たっては、支派川の氾濫、想定を超える降雨、高潮、内水による氾濫等は考慮していない。

宝満川と筑後川の氾濫による浸水シミュレーション結果から、本市の宝満川沿岸地域一帯が0.5~5.0m以上の範囲で浸水の可能性が指摘される結果となっている。宝満川単独よりも筑後川と宝満川複合シミュレーションでの浸水深が最も深くなる可能性が高くなっている。

特に、端間橋下流域では、広範囲にわたって浸水区域が指定されており、中でも赤川地区では浸水深度が5.0m以上になる可能性が指摘されている。市北部域の宝満川流域でも広範囲にわたり、0.5~5.0mの浸水深度が予測されている。

4. 地震災害の想定

福岡県では「地震に関する防災アセスメント調査」(平成24年3月)を実施しており、その報告書における想定地震は、次の9つである。

- (1) 活断層に着目して震源モデルを設定した想定地震
 - 小倉東断層北東部
 - · 西山断層南東部
 - 西山断層全体
 - 警固断層南東部
 - 警固断層北西部
 - 水縄断層西部

- •福智山断層北西部
- 宇美断層南東部

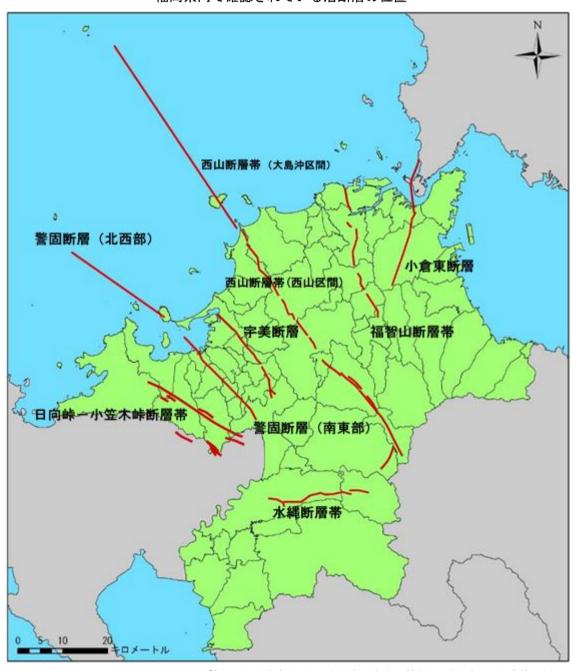
(2) 既往地震を再現した想定地震

・ 糸島半島の地震

このうち、本市に最も影響を及ぼすと予測されるものは、水縄断層西部及び警固断層南東部の想定地震である。

以下、本節においては、これらを想定地震とする。

福岡県内で確認されている活断層の位置



「福岡県地域防災計画(地震・津波対策編)」(平成30年度修正)

福岡県に存在する活断層の国等における評価

活断層名	警固断層 (北西部)	警固断層 (南東部)	小倉東断層	福智山断層帯	西山断層帯	西山断層帯 (西山区間)	西山断層帯	水縄断層帯	宇美断層	日向峠一小笠木峠
										断層帯
断層の長さ	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
(km)	25	27	23	28	38	43	29	26	13	28
マグニ	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
チュード	7. 0	7. 2	7. 1	7. 2	7. 5	7. 6	7. 3	7. 2	7. 1	7. 2
平均な	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
活動間隔		3, 100年~		9,400 年~					20,000 年~	
	不明	5, 500年	不明	32,000年	不明	不明	不明	14,000年	30,000年	不明
最新の	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
活動時期	2005 年福岡県	4,300 年前以後	4,600 年前以後	28,000 年前以	20,000 年前	13,000 年前以			4,500 年前	
	西方沖地震	3,400 年前以前	2,400 年前以前	後 13,000 年以	以後	後概ね 2,000 年		679 年筑紫地震	以後	
				前		前以前	不明			不明
今後 30 年	(4)	(4)	(a)	(4)	(4)	(2)	(4)	(4)	(4)	(4)
以内に地震	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
が発生する確率	不明	0. 3~6%	0. 005%	ほぼ0~3%	不明	不明	不明	ほぼ0%	ほぼ0%	不明

⁽¹⁾ 国(地震調査研究推進本部)による長期評価

⁽²⁾ 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図

想定地震の震源断層パラメータ一覧

震源パラメータ	原断層	小倉東 断層	福智山断層	西山断層	西山断層 海上部へ の延長	警固断層 北西部	警固断層 南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島の地震
震源断層の L(km)	長さ	6)	6)	9)	80	9) 25	9) 27	9)	8)	1) 5
震源断層 <i>©</i> W(km)	回幅	2) 8. 5	2) 10	9) 15	8) 15	9) 15	9) 15	9) 15	2) 9	2) 2. 5
マグニチ ド M	٦ آ	1) 6. 9	7. 0	9) 7. 3	1) 8. 0	9) 7. 0	9) 7. 2	9) 7. 2	8) 6. 9	3)
震源断層の深さ	上端	8)	8)	8)	8)	8)	8)	8)	8)	5) 3
d(km)	下端	8) 10. 5	8)	7) 17	8) 17	8)	8) 17	8) 15	4)	8) 5. 5

- 1) 松田 (1975) ;logL=0.6M-2.9
- 2) W=L/2
- 3) 新編日本被害地震総覧(1987)より
- 4) 鹿児島県北西部地震(1997)を参考に、断層上端 5 km と仮定。断層下端は震源断層の幅(W)をプラスしたもの。
- 5) 糸島地震 (1898) の際に地表に断層が現れなかったので基盤深さ+2kmと仮定
- 6) 新編日本の活断層(1991)より、一連と見なせる断層群を直線で近似した長さ
- 7) 九州大学理学研究院附属地震火山観測研究センター観測資料より
- 8) 福岡県による評価
- 9) 国(地震調査研究推進本部)による長期評価

資料:「福岡県地域防災計画(地震・津波対策編)」(平成24年度修正)

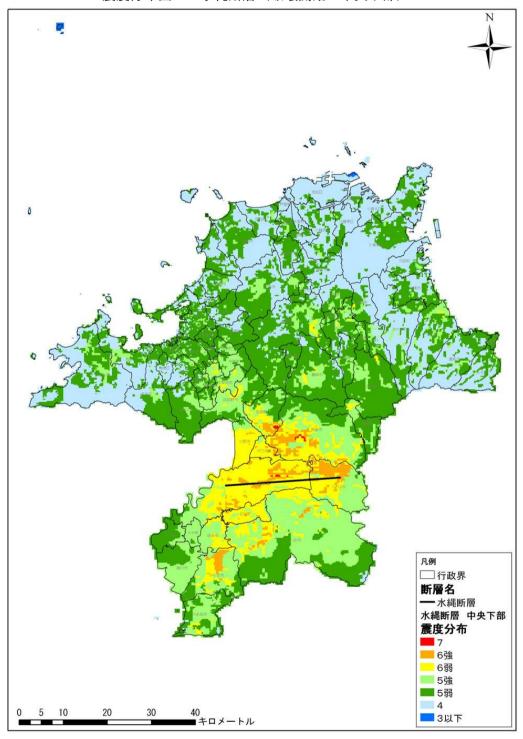
5. 想定結果

本市における水縄断層西部地震及び警固断層南東部地震の想定結果は、次のとおりである。

(1) 震度分布

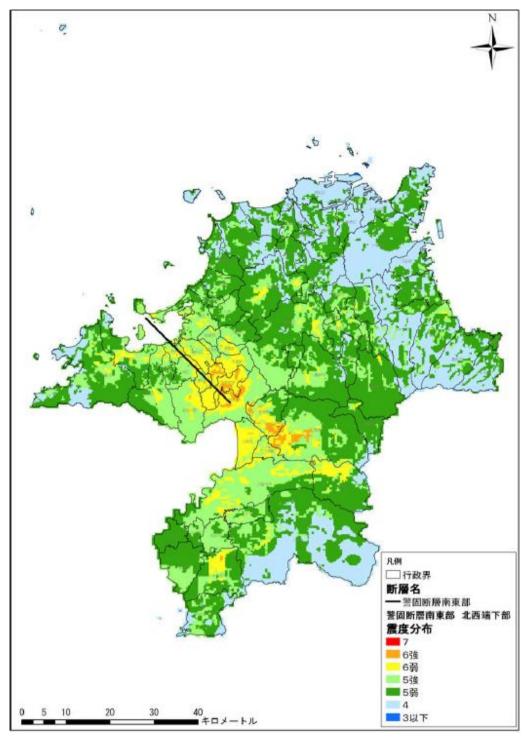
水縄断層西部地震及び警固断層南東部地震ともに、市域において、震度6強又は6弱の 揺れがあると予測されている。

震度分布図 一水縄断層(破壊開始:中央下部)一



資料:「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)

震度分布図 一警固断層(南東部)(破壊開始:北西下部) —

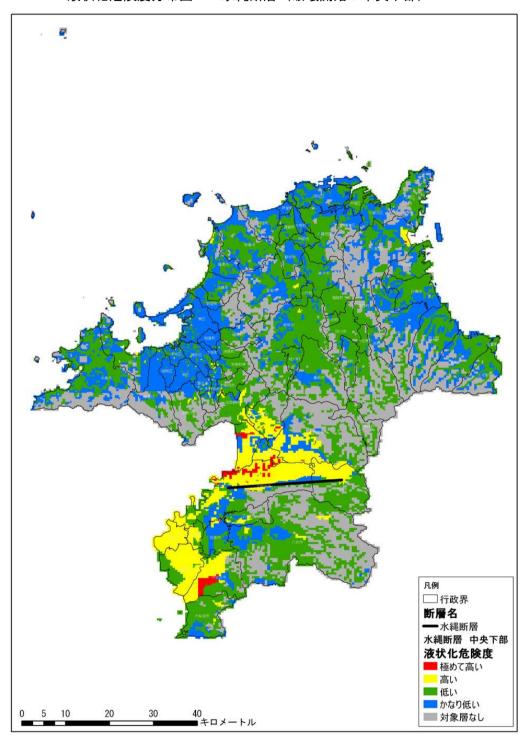


資料:「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)

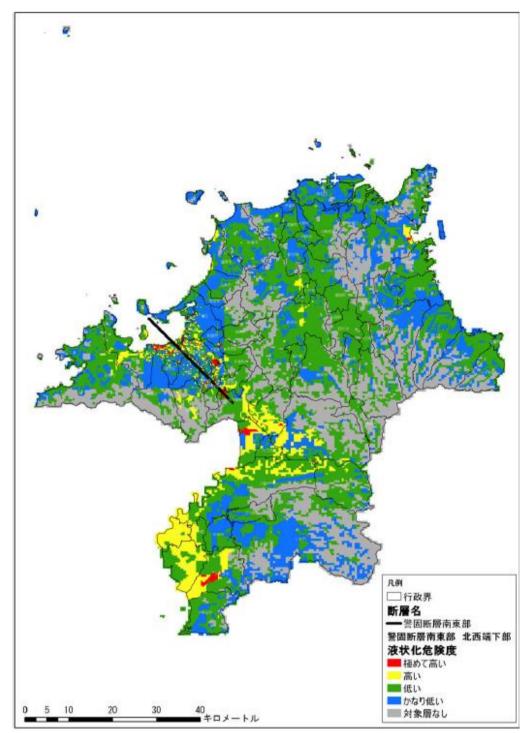
(2) 液状化

水縄断層西部地震及び警固断層南東部地震ともに、市内北東部から北西部にかけての乙 隈・干潟・横隈及び三沢の一部において、液状化の危険性が高いと予測されている。

液状化危険度分布図 一水縄断層(破壊開始:中央下部) -



資料:「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)



資料:「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)

(3)建物倒壊等

水縄断層西部地震では、建物の全壊436棟、半壊246棟と予測されている。警固断層南東 部地震では、建物の全壊342棟、半壊207棟と予測されている。

(4) ライフライン等被害

水縄断層西部地震では、上水道管被害が121箇所、下水道管被害が28箇所、電力(電柱)被害が8本、電話(電話柱)被害が8本と予測されている。警固断層南東部地震では、上水道管被害が94箇所、下水道管被害が21箇所、電力(電柱)被害が7本、電話(電話柱)被害が7本と予測されている。

(5) 火災被害

水縄断層西部地震及び警固断層南東部地震ともに、市内で2件の炎上出火があるが、消防力により2件が消火されると予測されている。

(6) 人的被害

水縄断層西部地震では、死者25人、負傷者767人、要救出現場174箇所、要救出者153人、要後方医療搬送者77人、避難者910人と予測されている。また、要救援者予測では、食料供給対象人口47,949人、給水対象世帯17,679世帯、生活物資供給対象人口910人となっている。警固断層南東部地震では、死者19人、負傷者663人、要救出現場137箇所、要救出者120人、要後方医療搬送者66人、避難者714人と予測されている。また、要救援者予測では、食料供給対象人口39,009人、給水対象世帯14,383世帯、生活物資供給対象人口714人となっている。

(7) 交通施設被害

①道路被害

水縄断層西部地震では、九州自動車道が55箇所、大分自動車が48箇所と予測されている。高速道路以外では、国道500号が3箇所、鳥栖朝倉線が3箇所、久留米筑紫野線が4箇所、久留米小郡線が3箇所と予測されている。警固断層南東部地震では、九州自動車道が46箇所、大分自動車が23箇所と予測されている。高速道路以外では、国道500号が3箇所、鳥栖朝倉線が2箇所、久留米筑紫野線が4箇所、久留米小郡線が2箇所と予測されている。

②鉄道被害

水縄断層西部地震では、西鉄天神大牟田線が 71 箇所、甘木鉄道が 13 箇所と予測されている。警固断層南東部地震では、西鉄天神大牟田線が 69 箇所、甘木鉄道が 13 箇所と予測されている。

(8) 重要施設被害

水縄断層西部地震では、災害対策本部1箇所、警察・消防活動拠点1箇所、避難活動拠点24箇所、医療活動拠点3箇所が一部又は重大な制約を受けると予測されている。警固断層南東部地震では、災害対策本部1箇所、警察・消防活動拠点1箇所、避難活動拠点22箇所、医療活動拠点3箇所が一部又は重大な制約を受けると予測されている。

(9) 住民の生活支障

①居住の制約、食料・飲料水の制約

水縄断層西部地震では、最大で 21,802 世帯が居住の制約、食料・飲料水の制約を受けると予測されている。警固断層南東部地震では、最大で 17,800 世帯が居住の制約、最大で 17,737 世帯が食料・飲料水の制約を受けると予測されている。

②電気の制約

水縄断層西部地震では最大で 2,239 世帯、警固断層南東部地震では最大で 2,137 世帯が 電気の制約を受けると予測されている。

③情報通信の制約

水縄断層西部地震では最大で 170 世帯、警固断層南東部地震では最大で 149 世帯が情報 通信の制約を受けると予測されている。

(10) エレベーター閉じ込め者数

現況の126台に対し、水縄断層西部地震では最大153人、警固断層南東部地震では最大147人がエレベーター内に閉じ込められる可能性があると予測されている。

(11) 帰宅困難者数

水縄断層西部地震及び警固断層南東部地震ともに、市内に足止めされる滞留者が6,406 人、市内に帰宅できない帰宅困難者が14,492人と予測されている。

第5節 重点的に取り組むべき対策

災害に強い市を目指し、第4節「災害の特性」で示したような人命損失危険に対する防災対策の推進や防災拠点となる施設の耐震化の推進、大規模な災害にも対応できる都市基盤整備などを推進する。ただし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、様々な対策を組み合わせることによって、例え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

このようなハード対策に併せて、住民との迅速な防災情報の共有化や自主防災活動の促進及び 効果的な応急対策のための事前対策の推進等のソフト対策等を組み合わせ、災害の未然防止と被 害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図るとともに、とりわけ本市においては、本市の特 性を考慮し、より実践的な防災対策を行うため、重点的な課題に取り組み、安心で安全に暮らせ る防災力の高い地域づくりを目指す。

- 1. 地域の防災力を向上させるための自主防災活動の展開 地域の防災力を向上させるため、住民、地域コミュニティ及び企業等が防災意識を持ち、 災害に対する「備え」を実践する必要がある。
 - (1) 住民の防災意識の高揚・地震防災上の必要な教育及び広報の推進
 - (2) 地域・企業の防災力の向上
- 2. 地域特性を考慮した防災対策の確立

被災による経済的機能を麻痺させないための対策に取り組む必要がある。また、都市型防 災対策の取り組みや人的被害の軽減を図る必要がある。

- (1) 経済拠点機能維持のための対策の推進
- (2) 都市型防災対策の推進
- 3. 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

地震発生時においては、災害時優先電話の途絶なども考えられることから、適切な負傷者搬送のための救急隊と医療機関との間の通信や市等による被害状況の把握及び関係機関への伝達などに支障が生じないよう、多様な通信手段の確保や情報の収集・伝達体制の充実・強化を図る必要がある。

また、災害に関する各種調査研究を実施している大学や学会などには、災害対策上の多くの知見の蓄積がある。これらの知見について、防災対策に有効活用されるよう、大学や学会等と行政との連携体制を構築する必要がある。

- (1) 適切な医療供給体制の構築
- (2) 地域の災害情報の把握・伝達体制の充実・強化
- (3) 大学・学会・防災研究機関等と行政の連携の強化

4. 建築物等の耐震化の推進

地震発生時に死傷者が発生する主な要因は住宅の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、住宅の耐震化に取り組む必要がある。また、公共施設が被災しては、災害対応に支障をきたすことになるため、公共施設の耐震化に取り組むことが必要である。

さらに、水道、電気、ガスなどのライフラインの被災により、住民の日常生活、企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことも予想されるため、ライフライン施設について耐震化に取り組む必要がある。

- (1) 住宅、公共施設等の耐震化の推進
- (2) ライフライン施設の耐震化の推進

5. 高齢化社会などに対応した防災体制の確立

地震発生時には高齢者などの避難行動要支援者が犠牲となるケースが多いため、避難行動 要支援者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導体制の強化など、防災体 制を確立させる必要がある。

- (1) 高齢者などの避難行動要支援者対策の充実
- (2) 要配慮者利用施設の避難確保体制の充実

6. 学校における防災教育推進

災害は突然に、しかも想定外のことが起こる可能性があるという認識のもと、強い危機感を持ち、自らの判断で行動できる児童・生徒の育成に努める必要がある。

- (1) 防災に関する知識の習得
- (2) 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成
- (3) 防災管理・組織活動の充実・徹底

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

1. 市、県、一部事務組合

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
小郡市	(災害予防対策)
	①市防災会議に係る事務
	②小郡市災害対策本部等防災対策組織の整備
	③防災施設の整備
	④防災に係る教育、訓練
	⑤県及び防災関係機関との連絡調整
	⑥防災に必要な資機材等の整備、備蓄
	⑦生活必需品、応急食料等の備蓄
	⑧給水体制の整備
	⑨管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導
	⑩災害危険箇所の把握
	①各種災害予防事業の推進
	②防災知識の普及
	⑬避難行動要支援者の安全確保
	④企業等の防災対策の促進
	⑤災害ボランティアの受け入れ体制の整備
	⑩帰宅困難者対策の推進
	切要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、指導
	(災害応急対策)
	①水防、消防等応急対策
	②災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
	③避難情報及び避難者の誘導並びに避難所の開設
	④災害時における文教、保健衛生
	⑤災害広報
	⑥被災者の救難、救助その他の保護
	⑦復旧資機材の確保
	⑧災害対策要員の確保・動員
	⑨災害時における交通、輸送の確保
	⑩被災建築物の応急危険度判定の実施
	①防災関係機関が実施する災害対策の調整
	⑫災害ボランティアの活動支援
	③市所管施設の被災状況調査 ○ BR K W BR - F W # 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	・ 個関係機関・団体等からの支援受け (水井がり)
	(災害復旧)
	①公共土木施設、農地及び農業用施設等の災害復旧及び改良
	②災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付等
	③被災者生活再建支援制度に係る事務
	④市民税等公的徴収金の猶予、減免措置
二十十六六十二	⑤義援金品の受領、配分 の公式は知の軟件
三井水道企業団	①給水体制の整備 (※含えばも数)
小郡市消防団	(災害予防対策)
	①団員の能力の維持・向上
	②市及び久留米広域消防本部が行う防災対策への協力

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	(災害応急対策)
	①消防活動
	②救助救急活動
	③避難活動
	④行方不明者の捜索
	⑤市及び久留米広域消防本部が行う防災対策への協力
久留米広域消防本部	(災害予防対策)
(三井消防署)	①消防用施設等の整備
	②火災予防に係る教育、訓練
	③防災関係機関との連絡調整
	④防災に必要な資機材等の整備、備蓄
	⑤各種火災予防事業の推進
	⑥危険物施設等に係る予防対策
	⑦応急救護の知識等に係る指導
	(災害応急対策)
	①消防等応急対策
	②災害情報の収集・伝達及び被害調査
	③避難者の誘導
	④被災者の救助その他の保護
	⑤復旧資機材の確保
	⑥災害対策要員の確保・動員
	⑦防災関係機関が実施する災害対策の調整
	⑧危険物施設等に係る応急対策
福岡県小郡警察署	(災害予防対策)
	①災害警備計画
	②警察通信確保
	③関係機関との連絡協調
	④災害装備資機材の整備
	⑤危険物等の保安確保に必要な指導、助言
	⑥防災知識の普及
	(災害応急対策)
	①災害情報の収集及び伝達
	②被害実態の把握
	③被災者の救出及び負傷者等の救護
	④行方不明者の調査
	⑤危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導
	⑥不法事案等の予防及び取締り
	⑦被災地、避難場所、重要施設等の警戒
	⑧避難路及び緊急交通路の確保
	⑨交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
	⑩広報活動
	⑪死体の見分・検視

2. 指定地方行政機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
九州農政局	(災害予防対策) ①米穀の備蓄

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	②防災体制の指導及び農地防災事業の推進
	③農地保全施設の管理体制の強化、指導
	(災害応急対策)
	①応急用食料の調達・供給
	②農業関係被害の調査・報告
	③災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等
	④種子及び飼料の調達・供給
	(災害復旧)
	①被害農業者等に対する融資等
	②農地・施設の復旧対策の指導及び復旧事業費の査定
	③土地改良機械の緊急貸付
	④被害農林業者等に対する災害融資
	⑤技術者の応援派遣等
	(九州農政局福岡地域センター)
	①災害時における政府所有米穀の供給の支援
福岡管区気象台	(災害予防対策)
田門日色入家口	①地震・気象状況に関する観測施設の整備
	②地震・防災気象知識の普及
	③緊急地震速報及び地震情報の発表伝達
	(災害応急対策)
	①緊急地震速報及び地震情報の発表伝達
	②二次災害防止のため、気象・地象(地震にあっては、発生した
	断層運動による地震動に限る)・水象に関する警報・注意報及び 集却の発表・伝達
	情報の発表・伝達
	③災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料の提供
九州森林管理局	(災害予防対策)
	①国有保安林・治山施設の整備
	②林野火災予防体制の整備
	(災害復旧)
	①復旧対策用材の供給
九州地方整備局	国土交通省が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等につい
(筑後川河川事務所)	て下記の措置を取る。また、緊急を要すると認められる場合、協
	定書に基づく適切な緊急対応を実施する。
	(災害予防対策)
	①気象観測通報についての協力
	②防災上必要な教育及び訓練等
	③防災資機材の備蓄、整備
	④雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備
	⑤道路、橋梁等の耐震性の向上
	⑥水防警報等の発表及び伝達
	(災害応急対策)
	①洪水予警報の発表及び伝達
	②水防活動の指導
	③災害時における交通規制及び輸送の確保
	④災害広報
	⑤緊急物資及び人員輸送活動

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	⑦災害対策用車両(照明車、排水ポンプ車等)の貸与 ⑧国土交通省所管施設の被災状況調査
	③通信途絶時における地方公共団体との通信確保(ホットライン 確保)
	⑩市その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力
	(災害復旧)
	①被災公共土木施設の復旧事業の推進
九州厚生局	①災害状況の情報収集、通報
	②関係職員の現地派遣
	③関係機関との連絡調整

3. 自衛隊

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第5施設団 (小郡駐屯地)	(災害予防対策) ①災害派遣計画の作成 ②地域防災計画に係る訓練の参加協力 (災害応急対策) ①災害派遣による市、その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力

4. 指定公共機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会	(災害予防対策)
社(九州支店)・NTT	①電気通信設備の整備と防災管理
コミュニケーションズ	②応急復旧用通信施設の整備
株式会社・株式会社N	(災害応急対策)
TTドコモ(九州支	①気象警報の伝達
社)・KDDI株式会	②災害時における重要通信の確保
社、ソフトバンク株式	③災害関係電報、電話料金の減免
会社	
日本赤十字社	(災害予防対策)
(福岡県支部)	①災害医療体制の整備
	②災害医療用薬品等の備蓄
	(災害応急対策)
	①災害時における医療助産等救護活動の実施
	②避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力
日本放送協会	(災害予防対策)
(福岡放送局)	①防災知識の普及
	②災害時における放送の確保対策
	(災害応急対策)
	①気象・地象予警報等の放送周知
	②避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保
	③社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力
	④災害時における広報

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	(災害復旧)
	①被災放送施設の復旧事業の推進
西日本高速道路株式会	(災害予防対策)
社(九州支社・久留米	①管理道路の整備と防災管理
高速道路事務所)	(災害応急対策)
	①管理道路の疎通の確保
	(災害復旧)
	①被災道路の復旧事業の推進
日本通運株式会社(福	(災害予防対策)
岡支店)、福山通運株	①緊急輸送体制の整備
式会社、佐川急便株式	(災害応急対策)
	①災害時における救助物資等の緊急輸送の協力
会社、ヤマト運輸株式	(災害復旧)
会社、西濃運輸株式会	①復旧資材等の輸送協力
社	
九州電力株式会社(甘	(災害予防対策)
木営業所)、九州電力	①電力施設の整備と防災管理
送配電株式会社(甘木	(災害応急対策)
配電事業所)	①災害時における電力の供給確保
	(災害復旧)
	①被災電力施設の復旧事業の推進
日本郵便株式会社	(災害応急対策)
(九州支社)	①災害時における郵便事業運営の確保
	②災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及
	び援護対策並びにその窓口業務の確保

5. 指定地方公共機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本鉄道株式会社	(災害予防対策)
	①鉄道施設の防災管理
	②輸送施設の設備等安全輸送の確保
	③災害時における緊急輸送体制の整備
	(災害応急対策)
	①災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急
	輸送
	②災害時における鉄道通信施設の利用
	(災害復旧)
	①被災鉄道施設の復旧事業の推進
福岡県医師会	(災害予防対策)・(災害応急対策)
	①災害時における医療救護の活動
	②負傷者に対する医療活動
西日本新聞社・朝日新	(災害予防対策)
聞西部本社・毎日新聞	①防災知識の普及
西部本社・読売新聞西	②災害時における報道・放送の確保対策
部本社 • 時事通信福岡	(災害応急対策)
支社·共同通信社福岡	①気象・地象予警報等の報道・放送周知

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
支社 R K B 毎 日 放送株式会 社・株式会社テレビ西 日本・九州朝日 放送株 式会社・株式会社福岡 放送・株式会社エフエ ム福岡・株式会社 T V	②避難所等の受信機の貸与 ③社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力 ④災害時における広報 (災害復旧) ①被災報道・放送施設の復旧事業の推進
Q九州放送・株式会社 CROSS FM・ラ ブエフエム国際放送株 式会社	

6. 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
みい農業協同組合	(災害応急対策)
	①被災組合員に対する融資又はその斡旋
	②農作物の災害応急対策の指導
	③共同利用施設の災害対策及び復旧
	④救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
	⑤被害状況調査及び応急対策への協力
小郡市商工会	(災害応急対策)
	①被災組合員に対する融資又はその斡旋
	②救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
	③被災会員の被害状況調査についての協力
小郡市環境保全協議会	(災害予防対策)
小郡市建設業協会	①道路、橋梁の災害復旧体制検討への協力
	(災害応急対策)
	①救出活動等における重機、車両の協力
	②道路、橋梁等の災害復旧への協力
	③応急仮設住宅の建設等への協力
小郡三井医師会	(災害予防対策)・(災害応急対策)
	①災害時における医療救護の活動
	②負傷者に対する医療活動
小郡三井歯科医師会	(災害応急対策)
	①歯科医療活動
久留米三井薬剤師会	(災害応急対策)
	①医薬品の調達、供給
小郡市社会福祉協議会	(災害予防対策)
	①在宅要支援者対策
	②市が行う災害対策への協力
	(災害応急対策)
	①市災害ボランティアセンターの設置・運営
	②在宅要支援者の応急対策
	③被災者の保護及び救援物資の支給
	④その他市が行う避難及び応急対策への協力
	⑤被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市立小中学校・幼稚	(災害予防対策)
園・保育所	①避難体制の整備及び避難訓練の実施
	(災害応急対策)
	①災害時における園児・児童・生徒の保護及び誘導
	②市が実施する災害応急対策への協力
	③避難所の管理・運営、炊き出し等への協力
避難行動要支援者関連	(災害予防対策)
施設	①避難体制の整備及び避難訓練の実施
	(災害応急対策)
	①災害時における入所者の保護及び誘導
	②市が実施する災害応急対策への協力
	③在宅要支援者の緊急入所、炊き出し等への協力

第7節 住民及び企業等の基本的責務

住民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日頃から自主的に災害等に備えるものとする。また、災害時には自主的な総合救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

企業等は、従業員や顧客・来場者の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持(燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等)、地域への貢献といった役割を認識し、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、災害時行動マニュアルによる作成等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

第8節 災害に関する調査研究の推進

1. 防災関係機関の調査研究

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ、総合的・計画的な防災対策を推進するため、災害要因の調査、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について調査研究の継続的な実施又は推進を行い、その成果を積極的に防災対策に取り込み、その充実を図る。

2. 大学・学会・防災研究機関等との連携

1. に示すように、震災対策の推進に当たっては、震災及び地震防災に関する調査研究を行う大学等との連携が重要であり、特に大規模地震による被害の甚大性等に鑑みれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。

具体的には、市は、理学的研究としての地震学や地震動が構造物に与える影響、耐震設計、構造の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学的応用学的分野での調査研究、震災時の人間行動や情報伝達など社会学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、地震による被害の軽減を図るための震災及び地震防災に関する調査研究を一層総合的に推進し、大学等との連携を図るとともに、その体制の構築に努める。

3. 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

災害予防計画においては、次の点を基本方針として推進する。

1. 人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減する ための災害予防対策を重視する。とりわけ、建物(被害)に対する対策及び地震防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

2. 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

3. 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県の実施した防災アセスメントの結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進するものとする。

4. 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、消防関係施設、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を来したことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。

5. 防災力の向上

大規模災害時には防災関係機関だけでは対応できないことから、防災関係機関における防 災力の向上のほか、住民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進するものとする。

6. 初動マニュアルの作成

災害対策基本法に基づき、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進を図るため、地区防災計画(初動マニュアル)の作成を支援する。なお、本市においては、災害対策 基本法に定められる地区防災計画を初動マニュアル等の名称をもって、災害発生時における 地域の初動体制の確立を重点とした計画の作成を推進する。

第2節 防災組織の整備

1. 防災会議の充実

本市に係る災害予防対策を推進するため、防災会議を年1回以上開催し、地域防災計画の 作成、見直し及び実施を推進する。

2. 消防組織

(1)消防団

消防団は、久留米広域消防本部と連携をとりながら、適切な消火・救助活動を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

(2)消防施設の強化

宅地造成、一般住宅の建設等、消防活用範囲の拡大に伴い、久留米広域消防本部、消防 団及び消防水利施設の充実・強化を図る。消防用水利については、住宅の密集地等におい て中継的消防用水槽の必要があるものについては早急に整備拡充する。

3. 防災関係機関

市域を所管する、又は市内にある指定地方行政機関(国の機関)、指定公共機関(公共的機関、公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定)、指定地方公共機関(公共的機関、公益的事業を営む法人で県知事が指定)は、非常事態発生時における応急対策実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善を図る。

4. 市の業務継続体制

大規模地震等が発生した場合には、市の行政機能も被災する可能性があり平常時の人員・執務環境を前提とした業務を行うことが困難な状況が想定される。また、市の業務が中断した場合には、市民生活や社会経済活動に重大な影響が生じることとなる。このため、地域防災計画に定める災害応急対策業務の着実な遂行と、継続する必要性が高い通常業務の機能停止・低下を最小限に抑え、可能な限り速やかな復旧・復興に努め、市民生活の回復を図る必要があることから、緊急時に災害対策本部の各対策班の担当する業務について、業務の範囲と優先順位及び必要な事項を定め、緊急時における様々な状況に対応して適切な行動の選択を可能にすることによって、災害による市民の生命及び生活に係る被害の軽減に向けた適切な対応に資することを目的として、小郡市業務継続計画 (BCP) を活用する。

第3節 自主防災組織の活動計画

1. 自主防災組織の活動の方針

自主防災組織とは、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が「自分達の地域 は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自主的に防災活動を行う組織をいう。

大規模な災害による通信、交通等の遮断に起因する防災関係機関の防災活動機能の低下時 や災害発生初動等においては、地域住民による自主的な防災活動が災害の未然防止、被害拡 大防止のために非常に有効である。

こうした自主的な防災活動を効果的に行うためには、地域の住民、自治会(行政区)、校 区防災部会、消防団、民生委員・児童委員、ボランティア等様々な関係者・関係団体が連携 して自主防災組織を設置し、平時からお互いに協力しながら防災活動に取り組んでいくこと が必要である。

このため、市や久留米広域消防本部は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、 地域住民が連携して初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所や避難ルート等の周知・ 安全確認、避難行動要支援者の避難支援・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進を図る ものとする。また、自主防災組織による活動の準拠となる地区防災計画(初動マニュアル) 等の作成を推進し、実効的かつ継続的な自主防災力の充実・強化を図る。

2. 自主防災組織の設置及び育成

自主防災組織の組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に必要な助言及び 指導等を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

3. 自主防災組織の組織づくり

自治会(行政区)ごとに自主防災組織を設置していくことを基本とし、次のような方法により組織づくりを進めるものとする。また、地域防災リーダー等の人材育成にも努める。

- (1) 自治会(行政区)の自治組織に、自治会活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織を設置する。
- (2)地域で防災活動を行っている組織や団体の充実・強化を図り、自治会(行政区)と協力して自主防災組織を育成する。
- (3) 校区防災部会との連携を図り、校区単位における自主防災組織相互の連携・強化を図る。
- (4) 自主防災組織の迅速かつ的確な防災活動に資するための防災資機材の整備を図る。
- (5) 災害時における情報伝達、避難支援、初期消火、救出救護活動等が迅速に行えるよう、 市や防災関係機関との協力要請、活動支援等について必要な措置を講ずる。

4. 自主防災組織の活動内容

- (1) 平常時の活動内容
 - ①自主防災組織における防災体制の構築

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織の構成員各自の役割をあらかじめ定める

こととする。

- ア. 地域及びその周辺の危険箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
- イ. 災害発生時における自主防災組織の任務分担に関すること。
- ウ. 防災訓練の実施及び防災関係機関が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- エ. 地域での各班、各世帯及び防災関係機関等への連絡方法、情報伝達に関すること。
- オ. 防災資機材等の配置場所の周知及び点検整備に関すること。
- カ. 避難情報等の情報伝達、避難場所、避難経路及び避難支援に関すること。
- キ. 負傷者の救出、搬送、救護所の開設及び運営に関すること。

②防災知識の普及

正しい防災知識を地域の住民一人ひとりが持つよう、必要に応じて、市・校区防災部会等と連携を図りながら、講演会、研修会、避難訓練その他各種地域イベント等のあらゆる機会を活用し、住民への啓発を行う。

主な啓発内容は、災害に関する知識、災害時の心得、平常時における防災対策、自主防 災組織の活動とその役割等とする。

③防災訓練の実施

地域防災訓練、その他の避難訓練等において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、地域の住民や校区防災部会、企業・事業所等、他の防災関係機関との連携を図ることとする。また、避難行動要支援者の避難支援に係る訓練の実施に努める。

- ア. 情報の収集及び伝達の訓練
- イ. 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ. 避難訓練
- エ. 救出及び救護の訓練
- オ. 食料の調達及び炊き出しの訓練

④地域内備蓄の整備

災害時には流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが 想定されることから、講演会や研修会、避難訓練等を通じて、地域内において必要な食料、 飲料水、防災用資機材及び応急手当用品等の備蓄品を整備するよう努める。

⑤防災マップの作成

地域の危険箇所や災害時に有用となる施設や設備等を事前にチェックし、地図に作成して掲示又は各戸配布することにより、地域住民の避難行動の迅速・的確化を図るとともに、 一人ひとりの防災意識の向上を図る。

⑥他の防災関係機関との連携

校区防災部会や地域における各種団体、組織、地域内の事業所の防災組織、民生委員・ 児童委員、福祉関係団体等との連携を密にし、地域での総合的な自主防災活動の推進に努 める。

(2) 災害発生時の対応

①初期消火

戸別の家庭に対し、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけると

ともに、火災が発生した場合、消火器やバケツを活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

②情報の収集及び伝達

自主防災組織は、地域内で発生した災害の被害状況を迅速かつ正確に把握し、市や防災 関係機関に報告するとともに、住民にも情報を提供して不安を解消するなど、的確な情報 の収集及び伝達に努める。

③救出及び救護の実施

建物の崩壊等により住民の救出が必要な状況が発生したときには、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を活用して速やかな救出活動の実施に努める。また、自主防災組織の救出活動では救出できない状況においては、防災関係機関の救出活動に委ねるものとし、防災関係機関の救出活動の円滑な実施に必要な協力を行う。

負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者は速やかに救護所等へ搬送するものとする。

④避難の実施

災害における避難情報等が発令された場合は、地域住民に対して速やかに情報の伝達を 図り、迅速に避難場所に誘導する。避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア. 避難誘導責任者が確認すべき事項

市街地・・・・・火災、落下物、崩壊、危険物等

浸水地域・・・・外水氾濫、内水氾濫による浸水被害

- イ. 迅速な避難行動がとれるよう必要最小限の非常持ち出し品
- ウ. 自力で避難行動をとることが困難な避難行動要支援者に対する避難支援
- ⑤炊き出し及び救援物資の配布等の協力

災害の規模によっては避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の配分が必要になることから、これらの活動を円滑に行うため、地域の自主防災組織が炊き出しを行うほか、市や防災関係機関からの給水、救援物資の配布に協力をする。

5. 事務所・施設等自衛消防組織等

久留米広域消防本部は、法令により設置が義務付けられている自衛消防組織について、設 置の徹底を図るとともに、組織の要員の資質向上を図る。

6. 防災士、防災リーダー等の防災人材

地域・自主防災組織におけるリーダーとなり得る防災士資格保有者の育成を支援するとともに、市で毎年実施する防災リーダー講習会修了者を認定する防災リーダーの育成と防災セミナーの開催による防災リーダーの識能の維持・強化により、地域・自主防災組織の育成・強化を図る。

7. 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

消防団が地域住民により構成される消防機関であることから、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任

したりする等、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るように努める。また、市及び 久留米広域消防本部は、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災 組織が行う訓練その他の活動の充実を図るように努める。

- 8. 地区防災計画(初動マニュアル)等
 - ・三国が丘1区地区防災計画【三国が丘1区自主防災会】

第4節 企業等防災対策の促進計画

1. 企業等の防災対策

企業等は、災害時における従業員との連絡方法を定め、3日分以上の備蓄等を推進し、災害が発生した場合には、地域住民と協力し、周辺地域における防災活動を協働で行うこととする。

2. 防災訓練

市は、防災訓練等の機会を捉え、企業等に対し、訓練への参加等を呼びかける。

3. 事業継続計画 (BCP) の普及啓発

市は、企業等に対して、事業継続計画の策定の普及啓発に努める。

※ 事業継続計画=国や地方自治体、企業等が、自然災害などの緊急事態に備えて、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

4. 事業所との消防団活動協力体制の構築

市は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

※ 消防団協力事業所表示制度=消防団に対して、事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所の申請又は市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

第5節 防災知識の普及計画

1. 防災知識の普及

(1) 市職員に対する教育

市は、平常時の的確な地震防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。

①教育の内容

- ア. 災害に関する知識
 - 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
 - ・当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度
 - ・過去の主な被害事例
- イ. 防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担
- ウ. 職員として果たすべき役割(任務分担)
- エ. 初動時の活動要領 (職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等)
- オ. 防災知識と技術
- カ. 防災関係法令の運用
- キ. その他の必要な事項

②教育の方法

- ア. 新任研修
- イ. 職場研修
- ウ. 研修会、講習会、講演会等の実施
- エ. 見学、現地調査等の実施
- オ. 防災活動手引等印刷物の配布

なお、新任研修、職場研修は、次の要領で実施する。

ア. 新任研修

任命権者は、あらたに職員として採用された者に対して、新任研修を実施する。研修は、通常の新任職員研修の一項目として行う。

イ. 職場研修

各職場においては、防災訓練等にあわせて、次の項目に重点を置いた研修を実施する。

- 各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
- 各職場の初動時の活動要領の確認

(2) 一般住民に対する啓発

市及び久留米広域消防本部は、住民に対し、災害時の被害想定結果などを示しながら、 その危険性を周知させるとともに、地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよ う、地震及び防災に関する知識の普及啓発を図る。

その際には、避難行動要支援者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

①啓発の内容

- ア. 災害に関する基礎知識、災害発生時に具体的にとるべき行動に関する知識
- イ. 過去に発生した災害被害に関する知識
- ウ. 備蓄に関する知識
 - ・3日分以上の食料、飲料水等の備蓄
 - ・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- エ. 住宅等における防災対策に関する知識
 - ・住宅の耐震診断と補強、防火に関する知識
 - ・家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下 やブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭に おける防災対策に関する知識
- オ. 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中など)で災害発生時にとるべき行動
- カ. 山・がけ崩れ危険予想地域、浸水想定区域等に関する知識
- キ. 緊急地震速報、防災気象情報、避難情報に関する知識
- ク. 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ケ. 避難生活に関する知識
- コ. 応急手当方法等に関する知識
- サ. 早期自主避難の重要性に関する知識
- シ. コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- ス. 災害時における家族内の連絡体制の確保
- セ. 災害情報の正確な入手方法
- ソ. 避難行動要支援者への配慮
- タ. 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- チ. 出火の防止及び初期消火の心得
- ツ. 水道、電力、ガス、電話などの災害時の心得
- テ. その他の必要な事項

②啓発の方法

- ア. テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
- イ. 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ. 映画、ビデオテープ等の利用
- 工. 各種相談窓口の設置
- オ. 防災士を通じた啓発
- カ. 講演会、講習会の実施
- キ. 防災訓練の実施
- ク. インターネット (ホームページ) の活用
- ケ. 各種ハザードマップ等の利用
- コ. 広報車の巡回による普及
- サ. 市街地における想定浸水深等の表示(標識の設置)
- (3) 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒が、発達段階に応じて、知識を習得するとと

もに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推 進する。

- ①防災に関する知識の習得
 - ア. 学習指導要領に基づき、各教科等、総合的な学習の時間及び特別活動を通じた学習 指導の充実
 - イ. 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
 - ウ. 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実
- ②周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成
 - ア. 日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成
 - イ. 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等 の体験的な活動の実施
- ウ. ボランティア活動等を通した安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成 ③防災管理・組織活動の充実・徹底
- ア、校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置
 - イ. 教職員研修の充実
 - ウ. 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の充 実
 - エ. 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築
- (4) 防災上重要な施設の管理者等の教育

久留米広域消防本部は、防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、 災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処し得る自主防災体制の強化を図る。

- ①指導の内容
 - ア. 防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
 - イ. 災害の特性及び過去の主な被害事例等
 - ウ. 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
 - エ. パニック防止のための緊急放送等の体制準備
 - オ. 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

②指導の方法

- ア. 防災上重要な施設の管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の 災害時における防災体制を強化する。
- イ. 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における 行動力を強化する。
- ウ. 防災上重要な施設の管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- エ. 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2. 防災知識の普及に際しての留意点等

市及び久留米広域消防本部は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施するものとする。

さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難 行動要支援者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援す る体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配 慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮す るよう努めるものとする。

第6節 防災訓練の実施計画

市は、久留米広域消防本部等防災関係機関と連携し、防災計画が災害時に十分活用され的確に 遂行できるように、防災訓練を実施し、防災体制の整備、防災意識の普及等を図るものとする。

1. 総合防災訓練

災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て、地震・大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水・給食等の各訓練を総合的に実施する。

また、実施に当たっては、多数の住民の参加を募るとともに、自主防災組織、非常通信協議会、要配慮者利用施設、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図り、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の避難行動要支援者に十分配慮するものとする。

2. 各種訓練

(1) 災害対策本部設置運営訓練等

災害時における災害対策の万全を期するため、災害対策本部設置運営訓練等を実施し、 災害対策本部の設置運営を円滑に行うための訓練を行うものとする。

(2)消防訓練

久留米広域消防本部及び消防団は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(3) 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、 無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

(4) 医療救護訓練

災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するように、日頃から実践に即した訓練等を実施する。

訓練の方法としては、具体的な災害設定を行い、災害発生直後の医療情報の通報・収集や要請・指令に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合いによる選別等や症例に応じた応急医療など、図上訓練を含め、実際に即した医療救護訓練を実施する。

(5) 避難誘導訓練

災害時における避難情報及び立ち退き等の円滑かつ迅速及び確実を期するため、市が中心となり、警察署、久留米広域消防本部、消防団及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び住民の協力を得て実施する。

(6) 災害情報等配信システム定期配信訓練

市で設置する災害情報等配信システムの理解促進と防災意識高揚のため、登録者に対する定期的な配信訓練を実施する。

(7)職員の災害時登庁訓練

大規模災害時において通勤手段が制約される中での職員の登庁訓練を実施して、職員の 防災意識の高揚と災害対応における即応性の向上を図る。

3. 住民の訓練

市は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上を資するため、久留米広域消防本部及び消防団と連携し、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、避難行動要支援者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

- (1) 避難訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 避難行動要支援者の避難支援訓練
- (4) 応急救護及び搬送訓練
- (5) 図上訓練
- (6)情報の収集及び伝達訓練
- (7) 応急給水、食料調達、炊き出し訓練
- (8) その他地域の特性に応じた必要な訓練

4. 防災訓練に際しての留意点等

市及び久留米広域消防本部は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。

また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等において きめ細かく実施又は行うよう指導し、緊急地震速報の発表時や災害発生時の住民の避難行 動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

さらに、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

5. 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を 訓練終了後整理し、その結果を防災計画の改訂や次回訓練の際に有効に活用する。

第7節 市街地の整備計画

市は、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業等により過密化した 都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避 難地、避難経路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化 対策を推進する。

1. 方針

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

2. 防災空間の確保、整備、拡大

都市公園の整備を進め、避難地の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。

3. 避難地等の整備

災害時に住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路を次の事項に留意して選定、 整備し、住民に周知させるものとする。

(1) 避難地

- ①火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。
- ②危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
- ③浸水等の危険のないこと。
- ④避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- ⑤一定期間の避難者の応急救護活動が実施できること。
- (2) 火災に対する避難圏域(広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲)
 - ①広域避難地等収容可能人口は、避難者1人当たりの必要面積をおおむね1 m²以上として 算定すること。
 - ②火災に対する避難圏域の境界は、原則として行政区単位とすること。
 - ③広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。
 - ④火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難 地等収容可能人口に余裕をもたせるものとすること。

(3) 避難路

- ①沿道に耐火建築物が多いこと。
- ②落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。
- ③広域避難地等の周辺では、できるだけ進入避難路を多くすること。

- ④自動車の交通量が比較的少ないこと。
- ⑤危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないこと。
- ⑥耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- (7)浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- ⑧通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

(4) 避難地標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠 方から確認できるよう、市街地の状況に応じ必要な広域避難地についてランド・マークを 設置する。

(5) 給水施設

- ①広域避難地内又は周辺の浄水場、配水場の貯留水を利用するために必要な機材 (ポンプ等)を整備する。
- ②広域避難地内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。 ③必要に応じ大型耐震性貯水槽を設置する。

(6) 応急救護所等

広域避難地における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難地内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。

(7) 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設を行う。

4. 避難路の安全確保

市は、次により広域避難地等への安全確保を図るものとする。

- (1) 火災に対する安全性の強化
 - ①避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
 - ②必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。
- (2) 主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置をとる場合に必要な 施設等を整備する。

- (3) 危険物施設等に係る防災措置
 - ①危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

②上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化 するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

(4) その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第8節 建築物及び文化財等災害予防計画

1. 建築物災害予防対策

災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を確保するよう配慮するものとする。特に公共建築物については、不燃化を進めるとともに一般建築物の基準以上の耐震性の向上に努め、老朽施設の更新、補強を進めるものとする。

また、民間施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常 点検を指導するとともに、耐震性の強化を促進するものとする。

2. 液状化対策

アセスメント調査では、乙隈地区、干潟地区、横隈地区、三沢地区で液状化の危険性が高いと予測されている。

このため、公共土木構造物や道路・地中埋設管等のライフライン施設について、液状化対策を実施し、地震時の機能障害を最小限にするよう努める。

また、住民に対し、液状化現象やその危険地域の情報を提供し、液状化対策の必要性の理解を深め、防災意識の向上を図る。

3. 建築物等の耐震性の確保

市は、各種建築物の耐震性の向上を図るため、「小郡市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・改修をはじめとする施策を積極的に推進する。

(1) 既存建築物の耐震性の向上の促進

① 庁舎等

- ア. 既存市有施設の耐震性の向上の促進
- イ. 市有施設の耐震安全性の目標確保
- ウ. 既存の木造施設の不燃堅ろう化

②教育施設等

ア. 既存の耐震耐火構造でない校舎部分については、順次耐震耐火構造による改築を図る。

- イ. 老朽施設については、更新、補強を図る。
- ウ. 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

③公営住宅

市営住宅については、特殊な構造で当面の除去予定のないものについては、順次耐震診断を行い、必要に応じて改修に努める。

4)社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

(2) 防災上重要な公共施設の耐震化

避難収容施設等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共施設等については、市は、耐震点検調査を実施し、当該施設の重要度を考慮して、順次耐震補強に努める。

(3) 公共施設及び危険物施設の点検整備等

市及び施設管理者は、道路、河川、ため池、急傾斜地崩壊防止施設等公共施設の機能及 び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行う。

また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。

4. 落下物の防止対策

大規模な災害時には、屋外広告物や建築物外壁、建物内の落下による被害が予想されるため、設置者に対して維持管理の面から落下防止の指導を行う。

(1) 学校校舎

校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。

(2) 社会福祉施設、病院、保育所等

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。

(3) 庁舎

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

5. 文化財災害予防対策

市及び久留米広域消防本部は、文化財を災害から保護するため、防災意識の向上、防災施設の整備を図るものとする。

- (1) 文化財に対する住民の防災意識の向上及び愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。
- (2) 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。
- (3) 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。
 - ①防火管理体制の整備
 - ②環境の整備
 - ③火気の使用制限
 - ④火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - ⑤自衛消防隊の組織の確立とその訓練
 - ⑥火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
- (4) 防火施設等、次の事項の整備の推進、耐震診断、耐震補強及び環境保全とそれに対する 助成措置を行う。
 - ①消火施設

- ②警報設備
- ③その他の設備
- (5) 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。
- (6) 古墳、遺跡等の点検整備を行う。

第9節 土砂災害防止施設等の整備計画

1968年十勝沖地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、1978年宮城県沖地震、1984年長野県西部地震、1995年阪神・淡路大震災、2004年新潟県中越地震、2011年東日本大震災等の地震では、地震に伴う山崩れ、がけ崩れ、宅地造成地の崩壊などの土砂災害により、大きな人的・物的被害を出している。

そのため、市は、地震による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険な箇所 における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。

特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等の指定をし、市は、それに基づき警戒避難体制の 整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

1. 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

ハザードマップに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を掲載するとともに、 市内全世帯及び関係機関にハザードマップを配布し、関係住民・機関に危険箇所を周知する。

(2) 自主防災組織の育成

市及び久留米広域消防本部は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努める。

(3) 避難に係る警報装置等の整備

市及び関係機関は、急傾斜地崩壊危険区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう、簡易雨量計、警報装置等の整備に努める。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

市は、小郡警察署及び小郡市消防団と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期、また、豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等について的確に把握しておく。

特に、雨量については、各危険区域近傍に設置する簡易雨量計等により、自主的な観測 体制を整える。

(5)情報の収集及び伝達体制の整備

①情報の収集

市及び関係機関は、日頃から、過去の経験をもとに、どの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

②情報の伝達

市は、急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう 伝達体制を整備するとともに、危険区域における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロー ル実施者に夜間の緊急な伝達方法も十分に配慮しておく。

2. 地すべり対策

(1) 行為の制限

地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害したり、助長し、若しくは、誘発する原因となる行為は、「地すべり等防止法」第18条に基づき行為の制限を行う。

(2) 避難体制等の整備

市は、住民が安全な避難を行えるよう、ハザードマップに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を掲載し、また、市内全世帯及び関係機関にハザードマップを配布し、関係住民・機関に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

なお、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該 土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に 住民の避難情報等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する 情報を提供するものとする。

(3) 地すべり防止工事の実施

地すべり対策事業の実施により、地すべり防止に努める。

3. 土砂災害防止法の推進

(1) 土砂災害の定義

「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として、住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

(2) 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

市は、防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を印刷物等(ハザードマップ等)により住民に周知する。

4. 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

(1) 避難誘導対策

市は、土砂災害警戒区域等を印刷物等により市民に周知するとともに、自主防災組織と適切な避難経路を検討し、避難誘導の徹底を図る。

(2) 避難計画

市及び久留米広域消防本部は、自主防災組織と連携を図りながら避難訓練を行うとともに、土砂災害警戒区域内の住民に対し、印刷物等を活用した適切な避難訓練が実施できるよう必要な指導・助言等を行う。

(3) 指定緊急避難場所等

指定緊急避難場所等は「第2章 第17節 避難体制の整備計画」(P62) によるものとする。

(4) 土砂災害情報等の伝達

土砂災害情報等の伝達は、「第2章 第15節 広報体制の整備計画」(P60) によるものとする。

(5) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における対策

土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法第8条第1項第4号の規定に基づき、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成し訓練を実施する。

避難確保計画

- ①避難確保計画で定める事項
- ・土砂災害が発生するおそれがある場合の防災体制に関する事項
- ・土砂災害が発生するおそれがある場合の誘導に関する事項
- ・土砂災害が発生するおそれがある場合の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・土砂災害を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- ②避難確保計画等の報告

避難確保計画を作成・変更したときは、その旨小郡市に報告する。

③要配慮者利用施設への情報伝達方法

市が運用している災害情報等配信等システムに要配慮者利用施設の管理者等を登録 し、メール等を用いて気象情報や河川の水位情報、避難情報等の災害に関する情報伝 達を行う。

第10節 交通施設の安全対策計画

道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。

1. 道路施設

(1) 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク

ハザードマップに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を掲載するとともに、 市内全世帯及び関係機関にハザードマップを配布し、関係住民・機関に危険箇所を周知す る。また、市のホームページに過去の大雨時における冠水実績に基づく「大雨時の道路冠 水警戒・注意マップ」を掲載して、関係住民・機関に危険箇所を周知し、交通路における 災害防止を図る。

①緊急交通路

あらかじめ震災等大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路(以下「緊急交通路」という)を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

②緊急輸送道路ネットワーク

緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する 道路、又は防災拠点を相互に連絡する道路を選定し、その耐震性、安全性の強化に努める ものとする。

(2) 市道の震災予防対策

①道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施 し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

②橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、橋 梁の耐震補強を行う。

また、緊急輸送道路を優先するが、それ以外の橋梁についても順次耐震補強を実施する。

③拠点の整備

大規模震災時に道路の早期啓開ができるよう、必要な機能の整備を実施する。

④ 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めるとともに、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておくものとする。

第11節 上下水道施設等の安全対策計画

水道事業者は、水道施設について、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

下水道施設については、急激に進む市街化に対応し、浸水被害等の被害を防止するため、雨水、 汚水の迅速な排除が行えるよう、また、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止する ため、下水道管理者は、下水道施設の設計及び施工に当たっては耐震対策を講じ、施設の整備増 強を図る。

また、ため池については、決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池について、県への申請などの働きかけを行い、県営ため池等整備事業、団体営ため池等整備事業等で整備を推進する。

1. 上下水道施設の安全対策

(1) 上水道施設

水道事業者における水道施設の整備については、「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」(日本水道協会刊)等により、施設の耐震化を推進する。

また、水道ごとに、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検 討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確 保などを含め必要な施設の整備増強を図る。

(2) 下水道施設

①耐震性の強化

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、老朽管等については、必要に応じて補強、布設替、改築工事を推進する。また、新設の下水道施設については、日本下水道協会が制定した「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、耐震性の強化を図る。

②情報交換の迅速化

終末処理場においては、管理者である県と情報交換を行い、連携を図るとともに、河川 管理者との情報交換を行い、総合的な浸水防止対策を図る。

③動力源の確保

地震時においては、停電等による二次的災害を考慮して、最小限として排水機能を確保 するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重 化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

2. ため池施設の安全対策

ため池の管理者である市及び水利組合等は、県と連携し、ため池を調査し、安全対策の指導及び防災情報連絡体制の確立を図る。

第12節 応援体制の整備計画

大規模災害時における応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関と相互応援協定を締結する等、平常時より体制を整備しておくものとする。また、被災地外の地方公共団体や防災関係機関をはじめ企業、ボランティア団体等による支援が災害対応に果たす役割は大きくなっており、外部からの支援を効果的に活かすための受援体制を事前に準備するとともに、発災時の円滑な運用のために、あらかじめ具体的に支援の受入れに係る事項を明文化し職員が理解しておく必要がある。このため、今後発生のおそれがある大規模災害に備え、外部からの支援を効果的に受け入れるための「小郡市災害時受援計画」に基づき効率的かつ円滑な受援に資する。

また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮するものとする。

1. 相互協力体制の整備

(1) 福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、隣接市 町村との協力応援体制についても整備を推進する。

現在、協定を締結している市町村は次のとおりである。

福岡県久留米市 福岡県筑紫野市 福岡県大刀洗町 福岡県筑前町 佐賀県鳥栖市 佐賀県基山町

(2) 大規模な地震災害等おいては、近隣自治体も同時被害が想定されるため、遠方の地方公共団体との協定を締結し、相互支援体制の整備を推進する。

現在、協定を締結している市町村は次のとおりである。

鹿児島県姶良市

2. 国土交通省九州地方整備局との応援協定

大規模な災害が発生した場合に、県を通さずに直接国へ支援要請を行うことによって、迅速かつ広範囲に災害対応が図られるよう、大規模な災害時の応援に関する協定書を締結する。

3. 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派 遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に 努める。

連絡先 陸上自衛隊小郡駐屯地第5施設団本部第3科

住所 小郡市小郡2277番地

電話 0942-72-3161

4. 民間との協力体制の整備

災害時には、民間業者や市内団体からの物資の協力が必要となる事態が予想されるので、 あらかじめ関係団体・企業等と協議し、物資の優先的供給等の業務の内容、協力方法につい ての協定の締結を促進する。

また、協定を締結した場合は、必要に応じて内容等の見直しを図るものとする。

5. 防災関係機関の連携体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

また、市は、専門的知見や経験を有する人材の派遣、ボランティア等の支援力の活用、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

6. 広域応援拠点等の整備

市は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備する。

第13節 災害救助法等の運用体制整備計画

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備しておくものとする。

1. 災害救助法等の運用の習熟

(1) 災害救助法運用要領の習熟

市は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 必要資料の整備

市は、「災害救助の運用と実務」(第一法規出版)、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

2. 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け、災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第14節 情報収集・伝達体制の整備計画

1. 通信手段の確保

(1) 防災行政無線

- ①災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線等の整備・充実を図る。
- ②防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立を図る。
- ③住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備・充実を図る。
- ④災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の整備・充実を図る。
- ⑤主要防災関係機関への通信回路を設置する。
- ⑥防災行政無線と全国瞬時警報システム(J-ALERT)との接続等により、緊急地震 速報をはじめとする災害情報を瞬時に伝達するシステムの構築を図る。

(2) 災害時優先電話

災害時優先電話の配備・指定について、NTT西日本に要請し、緊急連絡体制の確立を 図る。

(3) 災害時における情報収集用電話の増設

市民、関係機関等からの災害に関わる情報を、より多く収集するとともに、災害対応に 当たる職員の業務を効率的に遂行するため、情報収集専用の電話回線を増設して情報収集 要員を配置する。

2. 通信施設の整備

(1) 有線通信施設

機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図るとともに、大幅な通信の 輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図る。

(2)無線通信施設

機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図るとともに、特に共通波の 使用に際しては、電波の混信をさせないための通信統制計画を図る。

3. 無線従事者の確保

大規模な災害が発生した場合に、通信機能を有効に活用できるように、平常時から市職員 の教育・育成を積極的に推進し、無線従事者の増員確保を図る。

また、各通信系統の通信方法、通話試験方法、通常点検及び随時点検の実施方法、総合点検の実施方法等をマニュアル化する。

4. 民間との協力協定の促進

民間の無線従事者からの情報提供等に備えて、市内のアマチュア無線クラブ、タクシー無線取扱業者等の把握に努めるとともに、災害時の協力協定の締結を促進する。

5. その他の通信設備

インターネットを介した情報伝達手段として ASP サービスを活用した災害情報等配信シス

テムを構築し、市職員及び関係団体・機関等の登録者に対して、気象情報、災害情報、避難情報等のメール配信・電話による伝達を行う。また、無線機を活用した現地情報の収集・共有手段について検討する。

第15節 広報体制の整備計画

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して、迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

1. 運用体制の整備

市は、次により広報体制の整備を図るとともに、被災者への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の整備を図るとともに、メール、携帯電話等での情報発信、通信事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール)や広報車等の活用も含め、多様な情報伝達手段の整備に努め、住民に対し、複数の手段を有機的に組み合わせて災害に関する情報を伝達する。また、身体障がい者(視覚障がい、聴覚障がい等)や高齢者への情報伝達に関しては、身体の状況等に応じて配慮が必要であるため、行政区・自主防災組織等と連携した情報伝達により避難支援の推進を図る。

- (1) 防災メールまもるくん、エリアメール、Yahoo!防災アプリ等による配信
- (2) テレビ、ラジオ放送、市HP等による広報
- (3) 市、消防関係(消防署、消防団)、警察関係の広報車による広報
- (4) 行政区長、自主防災組織等に対するメール、電話、FAX等による伝達
- (5) 警鐘、サイレン等による伝達

2. 関係機関の連絡体制の整備

市は、広報活動及び広聴活動を行うに当たっては、他の関係機関との連携を図りながら実施する。

3. 報道機関との連絡体制の整備

市は、災害時の広報について報道機関(ケービレッジ、ドリームスエフエム等)との連携体制を構築する。

第16節 救出救助体制の整備計画

震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助 が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機 材を整備しておく。

1. 救出救助体制の整備

(1) 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依 拠するべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震時における救 出救助活動方法に習熟しておくととともに、必要な体制を検討しておく。

市及び久留米広域消防本部は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(2) 救出救助体制の整備

市及び久留米広域消防本部は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

2. 救出用資機材の整備

市及び久留米広域消防本部は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処する ため、救出用資機材を計画的に整備する。また、重機等については建設業者の所有する機材 を借り上げる等協力体制を整備する。

3. 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育指導

市及び久留米広域消防本部は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防 団、自主防災組織、住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進す る。

4. 避難行動要支援者に対する救出救護体制の整備

市及び久留米広域消防本部は、一人暮らしの高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

5. 医療機関との連携体制の整備

市及び久留米広域消防本部は、医療行為を行う医療機関と連携した救出救助を行うため、 連携体制の整備を行う。

第17節 避難体制の整備計画

市は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、安全・的確に避難行動・活動を行えるよう必要な体制を整備しておくとともに、避難地、避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。

1. 避難体制の整備

災害時、避難が必要な場合として、おおむね次のような事態が想定される。

- ①家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合
- ②台風により、一時的に居住の危険がある場合
- ③降雨による堤防、ため池の決壊、土砂災害等の危険がある場合
- ④床上浸水、家屋損壊等により住家が被害を受け、居住を確保する必要がある場合 こうした場合に、住民が適切に避難できるよう、次の点について避難体制の整備を図って いくものとする。
- (1) 指定緊急避難場所等の指定・整備

市は、あらかじめ市内の小・中学校、校区コミュニティセンター等の公共施設を中心に、切迫した危険から逃れるための指定緊急避難場所、大規模災害によって、指定緊急避難場所等が周辺の延焼拡大により危険になったときの最終的な避難場所となる広域避難所、一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための指定避難所及び、避難者の症状悪化や健康被害等を防ぐ目的で、高齢者や避難行動要支援者に対して特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行う。

また、福祉避難所の指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、社会福祉施設、特別支援学校等の施設を対象に整備を図っていく。(指定緊急避難場所等の一覧は、別表1,2,3参照のこと。)

- (2) 地域における一時避難場所、自主避難場所の確保
- (3)物資備蓄機能、応急救護機能、情報伝達機能等防災拠点としての施設整備
- (4) 避難所等の住民への周知
- (5) 避難所等の開設・運営体制の整備(マニュアルの作成等)
- (6) 避難所等として公共施設及び民間施設の利用及び提供に関する協定の締結

2. 避難路の整備

地域住民その他の安全な避難を確保するため、避難路の整備に努める。

- (1)避難路を選定するに当たっては、危険区域及び危険箇所は努めて避け、広い幅員を確保し歩道を整備する。
- (2) 誘導標識、誘導灯の設置を検討し、その維持に努める。
- (3) 避難路上の障害物件の除去等について検討し、避難路沿道の安全化の促進を図る。

第18節 輸送体制の整備計画

1. 輸送車両等の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、公用車から災害対応優先車両を指定して確保するとともに、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

2. 輸送施設・輸送拠点の整備

市は、緊急輸送道路ネットワークの状況を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

また、緊急時における輸送の重要性に鑑み、上記の輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮するものとする。

第19節 医療救護体制の整備計画

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ、 即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。

1. 情報収集・連絡体制の整備

市は、発災時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

2. 医療救護班の整備

市は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定に基づいて、あらかじめ救護班を編成する。

3. 住民等の自主的救護体制の整備

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、市及び久留米広域消防本部は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動 や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により 周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

第20節 避難行動要支援者対策計画

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等(以下「避難行動要支援者」という。)は、緊急時に自力で迅速な避難行動をとることが難しいことから、こうした避難行動要支援者に対する支援については、平常時から防災対策及び安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、市及び防災関係機関等は、避難行動要支援者の支援体制づくりとして、避難行動要 支援者の把握、的確な情報伝達手段の確保、防災知識の普及啓発及び適切な避難支援等を推進す る。その際、男女のニーズの違いに十分配慮するよう努める。

1. 基本的な考え方

避難行動要支援者においては、「自助」による避難等安全確保が難しいことに加え、災害発生時における「公助」での個別具体的な支援には限界がある。このことから、避難行動要支援者の支援に当たっては、地域の行政区・自主防災組織等による「共助」の活動を基本とし、地域に根ざした幅広い団体から避難支援者の参画を促し、地域社会の連携強化を推進することにより、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとする。

市や防災関係機関においては、計画等の策定や関係機関相互の連携強化を図ることなどにより、災害発生時における迅速な公助による支援体制の構築に努めるものとする。

地域においては、平常時から市、行政区、自主防災組織等、福祉関係者等の役割分担を明確にしつつ、災害時の連携体制について確認しておくこととする。また、避難行動要支援者も、地域での避難訓練等を通じて、自宅から避難場所等までの避難経路を確認しておくよう努めることとする。

2. 避難行動要支援者の範囲

市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者を基準とする。ただし、避難支援を希望しない者を除く。

	区 分	要件	
		70歳以上の独居の者	
1	高齢者	75歳以上の高齢者のみの世帯の者	
		介護認定が要介護3以上の者	
	身体障がい児・者	身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けている	
2	(視覚・聴覚・言語・内部障がい、肢体不自	者	
	由)	1	
3	知的障がい児・者	療育手帳Aの交付を受けている者	
4	精神障がい児・者	精神障がい者福祉手帳1級の交付を受けている者	
(5)	難病患者	特定疾患認定患者	
6	その他	妊産婦、乳幼児、外国人	
7	上記以外で、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難で避難支援を希望する者		

3. 避難行動要支援者避難支援計画

避難支援計画は、全体的な支援方針等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの避難支援方法等を定めた「個別避難計画」により構成する。

(1) 全体計画

避難行動要支援者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別避難計画」の 作成方針等の基本的な事項について定める。

(2) 個別避難計画

全体計画に基づき、支援のために必要な個人情報を、地域の自主防災組織等や市等の関係機関で情報共有を行うことに同意したうえで、避難行動要支援者名簿に登録した者一人ひとりについて、資料編に定める様式にその状況や避難支援方法等を個別具体的に定める。

4. 情報の収集、利用及び提供

避難行動要支援者の避難誘導、安否確認又は避難後の避難所等における支援等を適切に行うためには、平常時より避難行動要支援者の情報収集と把握に努め、災害時には実際に支援活動を行う関係機関との情報共有が必要不可欠である。また、収集した情報は適宜更新を行う等実態に即したものでなければならない。

平常時における避難行動要支援者の情報収集については、避難行動要支援者のプライバシーに配慮しつつ、本人からの登録申請を基本とし、日頃からの見守り活動や福祉事業等と連携することで、効率的かつ適正な手段により行う。

(1)避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、関係機関から必要な範囲内で、避難行動要支援者の氏名、住所、生年月日、緊急連絡先、身体の状況など基本的な個人情報について収集を行い、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、避難支援に必要となる情報を適宜更新することとする。

(2) 登録申請

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第1号に基づき、避難行動要支援者の本人同意を原則として情報収集を行い、全体計画における登録申請書に基づき避難行動要支援者名簿を作成する。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

災害発生時において、円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、平常時から避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。ただし、本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

(4) 避難行動要支援者名簿を提供する場合の情報漏えい防止措置

避難行動要支援者名簿を提供するに当たっては、避難支援等関係者が適正な情報管理を 図れるように次の措置を講じるものとする。

①避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者 に対しては、その地域における避難行動要支援者の担当部分の名簿のみを提供すること。

- ②施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- ③避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないように指導すること。
- ④災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

5. 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し周知する。

(1) 避難行動要支援者における制度の理解

一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

(2) 自主防災組織等における制度の理解

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

6. 避難行動要支援者世帯における防災対策

(1) 防災指導の強化

市は、避難行動要支援者の支援体制を構築するため、自主防災組織及び福祉関係者等と連携を図り、事業の理解及び促進を図るための説明等を随時行う。

(2) 家庭用防災機器の普及啓発

社会福祉協議会の救急医療情報キット事業等の普及啓発を図るとともに、家庭内において非常持ち出し品や家庭用防災機器の準備を行うよう指導を行う。

7. 社会福祉施設、病院等における防災対策

(1) 防災設備の設置促進等

久留米広域消防本部は、スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び維持管理の指導を図る。

(2) 防火管理体制の強化

久留米広域消防本部は、夜間を想定した避難訓練等の実施を指揮し、夜間における防災 管理体制の強化を図る。

8. 幼稚園等における防災対策

市及び久留米広域消防本部は、幼稚園・保育所等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

9. 外国人に対する防災対策

外国人の災害時における行動力を高めるため、標識への外国語併記等の整備を進めるとと

もに、防災対策のパンフレット配布等を積極的に推進する。

第21節 備蓄体制の整備計画

1. 基本的な考え方

本計画における災害時の備蓄体制の構築については、①自助(自らの力で行う)、②共助(事業者や自主防災組織等が助け合う)、③公助(公的機関が支援を行う)の考え方により 実施することとする。

また、備蓄体制については、市が行う行政備蓄をはじめとして、住民による平時からの家庭内備蓄の促進や地域内備蓄、企業内備蓄、流通在庫備蓄等の考え方を踏まえ、住民・企業・行政が一体となって備蓄体制の整備を推進することを基本とする。

備蓄体制	概要
家庭内備蓄	家庭内備蓄とは、住民が自らの家庭内において3日分以上の食料や飲料水の備蓄を行うなど、日頃から災害時に必要な物資を蓄えておくことをいう。災害時には被災地域における流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが想定されることから、各家庭における備蓄を促進していく必要がある。
地域內備蓄企業內備蓄	地域内備蓄とは、地域の自治会・町内会や自主防災組織等が平常時の活動において、自主的に地域内において食料や飲料水等の備蓄品を確保しておくことをいう。また、企業等は、災害時における従業員との連絡方法を定め、3日分以上の備蓄等を推進し、災害が発生した場合には、地域住民と協力し、周辺地域における防災活動を協働で行うことが求められる。
流通在庫備蓄	流通在庫備蓄とは、市内の食料品店などの事業所等と市があらかじめ協定等を締結し、災害時に必要な物資(食料や生活必需品等)を調達することをいう。この流通在庫備蓄を活用していくことによって、市全体の備蓄体制の構築に努めるとともに、平時から事業所等との協定書を積極的に締結することによって、円滑な物資の調達体制を確保していくことが必要である。
行政備蓄	行政備蓄とは、市が平時から行う食料等の備蓄をいう。大規模な災害時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者が発生することが予想されることから、行政備蓄として平時から食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な防災資機材等の備蓄を行うことが必要である。

2. 備蓄品目

(1)食料

食料については、日常生活の主食に近い米飯を中心とし、避難生活をするに当たって必要と思われる物資を備蓄する。また、全アレルギー対応の食料に随時更新していく。

○液体ミルク、おにぎり、かゆ、乾燥スープ、飲料水等

(2) 生活必需品

生活必需品については、避難生活を行う際に必要と思われる物資を備蓄する。

○使い捨て哺乳瓶、紙おむつ(乳幼児用)、介護おむつ(高齢者用)、生理用品(昼用・夜用)、災害用食器、携帯トイレ等

(3) 避難所資機材

避難所資機材については、各避難所において避難所生活や災害時の応急対策活動等、避

難所運営等に必要と思われる防災資機材及び生活資機材を備蓄する。また、避難所の生活環境改善を図ることにより、長期避難生活による疾病等を予防し、延いては災害関連死を抑制するための資機材の備蓄を推進する。

○救助資機材セット、脚立、ブルーシート、ロープ、ハンドメガホン、懐中電灯、発電機、ガソリン缶、防災用投光器、コードリール、防災用へルメット、車イス、リヤカー、担架、ポリタンク、防災倉庫、大型救急箱、毛布、たなばたロール、おりひめティッシュテント式パーテーション、簡易ベッド等

(4) 水防に関する防災資機材

水防に関する防災資機材については、風水害や集中豪雨が発生した際に必要と思われる 資機材等を備蓄する。

○排水ポンプ、簡易型水中ポンプ、防災ボート、船検用品セット、土のう袋等

3. 備蓄倉庫の体制

(1)食料及び生活必需品

災害時に避難者の多い避難所への物資の配分を容易にするため、平時からの衛生管理の 徹底を図るため、また、保存期限切れの備蓄食料の入れ替えをスムーズに行うために、集 中備蓄を基本とするが、緊急時における避難者等への迅速な物資の提供のため、一部で分 散備蓄を行う。

(2) 避難所資機材及び水防に関する防災資機材

災害時に速やかに資機材が活用される体制を構築するため、指定避難所を中心に独立型 備蓄倉庫の整備を推進することによって、分散備蓄を行うこととする。また、分散備蓄倉 庫に配備する品目は、水防に関する防災資機材を除き、原則として統一的な品目とする。

4. 備蓄を推進していく取り組み

- (1) 家庭内備蓄、地域内備蓄、企業内備蓄の促進に向けた普及啓発
- (2) 流通在庫備蓄の促進に向けた企業・事業所等との協定の締結
- (3) 行政備蓄の促進に向けた備蓄倉庫の整備
- (4)季節性、地域特性に配慮した備蓄(ストーブ、扇風機等)
- (5) 避難行動要支援者に配慮した備蓄(液体ミルク、おむつ、食しやすい食品、車イス等)
- (6)集団生活に配慮した備蓄(プライバシーの確保のための仕切板等)
- (7) 時間の経過を考慮した備蓄(避難生活が長期化した場合に備えたトイレ等)
- (8) 避難所等防災拠点を考慮した備蓄

第22節 水害予防対策計画

市及び関係機関は、河川、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。(重要水防箇所一覧は、P133参照のこと。)

1. 河川の整備

各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施するよう努める。

2. ため池の対策

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、老朽ため池の改修並びに防災上特に重要なため池を中心に点検、整備を行う。また、**防災重点農業用ため池のハザードマップの作成及び公表により住民への周知を図る。

※防災重点農業用ため池:決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

3. 総合的な水害予防対策

総合的な水害予防対策は、「小郡市水防計画」に基づき行うものとする。

4. 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における対策

浸水想定区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3の規定に基づき、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成し訓練を実施する。

(1) 避難確保計画

- ① 避難確保計画で定める事項
 - ・洪水時の防災体制に関する事項
 - ・洪水時の避難の誘導に関する事項
 - ・洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
 - ・洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - ・その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- ② 避難確保計画等の報告

避難確保計画を作成・変更したときは、その旨を小郡市に報告する。

(2) 自衛水防組織の設置

洪水時に施設利用者等の迅速かつ円滑な避難を確保し、被害の軽減と拡大の防止を図るため、自衛水防組織の設置に努める。

(3) 要配慮者利用施設への情報伝達方法

市が運用している災害情報等配信等システムに要配慮者利用施設の管理者等を登録し、メール等を用いて気象情報や河川の水位情報、避難情報等の災害に関する情報の伝達を行う。

浸水想定区域内にある要配慮者が主として利用する施設は、資料編のとおり。

第23節 住宅の確保体制の整備計画

市は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

1. 空家住宅の確保体制の整備

市は、公営住宅の空家状況を把握し、震災時における被災者への迅速な提供に努めるものとする。

2. 応急仮設住宅の供給体制等の整備

応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定 し、建設候補地台帳を作成するなどの供給体制の整備に努めるものとする。

建設候補地

優先順位	名称	所在地	仮設住宅建設可能戸数
1	東野地域運動広場	小郡 2409 - 4	56
2	北中尾公園	美鈴の杜 2 - 6 - 1	44
3	一ノ口公園	美鈴が丘 5 - 15 - 16	48
4	上岩田ふれあい磐戸公園	上岩田 1082 - 2	25

第24節 ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備計画

1. ごみ処理体制の整備

(1) 体制の整備

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ(以下「ごみ」という。)を 適正に処理する体制を整備する。

(2) ごみの仮置場の選定

市は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は、次のとおりとする。

- ①他の応急対策活動に支障のないこと。
- ②環境衛生に支障がないこと。
- ③搬入に便利なこと。
- ④分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

2. し尿処理体制の整備

(1) 体制の整備

災害により発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

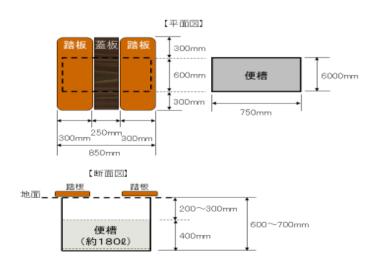
市は、発災時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう 仮設トイレを保有するレンタル業者、建設業、下水道指定店等と災害時の支援に関する協 定を締結する等、協力関係を整備する。

(3) マンホールトイレ等の整備

公共施設等の新設・改修に際して、マンホールトイレ等の災害時のトイレ増設機能の設置を進める。

(4)素掘用資材等の整備

市は、災害用仮設トイレの整備等と並行して、緊急時に予測される素掘用資材等の整備を行うため素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。



(5) し尿処理施設の整備

市は、し尿処理施設・下水道処理施設・下水道管の耐震性を診断し、補強等を行う。

3. がれき処理体制の整備

(1) 体制の整備

震災による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等 (以下「がれき」という。)を適正に処理する体制を整備する。

(2) がれきの仮置場の選定

市は、短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次の点に留意して、がれきの仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- ①他の応急対策活動に支障のないこと。
- ②環境衛生に支障がないこと。
- ③搬入に便利なこと。
- ④分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

4. 応援協力体制の整備

市は、がれき処理の応援を求める相手方(建設業者、各種団体)については、あらかじめ その応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定を締結する等 の体制を整えておくものとする。

5. 災害廃棄物処理計画

市は、環境省の災害廃棄物処理指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において別途定めるものとする。

第25節 保健衛生・防疫体制の整備計画

1. 防疫用薬剤及び資機材等の確保

市は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平時からその確保を図る。

2. 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を実施する。

また、児童・生徒等に常に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

第26節 帰宅困難者支援体制の整備計画

1. 災害時の情報収集伝達体制の構築

市は、公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、帰宅困難者支援ステーションの設置状況等を、駅周辺のビジョンでの表示、駅や交番における張り紙、報道機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。

- (1)公共交通機関の被害、運行状況等の収集体制の構築
- (2) 道路情報の収集伝達体制の構築
- (3) その他の情報収集伝達体制の構築

2. 帰宅困難者の安否確認の支援

福岡県防災情報等メール配信システム「防災メールまもるくん」による安否確認の支援や 通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるよ うに普及啓発に努める。

3. 避難場所の提供

市は、所管する施設で帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者や観光客等の帰宅困難者を一時的に収容することができないか検討を行う。

4. 災害時の帰宅困難者に対する支援

企業等との協定締結により、帰宅困難者者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や 水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

5. 企業、通勤者等への意識啓発

インターネットや広報誌等を通じ、企業や通勤者等に対して、あらかじめ事前の帰宅困難 対策や災害発生時の帰宅困難対策の重要性、地震発生時には、徒歩での帰宅が避けられなく なる場合があること、日頃からの携帯ラジオや地図等の準備についてリーフレットの配布や 企業と合同の帰宅困難者対策訓練等を通して意識啓発に努める。

6. 企業、学校等における対策の推進

企業や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、適切な措置を行うため、市は、適切な措置を行うまでの待機の間、企業、学校等において必要となる水、食料、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

第27節 液状化災害予防計画

市は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施に当たって、必要に 応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条 件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

1. 液状化対策の調査・研究

市は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

2. 液状化対策の普及・啓発

市は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して、液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第28節 農業災害予防対策計画

市は、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講じるものとする。

1. 防災意識の普及啓発

福岡県施設園芸用施設導入方針に基づく施設整備や土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災意識の普及やその啓発に努める。

2. 防災基盤の整備

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して、農地農業用施設を防護するため、堤防等の整備を進めるほか、農業用用排水施設の改修、老朽ため池の改修、排水対策、降雨等による農地の浸水対策等について総合的に事業を推進し、災害の発生防止を図るものとする。

第29節 火災予防対策計画

火災の防止に関し、基本的重要事項として出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施するものとする。

1. 消防施設等の整備

(1) 設備等の強化

本市の実情に応じて、消防力の整備指針に基づき消防設備等の拡充強化を図るものとする。また、消防団組織の体制整備のため、防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

(2)消防水利の確保

「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽・耐震性貯水槽の充実を図る。また、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

2. 予防査察

久留米広域消防本部は、消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して、火 災予防上必要な資料の提出又は防火対象物への立入検査等を行い、火災予防対策の指導を強 化する。

- (1) 特殊対象物の査察……工場・公共施設・病院等
- (2) 一般住宅の指導

春秋の火災予防週間及び必要に応じての火気を取り扱う設備等を重点的に指導するものとする。

3. 防火管理者制度の推進

久留米広域消防本部は、消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防 火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監 督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理 者制度の推進を図る。

4. 建築同意制度の活用

久留米広域消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度を活用する。

5. 危険物施設の指導

久留米広域消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し、自主 防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実 施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。また、消防法の規定による立 入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者に対して必要な助言又は指導を行う。

6. 地震時の火災予防

地震発生時において最も被害を大きくするものが火災の発生及び延焼である。これらを防ぐため、先ず第一に火災の発生を抑え、次いで火災が発生した場合にその延焼を最小限にとどめるよう初期消火を行うことにより被害の軽減を図っていくことが重要となるため、市及び久留米広域消防本部は、次のような対策を実施する。

(1) 出火防止措置

①一般家庭に対する指導

- ア. ガスコンロ等の一般火気器具からの出火、特に油鍋等を使用している場合の出火防 止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の 指導を行う。
- イ. 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれらの器具の取扱い方法について指導 する。
- ウ. 家庭用燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- エ. 防火ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、防火映画、防火ビデオ等の使用等による講演、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ等を通じて火災予防の徹底を図る。

②事業所に対する指導

- ア. 消防用設備等の維持点検と取扱い方法及び火気管理の徹底を図る。
- イ. 避難、誘導体制の総合的な整備を図る。
- ウ. 自衛消防の育成指導を図る。
- エ. 劇場、百貨店、旅館、複数の業種が混在するビル等の不特定多数の者が出入りする 施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- オ. 化学薬品を保有する学校、研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に 管理し、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

(2) 初期消火の指導

地震火災による延焼拡大を防止するには、消防機関だけでなく、住民や自主防災組織による初期消火が必要となる。そこで、次のような初期消火の指導に努める。

- ①各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- ②自主防災組織、行政区に対する初期消火の訓練・指導を行う。
- ③パンフレットなどにより消火方法・知識の普及を図る。

第30節 災害ボランティアの活動環境整備計画

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市の防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想されるところであり、被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、平常時からボランティア及び関係団体との連携を密にするとともに、受入体制の整備や活動環境の整備に努めるものとする。

1. 災害ボランティアの役割と協働

市は、災害時におけるボランティア活動について、その自発性、災害救援活動の自己完結 性を考慮しながら、ボランティアと協働して災害対応に当たるものとする。

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援等に関する業務
 - ①避難所運営の補助
 - ②炊き出し、食料等の配布
 - ③高齢者、障がい者等の介護補助
 - ④清掃活動
 - ⑤現地災害ボランティアセンター運営の補助
 - ⑥救援物資等の仕分け、輸送
 - ⑦被災者の話し相手・励まし
 - ⑧その他被災地での危険を伴わない軽作業(洗たく等)
- (2) 専門的な知識を要する業務
 - ①救護所等での医療、看護
 - ②被災建築物等の危険度判定
 - ③外国人のための通訳
 - ④被災者のメンタルヘルスケア
 - ⑤高齢者、障がい者等への介護・支援
 - ⑥アマチュア無線等を利用した情報通信事務
 - ⑦公共土木施設の調査等
 - ⑧その他専門的な技術・知識が必要な業務

2. 災害ボランティアの受入体制の整備

市は、社会福祉協議会及び関係団体と協議し、災害時における活動内容等の調整を図り、 災害ボランティアの円滑な受入体制、連絡体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、現地 災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成するなど、ボランティアの円滑な受入れに 努めるものとする。

3. 災害ボランティア活動の環境整備

市は、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、活動拠点、資機材

等の活動環境の整備に努めるものとする。

4. 災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援

市は、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダーの 育成・支援に努めるとともに、ボランティア保険の普及啓発に努めるものとする。

第31節 放射性物質災害対策計画

1. 情報の収集・連絡

- (1)情報の収集・連絡体制の整備
 - ①市、県等の防災関係機関及び施設設置者は、内部の若しくは相互の連絡体制が確保され、相互の連絡協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び機関相互間における夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図る。
 - ②市、県及び施設設置者は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、必要に応じ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。
- (2)情報の分析整理

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

(3) 通信手段の確保

市は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

2. 災害応急体制の整備

- (1)情報の収集・連絡体制の整備
 - ①市、県等防災関係機関及び施設設置者は、それぞれの機関において実情に応じ、職員の 非常参集体制の整備を図る。
 - ②市、県等防災関係機関及び施設設置者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ、 応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知するとともに、定期的に訓練を行い、 活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等に ついて徹底を図る。
- (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県及び施設設置者等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関相互において相互応援の協定を締結する等 平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 放射線検出体制の整備

施設設置者は、放射線測定機器等を整備するなど、緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制を整備する。

市及び県は、放射線測定機器、防護服等の整備に努める。

3. モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

4. 避難収容活動

(1) 避難誘導

市は、屋内退避及び避難誘導の方法についてあらかじめ定めるとともに、屋内退避、避難場所・避難の方法について日頃から住民への周知に努める。

また、高齢者、障がい者その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

(2) 避難場所

市は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

5. 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

市及び久留米広域消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動

- ①市、県及び施設設置者は、あらかじめ、消防機関と医療機関、施設設置者と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図る。
- ②市及び県は、緊急時の被ばく医療対応可能機関との連絡体制の整備を図る。

(3)消火活動

市及び久留米広域消防本部は、平常時から施設設置者等との連携強化を図り、放射性物質取扱施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

6. 周辺住民等への的確な情報伝達活動

- (1) 市、県等の防災関係機関は、発災後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 市、県等の防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に対応する窓口設置等の体制についてあらかじめ準備しておくものとする。

7. 防災関係機関による防災訓練の実施

市、県等の防災関係機関及び施設設置者は、相互に連携した訓練を実施する。

8. 災害復旧への備え

市、県及び事業者等は、災害復旧に資するため、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 風水害応急対策計画

第1節 組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するための組織 は、次によるものとする。

1. 市における災害対策

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市の地域内における災害応急対策に対処する必要があるときは、この計画の定めるところにより、「小郡市災害対策本部」を設置し、防災の推進を図るものとする。

なお、小郡市防災会議を構成する関係機関は、災害対策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、小郡市災害対策本部と緊密な連絡をとるよう努めるものとする。

2. 小郡市災害対策本部

小郡市災害対策本部の組織及び編成は「小郡市災害対策本部条例」、「小郡市業務継続計画」及び「小郡市災害発生時の職員初動マニュアル」並びにこの計画の定めるところによる。

(1) 災害対策本部の設置場所

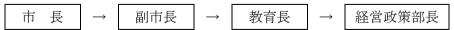
災害対策本部は、原則として庁舎内に設置するが、庁舎が被災により使用不可能と判断される場合には、庁舎周辺施設を調査し、使用可能と判断された場合にはその施設に設置する。全ての施設が使用不可能と判断された場合には、庁舎敷地内(屋外)に設置する。

【代替施設の優先順位】

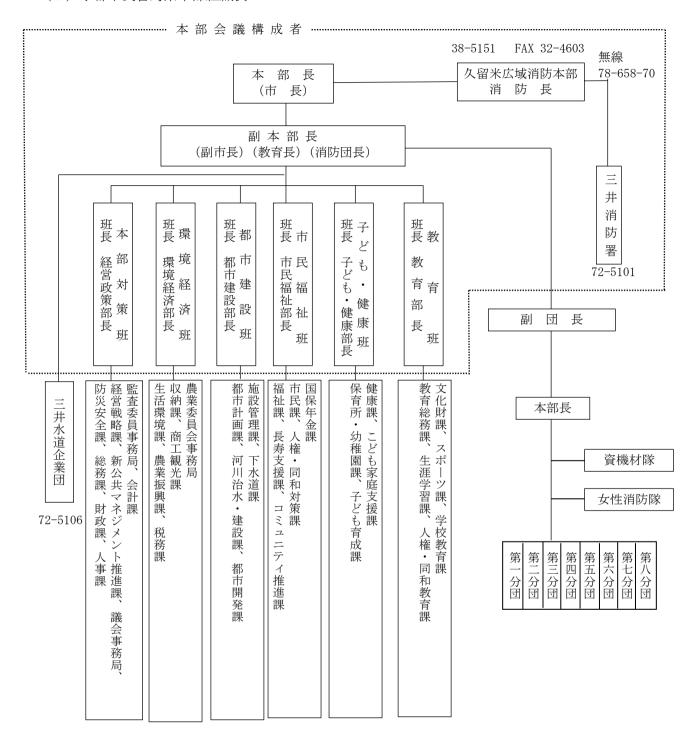
優先順位	施設名
1	西別館 3 階会議室
2	北別館 2 階大会議室
3	南別館 3 階会議室
4	小郡市総合保健福祉センターあすてらす1階多目的ホール

(2) 意思決定者代理順位

災害対策本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。



(3) 小郡市災害対策本部組織表



(4) 小郡市災害対策本部各班の所掌事務

班	所掌事務		
	○災害対策本部の設置・廃止に関すること。		
	○災害救助法の適用に関すること。		
	○災害応急対策の総合調整(各対策班への事務割当て等)に関すること。		
	○気象情報及び被害状況の収集に関すること。		
	○気象情報等に基づく、避難情報の発令・解除について本部長等の補佐に関する		
	こと。		
	○県、防災会議及び関係機関・団体との連絡に関すること。		
	○災害対策本部内における情報共有に関すること。		
	○自衛隊の派遣要請、隣接等自治体及び協力機関への応援要請に関すること。		
	○対策本部会議の開催に関すること。		
	○対策本部の庶務に関すること。		
	○水防団(消防団)の運用に関すること。		
	○災害関係文書の浄書、受理及び発送に関すること。		
本部対策班	○各対策班への応援に係る職員の動員に関すること。		
	○災害の応急費、災害対策本部等の予算措置及び出納に関すること。		
	○市有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。		
	○災害応急対策用諸物資等の購入に関すること。		
	○緊急輸送車両の借り上げ、運用等に関すること。		
	 ○各種気象情報及び災害発生状況について住民への普及・広報に関すること。		
	○災害状況の映像等各種記録、報道機関に対する広報に関すること。		
	 ○復旧・復興に係る補助金等の県等との調整に関すること。		
	○物資集配拠点の管理・運営に関すること。		
	○救援物資等の避難所等への輸送に関すること。		
	○他の機関等の受援・応援に係る連絡調整に関すること。		
	○班内連絡調整に関すること及び他の対策班の所管に属さないこと。		
	○その他本部長が指示すること。		

班	所掌事務
	○被災による市税の猶予及び減免に関すること。
	○罹災証明書の受付・発行等窓口業務に関すること。
	○農作物、営農施設の被害調査及び災害対策に関すること。
	○ため池の巡視及び水位の把握に関すること。
	○農地及び農業用施設の被害調査並びに災害対策に関すること。
	○家畜及び畜産施設等の被害調査並びに災害対策に関すること。
	○林業の被害調査及び災害対策に関すること。
	○病害虫の発生予防及び防疫に関すること。
	○工場、事業所、商工業者の被害調査及び災害対策に関すること。
	○処理施設(クリーンヒル宝満及び両筑苑等)の被害調査等に関すること。
	○処理運搬業者の被害調査に関すること。
	○災害時における給水に関すること(三井水道企業団との連絡調整)。
マ四(大・ケマ)・大・エコ	○遺体の埋火葬、処理に関すること。
環境経済班	○犬、猫、ペット等の対応・処理に関すること。
	○災害廃棄物(片づけごみ、避難所ごみ)の収集・運搬・処分に関すること。
	○災害廃棄物発生量の推計に関すること。
	○仮置場の確保、設置、管理・運営に関すること。
	○損害家屋等の処分方法に関すること。
	○し尿の収集・運搬・処理に関すること。
	○仮設トイレ等の確保、設置、管理に関すること。
	○農業、事業者等の補助金等の申請受付、県等との調整に関すること。
	○住宅等建築物の被害調査に関すること。
	○被災に伴う所得・課税、固定資産税等の証明発行等に関すること。
	○所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関すること。
	○班内連絡調整に関すること。
	○その他本部長が指示すること。

班	所掌事務		
	○災害時の交通情報の収集及び交通規制に関すること。		
	○道路障害物の除去に関すること。		
	○河川等の巡視及び水位の把握に関すること。		
	○土木関係業者等との連絡調整に関すること。		
	○避難場所としての公園等の開放及び管理運営に関すること。		
	○道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること。		
	○河川、堤防の被害調査及び災害対策に関すること。		
	○市営住宅の被害調査及び災害対策に関すること。		
	○災害対策用土木機械、各種資材の調達に関すること。		
	○応急仮設住宅の建設準備に係る県等との調整に関すること。		
	○応急仮設住宅及び市営住宅の供与並びに建設に関すること。		
都市建設班	○応急仮設住宅の入居及び退去の申請に関すること。		
110111年以近	○応急仮設住宅入居者の相談に関すること。		
	○下水道の施設管理に関すること。		
	○関係機関に対する水防作業の指示等に関すること。		
	○被災建築物の応急危険度判定に関すること。		
	○宅地の危険度判定に関すること。		
	○応急危険度判定士、宅地危険度判定士の受入れに関すること。		
	○被災住宅の応急修理の業務委託等に関すること。		
	○倒壊建築物等の解体撤去に関する申請受付及び相談に関すること。		
	○道路、橋、下水道等の補助金等の申請受付、県等との調整に関すること。		
	○所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関すること。		
	○班内連絡調整に関すること。		
	○その他本部長が指示すること。		

班	所掌事務
	○避難情報等の行政区長、民生委員・児童委員への情報提供に関すること。
	○コミュニティセンター及び自治公民館の被害調査、災害対策に関すること。
	○高齢者施設、障がい者施設、介護保険サービス事業所等の被害調査及び災害対
	策に関すること。 ○避難所の開設及び避難者数の把握等に関すること。
	○コミュニティセンター利用者の避難及び救護に関すること。
	○教助用食料び及び物資器材の要求量調査に関すること。
	○救助用食料及び物資器材の配分、保管並びに出納に関すること。
	○被災者に対する生活保護等の適用及び災害弔慰金・見舞金等各種支援金の支
	給・貸付に関すること。
	○義援金の受付、保管及び配分に関すること。
	○避難行動要支援者の支援に関すること。
	○福祉避難所の開設、運営及び支援に関すること。
	○公民館等に自主避難場所を開設することについての協力に関すること。
	○ボランティアセンターの設置要請及び指導並びに連絡調整に関すること。
	○ボランティア全般の受入数及び活動内容の把握に関すること。
	○避難所及び福祉避難所でのボランティアの受入れ及びニーズに応じた割当てに
	関すること。
	○日本赤十字社等社会団体、民間団体等との連絡調整に関すること。
市民福祉班	○国民健康保険税の減免に関すること。
	○保険給付費の一部負担金減免に関すること。
	○後期高齢者医療保険料の減免に関すること。
	○後期高齢者医療保険給付費の一部負担金減免に関すること。
	○国民年金保険料の災害減免に関すること。
	○介護保険に関する窓口相談業務/災害特例介護サービス給付に関すること。
	○民間福祉避難所との連絡・調整に関すること。
	○被災高齢者の受入れ先確保及び移送の実施に関すること。
	○介護保険料の賦課及び徴収に関すること(災害減免)。
	○高齢者・障がい者に配慮した仮設住宅等のニーズ把握に関すること。
	○避難行動要支援者(高齢者見守り支援台帳)に対する民生委員・児童委員等との
	連携に関すること。
	│ │ ○在宅生活支援サービス(配食・緊急通報等)に関すること。
	 ○避難行動要支援者に対する生活支援及び保健指導に関すること。
	○避難行動要支援者に対する養護老人ホーム入所措置の決定に関すること。
	○避難行動要支援者に対する養護老人ホーム入所措置の決定に関すること。○行旅死亡人等の火葬応援体制に関すること。○所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関すること。○班内連絡調整に関すること。○その他本部長が指示すること。

班	所掌事務	
子ども・健康班	 ○市立保育所・幼稚園・学童の閉所(園)・開所(園)及び保育等の再開の判断に関すること。 ○保育所・幼稚園・児童福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ○乳幼児、園児、学童児の避難に関すること。 ○災害による負傷者の救護・応急対策に関すること。 ○救助用食料及び物資器材の要求量調査に関すること。 ○救助用食料及び物資器材の配分、保管並びに出納に関すること。 ○歯児・学童児に対する被害状況の把握に関すること。 ○破災園児に対する保育及び保健管理に関すること。 ○避難者の保健管理に関すること。 ○応急・救護用医療品、衛生資材及び防疫薬品等の供給に関すること。 ○医療に係る関係団体等の増援に関すること。 ○伝染病の発生予防及び防疫に関すること。 ○病害虫の発生予防及び防疫に関すること。 ○病害虫の発生予防及び防疫に関すること。 ○下内・近隣医療機関の被災状況の確認、受入れ状況の確認に関すること。 ○市内・近隣医療機関の被災状況の確認、受入れ状況の確認に関すること。 ○班内連絡調整に関すること。 ○班内連絡調整に関すること。 	
教育班	 ○その他本部長が指示すること。 ○教育関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ○社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ○教育関係施設に避難場所を開設することについての協力に関すること。 ○児童、生徒に対する被害状況の把握に関すること。 ○被災児童、生徒に対する授業及び保健管理に関すること。 ○逃難所でのボランティアの受入れ及びニーズに応じた割当てに関すること。 ○災害救助活動に応援する社会教育諸団体との連絡調整に関すること。 ○教育関係施設、社会教育関係施設に係る補助金等の申請受付・県等との調整関すること。 ○位設住宅に入居する児童・生徒の教育支援に関すること。 ○対於給食施設を使用した炊き出しへの協力に関すること。 ○対比の復旧・修復に係る補助金等の調整に関すること。 ○文化財の復旧・修復に係る補助金等の調整に関すること。 ○復旧・復興に係る埋蔵文化財の事前審査協議に関すること。 ○近内連絡調整区関すること。 ○近内連絡調整区関すること。 ○をの他本部長が指示すること。 	

班	所掌事務		
	○消防及び水防活動に関すること。		
	○被災者の避難誘導、救出救護に関すること。		
消防団班	○行方不明者の捜索に関すること。		
	○災害等の巡視及び警戒に関すること。		
	○避難情報等の伝達に関すること。		
	○水道等の被害調査及び災害対策に関すること。		
一十十六六~本口	○災害時における水質検査に関すること。		
三井水道企業団	○災害時における給水に関すること。		
	○災害時における給水装置の修理に関すること。		
	○災害情報の収集・伝達及び被害調査に関すること。		
	○被害の警戒及び防御に関すること。		
三井消防署	○被災者の救助、救急に関すること。		
	○避難者の誘導に関すること		
	○その他災害対応に関すること。		

3. 水防対策準備室の設置

防災安全課長は、大雨警報又は洪水警報が発表され、気象情報や河川の状況等により、水災への準備が必要であると認めたときは、小郡市水防対策準備室(以下「準備室」という。)を 設置する。

防災安全課長は、準備室設置後、直ちに三井消防署、小郡警察署及び陸上自衛隊小郡駐屯地 に準備室の設置を連絡しなければならない。

4. 水防警戒本部の設置

(1) 水防警戒本部の設置

経営政策部長は、次の基準に基づき、警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、水防警戒本部を設置する。

- ①暴風、降雨、河川の水位の状況、土砂災害の危険度が避難指示の発令基準に達するおそれがある場合等、警戒が必要になったとき。
- ②比較的軽微な規模の災害が発生したとき。
- ③局地的な災害が発生したとき。

(2) 指揮の権限

- ①経営政策部長は、水防警戒本部長として、水防警戒本部の指揮を行う。
- ②経営政策部長が不在の場合は、防災安全課長がこれを行う。

(3)活動内容

水防警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- ①気象警報等の収集・伝達
- ②水害、土砂災害等に対する警戒活動

- ③市域の被害情報の収集
- ④県及び警察等関係機関への被害状況の伝達
- ⑤住民への気象情報等の伝達

(4) 水防警戒本部の廃止等

経営政策部長は、予想された災害の危険が解消したと認められる場合、水防警戒本部を 廃止する。また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがある場合、水防本部へ移 行する。

(5) 設置及び廃止の連絡

経営政策部長は、水防警戒本部を設置又は廃止した場合は、速やかに警察、消防署、自 衛隊等関係機関に連絡を行う。

5. 水防本部

水防本部の組織に関し必要な事項は「第3章 第11節 水防計画」(P130)の定めるところによるものとする。

6. 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

市長は、次の場合で必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、市長を災害対策本部長とする災害対策本部を設置する。

- ①気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づく注意報又は警報が発令され、市長がその必要を認めたとき。
- ②大規模な災害が発生し、市長がその必要を認めたとき。
- ③福岡県災害対策本部が設置された場合において、市長がその必要を認めたとき。
- ④異常現象等により災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市長がその必要を認めたと き。

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として庁舎内に設置するが、庁舎が被災により使用不可能と判断される場合には、庁舎周辺施設を調査し、使用可能と判断された場合にはその施設に設置する。全ての施設が使用不可能と判断された場合には、庁舎敷地内(屋外)に設置する。

(3) 現地災害対策本部

市長は、災害地において小郡市災害対策本部の所掌事務の一部を行うための応急活動拠点を設置する必要が生じた場合、現地災害対策本部を設置する。

- ①現地災害対策本部の責任者は、副本部長(副市長。副市長が不在の場合は市長が任命する者)とする。
- ②現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

(4) 災害対策本部の廃止

次の場合は、災害対策本部長は災害対策本部を廃止する。

①予想された災害の危険が解消したと本部長が認めたとき。

②災害発生後における応急措置がおおむね完了したと本部長が認めたとき。

(5) 設置及び廃止の連絡

市は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、速やかに警察、消防署、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

7. 市の災害時の配備体制

市は、被害防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次の基準による配備体制を整えるものとする。

配備体制の区分	配備規模の区分	配備の基準
第1配備	気象情報等により災害の発生が予想される事態	市に水防警戒本
(準備体制)	であるが、災害発生までに多少の時間的余裕が	部を設置した場
(华州华市)	あるときの配備体制	合
第2配備	比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災	市に水防本部を
(警戒体制)	害が発生した場合、又は災害の発生が必至とな	設置した場合
(音双体制)	ったときの配備体制	
	相当規模の災害が発生し、又は災害の規模が相	市に災害対策本
第3配備	当に拡大するおそれがあるときの配備体制	部を設置した場
(救助体制)	(災害救助法を適用する事態にある場合を含	合
	む)	(配備の区分に
	市内全域にわたる災害が発生し、又は局地的災	ついては対策本
第4配備	害であっても被害が特に甚大なとき及び大規模	部で決定)
(非常体制)	の災害発生が免れないと予想されるときの配備	
	体制	

第2節 動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の職員の動員は、災害情報等配信システム により行うもののほか、次によるものとする。なお、関係班長及び所属職員は、災害情報等 配信システムによる一斉メールに注視するとともに職員参集等の指示があった際は、速やか に参集するものとする。

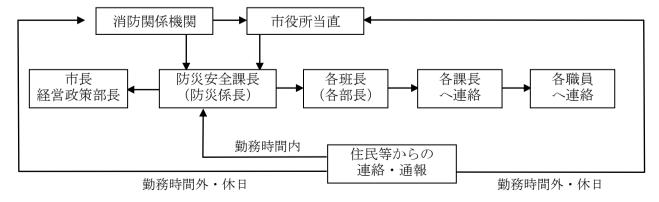
1. 災害発生のおそれがある場合の動員

関係班長は、次の発表、通報又は指示(以下「発表等」という。)があったときは、必要 に応じ、所属職員を指揮監督して、災害予警報の伝達、災害情報の収集伝達、その他災害応 急措置がとれるような体制を整備しておくものとする。

- (1) 災害発生のおそれがある気象情報等が福岡管区気象台から発表されたとき。
- (2) 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。
- (3) 市長が必要と認めたとき。
- (4) 勤務時間外において、宿直員が上記(1)(2)の情報を知った場合は、速やかに防災 安全課長へ連絡する。防災安全課長に連絡が取れない場合は、次に定める順位で連絡する。
 - 1. 防災係長
- 2. 防災担当 3. その他防災安全課職員

2. 災害発生時における動員

- (1) 関係班長は、災害が発生したときは、直ちに所属職員を指揮監督し、災害応急対策に従 事できるような体制を整備しておくものとする。
- (2) 勤務時間外・休日等おいて災害が発生したとき、その情報を知った宿直員は、速やかに 防災安全課長へ連絡する。防災安全課長に連絡が取れない場合は、次に定める順位で連絡 する。
 - 1. 防災係長
- 2. 防災担当
- 3. その他防災安全課職員
- (3) 関係班長は、所属職員の招集、連絡に当たっては、電話、その他迅速な方法により招集 するものとする。
- (4) 勤務時間外において、宿直員が上記(1)(2)の情報を知った場合は、速やかに防災 安全課長へ連絡する。防災安全課長に連絡が取れない場合は、次に定める順位で連絡する。
 - 1. 防災係長
- 2. 防災担当
- 3. その他防災安全課職員



3. 災害対策本部が設置された場合の動員

(1) 非常連絡員

各班長は、所属職員の動員を円滑に行うため、班の非常連絡員正副 2名を定めておくものとする。

(2)動員の方法

職員の動員は、次の系統により行うものとする。なお、退庁後における各班員への連絡 方法も同様とするが、前記における配備基準に定める事項に該当することを知った場合、 又は推定されるときは、担当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

 各対策班長
 →
 各班非常連絡員
 →
 各 班 員

4. 動員の解除

応急措置の動員体制は、次の場合解除するものとする。

- (1) 災害発生のおそれがある注意報及び警報が解除されたとき。
- (2) 災害の危険が解除されたとき。
- (3) 災害の応急対策が完了したと本部長が認めたとき。

5. 職員の応援

災害状況の推移等により、各班の災害対策配備要員が不足するときは、次の方法により行うものとする。

- (1) 余裕のある他の班から応援を求める。
- (2) 基本法第 29 条第 2 項の規定により指定地方行政機関の長に対し、当該職員の応援を要請するほか、同法第 67 条の規定により、他の市町村の長に対して応援を求めるとともに、必要に応じ同法第 68 条の規定により福岡県知事に対して職員の応援を要請する。

6. 配備体制計画

各配備体制を以下に示す。なお、配備要員数等は、班長の裁量で弾力的に運用することができる。

(1) 災害時の配備要員

【第一配備】

班名	班長	当初の配備対象課長等	配備要員数
本部対策班 [経営政策部]	経営政策部長	防災安全課長(本部事務局) 経営戦略課長 財政課長 人事課長 議会事務局次長	21 名程度
環境経済班 [環境経済部]	環境経済部長	生活環境課長 リサイクル総括主幹 農業振興課長	6 名程度
都市建設班 [都市建設部]	都市建設部長	河川治水・建設課長 施設管理課長	34 名程度

班名	班長	当初の配備対象課長等	配備要員数
		下水道課長 都市計画課長 都市開発課長	
市民福祉班 [市民福祉部]	市民福祉部長	福祉課長 長寿支援課長 コミュニティ推進課長	6 名程度
子ども・健康班 [子ども・健康部]	子ども・健康部長	保育所・幼稚園課長 子ども育成課長 こども家庭支援課参事	5 名程度
文教対策班 [教育部]	教育部長	教育総務課長	3名程度
総計	6名	20 名	75 名程度

【第二配備】

班名	班長	当初の配備対象課長等	配備要員数
本部対策班 [経営政策部]	経営政策部長	防災安全課長(本部事務局) 財政課長 人事課長 総務課長 経営戦略課長 議会事務局次長	31 名程度
環境経済班 [環境経済部]	環境経済部長	生活環境課長 リサイクル統括主幹 農業振興課長	15 名程度
都市建設班 [都市建設部]	都市建設部長	河川治水・建設課長 施設管理課長 下水道課長 都市計画課長 都市開発課長	51 名程度
市民福祉班 [市民福祉部]	市民福祉部長	福祉課長 長寿支援課長 コミュニティ推進課長 市民課長 人権・同和対策課長 国保年金課長	20 名程度
子ども・健康班 [子ども・健康部]	子ども・健康部長	保育所・幼稚園課長 子ども育成課長 健康課長 こども家庭支援課参事	10 名程度
文教対策班 [教育部]	教育部長	教育総務課長 生涯学習課長	10 名程度
総計	6名	26 名	137 名程度

【第三配備】

班名	班長	当初の配備対象課長等	配備要員数
本部対策班 [経営政策部]	経営政策部長	防災安全課長(本部事務局) 財政課長 人事課長 総務課長 経営戦略課長	39 名程度

班 名	班長	当初の配備対象課長等	配備要員数
		定住促進担当主幹 議会事務局長及び次長 監査委員事務局長 会計課長 新公共マネジメント推進課長	
環境経済班 [環境経済部]	環境経済部長	生活環境課長 リサイクル推進統括主幹 農業振興課長税務課長 収納課長 商工観光課長 農業委員会事務局長	23 名程度
都市建設班 [都市建設部]	都市建設部長	河川治水・建設課長 施設管理課長 下水道課長 都市計画課長 都市開発課長	53 名程度
市民福祉班 [市民福祉部]	市民福祉部長	福祉課長 長寿支援課長 コミュニティ推進課長 市民課長 人権・同和対策課長 国保年金課長	35 名程度
子ども・健康班 [子ども・健康部]	子ども・健康部長	保育所・幼稚園課長 子ども育成課長 健康課長 こども家庭支援課参事	18 名程度
文教対策班 [教育部]	教育部長	教育総務課長 生涯学習課長 人権・同和教育課長 文化財課長 スポーツ課長 学校教育課長	19 名程度
総計	6名	38 名	187 名程度

【第四配備】

班名	班長	配備対象課長	配備要員数
本部対策班 [経営政策部]	経営政策部長	防災安全課長(本部事務局) 財政課長 人事課長 総務課長 経営戦略課長 議会事務局長及び次長 監査委員事務局長 会計課長 新公共マネジメント推進課長	全員
環境経済班 [環境経済部]	環境経済部長	生活環境課長 リサイクル推進統括主幹 農業振興課長 税務課長 収納課長 南工観光課長 農業委員会事務局長	全員

班名	班長	配備対象課長	配備要員数
都市建設班 [都市建設部]	都市建設部長	河川治水・建設課長 施設管理課長 下水道課長 都市計画課長 都市開発課長	全員
市民福祉班 [市民福祉部]	市民福祉部長	福祉課長 長寿支援課長 コミュニティ推進課長 市民課長 人権・同和対策課長 国保年金課長	全員
子ども・健康班 [子ども・健康部]	子ども・健康部長	保育所・幼稚園課長 子ども育成課長 健康課長 こども家庭支援課参事	全員
文教対策班 [教育部]	教育部長	教育総務課長 生涯学習課長 人権・同和教育課長 文化財課長 スポーツ課長 学校教育課長	全員
総計	6名	37 名	全員

(2) 関係機関の配備要員

機関名	班 編 成 等		配備要	員 定 数	
機関名	班 裲 风 寺	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
三井消防署	別途計画による				
小郡市消防団	団本部 第 1~第 8 分団 255 名	分団長 以 上	正・副 分団長 及び機械員 発生区域分団	全 員	全 員
三井水道企業団	別途計画による				

第3節 気象情報伝達計画

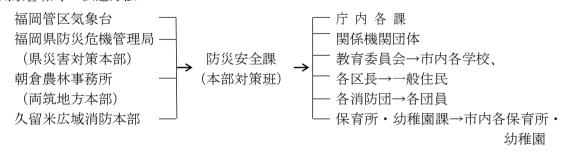
気象警報等の伝達及び住民に対する周知徹底は、次によるものとする。

1. 気象関連情報の発表

福岡管区気象台から発表される気象関連情報の種類・内容は、次のとおりである。

種類	内 容
気 象 情 報	気象官署が気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表するものをいい、福岡管区気象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方(山口県を含む。) 気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。
注 意 報	福岡管区気象台が県内いずれかの市町村において災害が起こるおそれ がある場合において、一般及び関係機関に対して注意を促すために発 表する。
警 報	福岡管区気象台が県内いずれかの市町村において重大な災害が起こる おそれがある場合において、一般及び関係機関に対して警戒を促すた めに発表する。
特別警報	気象災害、水害、地震、噴火などの重大な災害が起こるおそれが著し く大きい場合に、気象庁が警告のために発表する情報。

2. 気象警報等の伝達方法



3. 一般気象警報等の伝達方法

- (1)関係機関から通知される警報等は、勤務時間内においては防災安全課(災害対策本部が設置されている場合は、本部対策班)が、勤務時間外においては当直員が受領する。
- (2) 市は(1)の警報等を受領したときは、速やかにその内容に応じた措置をとるとともに、 関係機関、団体、学校、一般住民等に対して必要な事項を、電話、口頭、その他適切な方 法により周知徹底させるものとする。

4. 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。(基本法第54条第1項)

(2) 警察官の通報

異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。 (基本法第54条第3項)

(3) 市長の通報

市長は(1)及び(2)によって異常現象を知ったときは、その旨を次に掲げる関係機関に通報するものとする。(基本法第54条第4項)

- ①福岡県 (防災危機管理局)
- ②久留米広域消防本部
- ③小郡警察署
- ④福岡管区気象台
- ⑤異常現象によって災害が予想される隣接市町村
- ⑥異常現象によって予想される災害と関係のある県の出先機関及び関係機関
- (4) 異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。
 - ①気象…大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等
 - ②水象…放置すると決壊のおそれのある堤防の水漏れ
 - ③地象…地割れ、落石、地面からの異常な湧水等

(5) 異常現象通報先機関名及び連絡先一覧表

関係機関名	電話番号	防災・行政電話番号
福岡県知事室	092-643-3000	78-700-7000
福岡県災害対策本部室		78-700-7500~7504
福岡県防災危機管理局	092-643-3113	78-700-7023
福岡管区気象台	092-725-3600	78-981-70
陸上自衛隊第4師団司令部	092-591-1020	78-983-70
陸上自衛隊小郡駐屯地	0942-72-3161	
日本赤十字社福岡県支部	092-523-1171	78-980-70
久留米県土整備事務所	0942-36-6333	78-811-711
朝倉農林事務所	0946-22-2730	78-816-701
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-4184	78-816-751
県教育庁北筑後教育事務所	0942-32-3099	78-953-70
小郡警察署		
" 駅前交番		
" 三国交番	0942-73-0110	
" 干潟駐在所		
" 味坂駐在所		
" 松崎駐在所		
久留米広域消防本部	0942-38-5151	78-658-70
" 三井消防署	0942-72-5101	
" 三国出張所	0942-75-3335	
三井水道企業団	0942-72-5106	
国土交通省筑後川河川事務所	0942-33-9131	
国土交通省筑後川河川事務所	0942-32-7082	
久留米出張所	0012 02 1002	
山神ダム管理事務所	092-923-1211	
福岡県警察本部	092-641-4141	78-700-7202

関係機関名	電 話 番 号	防災・行政電話番号
久留米市役所	0942-30-9000	78-203-70~71
大刀洗町役場	0942-77-0101	78-503-70
筑紫野市役所	092-923-1111	78-217-70
筑前町役場	0946-42-3111	78-444-70
佐賀県基山町役場	0942-92-2011	1-041-341-312
佐賀県鳥栖市役所	0942-85-3500	1-041-203-21

(6) 住民等に対する周知徹底

市長は、異常現象の通知を受けたときは、予想される被害地域の住民及び関係機関団体等に対し、広報車並びに電話等の多様な手段により周知を図るものとする。

5. 気象警報等の受領伝達担当者

区 分	課名	担 当 者	備考
正	防災安全課	防災安全課長	
副	JJ	防災係長	

第4節 災害通信計画

1. 災害時における通信の確保

災害時においては、有線通信の途絶又は利用することが困難な場合があるので、次の方法によって通信を確保する。

(1) 防災行政無線の通信

災害時においては防災行政無線を通信として利用するものとする。

①屋外拡声子局 (スピーカー)

避難情報、災害情報、気象情報等、市民等に一斉に周知すべき情報を伝達するため、市 役所を親局(補助局:三井消防署)として、市内61箇所に設置した屋外拡声子局(スピーカー)との間をMCA無線で接続して使用する。

②無線通信システム

I P無線機をもって、災害対策本部、現地派遣職員、消防団、関係機関間の通信として 運用する。この際、無線通信システムのGPSによる位置情報及び画像情報の伝送機能を 使用した災害情報ツールとしての活用を図る。

(2) 防災・行政電話(福岡県防災・行政情報通信ネットワーク)の使用

県、関係自治体、関係機関等との通信連絡のため、有線通信及び衛星通信による防災・ 行政電話を活用する。

(3)優先通信(災害時優先電話)の利用

①災害時優先電話

災害時等に通話が混み合いかかりにくくなった場合でも、災害対策上重要な電話を優先的に接続するために指定された電話回線を利用する。また、NTT西日本との協定に基づき小中学校の避難所と指定福祉避難所(15箇所)に特設公衆電話を設置して、避難所における優先電話回線を確保する。

②非常·緊急通話、非常·緊急電報

「災害優先電話」からの電話でも困難な場合は、非常・緊急電話を利用するものとする。

その利用方法は、「102」をダイヤルし、オペレーターに「非常電話」と告げ、その理由 を申し出るとともに、契約名義及び電話番号、通話先電話番号を伝える。

また、非常・緊急電話と同様な場合に、NTT西日本に非常・緊急電報を頼信するときは、頼信紙の余白に「非常」若しくは「緊急」と記すものとする。

(4) 通信施設の優先利用による通信

公衆電気通信設備の使用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要がある場合、次に 掲げる機関の施設を利用するものとする。

なお、この場合関係機関とあらかじめ協議して定めた手続により措置するものとする。

①優先利用協定機関名

ア. 福岡県警察通信設備

- イ. 九州電力株式会社通信施設
- ウ. 西日本鉄道株式会社通信施設

②使用手続

市長が通信設備を使用しようとするときは、次の事項を記載した書類、又は口頭により申し込み、連絡員を指定して派遣し、承認を受けるものとする。

- ア. 使用しようとする警察通信設備
- イ. 使用等しようとする理由
- ウ. 通信の内容
- エ. 発信者及び受信者

(5) 非常通信による通信

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が途絶したとき又は 利用することが非常に困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、福 岡地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼し、これを利用する。

第5節 災害情報等の収集計画

災害情報、被害状況等の調査及び報告は、次によるものとする。

1. 調査実施者

市長は、市内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集するものとする。

なお、被害が甚大であるため調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

また、必要に応じ自衛隊、警察本部、近隣消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。

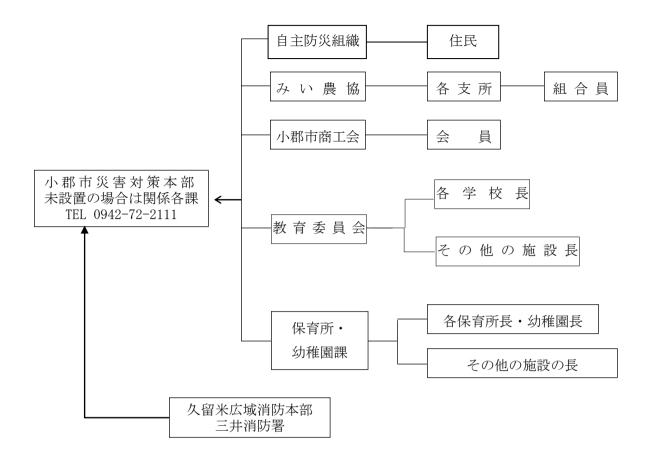
2. 被害状况等調查分担

区分	担当班	協力団体名
1. 人的被害	市民福祉班	区長、民生委員・児童委員
2. 家屋等被害	環境経済班	区長、民生委員・児童委員
3. 社会福祉施設等被害	市民福祉班	施設の長
4. 衛生関係被害	環境経済班	区長
5. 土木関係被害	都市建設班	区長
6. 農林水産業関係被害	環境経済班	農協、農協共済組合
7. 商工業関係被害	JJ	商工会
8. 教育施設関係被害	教育班	施設の長
9. 水道関係被害	三井水道企業団	施設の長

3. 調查報告要領

各担当班は、適時適切に被害状況の調査結果を市長へ報告するものとする。原則書面に よる報告とするが、やむを得ない場合、無線機等による口頭報告を行うものとする。

4. 災害情報連絡第一報の報告及び報告責任者



5. 災害情報及び被害状況

(1) 災害情報

①連絡担当課及び担当者

区分	課名	担 当 者	備考
正	防災安全課	防災安全課長	
副	JJ	防災係長	

②連絡先

区 分	連絡先	防災行政無線・電話番号	
福岡県災害対策本部が設置されているとき	防災危機管理局	78-700-7500~7504	
	(災害対策本部)	78-700-7500 - 7504	
" が未設置のとき	防災危機管理局	78-700-7021~7025	
県災害対策地方本部が設置されているとき	朝倉農林事務所	78-816-701 • 0946-22-2730	
リ が未設置のとき	"	"	

③連絡事項

- ア. 災害の原因
- イ. 災害が発生した日時・場所又は地域

- ウ.被害の状況
- エ. とられている対策
- オ. 今後の見込及び必要とする救助の種類
- ④市は、災害情報の収集に当たっては、消防団、所管の警察署及び消防署と密接に連絡する。
- ⑤被害の程度の調査に当たっては、内部体制の連絡を密にし、調査脱漏、重複のないよう 留意し、調整する。
- ⑥災害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概要を把握し、罹災人員についても、平均世帯により計算し即報する。
- ⑦全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

(2)被害の報告

市は、県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁(応急対策室)に直接報告を 行うほか、119番通報が殺到した場合には、市から県に加えて直接消防庁(応急対策室) にも行うものとする。

①報告担当課及び担当員

区分	課名	担 当 者	備考
正	防災安全課	防災安全課長	
副	JJ	防災係長	

②報告先

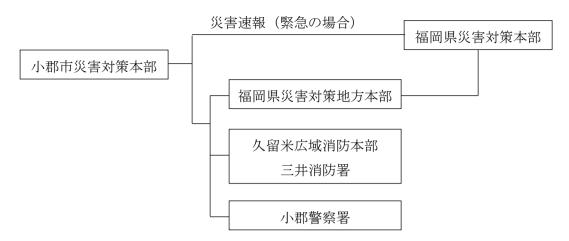
区分	連絡先	防災行政無線・電話番号	
福岡県災害対策本部が設置されているとき	防災危機管理局	78-700-7500~7504	
	(災害対策本部)	78-700-7500-57504	
" が未設置のとき	防災危機管理局	78-700-7021~7025	
県災害対策地方本部が設置されているとき	朝倉農林事務所	78-816-701 • 0946-22-2730	
" が未設置のとき	JJ	II	

③報告の種類及び報告の要領

ア. 報告の種類

種 別	時期(時刻)	備考
災害即報	被害が発生し、又は避難が行われた場合は直ちに、以後、新たに被害が発生・増大した場合は その都度	防災行政無線・ 通常電話・専用 通信
定時報告	毎日 10時・15時	
確定報告	応急対策を終了、又は災害対策本部を解散した 日から15日以内	

イ. 報告の要領



ウ. 報告の様式

福岡県災害調査報告実施要綱に基づき報告する。(福岡県災害調査報告実施要綱は、 資料6参照のこと。)

第6節 災害広報計画

災害時における情報、被害状況等の広報は、次によるものとする。

1. 市における広報担当

市における災害情報、被害状況等の広報は、本部対策班が行うものとする。

2. 情報等の収集要領

- (1) 本部対策班は、気象情報、災害情報及び災害現場に派遣した災害対策要員の資料に基づいて発表資料を作成する。
- (2) 資料の作成は、災害の原因、箇所、内容等を可能な範囲において作成する。

3. 報道機関に対する情報発表の方法

市において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は、次の事項について本部対策班 が適宜に行うものとする。なお、放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得な い場合を除き、県を通じて行うものとする。

- (1) 災害の種別(名称)及び発生日時
- (2) 災害発生の場所又は地域
- (3)被害調査及び発表の時限
- (4)被害状況
- (5) 市における応急対策の状況
- (6) その他、判明した被災地の状況
- (7) 一般住民及び被災者に対する協力及び注意事項

4. 住民に対する広報の方法

市において収集した災害情報及び応急対策等の住民に対する広報は、次の方法によるものとする。

- (1) 市の災害対策要員を現地に派遣し、被災者に必要な情報や注意を周知徹底し、また、住 民の要望事項を聞く等の公聴活動を行う。
- (2) 市のホームページ、SNS、公共掲示板・広報誌・チラシ・FAX等を利用し、広報活動を行う。

5. 避難所での広報活動

避難所等では、災害時に情報が不足する傾向があるので、避難所運営組織、ボランティア 等と連携を保ち、情報の混乱が生じないよう特に留意して対応する。

また、避難行動要支援者等の情報の入手が困難な避難者に十分配慮するものとする。

第7節 応急措置等の計画

災害対策基本法及び関係法令に定める市長等の災害時における応急措置は、次のとおりである。

1. 市長の応急措置

(1) 応急措置についての責任

基本法第62条第1項の規定により、市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又はこの計画に定めるところにより、消防、水防、救助その他の災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(2) 出動命令等

基本法第58条の規定により、市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又はこの計画の定めるところにより、消防機関に出動の準備を要請し、若しくは出動を求め、又は警察官の出動を求める等、災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請、若しくは求め、更に災害の規模が大きく緊急を要する場合には、自衛隊の災害派遣を県知事に求めるものとする。

(3) 事前措置等

基本法第59条の規定により、市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示するものとする。

(4) 警戒区域の設定等

基本法第63条第1項の規定により、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずるものとする。

なお、警戒区域を設定した場合は、縄張り、立札、その他の方法で範囲適用法令及び制限の内容を明示するものとする。

(5) 応急公用負担等

①工作物等の使用収用等

- ア. 市長は、基本法第 64 条第1項の規定により、小郡市の地域に係る災害が発生し、 又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急な必要がある と認めるときは、政令の定めるところにより、小郡市の区域内の他人の土地、建物そ の他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を一時使用し、若しくは 収用するものとする。
- イ. 市長は、警察官が上記アによる措置をとったときは、速やかに当該土地、建物、その他工作物又は土石、竹木、その他(以下「土地、建物等」という。)の占有者、所有者その他当該土地、建物等について権限を有する者に対し、当該土地、建物等の名

称又は種類、形状、数量、所有した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な 事項を公示するものとする。

②工作物の除去等

基本法第 64 条第 2 項の規定により、市長は、小郡市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため緊急な必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとるものとする。この場合において、市長は当該工作物を保管するものとする。

(6) 従事命令

基本法第65条第1項の規定により、市長は、小郡市の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急な必要があると認めるときは、小郡市の地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させるものとする。

(7) 損失補償等

市長は、基本法第82条第1項の規定により、(5)の公用負担等の処分を行ったときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(8) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市長は、(6)による従事命令(警察官が災害対策基本法の規定により市長の職権を行った場合を含む。)及び(4)の警戒区域の設定のため、小郡市内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になったときは、市長は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

2. 市の委員会、委員等の応急措置

基本法第62条第2項の規定により、小郡市の委員会又は委員及び小郡市地域内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、小郡市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、この計画の定めるところにより、市長の所轄の下に、その所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市長が実施する応急措置に協力するものとする。

3. 警察官が応急措置を行った場合の事後措置

- (1) 市長は、警察官から基本法第 63 条第2項に基づき、警戒区域を設定した旨の通知を受けたときは、事後の措置を行うものとする。
- (2) 市長は、警察官から基本法第64条第7項及び同法第65条第2項に基づき応急公用負担 (物的、人的公用負担)を行った旨の通知を受けたときは、損失補償等の事後処理を行う ものとする。

第8節 災害救助法の適用計画

小郡市の地域に係る災害が発生し、救助を要する事態に至ったときは、法令又は防災計画の定めるところにより、応急救助を速やかに実施する。

災害救助法が適用されたときは、災害救助に関する応急措置は、災害救助法の基準によって実施するものとする。

1. 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した段階の救助法の適用(救助法第2条第1項)

本市における災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条第1項)は、次のいずれかに該当する場合である。

①住家等への被害が生じた場合(第1~3号基準)

指標となる被害項目	滅失世帯数 該当条項
市内の住家が滅失した世帯数	80 世帯以上 第1号
県内の住家が滅失した世帯数のうち市内の住	県 2,500世帯以上 第2号
家が滅失した世帯数	市 40世帯以上 第2号
県内の住家が滅失した世帯数のうち市内の住	県 12,000 世帯以上 第 3 号
家が滅失した世帯数	市多数易
災害が隔絶した地域で発生したものである等	
被災者の救護を著しく困難とする内閣府令*で	多数第3号
定める特別の事情がある場合	

- ※ 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令(以下、「内閣府令」という。)で定める特別な事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合
- 事例 ・被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
 - ・有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であ り、そのために特殊の技術を必要とする場合
 - ・水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難な場合であるため、ボートによる救助等の特殊の技術を必要とする場合
- ②災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合(第4号基準)

g - 11	
指標となる被害項目	該当条項
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた 場合であって、内閣府令で定める基準に該当する	第4号

- ※ 内閣府令で定める基準とは、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合や、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合
- 事例 ・火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の 指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - ・交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
 - ・火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- (2) 災害が発生するおそれ段階の適用(救助法第2条第2項)

災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又

は緊急災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、県知事は、当該 所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助 を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

2. 滅失世帯の算定

「滅失世帯」とは、住家が全壊(全焼・全流失)した世帯であるが、住家が半壊・半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ1世帯とみなす。また、「世帯」とは生計を一にしている実際の生活単位とする。

3. 災害救助法の適用申請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであると きは、直ちにその旨を知事に報告し、救助法の適用を申請する。

また、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助 法による救助に着手し、その状況を速やかに報告するものとする。

4. 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、知事が実施者となるが、知事は救助を迅速に行うため、政令で定めるところにより、救助事務の一部を市長が行うこととする。また、市長は、 その他の事務についても、知事が行う救助を補助するものとする。

第9節 応援要請計画

1. 国・県・他市町村・関係機関への応援要請

「小郡市災害時受援計画」に基づき応援要請を適時適切に実施して、効率的かつ円滑な受援体制を確立する。

(1) 国への応援要請

市長は、大規模災害において適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、国 土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所とあらかじめ締結した「小郡市における大規模 な災害時の応援に関する協定」に基づき、応援要請を行うものとする。

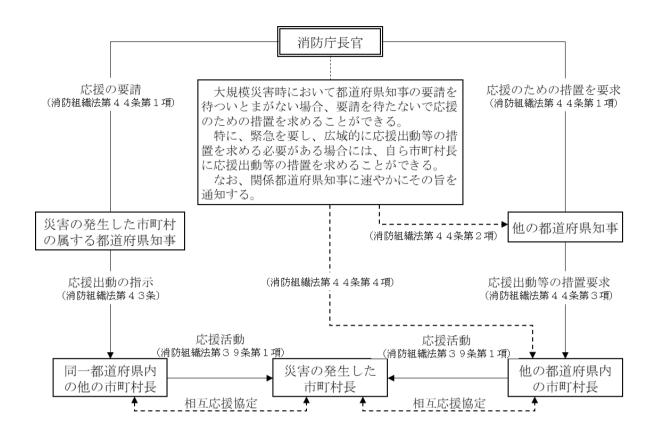
(2) 県に対する応援要請

市長は災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、基本法第68条の規定に基づく応援を求める。その際には次の事項を明らかにした文書をもって行うものとするが、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により行い、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- ①災害の状況
- ②応援又は応急措置の実施を必要とする理由
- ③応援又は応急措置の実施を必要とする期間及び人員
- ④応援又は応急措置事項
- ⑤その他参考事項
- (3) 他市町村に対する応援要請

市長は、本市に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、基本法第67条又はあらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村長に対し、応援要請を行うものとする。

- (4) 関係機関への応援要請
 - ①市長又は久留米広域消防本部消防長は、本市に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、次の応援要請を行うものとする。
 - ア. 近隣との消防相互応援協に基づく要請
 - イ. 福岡県消防相互応援協定に基づく要請
 - ウ. 緊急消防援助隊
 - ②前記ア、イにより対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ要請する。この場合、「福岡県緊急消防援助隊受援計画」(平成29年3月策定)に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう次の体制を確保する。
 - ア. 情報提供
 - イ. 通信運用
 - ウ. 集結及びヘリコプター離着陸予定場所



2. 自衛隊に対する災害派遣要請の求め

災害応急対策のため、基本法第68条の2に基づき、自衛隊の派遣の要請を求める場合の計画である。

(1) 実施責任者

災害応急対策のため、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う場合、市長は知事を通じて行うものとする。

ただし通信の途絶等により知事に要求できない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊 に通知する。その後、速やかに知事にその旨を連絡する。

(2) 災害派遣要請の要求基準

- ①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市自体において実施できる防災対策を とって、なお万全を期することができないと認められるとき。
- ②災害に際し、人命又は財産の保護のため、自衛隊の派遣以外方法がないと認められるとき。

(3) 災害派遣要請の要求要領

①市長は、自衛隊の災害派遣の要請を要求しようとするときは、知事に対し、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。その後、速やかに派遣要請文書を提出するものとする。

ア. 災害の状況及び派遣を要請する理由

- イ. 派遣を必要とする期間
- ウ. 派遣を希望する人員、航空機等の概要
- エ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ. その他参考となるべき事項
- ②自衛隊の災害派遣要請の依頼は、本部対策班が行うものとする。
- ③自衛隊派遣要請依頼を行う場合は、福岡県総務部防災危機管理局に連絡及び関係書類の 提出を行うものとする。
- (4) 災害派遣部隊の受入れ措置
 - ①市長は、知事又は自らが災害派遣の通知を受けたときは、おおむね次の要領により措置 するものとする。
 - ア.派遣部隊の展開地、その他受入れのため必要な措置に関して小郡駐屯地と調整する ものとする。
 - イ.派遣部隊及び県との連絡員を指名し、連絡に当たらせるものとする。
 - ウ. 本部対策班は、応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他について 計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておくものとする。
 - ②派遣部隊が到着した場合、おおむね次の要領により措置するものとする。
 - ア.派遣部隊を集結地に誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。
 - イ. 市長は、防災活動に従事する自衛隊の活動内容を把握し、次の事項について記録するものとする。
 - 要請日時
 - ・派遣部隊名及び指揮官の階級氏名
 - 部隊員数
 - •活動内容
 - 主要器材
 - ・活動日程(完了又は撤収予定月日)
- (5) 自衛隊の活動の内容

活動の内容は、次のとおりである。

- ①被害状況の把握
- ②避難の援助
- ③被災者の捜索・救助
- ④水防活動
- ⑤消火活動
- ⑥道路又は水路の応急啓開
- (7)応急医療、救護及び防疫
- ⑧人員及び物資の緊急輸送
- 9給食、給水及び入浴の支援
- ⑩危険物の保安及び除去

⑪その他

(6) 撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達した場合は、知事に撤収を要請する。撤収要請は取り あえず電話で行い、事後速やかに撤収要請書を提出する。

(7) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市が負担するものとする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定めるものとする。

- ①派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の経費及び通話料金(災害派遣に関わる 事項に限る。)
- ②派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- ③活動のため現地で調達した資機材の費用
- ④その他必要な経費については事前に協議しておくものとする。

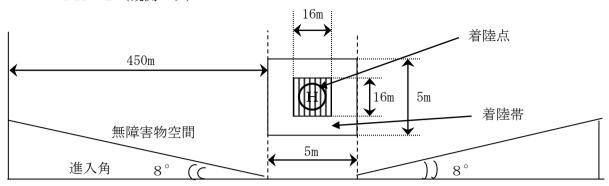
(8) 臨時ヘリポートの選定

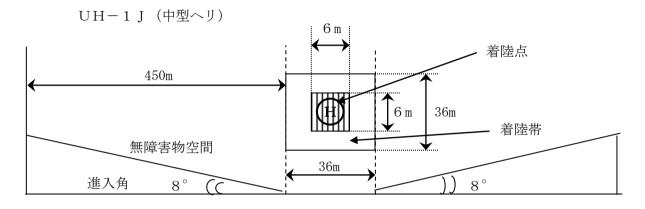
①災害に際し、ヘリコプターを要請した場合の臨時ヘリポートを次の場所に設置する。

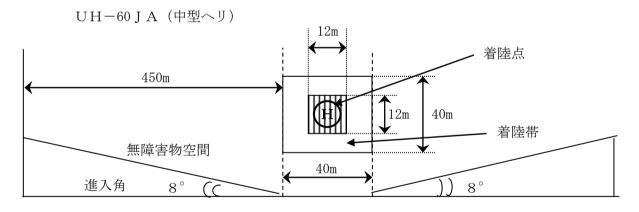
名 称	所 在 地	広さ (巾m×長さm)
小郡小学校グラウンド	小板井 288	86 × 83
味坂小学校グラウンド	八坂 456-1	63×47
御原小学校グラウンド	二夕 316	80 × 37.6
立石小学校グラウンド	吹上 968-2	100 × 40
三国小学校グラウンド	力武 1012	85 × 57
大原小学校グラウンド	大保 1394	160×91.7
東野小学校グラウンド	小郡 2409-4	80 × 80
のぞみが丘小学校グラウンド	希みが丘 5-2-17	85 × 55
宝城中学校グラウンド	八坂 26-1	115.7× 95
大原中学校グラウンド	小郡 772	175×103
立石中学校グラウンド	吹上 1045	122×100
小郡中学校グラウンド	寺福童 668	158×85.6
三国中学校グラウンド	美鈴が丘 5-15-1	160×169
陸上自衛隊小郡駐屯地	小郡 2277	120×70

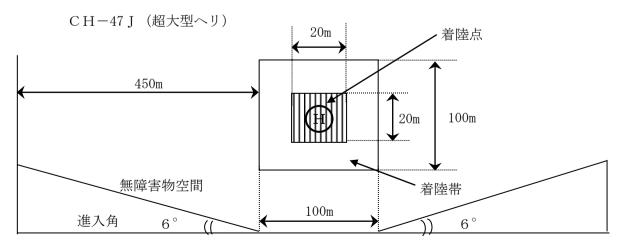
②機種に応ずる発着点付近の基準

OH-1 (観測へリ)









- 注:1 着陸点とは、安全、安易に接地できるように準備された地点をいう。
 - 2 着陸帯 (無障害地帯) とは、着陸に障害とならない地帯をいう。
 - 3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。
 - 4 全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることができる。

③標示

- ア. 上空から確認し得る風の方向を標示する旗。又は、発煙筒を離着陸地点から約 50 m離れた位置に設置する。
- イ. 着陸地点には、石灰等を用いて直径7m以上のΘの記号を標示する。

④危険防止

- ア. 離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。
- イ. 離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、 物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。
- ウ. 安全上の監視員を配置する。
- エ. 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。
- ⑤地上と陸上自衛隊航空機との交信方法
 - ア. 地上から航空機に対する信号の種類

旗の色別	事 態	事態の内容	希望事項	摘要
赤旗	緊急事態 発生	人命に関する非常 事態(患者又は緊 急に手当を要する 負傷者)が発生し ている。	緊急着陸又は隊員 の降下を請う。	旗の規格は1辺1 mの正方形の布を 用い、上空から見 やすい場所で旗面 が航空機から判明
黄旗	異常事態 発生	食料又は飲料水の 欠乏等、異常が発 生している。	役場又は警察官に 連絡を請う。 できれば通信筒を つり上げてもらい たい。	しやすい角度で大 きく振るものとす る。
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項 はない。	

イ. 地上からの信号に対する航空機の回答要領

事 項	信号
了解	翼を振る(ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる)
了解できず	蛇行飛行(機首を左右交互に向ける)

ウ. 航空機から地上に対する信号要領

事	項	信号	信号の内容
投	下	急降下	物資又は信号筒を投下したい地点の 上空で急降下をくり返す。
誘	導	旋回等で捜索隊又は住民の注意を 喚起した後、誘導目的地点に向か い直線飛行し、目的地上空で急降 下をくり返す。	ある地点で異常を発見し、その地点 まで地上の人員を誘導したい場合に 行う。
督	促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

エ. 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径 $7 \,\mathrm{m以}$ 上のHを図示し、風向を吹流し、又はT字形(風向 \to \vdash)で明確に示すものとする。

3. 応援機関の活動基盤

- (1) 合同調整所及び現地指揮所
 - ① 自衛隊の災害派遣部隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム (DMAT)、国土交通省緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)等の関係機関 間における情報共有及び活動調整行うため、合同調整所を北別館2階大会議室に開設する。合同調整所においては、災害対策本部の災害対応方針及び情報の共有並びに関係機関相互の活動調整を行うため、活動調整会議を開催する。
 - ② 北別館2階の研修室を各関係機関の現地指揮所として活用する。
- (2)活動拠点(宿営地)
 - ① 応援機関の活動拠点(宿営地)の予定地を次のとおりとする。

区 分	拠点施設	住所	管理者
	小郡運動公園多目的広場	大保 444	
共 通			小郡市
, <u>.</u>	立石地域運動広場	干潟 2047-1	7 B) 11
自衛隊災害派遣部隊	小郡駐屯地及び訓練場	小郡 2277	小郡駐屯地
警察災害派遣隊	みい農業協同組合駐車場	大板井 234-1	みい農業協同組合
消防緊急援助隊	三井消防署及び訓練場	大板井 279-2	三井消防署

- ※小郡運動公園多目的広場は、大雨時に冠水するおそれがあるため、出水期には立石 地域運動広場を使用する。
- ※警察災害派遣隊の派遣が決定されたのち、みい農業協同組合の駐車場を小郡警察署 との調整に基づき、借用調整を行う。
- ② 災害状況、派遣される部隊規模、避難者の状況等により、他の市管理施設(運動広場、公園、小中学校グランド等)を活動拠点として調整する。

(3) 燃料補給

燃料の補給については、次のとおりとする。

名称	所在地		燃料の種類・貯蔵量		
石 你	別任地	連絡先	種類	貯蔵量	
㈱イデックスリテール福岡	大板井 227	0942-72-8126	ガソリン	70k1	
セルフ小郡中央SS	八似开 221	0942-72-8120	軽 油	10k1	
コスモ石油㈱南九州カンパニー	津古 935-1	0049 75 1915	ガソリン	40k1	
S&CCS小郡団地SS	年 白 935-1	0942-75-1815	軽 油	30k1	

第10節 避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、 危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるための計画は、次のとおりとする。

1. 実施責任者

立ち退き避難の指示は、次の者が行い、避難所の開設、収容、保護は市長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から委任された場合は、市長が実施するものとする。

発 令 者	勧告・指示を行う要件	根拠となる法令
市 長 (委任を受けた 吏員)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に おいて、人の生命又は身体を災害から保護し、そ の他の災害の拡大を防止するために特に必要があ ると認めるとき。	災害対策基本法 第 60 条第 1 項 第 2 項
知事 (委任を受けた 吏員)	災害が発生した場合において、当該災害により市 がその全部又は大部分の事務を行うことができな くなった場合	災害対策基本法 第60条第5項
	市長から要求があったとき、又は市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。	災害対策基本法 第61条第1項
警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある場合は、必要な警告を発し、特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、避難等の措置をとる。	警察官職務執行法 第4条第1項
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官においては、 危険な事態が発生し、かつ、警察官がその場にい ないとき。	自衛隊法 第 94 条第 1 項
知事 (知事の命を受	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。	地すべり等防止法第 25条
けた県職員) 水防管理者	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の居住者に対し、 避難のため立ち退くべきことを指示することがで きる。	水防法第 29 条

2. 避難情報等の基準

次の基準に従い実施する。

警戒レベ	ル3 高齢者等避難
条件	ア. 大雨警報、暴風警報、洪水警報が発せられ、避難の準備を要すると判断され
	るとき
	イ. 河川が氾濫注意水位を突破し、避難判断水位に達するおそれがあるとき
	ウ. その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
伝達内容	ア. 発令者 イ. 避難を準備すべき理由 ウ. 危険地域 エ. 避難場所 オ. 注
	意事項
警戒レベ	ル4 避難指示
条件	ア. 河川が避難判断水位を突破し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき
	イ. 地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき
	ウ. 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が切迫したとき
	エ. 記録的短時間大雨情報(110mm/時間)又は大雨特別警報が発表されたと
	き、若しくは、近隣市町村に記録的短時間大雨情報又は大雨特別警報が発表され
	た場合で、小郡市に影響があるとき
	オ. その他人命保護上避難を要すると認められるとき
伝達内容	ア. 発令者 イ. 避難すべき理由 ウ. 危険地域 エ. 避難場所 オ. 避難経路
	カ. 避難後の当局の指示連絡等
警戒レベ	ル5 緊急安全確保
条件	ア. 河川が氾濫危険水位を超え、更に上昇し越水のおそれがあるとき
	イ. 災害が発生し、現場に残留者があるとき
	ウ. その他緊急に避難する必要があると認められるとき
伝達内容	避難指示と同じ

3. 避難情報等の伝達方法

市長は、避難情報等を発令したときは、久留米広域消防本部、警察署等関係機関に連絡するとともに、協力して、次の方法のうち実情に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。なお、その通知を受けたときも同様とする。

(1) 警鐘、サイレン等による伝達(消防署、消防団)

種別	警鐘信号	サイレン信号			
避難指示	乱打	約1分			

(2) 電話、放送による伝達

区長や自主防災組織等に対する電話、ファックスによる伝達、市や消防団等の広報車に よる巡回広報を行うとともに、必要に応じてテレビ、ラジオによる放送を要請する。

(3) 防災行政無線、メール配信等による伝達

防災行政無線による一斉放送、市ホームページ・SNSによる広報、災害情報等配信システム・防災メールまもるくん・緊急速報メール(エリアメール)等の配信等を行い、周知の徹底を図る。なお、防災行政無線子局(スピーカー)の設置箇所については別表4のとおりとする。

4. 避難の方法

(1) 避難の誘導

- ①避難の誘導は、市職員、久留米広域消防本部及び消防団が行うものとする。 なお、必要と認めるときは、警察官に協力を求めることができる。
- ②避難場所の位置及び経路等を必要な場所に指示するものとする。
- ③混乱を避けるため、地域の実情に応じ、避難経路を2箇所以上選定して行うものとする。
- ④避難した地域に対しては、後刻速やかに避難もれ又は救出を必要とする者の有無を確か めるものとする。

(2) 避難の順位

- ①高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者等の避難行動要支援者
- ②防災活動に従事する者以外の者

(3) 移送の方法

避難の立ち退きは、避難者が各自行うことを原則とするが、自力で立ち退くことができない場合、また緊急を要する場合においては、市の車両等により行うものとする。

なお、車両等の確保については、「第3章 第21節 輸送計画」(P156) によるものとする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要最小限に制限し、立ち退きが円滑に行われるよう適宜指導するものとする。

携帯品は次を目安とする。

- ①家族の名札(住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの)
- ②食料(2~3食程度)、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- ③動きやすい服装、帽子(頭巾)、雨具類、必要に応じ防寒服

(5)避難後の措置

避難後の措置について、市長は、関係機関の協力を得て対策を講ずるものとする。

5. 避難所の開設

(1) 避難所

- ①市内の避難所、収容人数等は、別表 1,2,3 のとおりとする。なお、災害の状況に応じ、新たに避難所を開設するときや避難所を変更したときは、その都度周知を図るものとする。また、避難者数が増大し、期間が長期化する場合は、広域避難場所及び福祉避難所の活用を行い、市のみでは対応が困難な場合は、国、県及び民間事業者等に応援を要請する。
- ②避難所に適する施設がない地域については、コンテナ・プレハブを建設又はテントを設営する。

(2) 避難所の開設及び管理

避難所を開設したときは、久留米広域消防本部、警察署等関係機関に連絡するととも

に、各避難所に職員を派遣駐在させて、避難所の管理と収容者の保護に当たらせるものと する。

- (3) 市長は、基本法第 61 条又は警察官職務執行法第4条により、警察官から避難の措置をとった旨の通知を受けたときは、前項の要領により避難所の開設を行うものとする。
- (4) 避難所の防疫は、「第3章 第18節 防疫及び清掃計画」(P148) によるものとする。
- 6. 学校、社会福祉施設等における避難対策

市教育委員会及び社会福祉施設等の管理者は、避難対策について、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- (1)避難実施責任者
- (2) 避難順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4)避難誘導後の措置
- (5) その他必要な事項
- 7. 避難所開設費用及び期間

災害救助法が適用された場合に準じ、別に定める。

第11節 水防計画

水防法に基づき別に定める「小郡市水防計画」によるものとするが、その概要は次のとおりである。

1. 水防事務の処理

洪水に際し、水災を警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知を受けたときから洪水による危険が除去される間、水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

2. 水防本部の設置及び組織事務分掌

(1) 水防本部の設置

水防管理者は、洪水等について水防活動の必要があると認めたときからその危険が除去するまでの間、防災安全課を事務局として水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

(2) 水防本部の組織及び事務分掌

水防本部の組織及び事務分掌は、「小郡市水防計画」に定めるとおりとする。

3. 水防本部の非常配備体制

水防本部の非常配備体制は、次の基準によるものとする。

	配備基準	配備体制
水防対策準備室	○降雨時、梅雨期等に小郡市において大雨警報 (土砂災害、浸水害)又は洪水警報が発表され たとき、若しくは台風接近時に小郡市が暴風域 に入る可能性がある場合で、防災安全課長が特 に必要と認めるとき。 ○宝満川(端間)又は宝満川(下見橋)の水位 が、水防団待機水位を超えて氾濫注意水位に到 達するおそれがあり、防災安全課長が特に必要 と認めるとき。(築地川樋門等の閉鎖の可能性が ある場合等)	経営政策部防災安全課防災係(4名)

	配備基準	配備体制		
	○降雨時、梅雨期等に小郡市において大雨警報又	(災害警戒本部第1配備体制)		
	は洪水警報が発表されたとき、若しくは台風接近	警戒本部は、経営政策部長をもって本 部長とし、警戒本部会議、警戒本部事		
	時に小郡市が暴風域に入る可能性高く、被害が発	務局及び現地活動員を置く。		
	生するおそれがある場合で、経営政策部長が特に			
	必要と認めるとき。			
水	○河川の水位、河川施設の状況、土砂災害の危険			
防警戒本部	度等が避難指示の発令基準に達するおそれがある			
戒木	場合等で、経営政策部長が特に必要と認めると			
部	き。			
	【一例】			
	・築地川樋門等の閉鎖が開始され、内水氾濫による			
	被害の発生が予測される場合			
	・市内における道路冠水等の被害が5か所以上発生			
	し、市全体として対応する必要がある場合			
水防本部	○降雨時、梅雨期及び台風接近時等に小郡市において大雨特別警報が発表されたとき、若しくはさらに甚大な被害が発生するおそれがあるときで、市長が特に必要と認めるとき。 ○小郡市において避難指示が発令されている状況において、更に被害の拡大のおそれがあり、市の対応力の拡大が必要な場合で、市長が特に必要と	(災害警戒本部第2配備体制) 水防本部は、市長を本部長とし、水防 本部会議及び各対策班を置く。		
	認めるとき。			

4. 消防団の出動

消防団の出動については、次の基準により水防管理者が指令する。

	1. 河川が増水し、水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり
出 動 準 備	危険を予知したとき。
	2. 予報、警報等により洪水の危険を予知したとき。
山 盐	1. 氾濫注意水位に達することが予想されるとき。
出動	2. 予報、警報等により洪水の危険が切迫したとき。

5. 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに関係水防班長に対しその通報を通知し、必要班員を河川、ため池及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が警報水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係水防班長に通知するとともに、6. に定める「水防信号」により周知し、更に必要な班員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせるものとする。

6. 水防信号

水防信号は、県の規定に基づき、次のとおり行うものとする。

(1) 信号の種類

第1信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの
第2信号	水防団員及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知ら せるもの
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが水防の応援に出動すべきことを知らせるもの
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの

(2) 信号の方法

区分	警 鐘 信 号			サイレン信号				
第1信号	〇休止	○休止	○休止	(約5秒) ○-	(約15秒) 休止	(約5秒) ○-	(約15秒) 休止	(約5秒) ○-
第2信号	0-0-0	0-0-0	0-0-0	(約5秒) ○-	(約6秒) 休止	(約5秒) ○-	(約6秒) 休止	(約5秒) ○-
第3信号	0-0-0-0	0-0-0-0	0-0-0-0	(約10秒) 〇一	(約5秒) 休止	(約10秒) 〇一	(約5秒) 休止	(約10秒) 〇一
第4信号	Ē	乱	Ţ	(約1分) ○-		(約5秒) 休止		(約1分) ○-

[※]信号は、適宜の時間継続すること。必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を採用すること。危険解消を確認 したときは、口頭伝達により周知させること。

7. 主要河川における指定水位及び警戒水位

河川名	河川事務所	対象量水標	水防団待機水位 氾濫注意水位 避難判断水位 氾濫危険水位	摘要
筑後川 然後川東郊	ケクロではままれ	片ノ瀬	5. 40 6. 70 7. 80 8. 50	
幹川	筑後川河川事務所	端間	2. 40 3. 60 4. 00 4. 65	宝満川

地方 本部	河川名	区間	観測所	水防団待機水位 氾濫注意水位 避難判断水位 氾濫危険水位	関係水防団体
那珂	宝満川	県管理区間全区間	下見橋	2. 30 2. 68 2. 93 3. 29	筑紫野市 筑前町(朝倉) 小郡市(久留米)
久留米	大刀洗川	県管理区間全区間	西の宮橋	5. 67 6. 02 6. 12 6. 46	久留米市 小郡市 大刀洗町

8. 重要水防箇所

区分	河川・	左右	延長	位置		種類
	ため池名	岸	貯水量		·	
ラン	宝満川(国)	右岸	600m	福童	新端間橋下流	堤体漏水 B、
クB	4 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		000	T= 4x		基礎地盤漏水 B
	宝満川(国)	右岸	800m	福童	新端間橋下流	堤体漏水 B
	松ヶ浦(下)堤	_	6, 800 m ³	津古		
	松ヶ浦(上)堤	_	7,800 m ³	津古		
	渕田堤	_	36, 300 m³	津古		
	影堤	_	38, 200 m ³	津古		
	光田堤	_	17, 100 m ³	三国加		
	井の浦堤	_	39, 000 m ³	三国な	5年	
	伊勢浦堤	_	100, 000 m ³	三沢		
	山路堤	_	4, 900 m ³	三沢		
	立石堤	_	26, 000 m ³	三沢		
	本堤	_	43, 100 m ³	三沢		
	新堤	_	36, 200 m ³	三沢		
	向山堤	_	43, 000 m ³	大保		
	境石堤	_	17, 300 m³	乙隈		
防災	且田ヶ浦堤	_	49, 000 m ³	干潟		
重点	西下堤	_	7,800 m³	山隈		
ため	西上堤	_	6, 400 m ³	山隈		
池	城山(上)堤	_	17, 900 m ³	山隈		
	赤土堤	_	20, 600 m³	井上		
	弥八郎堤		6, 500 m ³	山隈		
	組坂堤	_	15, 200 m ³	下岩目	H	
	大板井(上)堤		8,800 m ³	大板井	‡	
	大板井(下)堤	_	47, 000 m ³	大板井	‡	
	若山堤		53, 500 m ³	小郡		
	野口(小)堤	_	6, 100 m³	小郡		
	野口(上)堤	_	77, 100 m³	小郡		
	野口(中)堤	_	16, 000 m ³	小郡		
	野口(下)堤	_	9, 200 m ³	小郡		
	山添堤	_	12, 700 m³	寺福章	E E	
	柿添堤	_	12,600 m³	寺福貢	Ĕ	
	内畑堤	_	4, 200 m ³	寺福章	E E	

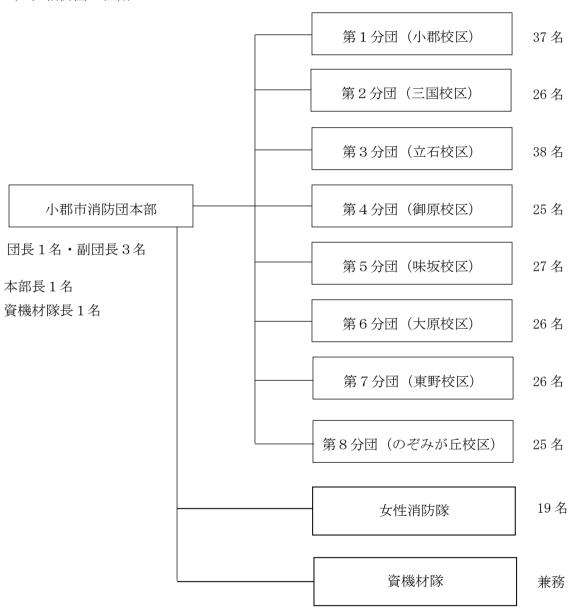
第12節 消防計画

消防の組織及び災害時における消防活動等は、次によるものとする。

1. 消防組織

消防団の組織は、小郡市消防団の組織等に関する規則の定めるところによる。 なお、小郡市災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の一環としての消防組織と する。

(1)消防団の組織



(2)消防施設の状況

分団	消防ポンプ車等	消防水利		
		防火水槽	消火栓	その他
本 部	救助資機材搭載型車両			
第1分団	CD-1型消防ポンプ自動車	4 5	204	プ゚ール 2
第2分団	CD-1型消防ポンプ自動車	4 4	160	プール 1
第3分団	CD-1型消防ポンプ自動車	8 8	1 1 4	プ゚ール 3
第4分団	CD-1型消防ポンプ自動車	2 1	6 4	プ゚ール 2
第5分団	CD-1型消防ポンプ自動車	1 6	7 0	プ゚ール 2
第6分団	CD-1型消防ポンプ自動車	2 7	1 0 8	プ ール 2
第7分団	CD-1型消防ポンプ自動車	2 7	9 2	プ ール 3
第8分団	CD-1型消防ポンプ自動車	1 7	1 0 1	プ゚ール 2

2. 火災警報

(1) 警報の発令

市長は、知事から気象の状況が火災の予防上危険である旨を通報されたとき、又は自ら が危険であると認めたときは、消防法第22条の規定により火災に関する警報を発令するこ とができるものとする。

なお、警報を発令した場合は、電話及びその他の方法等により住民に周知させるものと する。

(2) 警報発令中の警防体制

- ①火災警報を発令した場合は、久留米広域消防本部と連携し、電話及び消防車両等による 巡回により、警報発令中における火の制限その他必要な事項について周知を図るものと する。
- ②消防団は、各分団ごとに所要の団員を分団庫に待機させ、警戒出動体制を整えるものとする。

(3) 警報の解除

市長は、気象状況が予防上危険でないと認めるときは、火災に関する警報を解除すると ともに、電話及びその他の方法等により住民に周知させるものとする。

3. 消防活動

消防団員の招集及び出動、消火、救出、搬送、警戒、避難等の活動については、この計画により定めたものとする。

4. 火災の防御

一般火災、特殊火災(特殊建築物、危険物)、林野火災、その他の火災(地震等による火災)等については、それぞれの特性を確実に把握し、周到なる防御計画を樹立するものとする。

第13節 救出計画

災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者の救出は、次により行うものとする。

1. 実施責任者

- (1) 被災者の救出は、原則として市長と警察機関及び消防機関が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及び他の法令の規定により、災害応急措置の実施責任を有する者は、救出を実施するとともに各機関に協力するものとする。
- (3) 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救出を行うとともに、各機関に協力するよう努めるものとする。
- (4) 災害救助法が適用されたときは救助の主体は知事となるが、知事から委任された場合は、 市長が実施するものとする。

2. 救出の対象者

- (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- (2) 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (3) 流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- (4) 地すべり等により危険にさらされた場合
- (5) 大規模交通事故等により危険にさらされた場合

3. 救出方法

被災者の救出は、久留米広域消防本部及び消防団等関係機関の協力を得て救出班を編成し、救出に必要な車両、その他必要な機械器具等を借り上げる等、必要に応じた方法により 実施するものとする。

4. 救出のための費用及び救出期間

災害救助法が適用された場合に準じ別に定める。

5. 救出に必要な機械器具等の状況

機械器具名	数量	保 管 場 所	備考
小郡市公用車	99	小郡市役所	
市消防団所有車両	12	市消防団各分団格納庫	
三井消防署所有車両	14	三井消防署、三国出張所	

- 注:1 その他必要な器具は班員に携行させる。
 - 2 借上げを必要とする場合の車両については、「第3章 第21節 輸送計画」(P 156)による。

6. 要請手続き

- (1) 市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し、応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し、応援要請を行う。
 - ①災害発生日時
 - ②災害発生場所
 - ③災害の種別・状況
 - ④人的・物的被害の状況
 - ⑤応援要請日時・応援要請者職氏名
 - ⑥必要な部隊種別
 - ⑦その他参考事項
- (2) 市は、県に連絡が取れない場合、直接、国に応援要請を行うものとする。
- (3) 県は、隣接市町村からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、被災市町村からの要請を待たずに、国に対し、応援要請を行う。

第14節 医療助産計画

災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは混乱した場合における、応 急的な医療又は助産の実施は、次によるものとする。

1. 実施責任者

災害時における医療、助産の実施は、市長が関係機関の協力を得て実施するものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行うが、知事から委任された場合は、市 長が実施するものとする。

2. 医療及び助産の対象者

(1) 医療の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失い、応急的に 医療を施す必要のある者とする。医療救助の期間は、災害発生の日から14日以内。ただ し、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

(2) 助産の対象者

災害発生の目前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者とする。ただし、助産救助の期間は、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

3. 医療及び助産の方法

(1) 医療情報の収集

県及び医師会等と連絡体制を密にし、医療施設の被害状況、医薬品・医療器具等の需給 状況等の医療情報を収集する。

(2) 救護班の出動

市内の医療関係者等をもって行うものとするが、市長は必要に応じ、県若しくは医師会に対し、救護班の出動を要請する。

(3) 救護所の設置

安全で活動容易な場所に現場救護所を設置する。

(4) 救護班の編成

救護班の編成は、災害の状況に応じ各医療機関と協議のうえ、その都度編成するものと する。

(5) 重傷者の収容

重症患者等で救護班による医療が適切でない場合は、地域の病院に収容する。よって、 市内病院は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、被災傷病者の応急処 置を含む外来治療及び搬送される重症患者等の入院を含む受入れを行う。

また、重症患者を市外にヘリコプターで後方搬送する必要が生じた場合には、県に対し、受入施設の確保とヘリコプターの派遣を要請する。

なお、医療、助産に必要な車両の確保は「第3章 第21節 輸送計画」(P156)による ものとする。

(6) 医薬品等の確保

原則として、市の備蓄の使用若しくは医薬品販売業者から市民福祉班が調達するものと するが、それが困難な場合は、県を通じて業者、他医療機関に要請する。

4. 病院・医院の状況

医療機関名称	所在地	電話番号	診療科名	備考
医療法人 格心会	小郡 1342-1	72-2007	精 児童・思春期精神科	
蒲池病院	71.4th 1947 1	12 2001	心内 内	
 医療法人 協和病院	祇園 2-1-10	72-2121	外内胃皮こうリハ	
	7.7		糖尿病内分泌内科 整外	
			救命 消化器外科 消化器内	
			科 内視鏡外科 内視鏡内科	
			緩和ケア外科 緩和ケア内科 化学療法外科 化学療法内科	
! !嶋田病院	小郡 217−1	72-2236	呼內 外 血管外科 整外	救急
·····································	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	12 2230	リハ 形外 脳外 脳内 内	告示
			糖尿病内科 肝臓内科 循環	
			器内科 放射線診断科 病理	
			麻 肛門外科 感染症科	
五十加川、岡川二、八八八			内 消化器内科 循環器内科	
新古賀リハビリテーション 病院みらい	山隈 273-11	73-0011	呼内 神内 リハ 心内 人	
物院みらい			工透析内科 腎臓内科	
聖和記念病院	津古字 1470-1	75-1230	内 胃 循 呼 リハ 放	
医療法人オアシス	 美鈴が丘 1-5-3	23-0300	整外 リハ 麻 リウ	
福岡志恩病院	大野 花 1 0 0	20 0000		
本間病院	三沢 526	73-0111	精 心内 内 リウ 循 放 リハ	
医療法人海邦会 松崎記念病院	松崎 18-7	73-2212	内 呼 放	
あかし心療クリニック	大板井 1392-3	41-2233	 心内 精	
赤松医院	干潟 680	72-2519	内 外 麻	
井手胃腸科内科医院	上西鰺坂 10-1	73-1112	内胃	
梯医院	祇園 1-4-3	72-2800	内水消	
かわち内科循環器科医院	小郡 1504-1	41-2244	内循リハ	
河原内科クリニック	小郡 670-1	41-2330	内 消 循 呼 放	
菊池整形外科医院	大板井 1415-3	72-1106	整外 リハ リウ	
医療法人 きのした小児科	小板井 440-7	72-6856	小	
クリニック	717007 440 1	12 0000		
くつろぎこころのクリニッ ク	三国が丘 1-50 アフレ ル三国が丘ビル 1-02	27-9261	精心内	
くどうこどもクリニック	津古 1203-1	75-9100	小	
倉岡医院	三沢 3949-7	75-5111	内 消	
栗田耳鼻咽喉科	津古 561-8	75-1133	耳 気食 頭頸部外科	
医療法人 くわの眼科医院	津古 563-1	75-0770	眼	

医療機関名称	所在地	電話番号	診療科名	備考
こぐま学園 診療所	大板井 1143-1	72-7221	内 精 小 リハ	
医療法人 権藤内科循環器 科	小板井 429-1	72-3000	内 循 呼内	
医療法人 さとう産婦人科	津古 1210	75-5366	産婦	
柴田メンタルクリニック	祇園 1-14-8 2F	42-7700	精 神 心内 内	
高山泌尿器科クリニック	津古 556-2	75-4511	泌尿器科 女性泌尿器科	
田中クリニック	美鈴が丘 5-12-3	75-5377	消外	
たなか耳鼻咽喉科医院	祇園 1-15-6	72-3387	耳 気食	
冨田整形外科医院	祇園 2-9-15	72-8883	整外 リハ	
とみた内科循環器科	美鈴の杜 1-1-1	65-5000	内 循	
医療法人祥成会 富安医院	松崎 764	73-1271	内消内	
中原内科クリニック	三国が丘 1-13	75-8021	内 呼 消	
ながたクリニック	美鈴の杜 1-1-11	23-0800	内 外 消化器内科 呼内 肛	
医療法人 永田皮膚科医院	祇園 2-2-10	73-0077	皮	
西原内科・循環器科医院	小郡 693-7	72-4701	内 循環器内科 呼内 消化 器内科	
楡の木クリニック	美鈴の杜 1-1-1 1F	27-7841	精心内	
希みが丘クリニック	希みが丘 2-19-12	75-3030	精心内	
医療法人 春龍会 橋本眼科医院	大板井 1182-2	72-2335	眼	
医療法人 浜崎外科整形外 科医院	二森 235-1	73-1607	整外 外 リハ	
ひやまクリニック呼吸器内 科	大崎 1020-2	23-8550	内 呼内	
医療法人 広瀬眼科医院	祗園 1-15-10	72-2721	眼	
医療法人 古川医院	小郡 330-18	72-2415	内 消	
松尾医院	小板井 279	72-2011	内循整外 リウ婦 リハ	
松隈産婦人科クリニック	小郡 1504	73-3511	産婦	
まどかファミリークリニッ ク	あすみ 1-40	23-0066	内 小	
めぐみ内科	津古 815-1	75-3733	内 循環器内科	
山口整形外科クリニック	三国が丘 1-50-2	65-3841	整外 リハ	
医療法人 山下こどもクリ ニック	横隈 735-5	41-7400	小	
医療法人 山下泌尿器科医 院	小郡 1590-6	73-5301	ひ 人工透析内科	
ヨシタケ脳神経外科クリニ ック	小郡 1504-10	73-3550	脳外	

5. 歯科医院の状況

医療機関名称	医療機関所在地	電話番号		診	康科名		備考
アポロ歯科医院	山隈 234-22	73-1004	歯	小歯	矯歯		
あらい歯科・口腔外科クリニック	福童 146-2	65-3518	歯	歯外	矯歯	小歯	
いのうえ歯科クリニック	美鈴の杜 1-9-6	23-0111	歯	小歯	歯外		
今村歯科医院	大保 70	75-0007	歯	小歯	歯外		
いわさき歯科	力武 255-12	75-2712	歯	小歯	歯外	矯歯	
牛嶋歯科医院	松崎 196-7	72-5870	歯	矯歯	小歯		
江上歯科クリニック	小板井 500-1	23-8800	歯	歯外	小歯		
えさき歯科医院	祇園 2-11-4	73-5353	歯	小歯	歯外		
小郡駅歯科クリニック	祇園 1-9-4	73-0727	歯	小歯			
小郡さくら歯科	三沢 4847-15	75-1175	歯	小歯	矯歯	歯外	
医療法人宝歯会 小郡スマイル歯 科小児歯科医院	大保 110 イオン小郡 ショッピングセンター内	75-6480	歯	小歯	矯歯	歯外	
小郡みらい歯科・こども矯正歯科	あすみ 1-40	48-1256	歯	小歯	矯歯		
かなざわ歯科クリニック	大板井 391-4	41-2228	歯	小歯	矯歯		
カネユキ歯科医院	津古 816-9	75-4618	歯	小歯			
川野歯科クリニック	祇園 1-5-13	72-4188	歯	矯歯			
木原歯科医院	小郡 1160-1	65-5701	歯	小歯	矯歯	歯外	
後藤歯科医院	三沢 45-3	75-4380	歯				
ことぶき歯科診療所	大板井 1181-1	27-5205	歯	歯外	矯歯	小歯	
小林歯科医院	希みが丘 5-8-6	75-0868	歯	小歯			
佐藤歯科医院	八坂 2-49	72-2903	歯				
しらき歯科医院	小郡 998-2	73-3711	歯	小歯			
髙尾デンタルクリニック	寺福童 287-1	72-3318	歯	矯歯	小歯	歯外	
たけはら歯科医院	小郡 2220-1	72-8819	歯	小歯	矯歯		
医療法人 立山 立山歯科医院	井上 1033-7	73-3086	歯	矯歯	小歯	歯外	
ときつ歯科医院	大保 1495-6	72-1160	歯				
豊福歯科医院	小郡 1343-5	72-2882	歯	小歯			
なかの歯科クリニック	美鈴が丘 2-25-2	75-6833	歯	小歯	歯外		
花田歯科医院	字若山 630-26	73-0881	歯				
はなだ歯科医院	三国が丘 1-50	75-3312	歯				
はらだ歯科・こども歯科	小郡 115-3	73-5557	歯	-			
ひぐち歯科医院	小郡 220-1	72-2904	歯				
平田歯科医院	福童 3428	73-2887	歯	-			
ひらた歯科クリニック	小板井 438-1	73-1020	歯	小歯	矯歯		
医療法人 松岡歯科医院	小郡 98-1	72-7725	歯	小歯			
ゆきざね歯科医院	二森 1828	65-3997	歯	小歯	歯外		
ライフデンタルクリニック	横隈 1664-12	27-8277	歯	小歯	歯外	矯歯	
りんご歯科	三沢 4795-9	75-7118	歯	小歯	矯歯	歯外	

6. 救護所の設置予定場所

設置予定場所	所 在 地	電話番号
小 郡 小 学 校	小板井 288	72-3044
三 国 小 学 校	力武 1012	75-2312
大 原 小 学 校	大保 1394	72-5500
立 石 小 学 校	吹上 968-2	72-2543
御原小学校	二夕 316	72-2711
味 坂 小 学 校	八坂 456-1	72-2406
東野小学校	小郡 2409-4	73-1780
のぞみが丘小学校	希みが丘 5-2-17	75-7011

7. 医療、助産の費用及び期間

災害救助法が適用された場合に準じ、別に定めるものとする。

第15節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、次によるものとする。

1. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、市長が行うものとする。

なお、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から委任された場合は、市長が実施するものとする。

2. 供給対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。

3. 給水方法及び給水量

- (1) 給水は、三井水道企業団が保有する給水タンクや市が借り受けた給水車・給水タンクを 使用して、市職員、消防団等の協力を得て実施するものとする。三井水道企業団による給 水では、給水需要に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣、久留米広域消防本部等の支 援を受けて給水を行うものとする。
- (2) 飲料水の供給は、濾水器等による浄水の供給、飲料水中に直接投入する浄水剤の交付又は容器による搬送給水等、現地の実情に即し、適切な方法により行うものとする。
- (3) 給水量は、災害の規模、場所等によりその都度、市長が決定するものとする。

4. 補給水利の状況

種 別	所在地	有効貯水量(t)	管理者
配水場	小郡市三沢 5234-13	3, 700	
配水場	小郡市三沢 5234-17	560	三井水道企業団
配水場	三井郡大刀洗町大字下高橋 3656	8, 500	

5. 応急給水用機械器具の調達

災害の状況により、県又は自衛隊の援助を要請する。

6. 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は、当該施設管理者が行うものとする。

なお、施設の管理者は、応急工事施工等の対策をあらかじめ定めておくものとする。

7. 給水の費用及び期間

災害救助法が適用された場合に準じ、別に定める。

第16節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、次によるものとする。

1. 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給及び炊き出しに関する計画の作成並びに実施は、市長が行うものとする。

なお、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から委任された場合は市長が 実施するものとする。

2. 災害における応急配給

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の炊き出し等を実施しようとするときは、直ちに災害用応急食料の配給を知事に申請し、配給措置をとるものとする。

- (1) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2)被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合
- (3) 災害地における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、 給食を行う必要がある場合

3. 応急食料の緊急措置

米穀の調達において、備蓄食料及び市内の取扱い業者からの調達分で不足する場合には、 知事に対し、調達要請を行う。

なお、通信、交通が途絶し、緊急を要する場合は、九州農政局福岡地域センターに直接要 請して調達し、その後知事に対し報告を行う。

4. 応急配給の方法

応急食料の配給は市民福祉班が行うものとする。

5. 主食、副食及び調味料の調達

名 称	所 在 地	電話番号
(有) 小郡立石米穀	小郡 593-1	72-2395
(有) 川口商会	小郡 333-3	72-3483
みくに野米穀販売店	津古 486-53	75-6616
タック(株)	松崎 972	72-4161
(有) 田籠茂商店	山隈 163	72-2509
廣瀬米穀販売店	寺福童 914	72-2723

ただし、副食及び調味料については、市商工会と緊密な連絡をとり、調達するものとする。

6. 調達食料の集積場所

集 積 場 所	保管責任者	電話番号	施設の状況
小郡市体育館	小郡市スポーツ課	27-5154	体育室
みい農協小郡南部支所	みい農協小郡南部支所長	72-2411	倉 庫

7. 炊き出し及び食料供給の計画

- (1) 炊き出し及び食料の供給の対象者
 - ①炊き出しの対象者
 - ア. 避難所に収容された者
 - イ. 住家の被害が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水であって、炊事の不可能 な者
 - ウ. 他に食料を得る手段のない者
 - ②食料の供給の対象者

被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者

- (2) 炊き出しの方法
 - ①炊き出しは、保健福祉班が必要に応じ関係機関等の協力を求めて実施するものとする。
 - ②炊き出し材料の確保については、市民福祉班が行う。
 - ③炊き出しに際しては、食物アレルギーを持つ避難者が安心して食事できるようにアレル ギー表示するなどの配慮を行う。
- (3) 炊き出し施設及び器材

炊き出しの施設及び器材は、給食センター、自校式給食室、各校区公民館、各公立保育 所等の公共の施設及びその既設器材を利用するものとする。

(4) 炊き出しに必要な原材料、燃料等の品名、数量及び入手方法

品名	数 量	入 手 方 法
主食	災害の状況により定める	「3.応急食料の緊急措置」による
副食	"	IJ
燃料	II.	災害の状況により、市内の燃料販売業 者又は木材業者から調達する。
		4 人は小的未有かり前走する。

(5) 炊き出し食料の輸送に必要な車両等

「第3章 第21節 輸送計画」(P156)による。

(6) 炊き出し等の費用及び期間

災害救助法が適用された場合に準じ、別に定める。

第17節 衣料・生活必需品等供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の供給又は貸与については、次によるものとする。

1. 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の供給又は貸与は、市長が行うものとする。

なお、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から委任された場合は、市長が実施するものとする。

2. 給与又は貸与対象者

災害により住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊及び床上浸水等の被害を受け、被服、寝 具、その他必要な最小限度の家財を喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な状態にあ る者

- 3. 被服、寝具、その他生活必需品として認められる品目
- (1)寝 具 …… 就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等
- (2) 衣 類…… 普段着、作業着、子ども服等
- (3) 肌 着…… シャツ、ズボン下、パンツ等
- (4) 身廻り品・・・・・・ タオル、くつ下、くつ、傘等
- (5) 炊事道具・・・・・・鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
- (6)食器⋯⋯⋯茶碗、汁椀、皿、箸等
- (7) 日用品・・・・・・・ 石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- (8) 光熱材料・・・・・・ ライター、マッチ、ローソク、薪、木炭等

4. 給与又は貸与の方法

(1)物資の購入及び配分計画の作成

市民福祉班は、世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画を作成するものとする。

(2)物資の調達

物資の調達は、市民福祉班が行うものとする。

- (3)物資の供給又は貸与
 - ①市民福祉班は、物資供給(貸与)責任者を定め、区長等の協力を求めて実施するものとする。
 - ②輸送に必要な車両の確保については、「第3章 第21節 輸送計画」(P156) によるものとする。

5. 物資の調達

衣料品、寝具、日用品、炊事用具等は、市内業者により調達する。 なお、不足の場合は、隣接する鳥栖市及び久留米市より調達する。

6. 物資集積の拠点場所

集 積 場 所	施設管理者	電話番号	施設の状況
小郡市体育館	スポーツ課	27-5154	体育室
小郡市生涯学習センター	生涯学習課	73-2084	七夕ホール
小郡市文化会館	生涯学習課	72-3737	ホール

7. 供給物資の保管及び配分方法

市に送付された供給物資等は市民福祉班において受け付け、これを保管するものとし、配 分方法は別に定めるものとする。

8. 供給又は貸与の費用、期間等

災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第18節 防疫及び清掃計画

災害時における被災地の防疫及び清掃は、次によるものとする。

1. 防疫及び清掃実施組織

班名	編成	処理事項	備考
防疫班	市職員をもって班長、作業員、事務員により編成する。	①感染症予防対策に関する広報活動 ②消毒の施行 ③ねずみ族・昆虫等の駆除 ④生活用水の使用制限及び供給等 ⑤避難所の衛生管理及び防疫指導 ⑥臨時予防接種の実施 ⑦患者の措置	必要に応じて関係団 体の協力を求める。
清掃班	市職員をもって災 害の規模に応じて 編成する。	①ごみの収集、運搬及び処分 ②し尿の収集、運搬及び処分 ③避難所の清掃活動	
巡回健康相談班	市の保健師・管理 栄養士を中心と し、状況に応じ て、医師や看護師 等を加えて編成す る。	①巡回健康相談の実施(被災者の健 康状態の把握) ②保健指導の実施 ③栄養指導の実施	

2. 防疫計画

(1) 実施責任者

市長は、知事の指示及び指導に従って防疫上必要な措置を行うものとする。

(2) 防疫班の編成

災害時における防疫措置の徹底を図るため、次により防疫班を編成する。

班 長 1名 作業員 2~3名 事務員 1名

(3) 防疫方法

市長は、指示に基づき消毒の施行、ねずみ族・昆虫等の駆除等を迅速、的確に実施するものとする。

(4) 患者に対する措置

- ①災害地に発生した感染症患者又は保菌者は、速やかに隔離収容するものとする。
- ②災害の状況により感染症指定医療機関に収容することが困難なときは、北筑後保健福祉 環境事務所長と協議のうえ、臨時に収容施設を設置して収容するものとする。

(5)避難所の防疫措置

避難所は、多くの避難者を収容し、かつ、施設の設備が応急仮設的であるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、県の指導のもと、次の事

項に重点をおいて避難所における防疫の徹底を図るものとする。

- ①仮設トイレの衛生管理
- ②検病
- ③防疫消毒の実施
- ④食品・飲料水の衛生管理
- ⑤被災者に対する入浴の確保
- ⑥その他施設内の衛生管理

(6) 避難者の健康管理

避難所や被災地域では、緊張や疲れがたまり、心身のストレスが溜まることが想定される。そのため、心身の健康の確保のため、保健師等を派遣し、被災者に対し、巡回健康相談や保健指導、栄養指導等を行うものとする。

① 健康相談・保健指導の実施

保健師を中心とし、状況に応じて、医師や看護師等を加えた巡回健康相談班を編成するものとする。健康相談の実施については、被災者の健康(身体・精神)状態の把握を行うものとする。また、健康被害を予防する観点から、健康相談と併せて、保健指導や栄養指導を行うこととする。保健指導においては、感染症、深部静脈血栓症/肺塞栓症(エコノミークラス症候群)やその他の二次的健康被害防止のため、手洗いの方法、水分補給や健康体操等の指導を行うこととする。特に、避難生活が長期化する場合は、心身のストレスが過大に溜まることが想定されるため、健康体操等を行い、ストレスの軽減に努める。また、車中泊やテント泊は狭い空間での生活であるため、深部静脈血栓塞栓症/肺塞栓症(エコノミークラス症候群)になる可能性が高いことから、車中泊やテント泊避難者に対し、深部静脈血栓塞栓症/肺塞栓症(エコノミークラス症候群)予防のための啓発チラシを配布する。

(7) 感染症指定医療機関

区分	名称	所在地	電話番号
第一種	福岡東医療センター	古賀市千鳥 1-1-1	092-943-2331
第二種	聖マリア病院	久留米市津福本町 422	35-3322
舟一性	新古賀病院	久留米市天神町 120	38-2222

(8) 防疫活動に必要な資機材の調達

防疫活動に必要な資機材の調達は、防疫班が行うものとする。

3. 清掃計画

(1) 実施責任者

被災地の清掃は、市長が行うものとする。

(2) ごみ処理の方法

市自ら又は他市町村等の応援により必要な清掃車を確保し、ごみを収集するとともに、 収集したごみは焼却施設において焼却するか、必要に応じ埋立て処分等、環境保全上支障 のない方法で行う。 なお、ごみの収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し実施するが、被害が甚大で、自ら処理することが困難な場合には、県を通じて他市町村の応援を求めるものとする。

また、倒壊家屋の解体によるがれき等についても、仮置場の確保とそれらに通じる搬送 路の選定等について速やかに対処するものとする。

(3) し尿処理の方法

市自ら又は他市町村等の応援により必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は処理施設により処理するなど、環境保全上支障のない方法で行う。

なお、し尿の収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し実施するが、被害が甚大で、自ら処理することが困難な場合には、県を通じて他市町村の応援を求めるものとする。

(4) 清掃施設等の状況

①ごみ処理施設の状況

名称	所 在 地	処 理 能 力
カルーンは北学港	您此取去十 今 百四 1900	可燃物 250t/日、
クリーンヒル宝満	筑紫野市大字原田 1389	不燃・粗大等 44t/日

②し尿処理施設の状況

名称	所 在 地	処 理 能 力
両筑苑	久留米市北野町今山 2399	し尿 300k1/日

第19節 行方不明者及び遺体捜索並びに収容埋葬計画

災害により死亡したと推定される者の捜索及び災害により死亡した者の収容埋葬等は、次により行うものとする。

1. 実施責任者

遺体の捜索及び収容埋葬は、市長が関係機関の協力を得て行うものとする。

なお、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から委任された場合は、市長が実施するものとする。

2. 遺体の捜索及び埋葬を行う場合

(1) 捜索を受ける者

災害により行方不明の状態にある者で、おおむね次にあげる者をいう。

- ①災害により行方不明になり、四囲の状況から既に死亡していると推定される場合
- ②行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合
- ③災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難場所等の地域以外は潰滅してしまった ような場合
- ④行方不明になった者が、重度の身体障がい者又は重病人であったような場合
- ⑤災害発生後、極めて短期間のうちに引き続き当該地域に災害が発生したような場合

(2) 埋葬を行う場合

- ①災害時の混乱の際に死亡した者であること。
- ②災害のため埋葬を行うことが困難であり、おおむね次に掲げる場合
 - ア. 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難な場合
 - イ. 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合
 - ウ. 経済機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無に関わらず、棺、 骨つぼ等が入手できない場合
 - エ. 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても老齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難である場合

3. 行方不明者及び遺体捜索並びに遺体処理組織

班名	編成	処 理 事 項	備考
捜	消防団において消防団員を	1. 捜索用機械器具の借り上げ	必要に応じ関
索	主体に災害の規模に応じて	2. 行方不明者の捜索	係団体の協力
糸	編成する。	3. 遺体の捜索	を求める。
班		4. 遺体の輸送	
収	本部及び環境経済班の職員	1. 収容施設の整備	必要に応じ病
容	をもって、災害の規模に応	2. 遺体処理に必要な薬品確保	院等の協力を
処	じて編成する。	3. 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理	求める。
理		4. 遺体の一時保存、埋・火葬	
班		5. 関係者への通報連絡	

4. 行方不明者及び遺体の捜索方法

行方不明者及び遺体捜索の計画は、本部対策班が行い、捜索活動は久留米広域消防本部と 消防団が主体となり捜索班を編成し、必要に応じ、自衛隊の災害派遣、関係機関及び地域住 民の協力を求めて実施するものとする。

5. 遺体の収容処理方法

- (1)遺体の収容処理の計画及び実施は本部及び環境経済班の職員を主体として収容処理班を編成し、必要に応じ、市内の各医療機関、地区住民の協力を求めて実施するものとする。
- (2) 遺体については、直ちに警察官に届け出、見分・検視を受けた後、この計画による遺体 の処理に着手するものとする。
- (3)遺体の身元が判明している場合は、見分・検視終了後、原則として、遺族、親族又は市長に連絡のうえ、遺体を引き渡すものとする。
- (4) 遺体の処理は次によるものとする。

①検案

死因その他について、医師による医学的検査を行うものとする。

②遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別のための措置として行うもので、遺体の撮影等により身元確認の措置をとるものとする。

③遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期日に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所に集めて埋葬の処理をとるまで保存するものとする。

6. 行方不明者及び遺体の捜索並びに収容等に必要な機械器具の状況

行方不明者及び遺体の捜索並びに収容等に必要な機械器具については、「第3章 第13節 救出計画」(P136)の救出に必要な機械器具によるものとし、災害の状況により、他の機械器具を必要とする場合は、県又は自衛隊に援助を要請、若しくは一般民間団体等から借り上げるものとする。

7. 捜索及び収容施設

行方不明者及び遺体の捜索活動等の拠点、遺体収容所及び遺体見分場所として小郡勤労青 少年体育センター(武道場)を予定し、災害の状況に応じて寺院、各公民館等の活用につい ても関係者と協議のうえ決定する。

名称	所在地	管理者名	総面積(㎡)	収容人数
小郡勤労青少年体育 センター (武道場)	大板井 279-1	小郡市スポーツ課	523. 62	260

8. 遺体の埋葬

市は、自ら遺体を火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。なお、埋葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるものとする。
- (2)被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人として取り扱う。
- (3) 死亡者が多数のため、市内の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合、近隣市町村への協力要請により広域的に必要数の確保を図る。

9. 火葬場の状況

名 称	所 在 地	電話番号	処 理 能 力
河北苑	小郡市大保 514-1	75-5701	標準炉4・大型炉1・小型炉1

10. 埋葬場所の状況

市内の者については、それぞれ当該死亡者の属する共同墓地とするが、他市町村の者の仮埋葬については最寄りの共同墓地を予定し、関係寺院若しくは関係行政区長と協議のうえ決定する。

11. 行方不明者及び遺体の捜索並びに収容埋葬のための費用及び期間 災害救助法が適用された場合に準じ、別に定める。

第20節 交通応急対策計画

災害時における交通応急対策は、次によるものとする。

1. 危険箇所における交通の規制

(1) 道路管理者

道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

(2) 公安委員会(警察)

- ①災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通の安全と円滑を図り、又は災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- ②緊急通行車両の通行の確保等、的確かつ円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。

2. 交通情報の収集と道路規制

(1)情報収集

関係機関との連絡を密にし、被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。

(2) 市道の交通規制

道路管理者として、市道の交通規制を実施する。

交通規制に際しては、小郡警察署と協議を行い、実施するものとする。

3. 緊急輸送路の確保

(1) 輸送路の確保

災害後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、市内で主要となる路線から順次確保する ものとする。なお、地域により指定の路線から確保することが困難な場合は、状況に応じ て代替路線を確保する。また、市の管轄外の路線において被害箇所を発見した場合は、各 道路管理者、警察へ復旧・交通規制の要請及び通報を行う。

(2) 障害物の除去及び放置車両の撤去等

道路上に散在する破損・倒壊物等交通上支障となる物の除去、運転者等に対する車両の 移動等の措置命令を行い、交通情報板、信号機等の機能回復等の要請を行う等、関係機関 と連携し、状況に応じた必要な措置をとるものとする。

4. 通行の禁止・制限を実施した場合の措置

公安委員会は、法第76条第1項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行 を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した内閣 府令で定める様式の表示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。 ただし、緊急を要するため、表示を設置するいとまがないとき、又は表示を設置して行うこ とが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する県警察の警察官の現場における 指示により、これを行うことができる。

5. 大規模交通事故応急対策

市長は、小郡市内で発生した列車事故等の大規模交通事故において必要と認めたときは、 久留米広域消防本部及び関係機関と協議して消防団等を出動させ、旅客の救出、退避等に協力するものとする。

第21節 輸送計画

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資、資材等の緊急輸送は、次によるものとする。

1. 実施責任者

災害時における緊急輸送の実施は、市長が行うものとする。

ただし、市内の車両等の確保が困難な場合又は輸送上、他の市町村で確保することが効率的な場合は、隣接の市町村又は県に協力を要請し、車両等の確保を図るものとする。また、必要に応じ、自衛隊の災害派遣による輸送力の確保に努める。

2. 輸送の対象

輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者
- (2) 避難行動要支援者等の被災者
- (3) 避難者
- (4) 災害対策要員
- (5) 各資機材
- (6) 水、食料、生活必需品
- (7) 救助物資
- (8)遺体
- (9) その他

3. 輸送及び移送の方法

被害状況の推移により判断し、次の輸送方法及び移送方法のうち最も適切な方法により行うものとする。

- (1) 列車等による輸送(移送)
- (2) バス、トラック等による輸送(移送)
- (3) ヘリコプターによる輸送(移送)
- (4) 人夫等による輸送(移送)

4. 列車等による輸送(移送)

市長は、必要に応じて、知事に要請するものとする。

5. バス、トラック等による輸送(移送)

市所有のものを使用するが、不足する場合は、民間所有の車両を借上げるものとする。

- (1) 市所有車両の確保
 - ①車両等の掌握は、本部対策班において行うものとする。
 - ②各対策班は、車両を必要とするときは、本部対策班に配車を要請するものとする。

- ③本部対策班は、上記依頼があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ、使用車両を 決定し、要請者に通知するものとする。
- (2) 市有以外の車両の確保
 - ①各対策班は、民間所有の車両等を確保する必要がある場合は、本部対策班に車両等の確保を要請するものとする。
 - ②本部対策班は、上記の要請があった場合は、次の順序で車両等の確保を図るものとする。 ア. 公共団体に属する車両等
 - イ. 営業用の車両等
 - ウ. 自家用の車両等
 - ③営業用の車両等の借り上げは、市内の運送業者、タクシー業者等に要請するものとする。

(3) 緊急通行車両

①緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の規制又は制限を行った場合、災害対策活動 に従事する車両のうち、当該道路の区間を通行しようとする車両は、緊急通行車両の確認 (証明書及び標章の交付)を受ける必要がある。

緊急通行車両であることの確認は、県又は公安委員会(各警察署)に対し所定の書類を もって申請する。

②緊急通行車両の使用

緊急通行車両の確認を受けた場合、各車両ごとに確認証明書・標章の交付を受ける。標章は、車両の助手席側ウィンドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。確認証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

③事前届出済み車両の証明書交付

事前届出を申請している車両については、県又は公安委員会(各警察署)に当該届出済 証を提出し、確認審査を省略して速やかに確認証明書・標章の交付を受けることができる。

- 6. ヘリコプターによる輸送(移送)
 - (1) 市長は、必要に応じて、知事に要請するものとする。
 - (2) 市長は、ヘリコプターからの物資投下が可能な地点の選定、整備に努めるものとする。
 - (3) ヘリコプター発着可能地点の状況

「第3章 第9節 2.(8)臨時ヘリポートの選定」(P121)参照。

(4) 市長は、臨時ヘリポートを設置する場合は、ヘリポートの近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗を設置し、着陸地点には、石灰等を用いて直径7mの円を標示して着陸中心を示すものとする。

7. 人夫等による輸送(移送)

市長は、市内の状況に精通した住民に協力を要請して行うものとするが、この場合、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時に迅速かつ適切な措置がとれるよう努めるものとする。

第22節 応急仮設住宅建設等計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった者に対する住宅の応急 対策は、次によるものとする。

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は、市長が行うものとする。 なお、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から委任された場合又は知事 の実施を待つことができない場合は、市長が実施するものとする。

2. 応急仮設住宅の設置

(1) 応急仮設住宅に収容する対象者

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を 確保することができない者とする。

- (2) 応急仮設住宅の建設方法
 - ①「第2章 第23節 住宅の確保体制の整備計画 (P73)」に基づき、都市建設班が実施するものとする。
 - ②市は、請負業者から資材の斡旋、調達の依頼があった場合は、その斡旋、調達に努めるものとする。

3. 空家住宅の確保

- (1) 市は、次の住宅等について、空家情報の提供、相談に対応するものとする。
 - ①公的住宅
 - ②民間アパート等賃貸住宅
 - ③企業社宅、保養所等
- (2) 募集は、被災した市及び空き家提供事業主体が行うものとする。

4. 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

災害のため住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ、自ら の資力では応急修理ができない者とする。

- (2) 応急修理の方法
 - ①都市建設班が実施するものとする。
 - ②応急修理は、居間、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分を対象とする。

5. 建築資材の調達

木材、ブロック等建築資材は、市内業者より調達する。

6. 仮設住宅設置予定場所

公共用地等を予定し、災害の状況に応じて関係者と協議のうえ決定する。

7. 公営住宅の修繕・建設

(1) 公営住宅の修繕・供給促進

市は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、市が建設し、管理するものとする。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理するものとする。

8. 建設業者一覧

名称		電話番号
㈱大島小郡営業所	小郡市小郡1565-4	0942-73-0690
㈱南組	小郡市松崎166-1	0942-72-0111
大石建設㈱小郡営業所	小郡市大板井1392-5	0942-72-8772
㈱ミリオンテック	小郡市干潟1489-5	0942-72-0400
㈱末次建装	小郡市下西鯵坂886-1	0942-72-6545
嘉賀建設(株)	小郡市小板井372	0942-72-3711
㈱山本建設建材	小郡市下岩田1970-7	0942-73-1801
㈱田中建設	小郡市大崎888-4	0942-72-3457
山川建設㈱	小郡市平方208-1	0942-73-0938
㈱福田組	小郡市三沢2926-9	0942-75-4700
㈱柴田工業	小郡市力武993-1	0942-75-3205
南筑土建㈱	小郡市稲吉93-1	0942-73-1175
㈱サクラ技建	小郡市松崎731-2	0942-73-1389
サンエス工業(株)	小郡市横隈1838-1	0942-75-1113
	小郡市干潟700-2	0942-73-2289
重松建設㈱	小郡市津古880-3	0942-75-5012
㈱佐々木組	小郡市津古1406	0942-75-2307
森山建設㈱	小郡市大保1001-1	0942-75-6214
森田建設㈱	小郡市三沢454-1	0942-72-3267
佐久間建設㈱	小郡市二森30-1	0942-72-3036
立花建設(有)	小郡市小郡404-4	0942-73-4141
㈱サンワユキ	小郡市小郡1572-2	0942-72-0095
㈱永利建設	小郡市小郡2288-3	0942-72-3724
西山建築	小郡市小郡2451-3	0942-72-5386
田中総業㈱	小郡市井上865-2	0942-72-0825
㈱木村工務店	小郡市寺福童831-5	0942-72-7079
豊建設㈱	小郡市美鈴が丘4-21-2	0942-75-9020
野瀬組	小郡市古飯474-1	0942-73-1592
㈱井上工務店	小郡市干潟645-10	0942-73-3800
米倉組	小郡市乙隈457-2	0942-72-1514
旬重松産業	小郡市干潟707-2	0942-72-0043
㈱野口建設	小郡市上西鯵坂229-21	0942-72-2377

9. 応急仮設住宅建設等の費用、期間等 災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第23節 障害物除去計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、次によるものとする。

1. 実施責任者

- (1) 被災住居についての障害物の除去は、市長が行うものとする。なお、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から委任された場合は、市長が実施するものとする。
- (2) 道路法による道路における障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2. 障害物の除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、家の出入りが困難な状態にある者
- (3) 自らの資力では、障害物の除去ができない者
- (4) 住家が半壊又は床上浸水した者
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合

3. 除去の方法

- (1) 住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、都市建設班が消防団等の協力を得て実施するものとする。
- (2) 市が管理する道路の障害物の除去は、都市建設班が消防団及び建設業者等の協力を得て 実施するものとする。
- 4. 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、運動公園等に集積するものとする。

- 5. 除去に必要な機械器具等の状況及び調達 「第3章 第21節 輸送計画」(P156)のとおりとする。
- 6. 障害物の除去の費用、期間等

災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第24節 労務供給計画

災害時における労務者の確保は、次によるものとする。

1. 実施責任者

応急対策に必要な労務者の確保は、市長が行うが、災害の程度、規模等により市で確保できないときは、公共職業安定所に依頼、若しくは知事に対し、文書又は口頭をもって要請するものとする。

2. 労務者の雇上げ

- (1) 市における労務者の雇上げは、本部対策班において行うものとする。
- (2) 市の各課が労務者を必要とするときは、次の事項について記入のうえ、人事秘書課に提出するものとする。
 - ①所要労務者数
 - ②作業場所
 - ③作業内容
 - ④労務の種別
 - ⑤就労期間又は時間
 - ⑥労働条件
 - ⑦宿泊施設の状況
 - ⑧その他参考事項

3. 公共職業安定所の労務者斡旋

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労務者の紹介斡旋を依頼するものとする。

- (1) 必要となる労働者の人数
- (2) 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 賃金の額に関する事項
- (5) 始業及び終業の時刻
- (6) 所定労働時間を超える労働の有無
- (7) 休憩時間及び休日に関する事項
- (8) 就業の場所に関する事項
- (9) 社会保険、労働保険の適用に関する事項
- (10) 労働者の輸送方法
- (11) その他の必要な事項

第25節 民間団体活用計画

災害時における民間団体の活用は、次によるものとする。

- 1. 民間団体への要請
- (1) 災害応急対策の実施のため、各班において人員が不足し、民間団体の活用を必要と認めるときは、次の事項について示したうえ、本部対策班に要請するものとする。
 - ①活動を必要とする理由
 - ②活動場所
 - ③活動期間
 - ④作業内容
 - ⑤必要人員
 - ⑥その他必要な連絡事項
- (2) 民間団体への動員要請は、本部対策班が行うものとする。

第26節 災害ボランティアの受入・支援計画

発災後の災害応急対策の実施に当たっては、被災地の様々な援助ニーズが増大する中で、参加 したボランティアの善意が効果的に活用されるよう、関係機関と連携して受入・支援体制の整備 を図るものとする。

1. 受入窓口等の開設

市は、社会福祉協議会とともに、被災地でのボランティアの受付、登録、活動分担、活動内容の調整を行うため、関係団体と協力して、現地災害ボランティアセンター(現地受入窓口)を開設するものとする。

2. 災害ボランティアへの情報提供及び活動支援

災害対策本部又は現地災害ボランティアセンターは、必要なボランティアの募集を行い、 地域内外からのボランティアを窓口において受入れるとともに、必要に応じ、活動の拠点、 資機材や災害情報を提供し、被災地での活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものと する。

3. ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容はおおむね次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めることとする。

- (1) 避難所の運営補助
- (2) 食料・飲料水等の配給、炊き出し
- (3) 救援物資等の分類・配布
- (4) 避難行動要支援者に対する介護補助
- (5) 清掃及び防疫活動
- (6) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (7) その他危険を伴わない軽作業

第27節 上下水道施設等対策計画

1. 実施機関

施設の管理者

2. 応急対策要員の確保

水道事業管理者、下水道施設管理者及びため池施設管理者は、あらかじめ定めておいた非常配備における人員編成計画書の動員体制に基づき、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するものとする。

なお、災害の状況により実施機関のみの人員で不足する場合は、指定工事店に協力を求めて実施するものとする。

3. 応急対策資機材の確保

応急復旧の実施は、あらかじめ備蓄していた資機材をもって行うものとする。

なお、被害の状況により実施機関のみの資機材で不足する場合は、指定工事店から調達する。

4. 上水道施設応急措置

- (1) 施設が破壊したときは、破壊箇所から有害物質が侵入しないように処置するとともに、 特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一 般に周知するものとする。
- (2) 災害発生に際しては、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲ができるだけ少なくなるようにするものとする。
- (3) 導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不足となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図るものとする。
- (4) 配水管の幹線が破壊したときは、相当範囲にわたり給水不能となるので、配水車を出動させる等の方法により給水を確保するものとする。
- (5) 配水管の幹線が各所で破壊し、出水が著しく、給水を一時停止することが適当であると 考えられる場合は、三井水道企業団に対し、送水の停止を求めるとともに、破壊箇所の応 急修理を行うものとする。

5. 下水道施設応急措置

- (1)下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針をたてる。
- (2) 工事施行中の箇所については、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- (3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策に当たる。

6. ため池施設応急措置

- (1)被害が生じた場合は、速やかに、県、関係機関へ通報する。
- (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3)被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第28節 交通施設災害応急対策計画

災害時における被災地域への緊急輸送及び一般交通の円滑を図るため、道路その他交通施設の 災害応急対策は、次によるものとする。

1. 実施責任者

市長は、常に市の管理する道路について、危険箇所を調査し、補修対策を講じておくとと もに、災害が発生した場合は、迅速かつ適切な措置がとれるよう努めるものとする。

なお、市の管理しない道路については、関係機関と緊密な連絡をとり、適切な措置をとる ものとする。

2. 危険箇所の調査及び報告

道路について、危険箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、 迂回路の有無、その他被災の状況を市長に報告するものとする。

3. 応急措置

- (1) 市長は、市が管理する道路に災害が発生した場合は、警察署等関係機関に連絡のうえ、直ちに復旧に努めるとともに、迂回路を利用し、交通を維持するものとする。
- (2) 被災の程度により応急工事が不可能な場合、あるいは大規模な対策が必要である場合は、 国、県及び建設業者の協力を得て応急対策の万全を期するものとする。

第29節 公安対策計画

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

1 警察の任務

- ①情報の収集及び伝達
- ②被害実態の把握
- ③警戒区域の設定
- ④被災者の救出救護
- ⑤行方不明者の捜索
- ⑥被災地、危険箇所等の警戒
- (7)住民に対する避難指示及び誘導
- ⑧不法事案等の予防及び取締り
- ⑨避難路及び緊急輸送路の確保
- ⑩交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- ⑪民心の安定に必要な広報活動
- ⑫関係機関の応急対策等に対する協力

2 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、小郡警察署長の定めるところによる。

第30節 文教対策計画

災害時における文教対策計画は、次によるものとする。

1. 実施責任者

- (1) 市立小中学校等の文教施設の災害応急復旧は、市長が行うものとする。
- (2) 市立小中学校の児童・生徒に対する災害応急教育は、市教育委員会が行うものとする。
- (3) 市立小中学校長は、あらかじめ定めておいた応急対策計画に基づき、災害発生時には適切な措置をとるものとする。

2. 災害発生時の措置

- (1) 登下校時の措置
 - ①災害が発生し、又は発生するおそれがある気象条件となったときは、各学校長は、教育 委員会と協議し、必要に応じ休校等の措置をとるものとする。
 - ②下校においては、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童にあっては、教師又 は高学年児童等が地区ごとに付き添い、帰宅等の措置を講ずるものとする。
 - ③危険区域は、必要に応じて通行を禁止するとともに、監視員、誘導員を配置するものと する。
- (2)登校前の措置

体校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話連絡及びその他の方法により 児童・生徒に徹底させるものとする。

3. 応急教育対策

(1) 学校施設の確保

災害の規模、被害の程度により、次の施設を利用するものとする。

- ①校舎の一部が利用できない場合
 - 特別教室、講堂等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法による。
- ②校舎の全部又は大部分が利用できない場合

公民館、保育所、幼稚園、集会施設等の公共施設及び寺院、神社を利用又は隣接学校等の校舎等を利用する。

③特定の地区が全体的に被害を受けた場合

避難先の最寄りの学校又は被災を免れた公民館等の公共施設を利用する。

なお、利用すべき施設がないときは、応急仮校舎を建設する。

④市内に適当な施設がない場合

北筑後教育事務所を通じて県教育委員会に施設の斡旋を要請するものとする。

(2) 教職員の確保

市教育委員会は、被災教職員の状況を把握するとともに、北筑後教育事務所及び県教育 委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努めるものとする。

4. 教科書、学用品等の調達及び配分

(1)配分の対象者

災害のため、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、就学上欠く ことのできない学用品を喪失又は毀損し、学用品を直ちに入手することができない小学校 児童及び中学校生徒とする。

(2) 支給項目

- ①教科書
- ②文房具 (ノート・鉛筆・消ゴム・クレヨン等)
- ③通学用品(運動靴・カバン等)
- 4)その他

(3)配分の方法

市教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、配分の対象となる児童・生徒を調査把握 し、配分を必要とする教科書及び学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に配分す るものとする。

(4) 教科書及び学用品等配分の費用及び期間

災害救助法が適用された場合に準じ、別に定める。

5. 学校給食対策

市教育委員会は、応急給食の必要があると認めたときは、関係機関と協議のうえ、応急給食を実施するものとする。

なお、避難場所として利用されている学校については、その給食施設は被災者炊き出し用 に利用されていることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意するものとする。

また、被災地においては感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に 留意するものとする。

6. 社会教育施設等の対策

公民館等社会教育施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施するものとする。

7. 文化財応急対策

文化財が災害を受けたときは、所有者(管理責任者)は被災状況を調査し、その結果を県 教育委員会に報告するものとする。

第31節 避難行動要支援者支援計画

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難 行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後 の生活に至るまでの各段階において、きめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

1. 避難支援の内容

- (1) 避難行動要支援者に対して、行政区や自主防災組織等における支援者が市と連携して、 具体的な避難支援を行うこととする。避難支援の主な内容については、次のとおりとする。
 - ①避難行動要支援者の安否確認
 - ②避難行動要支援者の救助・救出活動
 - ③避難行動要支援者の避難誘導
- (2) 災害の発生に際しては、平常時から登録をしている避難行動要支援者に加え、災害を契機に新たに避難支援を要する者が発生することから、これら避難行動要支援者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確な避難支援を行っていくことが重要である。発災時に、避難行動要支援者を発見した場合には、できる限り本人の同意を得て、必要に応じて次の措置をとる。
 - ①避難所(必要と認められる場合は福祉避難所)への誘導・移送
 - ②必要と認められる場合は社会福祉施設等への緊急入所
 - ③身体の状況に応じて必要な場合は医療機関等への入院

2. 避難所における支援の内容

- (1) 避難所での避難生活は、避難行動要支援者にとって大きな負担となることから、避難所においても過ごしやすい生活環境を確保する、物資の支給を優先的に行う等の配慮を行う。 避難所における支援の主な内容については、次のとおりとする。
 - ①避難行動要支援者の避難状況の把握
 - ②避難行動要支援者のニーズの把握
 - ③避難スペースの優先的提供
 - ④救援物資の優先的支給
 - ⑤関係機関による医療支援、福祉支援
 - ⑥関係機関への支援要請
- (2) 避難所においては、バリアフリー対策、プライバシー確保、冷暖房機器の設置等の環境 整備に努めるものとする。また、障がい者、女性、乳幼児等のニーズを把握するとともに、 その対策には特段の配慮を行うものとする。
- (3) 掲示板、広報誌、パソコン、FAX等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、 ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した避難行動要支 援者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (4) 避難生活が長期化する場合には、保健師等による健康相談、二次的健康被害(エコノミ

一クラス症候群、生活不活発病等)の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の 生活支援を必要に応じて行うこととする。また、透析や日常的な投薬治療、生活場所の変 化に伴う生活支援等が必要な場合は、福祉避難所への移送や社会福祉施設への緊急入所、 医療機関への入院等の手続きを行うものとする。

3. 避難対策

「第3章 第10節 避難計画」(P126) のとおりとする。

4. 居住施設等の確保

市は、次により、避難行動要支援者の居住施設の確保に努めることとする。

- (1) 応急仮設住宅の建設
- (2) 公営住宅・一般住宅の確保
- (3) 公的宿泊施設の確保

5. 外国人の支援対策

(1) 外国人への情報提供

市は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。

(2) 通訳ボランティア等の派遣受入れ

市は、必要に応じて、県から外国語を話すことができるボランティアや国際交流専門員等の派遣を受入れる。

第32節 土砂災害応急対策計画

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴を認識し、 危険の切迫する前に十分余裕をもって対策を実施する。

- 1. 市、県及び関係機関相互の情報連絡
- (1) 災害原因情報の収集・伝達経路

市は、県及び関係機関と綿密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとするが、特に、大雨注意報・警報の伝達周知については、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を所管する機関に徹底を図る。

- (2) 前兆現象(異常現象)の把握 市は、土砂災害危険区域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。
- (3) 降雨状況の把握 市は、水防計画に基づき、雨量測定を実施する。

2. 警戒体制の確立

市は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域ごとの基準に基づき、速やかに警戒体制を確立する。

- 3. 災害発生時の報告
- (1) 市は、土砂災害が発生した場合、地すべり、急傾斜地災害報告、土砂災害及び警戒避難 体制記録等により、県(所管事務所及び砂防課)に報告を行う。
- (2) 市は、上記報告のほか、県(総務部防災危機管理局)まで被害状況を報告する。

4. 救助活動

市及び久留米広域消防本部は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動 を実施する。

この際、次の事項を配慮した実施計画をたてるものとする。

- (1)被災者の救出
- (2) 倒壊家屋の除去
- (3) 流出土砂・岩石の除去
- (4) 救助資機材の調達
- (5) 関係機関の応援体制

第33節 放射性物質災害応急対策計画

1. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時環境放射線モニタリングに関し、職員を派遣するなどの協力を 行うものとする。

また、県や対策拠点施設に派遣した職員を通じて、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第34節 農林対策計画

災害時における農林対策は、次によるものとする。

1. 農業用施設対策

- (1) かんがい排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるよう努める。
- (2) 出水等により広範囲にわたって冠水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、施設の応急対策を実施する。

2. 農作物対策

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止めるため、農林事務所、普及指導センター、農協の指導関係者は、協力して対策技術の指導を行うものとし、必要に応じて県関係課及び農林業総合試験 場等試験機関が指導、援助に当たる。

- (2) 稲、麦及び大豆の応急措置
 - ①再生産用種子の確保

被災農家の再生産に必要な稲、麦及び大豆の種子は、応急対策用として、米麦品質改善協会、その他関係機関と協力して緊急に確保する。

②代作用種子の確保

稲、麦の被災により代作を必要とする場合は、代作用種子を緊急に確保する。

- ③病害虫防除
 - ア. 防除機具による防除 市その他の団体が保有する防除機具を有効適切に使用するよう指導する。
 - イ. 高性能防除機

災害により広範囲に病害虫が発生した場合は、関係機関と協議のうえ高性能防除機 の使用等による防除を実施する。

- (3) 果樹の応急措置
 - ①台風の襲来直前、おおむね熟期に達した果実は早めに収穫する。
 - ②樹が倒伏した場合は早急に起こし、裂枝は状況により切り取るか、復元固定する。また、 枝葉の損傷が多い場合には、その程度に応じて更に摘果を行う。
 - ③土砂崩れ等で埋没したものは、土砂を除去し、根ぐされ、樹勢の衰弱等を防ぐ。
 - ④落葉したものは、枝、幹の日焼け防止のため、藁を巻くか、石灰乳を塗布する等の措置 を講ずる。
 - ⑤風水害の発生前後に薬剤散布等を行い、病害防除を徹底する。
- (4) 野菜の応急措置
 - ①株元が露出したり、土壌が固結した場合は、中耕、株元への土寄せを実施する。
 - ②草勢が弱っている場合は、窒素質肥料の追肥を行う。

- ③茎葉に付着した土砂を洗浄し、病害虫防除のため薬剤を散布する。
- ④被害の程度によっては、代作を実施する。

(5) 花きの応急対策

- ①株元が露出した場合は、排水、土寄せを実施する。
- ②落水のあとの病害予防のため、防除を行う。
- ③圃場、ハウスに防風網による防風措置を講ずる。

3. 畜産対策

市は、災害時において家畜伝染病の発生予防とまん延の防止に留意し、家畜損耗の防止に 努める。また、家畜の治療を要する一般疾病の発生に際しては、福岡県農業共済組合広域家 畜診療所(小郡市下岩田)、福岡県酪農業協同組合久留米地区乳牛診療人工授精所(久留米 市大橋町)、獣医師会等に対し治療を要請する。

第35節 家庭動物の保護や適正な飼育のための措置

大規模災害の発生時には、多くの飼い主不明や負傷した家庭動物が生じる。また、避難者が家庭動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が起きることが予想される。このため、動物愛護及び被災者支援の観点から、家庭動物の保護や適正な飼育のための措置を講ずる。

なお、詳細は、ペット同行避難受入マニュアル及び小郡市ペット防災手帳で別途定める。

1. 家庭動物の定義

この計画では、家庭等で飼養及び保管されている、哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を、 家庭動物と定義する。

2. 家庭動物の保護等

市は、県、獣医師会等関係団体と協力し、次のとおり家庭動物の保護等を行う。

- (1) 飼い主不明の家庭動物の収容・保管
- (2) 負傷した飼い主不明の家庭動物の収容・治療・保管
- (3) 家庭動物の飼い主捜しや、里親(新たな飼い主)募集のための情報の収集、提供

3. 避難所における家庭動物の適正な飼育の指導等

市は、飼い主による家庭動物の同行避難を呼びかける。また、県と協力し、同行避難した 家庭動物の適正な飼育について飼い主に対し指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化防 止と家庭動物の飼育環境の維持に努める。

第4章 震災応急対策計画

第1節 組織計画

組織計画については、「第3章 第1節 組織計画」(P89) に準じて行うほか、次により行う ものとする。

- 1. 災害対策本部の設置
- (1) 災害対策本部の設置

市長は、次の場合直ちに、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

- ○市域に震度 5 強以上の地震が発生したとき。
- ○相当規模の災害の発生が認められるとき。
- ○その他市長が必要と判断したとき。
- (2) 災害対策本部の設置場所

「第3章 第1節 2.(1)災害対策本部の設置場所」(P89)参照。

(3) 現地災害対策本部

「第3章 第1節 6.(3) 現地災害対策本部」(P97) 参照。

(4) 災害対策本部の廃止

「第3章 第1節 6.(4)災害対策本部の廃止」(P97)参照。

(5) 設置及び廃止の連絡

「第3章 第1節 6.(5)設置及び廃止の連絡」(P98)参照。

- 2. 災害警戒本部の設置
 - (1) 災害警戒本部の設置

経営政策部長は、次の場合直ちに、災害警戒本部を設置し、必要な職員を配備する。

- ①市域に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき。
- ②比較的軽微な規模の災害又は局地的な災害が発生したとき。
- ③その他、福岡市等近隣での大規模な地震が発生し、経営政策部長が必要と判断したとき。
- (2) 指揮の権限

「第3章 第1節 4.(2)指揮の権限」(P96)参照。

(3)活動内容

災害警戒本部の主な仕事は、次のとおりとする。

- ①地震情報等の収集・伝達
- ②市域の被害情報の収集
- ③県及び関係機関への被害状況の伝達
- ④住民への気象情報等の伝達
- (4) 災害警戒本部の廃止等

「第3章 第1節 4.(4) 水防警戒本部の廃止等」(P97) 参照。

(5) 設置及び廃止の連絡

「第3章 第1節 4.(5)設置及び廃止の連絡 (P97)参照。

3. 市の災害時の配備体制

(1)配備の規模・基準

市は、被害防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次の基準による配備体制を整えるものとする。

配備体制の区分	配備規模の区分	配備の基準
第1配備 (準備体制)	市内に震度4の地震が発生した場合の配備 体制	市に災害警戒本部
第2配備 (警戒体制)	市内に震度5弱の地震が発生した場合の配 備体制	を設置する場合
第3配備 (救助体制)	市内に震度5強の地震が発生した場合の配 備体制	市に災害対策本部
第4配備 (非常体制)	市内に震度6弱以上の地震が発生した場合 の配備体制	を設置する場合

(2) 緊急初動体制

勤務時間外に震度5強以上の地震が発生したときは、職員自身の被災等による応急対策活動における職員数の不足等を考慮して、災害対策本部が設置されるまでの間、前項の配備体制に拘わらず全職員の自主参集により、参集した職員を逐次に組織化しつつ、初期の応急対策活動を補完し、災害対策本部としての迅速な機能の確立を図る。

緊急初動体制による業務の進捗及び職員の参集状況、又は被害の状況に応じ、市長の判断により災害対策本部体制による活動に順次移行する。

緊急初動体制は、原則として24時間後には災害対策本部に移行するものとする。

(3) 意思決定者代理順位

「第3章 第1節 2.(2) 意思決定者代理順位」(P89) 参照。

4. 自主参集

地震発生時には、特に発災直後において関係機関が緊密な連絡のもと、的確な初動対応を 行う必要がある。また、通信の途絶等により配備体制や参集の情報が各職員に届かない場合 がある。そのため、勤務時間外及び休日等において地震が発生したときは、上記基準に基づ き、各職員は個々にテレビ・ラジオ等により震度情報を確認し、自主的に登庁するものとす る。

ただし、交通の途絶等で登庁が困難な場合は、可能な限り各所属長に連絡をとり、その旨を報告する。

第2節 動員計画

「第3章 第2節 動員計画」(P99)参照。

第3節 地震関連情報伝達計画

1. 地震関連情報の発表

福岡管区気象台から発表される地震関連情報の種類・内容は、次のとおりである。

種類	内容
地震速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国 を約190地域に区分)と地震の発生時刻を速報する。
震源・震度に 関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上 と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合 は、その市町村名を発表する。
各地の震度に 関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源) やその規模(マグニチュード)を発表する。なお、震度5弱 以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場 合は、その地点名を発表する。

2. 気象警報等の伝達方法

「第3章 第3節 2. 気象警報等の伝達方法」(P104) 参照。

3. 一般気象警報等の伝達方法

「第3章 第3節 3. 一般気象警報等の伝達方法」(P104) 参照。

4. 異常現象発見時における措置

「第3章 第3節 4. 異常現象発見時における措置」(P104)参照とするが、地震に関する異常現象の種類は、次にあげるものとする。

- (1) 異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。
 - ①地震に関する事項

群発地震…数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震

②その他に関する事項

通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

5. 気象警報等の受領伝達担当者

「第3章 第3節 5. 気象警報等の受領伝達担当者」(P106)参照。

第4節 災害通信計画

「第3章 第4節 災害通信計画」(P107)参照。

第5節 災害情報等の収集計画

1. 調査実施者

「第3章 第5節 1. 調査実施者」(P109) 参照。

2. 被害状況等調査分担

「第3章 第5節 2.被害状況等調査分担」(P109)参照。

3. 災害情報連絡第一報の報告及び報告責任者

「第3章 第5節 4. 災害情報連絡第一報の報告及び報告責任者」(P110)参照。

- 4. 災害情報及び被害状況
- (1) 災害情報
 - ①連絡担当課及び担当者

区 分	課名	担 当 者	備考
正	防災安全課課	防災安全課長	
副	JJ	防災係長	

②連絡先

区分	連絡先	防災行政無線・電話番号
福岡県災害対策本部が設置されているとき	防災危機管理局 (災害対策本部)	78-700-7500~7504
" が未設置のとき	防災危機管理局	78-700-7021~7025
県災害対策地方本部が設置されているとき	朝倉農林事務所	78-816-701 • 0946-22-2730
" が未設置のとき	JJ	IJ

③連絡事項

- ア. 災害の原因
- イ. 災害が発生した日時・場所又は地域
- ウ. 被害の状況
- エ. とられている対策
- オ. 今後の見込及び必要とする救助の種類
- ④市は、災害情報の収集に当たっては、所管の警察署及び消防署と密接に連絡する。

- ⑤被害の程度の調査に当たっては、内部体制の連絡を密にし、調査脱漏、重複のないよう 留意し、調整する。
- ⑥災害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概要を把握し、罹災人員についても、平均世帯により計算し即報する。
- ⑦全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速や かに調査する。

(2)被害の報告

市は、県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁(応急対策室)に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合には、市から県に加えて直接消防庁(応急対策室)にも行うものとする。

①報告担当課及び担当員

区 分	課名	担 当 者	備考
正	防災安全課	防災安全課長	
副	JJ	防災係長	

②報告先

ア. 県の報告先

区 分	連絡先	防災行政無線・電話番号
福岡県災害対策本部が設置されているとき	防災危機管理局 (災害対策本部)	78-700-7500~7504
" が未設置のとき	防災危機管理局	78-700-7021~7025
県災害対策地方本部が設置されているとき	朝倉農林事務所	78-816-701 • 0946-22-2730
" が未設置のとき	IJ	IJ

イ. 震度5強以上の地震

この場合、覚知後 30 分以内で可能な限り早く概括的な被害情報を収集し、火災・ 災害等即報要領に基づき、分かる範囲で上記県の報告先に加え、国に報告する。

国の機関	連絡先	電話番号
消防庁	応急対策室	03-5253-7527
	宿 直 室	03-5253-7777

③報告の種類及び報告の要領

「第3章 第5節 5.(2)③報告の種類及び報告の要領」(P111)参照。

第6節 災害広報計画

「第3章 第6節 災害広報計画」(P113) に準じて行うが、震災時には、次の広報内容にも 留意して行うものとする。

なお、避難情報等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

内 容

- ・ 避難の指示
- 地震情報
- ・被害の状況
- ・ 電話の 自粛
- ・住民のとるべき措置
- ・自主防災活動の要請
- ・ 避難情報等に関すること
- ・災害時における住民の心がまえ
- ・自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- ・安否情報に関すること
- ・避難所の設置に関すること
- ・応急仮設住宅の供与に関すること
- ・炊き出しその他による食品の供与に関すること
- ・飲料水の供給に関すること
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること
- その他

第7節 応急措置等の計画

「第3章 第7節 応急措置等の計画」(P114)参照。

第8節 災害救助法の適用計画

「第3章 第8節 災害救助法の適用計画」(P116)参照。

第9節 応援要請計画

「第3章 第9節 応援要請計画」(P118)参照。

第10節 避難計画

「第3章 第10節 避難計画」(P126)に準じて行うが、震災時の避難情報等の基準は、次のとおりとする。

1. 避難情報等の基準

次の基準に従い実施する。

警戒レベ	ル4 避難指示		
条件	ア. 火災の延焼により危険が迫っているとき		
	イ. 二次災害として、水害、土砂災害等の危険が切迫しているとき		
	ウ. その他人命保護上避難を要すると認められるとき		
伝達内容	ア. 発令者 イ. 避難すべき理由 ウ. 危険地域 エ. 避難場所 オ. 避難経路		
	カ. 避難後の当局の指示連絡等		
警戒レベ	ル5 緊急安全確保		
条件	ア. 状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき		
	イ. 災害が発生し、現場に残留者があるとき		
	ウ. その他緊急に避難する必要があると認められるとき		
伝達内容	避難指示と同じ		

第11節 二次災害の防止計画

余震及び火災による二次災害を防止するための計画である。

1. 出火防止、初期消火

地震による火災は時間帯、気象状況等によっては同時多発するおそれがあり、その被害を 軽減するためには、出火防止措置及び初期消火が有効である。

そのため、地震発生直後の情報収集活動に際し、住民に対して、出火防止・初期消火活動を呼びかけるものとする。また、情報収集中に火災発生を知ったときは、速やかに、警戒本部又は対策本部に連絡するものとする。

2. 消防活動

地震によって通行に障害がでる被害発生が考えられ、また、火災が同時多発した場合には、消防活動に相当の困難が生じると考えられる。そのため、状況に応じて、重点的に消防力を投入したり、延焼阻止線を設定するなど効率的な消防活動を図る。

3. 危険箇所の安全対策

余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害、宅地災害等の危険箇所の点検を地元 在住の専門技術者、福岡県防災エキスパート協会等へ協力要請するほか、国のアドバイザー 制度を活用して行うこととする。その結果、危険性が高いと判断された場所については、関 係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合 は、速やかに、適切な避難対策を実施するものとする。

第12節 消防計画

「第3章 第12節 消防計画」(P134)参照。

第13節 救出計画

「第3章 第13節 救出計画」(P136)参照。

第14節 医療助産計画

「第3章 第14節 医療助産計画」(P138)参照。

第15節 給水計画

「第3章 第15節 給水計画」(P143)参照。

第16節 食料供給計画

「第3章 第16節 食料供給計画」(P144)参照。

第17節 衣料·生活必需品等供給計画

「第3章 第17節 衣料・生活必需品等供給計画」(P146)参照。

第18節 防疫及び清掃計画

「第3章 第18節 防疫及び清掃計画」(P148)参照。

第19節 行方不明者及び遺体捜索並びに収容埋葬計画

「第3章 第19節 行方不明者及び遺体捜索並びに収容埋葬計画」(P151)参照。

第20節 交通応急対策計画

「第3章 第20節 交通応急対策計画」(P154)参照。

第21節 輸送計画

「第3章 第21節 輸送計画」(P156)参照。

第22節 応急仮設住宅建設等計画

1. 応急危険度判定の実施

被災した建築物の余震等による倒壊の危険性、部材の落下等から生じる二次災害を防止 し、住民の安全を確保するため被災建築物・宅地の応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士の支援を受けて、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。また、判定の結果「危険」とされた建築物は立ち入り禁止の措置を促すものとする。

また、応急危険度判定士の確保のため、次の措置を行う。

- (1) 市内建設関係団体へ派遣を要請する。
- (2) 県、他市町村へ派遣を要請する。
- (3) ボランティアの募集のための広報を行う。
- 2. 実施責任者

「第3章 第22節 1. 実施責任者」(P158)参照。

3. 応急仮設住宅の設置

「第3章 第22節 2. 応急仮設住宅の設置」(P158)参照。

4. 空家住宅の確保

「第3章 第22節 3. 空家住宅の確保」(P158)参照。

5. 住宅の応急修理

「第3章 第22節 4. 住宅の応急修理」(P158)参照。

6. 建築資材の調達

「第3章 第22節 5. 建築資材の調達」(P158) 参照。

7. 仮設住宅設置予定場所

「第3章 第22節 6. 仮設住宅設置予定場所」(P159)参照。

8. 公営住宅の修繕・建設

「第3章 第22節 7. 公営住宅の修繕・建設」(P159)参照。

9. 建築業者一覧

「第3章 第22節 8. 建設業者一覧」(P160)参照。

10. 応急仮設住宅建設等の費用、期間等

「第3章 第22節 9. 応急仮設住宅建設等の費用、期間等」(P160)参照。

第23節 障害物除去計画

「第3章 第23節 障害物除去計画」(P161)参照。

第24節 労務供給計画

「第3章 第24節 労務供給計画」(P162)参照。

第25節 民間団体活用計画

「第3章 第25節 民間団体活用計画」(P163)参照。

第26節 災害ボランティアの受入・支援計画

「第3章 第26節 災害ボランティアの受入・支援計画」(P164)参照。

第27節 上下水道施設等対策計画

「第3章 第27節 上下水道施設等対策計画」(P165)参照。

第28節 交通施設災害応急対策計画

「第3章 第28節 交通施設災害応急対策計画」(P167)参照。

第29節 公安対策計画

「第3章 第29節 公安対策計画」(P168)参照。

第30節 文教対策計画

「第3章 第30節 文教対策計画」(P169)参照。

第31節 避難行動要支援者支援計画

「第3章 第31節 避難行動要支援者支援計画」(P171)参照。

第32節 土砂災害応急対策計画

「第3章 第32節 土砂災害応急対策計画」(P173)参照。

第33節 放射性物質災害応急対策計画

「第3章 第33節 放射性物質災害応急対策計画」(P174)参照。

第34節 農林対策計画

「第3章 第34節 農林対策計画」(P175)参照。

第35節 家庭動物の保護や適正な飼育のための措置

「第3章 第35節 家庭動物の保護や適正な飼育のための措置」(P177)参照。

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の促進

1. 公共土木施設災害復旧事業計画

災害復旧事業の実施に当たっては、緊急事業の決定等を行い、迅速かつ適切な災害復旧及 び災害復旧と併せて施工することを必要とする施設の新設又は改良、復旧資材等の円滑な供 給等を行い、民生の安定、災害の再発の防止を図るものとする。

特に、地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、 二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。

(1) 河川災害復旧

市内各河川の特性を十分検討して災害の原因を追求し、災害再発の根絶及び災害の予防に重点をおき、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法との調和を図り、一連の計画のもとに復旧工事を進めるものとする。

(2) 道路災害復旧

道路は、産業、経済の動脈であり、災害復旧の遅れは交通の混乱をきたすおそれがあるので、直ちに応急復旧工事を着手する。

この場合、近年の自動車交通量の増加及び交通荷重の増加を考慮し、自然災害の防止と 併せて交通保全の見地からみた工法の採用によって、積極的に早期復旧を進めるものとす る。

(3) 橋梁災害復旧

橋梁は、道路災害復旧工事と一体的なものであり、直ちに仮設工事又は応急復旧工事に 着手する。

なお、洪水量の流下能力の増大を図るとともに、交通保全のためできる限り永久橋で復旧を促進するものとする。

2. 農林水産業施設災害復旧事業計画

(1) 農地、農業用施設災害復旧計画

本市における農業災害は、河川、ため池の氾濫、越流及び堤防決壊に起因した表土の流 出又は土砂の堆積等であり、更に農業用施設の災害は、用排水路の堤防決壊、農道損壊、 ため池の越流であり、河川流域に展開する農地の災害が主である。

災害復旧は、現在まで原形復旧主義に徹しており、再度、災害を受けるような事例が多く、折角の投資が無になったことが全国の統計からみても明らかである。

したがって、今後の災害復旧に当たっては、被害の原因を深く追求し、これらを改良する関連事業を復旧事業の原則として推進する。

(2)農林水産業施設災害復旧計画

- ①農業協同組合が所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の供する施設で、政令で定められたものが1箇所の工事の費用が40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。
- ②農林漁業復興資金対策

- ア. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。
- イ.「日本政策金融公庫資金」の積極的な活用を図るものとし、自然災害等による一時 的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金として「農林漁業セーフティネット資金」により、農業経営の維持安定を図る。
- ウ. 農地等の災害復旧資金として「農業基盤整備資金」、「農業近代化資金の果樹等植栽育成資金」等の活用及び被災施設復旧資金として「農林漁業施設資金(災害復旧)」 等の積極的導入を図る。

3. 都市災害復旧事業計画

都市施設の災害復旧事業又は都市計画区域内における街路、公園等の災害若しくは市街地の土砂堆積等は、市民生活と密接な関係があるので早期復旧を図る。

なお、復旧に当たっては、都市環境の整備と美観を考慮し、都市の防災構造化を図るものとする。

4. 住宅災害復旧事業計画

(1) 災害公営住宅の建設

災害の被害が、次の基準に該当する場合は、速やかに、国土交通省から災害公営住宅整備事業の承認を受けて、公営住宅を建設する。

①「公営住宅法第8条第1項第1号」

地震、暴風雨、高潮その他異常な天候現象により住宅が滅失した戸数が、被災全域で50 0戸以上又は1市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。

②「公営住宅法第8条第1項第2号」

火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で 200 戸以上又は1 市町村の区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。

(2) 住宅金融支援機構災害復興住宅融資

災害が発生したときは、被災地の被災状況の略図を作成し、被災状況と併せ、住宅金融 支援機構九州支店に速やかに報告する。

- (3) 災害復興住宅建設及び補修資金の貸付適用の際の措置
 - ①住宅金融支援機構又は県より貸付適用の通知を受けた場合は、県と直ちに打ち合わせ、 貸付けに関する説明会を開催する。
 - ②災害の程度により必要があると認めたとき又は被災者からの融資希望があるときは、直 ちに災害認定を行い、貸付けの手続について説明する。
- (4) 住宅金融支援機構貸付制度
 - ①災害復興住宅建設及び補修資金貸付
 - ②災害特別貸付

第2節 被災者の生活確保に関する計画

1. 罹災証明書の発行

被災者への各種支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を確立し、被災者 に罹災証明書を発行する。

(1) 被災者台帳の作成

被害調査結果に基づき、被災者台帳を整備し、関係部署による情報共有を図り、被災者 への的確な援護実施に努める。

(2) 罹災証明書の発行

被災者の申請により、被災者台帳を確認のうえ発行する。被災者台帳で確認できないときは、被災者の被害状況申告により罹災届証明書を発行し、被害の調査確認をした際に罹災証明書に切り替え発行するものとする。なお、罹災証明書については、手数料を徴収しない。

(3) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。 住家の被害…全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)、床上浸水、床下浸水

2. 生活資金の確保に関する計画

- (1)被災者生活再建支援制度
 - ①対象となる自然災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により生じる災害であって、次のいずれかに該当するもの

- ア. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害
- イ. 10 世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ウ. 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- エ. 県内でア. 又はイ. に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した 市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害
- オ.ア.又はイ.に規定する市町村若しくは 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口 10 万人未満に限る。)における自然災害
- カ.ア.又はイ.に規定する市町村を含む都道府県若しくは 100 世帯以上の住宅全壊被 害が発生した都道府県が 2 以上ある場合で、
 - ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災 害
 - ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害

②支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- ア. 住宅が全壊した世帯
- イ. 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ. 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯 (大規模半壊世帯)
- オ. 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(中規模半壊世帯)

③支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計金額となる(中規模半壊世帯を除く)。

- ア. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- イ. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

(単位:万円)

		基礎支援金	加算支援金	
	分	住宅の被害程度	住宅の再建方法	計 ア+イ
		ア	イ	
複数世帯	全壊世帯	100	建設・購入 200	3 0 0
	解体世帯		補 修 100	200
世帯の	長期避難世帯		賃 借 50	1 5 0
構成員が	土担禁火棒 ##	5 0	建設・購入 200	2 5 0
複数	大規模半壊世帯		補 修 100	1 5 0
			賃 借 50	100
			建設・購入 100	100
	中規模半壊世帯	_	補 修 50	5 0
			賃 借 25	2 5
単数世帯	全壊世帯	7 5	建設・購入 150	2 2 5
	解体世帯		補 修 75	1 5 0
世帯の	長期避難世帯		賃 借 37.5	112.5
構成員が	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
単数			補 修 74	1 1 2. 5
			賃 借 37.5	7 5
	中規模半壊世帯	_	建設・購入 75	7 5
			補 修 37.5	37.5
			賃 借 18.75	18.75

※解体世帯とは、半解体世帯、敷地被害解体世帯という

※住宅が「半壊」、「中規模半壊」又は「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険な場合や修理に係る費用が高額であり、住宅を解体する場合は「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられる ※住宅が「半壊」として罹災判定を受けた住宅は、全て解体しなければ(一部解体は)対象とな

④支給手続

らない

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い、とりまとめのうえ、県に提出する。県は、当該書類を委託先である財団法人都道府県センターに提出する。

- (2) 生業資金(災害救助法適用時)
 - ①生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
 - ②生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用 に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある 者に対して貸与するものとする。
 - ③貸付金額
 - ア. 生 業 費 … 1件当たり 30,000円
 - イ. 就職支度金 …… 1件当たり 15,000円
 - ④貸与の条件
 - ア. 貸与期間・・・・・・・ 2年以内
 - イ. 利 子 · · · · · · 無利子
 - ウ、保証人・・・・・・・貸与を受ける者と連帯して債務を負担する者1人以上
 - ⑤生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。
- (3) 生活福祉資金

被災者に対する生活資金、生業資金及び被災家屋復旧資金等は、生活福祉資金の貸付制 度により貸付けを行う。

①貸付対象

金融機関その他から借り入れできない低所得世帯

②借入申込先

社会福祉協議会

- (4) 母子福祉資金
 - ①貸付対象

配偶者のいない女子(配偶者と死別した女子で現に婚姻していない者、離婚した女子で現に婚姻していない者、配偶者の死別が明らかでない女子、配偶者から遺棄されている女子、配偶者が海外にいるためその扶養を受けることができない女子、配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたり労働能力を失っている女子、配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子、婚姻によらないで母となった女子であって現に婚姻していない者)で、現に児童を扶養している者

②借入申込先

子育て支援課

- (5) 寡婦福祉資金
 - ①貸付対象

児童が20歳を超えることにより、母子福祉資金の対象とならなくなった寡婦

②借入申込先

子育て支援課

(6) 生活保護

災害により生活が困窮し、最低限度の生活が維持できない者に対しては、生活保護法を 適用し、必要な保護を行い、最低限度の生活を補償するとともに、その自立を助長するよ う努める。

(7) 小郡市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け

小郡市の区域内に住所を有し、自然現象による災害により被害を受けた者について弔慰 金の支給又は援護資金貸付の救済を行う。

(8) 小郡市小規模災害緊急見舞金の支給

災害により住家が全焼若しくは滅失し、生計を営むために必要な家財等の全てを喪失し、かつ、災害救助法第2条に規定する救助の適用を受けることができない者に対して、1世帯につき10万円を支給する。

(9) 福岡県災害見舞金等の支給

福岡県災害見舞金等交付要綱による。(福岡県災害見舞金等交付要綱は、資料29参照の こと。)

- 3. 租税の徴収猶予、減免に関する計画
 - (1) 国税の減免等の措置
 - ①国税の期間の延長

国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は 徴収に関する期限の延長

ア. 延長期限の指定 … 国税通則法第11条、同施行令第3条

イ. 地域の指定・・・・・・ 国税通則法第11条、同施行令第3条

②所得税の減免

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条

③給与所得者の源泉所得税の徴収猶予

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条

- (2) 県税の減免等の措置
 - ①県税の期限の延長(地方税法第20条の5の2、県税条例) 申告、申請、納付、納入等の期限延長2箇月以内
 - ②県税の徴収猶予(地方税法第15条) 1年(やむを得ない場合2年)以内
 - ③県税の減免

- ア. 個人の県民税(地方税法第45条、県税条例)
- イ. 個人の事業税(地方税法第72条の62)

(3) 市税の減免の措置

①市税の期限の延長(地方税法第20条の5の2) 申告、申請、納付、納入等の期限の延長

②市税の執行猶予(地方税法第15条)

市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により市税を納入できないと認めるときは、徴収期限を猶予する。

③市税の減免

次の各号の1に該当する者のうち、市長が必要と認める者に対し減免する。

種 別	減免の対象
	・生活保護を受ける者
	・当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となっ
市民税	た者、又はこれに準ずると認められる者
市民税	・学生及び生徒
	・公益社団法人及び公益財団法人
	・その他減免の必要があると認められる者
	・公私の扶助を受けた者の所有する固定資産
田之次产税	・公益のために占用する固定資産(有料で使用するものは除く。)
固定資産税	・災害又は天候不順により著しく価値を減じた固定資産
	・その他減免の必要あがると認められるもの
	・災害その他特別の事由がある者
国民健康保険税	・当該年の所得が著しく減少した者又はこれに準ずると認められる者
	・その他減免の必要があると認められる者

④減免基準

上記の税の減免基準は、小郡市税条例及び小郡市国民健康保険税条例で定められるとおりである。

4. 生活必需物資、復旧用資機材の確保に関する計画

(1) 生活必需物資の確保

被災地の販売機構等の混乱に加えて、需要供給の不均衡による物価高騰の防止を図るため、状況に応じて必需物資の確保と需要供給の調整に努め、民生の安定を図るものとする。

(2) 復旧用資機材の確保

被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機 材の確保に努めるものとする。

第3節 義援金品の受付及び配分方法

1. 義援金品の募集

市は、災害の状況に応じて義援金品の募集を行うものとする。なお、義援金品の募集に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 義援金品の募集の広告については、新聞社、放送局等報道機関に協力を求めるとともに、 広報媒体等を通じて呼びかけを行う。
- (2) 義援金の募集に当たっては、関係機関の協力を得たうえで振込先等を決定し、受入窓口 (市庁舎及び出先機関) と併せて公表する。
- (3) 義援品については、被災住民の要望等を的確に把握し、食糧、生活物資の供給計画との整合を図り、時期を逸することなく募集を行うものとし、適切な品目及び数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受け入れる。
- (4) 個人からの援助については、義援金による協力を主とし、梱包物資の内容やサイズ等が 一見してわからない物品並びに古着及び保存性のない物品等は受け付けられない旨の報道 を周知する。

2. 義援金品の受付

市は、義援金品の受付に際して、状況に応じて関係機関、他市町村との連絡調整を行い、義援金品の円滑な受け入れに努めなければならない。

3. 義援金品の配分及び輸送

寄託された義援金品は、原則として罹災者に配分する。義援金品の配分は、市及び関係機関に寄託された義援金品について、次の基準に基づいて、小郡市義援金品配分委員会(以下「配分委員会」という。)により決定する。ただし、配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。

(1)配分対象

①義援金

- ・死者(行方不明で死者と認められる場合を含む。)及び重傷者
- ・全壊全焼流失世帯及び半壊半焼世帯のもの
- ・一部損壊世帯及び床上浸水世帯のもの

②義援品

・全壊全焼流失世帯、半壊半焼世帯、一部損壊世帯及び床上浸水の被害が発生した世帯のもの

(2)配分比率

①義援金(床上浸水世帯を1とする。)

死者 (行方不明で死亡と認められるものを含む)	
重傷者(3箇月以上の治療を要する見込みのもの)	5
重傷者(1箇月以上3箇月未満の治療を要する見込みのもの)	3

全壞全燒流失世帯	1 0
半壊半焼世帯	5
一部損壞世帯	1
床上浸水世帯	1

②義援品 緊急性、必要性に応じて配分を決定する。なお、指定避難所への配分を決定するに当たっては、緊急性を要すること、また個人へ配分するものではないことから、 義援金品配分委員会における決定は不要とすることができる。

(3)配分の方法

物資等の輸送及び保管に関しては、あらかじめ義援品の収集、配達等の標準化を行い、 民間企業やボランティア団体等と協定を締結するなど、受付から配分まで一貫して管理で きる体制を構築する。

(4) 小郡市義援金品配分委員会の構成

配分委員会は、義援金品の配分に関して適当と認める者をもって構成する。

4. 義援品保管場所

義援品の保管場所については、義援品の態様に応じて適切な保管ができる場所をあらかじ め確保しておくこととする。

第4節 公立文教施設災害復旧計画

- 1. 公立学校施設災害復旧計画
 - (1) 施設災害復旧計画
 - ①計画の方針

公立学校の施設が被災したときは、県及び関係機関と協調して速やかに災害復旧を行う。 復旧に当たっては、今後の災害を未然に防ぐよう原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施 設の設置を図る等の改良復旧を行うものとする。

②計画の内容

- ア. 学校施設が災害を受けたときは、学校長は具体的な被害の状況を的確かつ迅速に教育委員会に報告するものとする。
- イ. 教育委員会は職員を派遣し、その実情を調査し、被害の程度を確認するとともに必要に応じて応急措置をとり、県教育委員会に災害速報を提出するものとする。
- ウ. 教育委員会は、都市建設班の応援を受け、被害程度に応じて災害復旧事業の計画を 国、県に報告し、災害査定を受けた後、災害復旧事業に着手するものとする。
- エ. 建物の災害復旧に当たっては、木造及び鉄骨のものについても鉄筋コンクリート建 として計画するものとする。
- (2) 建物以外の工作物、土地、設備の災害復旧計画
 - ①計画の方針

建物以外の工作物、土地、設備の災害については、関係機関と連絡し、災害の種類、程度に応じ応急措置及び災害復旧工事を実施し、日常の教育活動に支障のないように努めるものとする。

②計画の内容

- ア. 建物以外の工作物、土地、施設が被災したときは、学校長はその被災状況を的確か つ迅速に教育委員会に報告するものとする。
- イ. 教育委員会は、報告に基づき現地調査を行い、その結果について県教育委員会に報告するとともに技術担当課の応援を得て測量設計を行い、国、県の査定結果に基づき 災害復旧を行うものとする。
- ウ. 災害復旧に当たっては、改良復旧を本旨として実施するものとする。

2. 社会教育施設災害復旧計画

(1)公民館、教育集会所、隣保館(市民館)、図書館、文化会館、生涯学習センター復旧計画 ①計画の方針

社会教育施設が被災したときは、地域社会教育の中心であることを鑑み、県教育委員会 又は県人権・同和教育課と連携を密にして、災害復旧を実施するものとする。

②計画の内容

ア. 社会教育施設が災害を受けたときは、施設長は具体的な被災状況を教育委員会又は 担当所管課に速やかに報告する。 イ. 教育委員会又は担当所管課は、報告に基づき現地調査を行い、県教育委員会又は県 人権・同和教育課に連絡するとともに、技術担当課の応援を得て測量設計を行い、国、 県の査定を受けた後、災害復旧を実施するものとする。

(2) 体育施設災害復旧計画

①計画の方針

体育施設の災害復旧に当たっては、調査設計のうえ、県教育委員会に連絡し、被災箇所 の復旧とともに改良復旧に留意するものとする。

②計画の内容

- ア. 教育委員会は、学校長又は管理人の被害報告に基づき現地調査を行い、測量設計を 行い、国、県の査定を受けて災害復旧工事を実施するものとする。
- イ. 災害復旧に当たっては、必要な応急措置を実施して、住民の使用に供されるよう努めるとともに、改良復旧に留意するものとする。

3. 社会福祉施設災害復旧計画

社会福祉施設は、その性質上緊急復旧を要するので、早急に補助事業の推進を図るものとする。

なお、この場合、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造その他防災施設等に特に留 意するものとする。

第5節 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。)は、著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

著しく激甚な災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する 経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切 に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要となる。

1. 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の 負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発 生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議に諮ったうえで、政令により、その災害を 「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」(昭和37年12月7日中央防災会議決定)又は「局地激甚災害指定基準」(昭和43年11月22日中央防災会議決定)によることとなっている。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を とりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これ を中央防災会議に諮ったうえで、閣議を経て、政令が公布、施行されることとなる。

2. 激甚災害に関する調査報告

(1) 市

市は、当該市町村の区域内に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の 規定により、速やかに、その被害状況等を県に報告する。

(2) 県

県は、市からの被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める事項について、速やかに調査する。

第6節 生活相談

災害時における住民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1. 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
- 2. 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、市の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

1. 生活相談

災害時における住民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に 掲げる措置を講ずるものとする。

- (1)被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
- (2) 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、市の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共 団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提 供するよう努めるものとする。

2. 女性のための相談

避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。

3. 雇用機会の確保

市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な計画を策定しておくものとする。

第8節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

市は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずるものとする。

なお、広報・啓発の方法には、次のものが考えられる。

- 1. インターネットによる情報提供
- 2. 風評被害対策用リーフレットの作成
- 3. 車内吊り広告
- 4. テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- 5. 広報誌への掲載、講演会の開催等

第9節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、市、県及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

1. 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中 長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

2. 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

3. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮のうえ、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

4. 復旧・復興事業からの暴力団の排除

市は、警察署との連携により、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入、介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、関係団体等と連携を図りながら、復旧・復興事業からの暴力団の排除に努めるものとする。

資料編

様式1 災害応援要請依頼書

	発簡.		
	年	月	日
災害応援要請者 様			
小郡市長			
災害応援要請依頼書			
災害を防除するため、下記のとおり災害応援要請を依頼します。			
記			
1 災害の状況及び応援を要請する理由			
(1)災害の状況			
(2) 応援を要請する理由			
2 応援を希望する期間			
3 応援を希望する区域及び活動内容			
(1) 区域			
(2)活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

様式2 自衛隊への災害派遣要請依頼文書

			年	月	目	
福岡県知事	様					
		小郡市長			印	
	自衛隊の災害派	派遣要請依頼について				
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼いたします。						
		記				
1 災害の状況及び派遣を要認	青する事由					
2 派遣を希望する期間						
3 派遣を希望する区域及び活動内容						
4 その他参考となるべき事項	頁					

様式3 災害協力要請依頼書

	発簡年	番号 月	日
災害協力要請者 様			
小郡市長			
災害協力要請依頼書			
災害を防除するため、下記のとおり災害協力要請を依頼します。			
記			
1 災害の状況及び協力を要請する理由 (1)災害の状況			
(2)協力を要請する理由			
2 協力を希望する期間			
3 協力を希望する区域及び活動内容 (1)区域			
(2)活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

様式4 災害ボランティア受付簿

No.	
(受付地)

亚昌	2 to 25 2	分 示			資格·	活動	酉己	置
受付 月日	ふりがな 氏 名	住 所 (電話)	性 別	生年月日	特殊技	可能	場所	期間
7411		(-644)			能等	期間	***************************************	29411.4

様式5 災害ボランティア受付票

受付月日	受付場所	情報公開		可	• 否	
月日						
ふりがな		性別生	年	年	月	日
氏 名 等		男・女月	日	+	Я	Н
住 所	県	市				
(電 話)	(TE	L —	-	_)
資格・業種						
特殊技能等						
活動可能	口 (江本) 九口		1から)			
日 数	日(活動初日	年 月 日				
三里相式		三里 40 88		年 月	日カ	19
配置場所		配置期間		年 月	日ま	きで
第7 第 4 目 章 C		#1.EE. H0.88		年 月	日カ	15
配置場所		配置期間		年 月	日ま	きで
三里相式		三年 40 88		年 月	日カ	16
配置場所		配置期間		年 月	日才	きで

様式6 避難者台帳

						_	No.	
避難原	听名							
受付		避難	月	日	住所		避難	
文刊			~				家族	
		期間	月	日	氏名	(世帯主名)	人員	
番号		備考						
		At++ 4-07	П		/>, -r		\n+ ++/.	
受付		避難	月	日	住所		避難	
		#n ##	~		п 6	(世帯主名)	家族	
		期間	月	日	氏名	(EIII Z-H)	人員	
番号		備考						
亚儿		避難	月	目	住所		避難	
受付		~				家族		
		期間	月	日	氏名	(世帯主名)	人員	
番号		備考						
		避難	月	日	住所		避難	
受付			\sim				家族	
		期間	月	日	氏名	(世帯主名)	人員	
番号		備考						
受付		避難	月	日	住所		避難	
文刊			~				家族	
		期間	月	日	氏名	(世帯主名)	人員	
番号		備考						

様式7 避難者世帯票

									No.	
避難所名				入	 所月日	月	日	担当職員名		
入所者住所	听				世帯主名				家族人員	
入 所 者 氏 名										
氏名	ı	続柄	性別	年齢	入戸	斤月 日		備考		
						月 日				
			南	散	家族	安 否	状	況		
氏名	ı	続柄	性別	年齢	避難	推先等		安否状況		備考
	_	_								

様式8 避難所日誌

避難所名	1													
班員	担当者	班長	収容部	長	収	本			本			本	収	
					容世	日		男	日		女	日	容人	
				1	帯数	合計			合計			合計	員計	
年月日	左	F 月	日 ()		天仙				記載	者指	名		
(状 況)						·							
(問題点)													

様式 9 罹災証明受付簿及び交付申請書・証明書・届出証明書

罹災証明受付簿

受付 番号	罹災 年月日	罹災者氏名	罹災者住所	罹災状況	備考
			_		

罹災証明書等交付申請書

	市(区・町・村)長	年	月	日
	住 所			
		電話番号		
申請者	(現在の連絡先)			
(世帯主)		電話番号		
	(ふりがな)			
	氏 名			
窓口に	住 所			
来られた方 (申請者と		電話番号		
同じ場合は	(ふりがな)			
記入不要)	氏 名	申請者との関係		
	T			
"" F F		□暴風 □地震		
罹災原因	年 月 日の	□豪雨 □その他		による
		□洪水 ()	
被災住家 [※] の	<u> </u>			
被災性家***の 所在地				
(申請者住所と				
同じ場合は 記入不要)				
	に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用して			
	いいます(被災者生活再建支援金や災害救助法によ 合又は住家被害が確実な証拠で立証できない場合			
		で、「世人心口にい」自己という。	J0 7 8	
	□ 浸水被害(□床上 □床下)	□ その他被害(以下に	記入)	
住家の被害				
住家以外の	□店舗			
被害	□ 家財等()
	□ その他()
	T			
使用目的				
使用自的				
N 11 1111				
必要枚数	枚			

(–)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
罹災原因	
被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □準半壊に至らない (一部損壊)
住家の浸水区分	
	・ 世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物 支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)
住家以外の被害	
_	

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

小郡市長

(–)

罹災届出証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
罹災原因	
被災住家 [※] 等の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	
	・帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物 支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)
住家以外の被害	

上記のとおり、届け出があったことを証明する。

年 月 日

小郡市長

様式10 避難行動要支援者個別避難計画

避難行動要支援者個別避難計画

ᄼᇙ	小郡市						電話						
住所	いるかけ						携帯						
フリガナ													
氏名							生年月日		年	月			
取名はの法級生	氏名			続柄	住所			電話					
緊急時の連絡先	氏名			続柄	住所			電話					
避難支援を 必要とする事項	※あてはまるものすべてにチェック図 □立つことや歩行ができない □音が聞こえない(聞こえにくい) □物が見えない □言葉や文字の理解が難しい □危険なことを判断できない □顔を見ても知人や家族がわからない □その他(
避難支援の方法	□安全な □自宅の	はまるものす な場所に避難) 2階に避難 け(安否確認	させる	(場所: □近	隣宅に過	ち難部	ぎせる)					
避難の時に 持っていくもの		はまるものす 6薬手帳 t					□入れ歯)					
	氏名				住所			電話					
避難支援者	氏名				住所			電話					
	氏名				住所			電話					
メモ欄													

- ・個別避難計画は自主防災組織、民生委員等の避難支援関係者と共有する。
- この個別避難計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、 また避難支援関係者が法的な責任や義務を負うものではない。

小郡市防災安全課防災係 72-2111(内線 242)

資料 1 小郡市防災会議条例

○小郡市防災会議条例

昭和 46 年 10 月 1 日 条例第 347 号

(目的)

- 第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、 小郡市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。 (所掌事務)
- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 小郡地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第32条第1項に規定する水防計画を作成し、及び、 その実施を推進すること。
 - (3) 小郡市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は、22人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その 前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、小郡市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年3月28日条例第383号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年12月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小郡市水防協議会条例の廃止)

2 小郡市水防協議会条例(昭和53年小郡市条例第12号)は、廃止する。

附 則 (平成24年9月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 小郡市災害対策本部条例

○小郡市災害対策本部条例

昭和 46 年 10 月 1 日 条例第 348 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、小郡市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 (部)
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 3 月 28 日条例第 383 号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 福岡県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条 の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域区分)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(対象とする災害)

- 第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。
 - (1) 林野火災、高層建築物火災、危険物火災等の大規模火災
 - (2) 地震、風水害その他大規模災害
 - (3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故
 - (4) 武力攻撃が疑われる災害
 - (5) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
 - (6) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

- 第4条 応援要請は災害が発生した市町村等(以下「要請側」という。)の長又は消防長から、 協定市町村等の長又は消防長に対し、災害規模等に応じて次の各号の区分により行う。
 - (1) 第一要請 第2条に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
 - (2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

2 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長 又は消防長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(応援隊等の派遣及び中断)

- 第5条 前条の規定により応援の要請を受けた市町村等(以下「応援側」という。)の長又は消防長は、当該発災市町村等における災害対応を応援するため、消防隊(以下「応援隊」という。)を派遣するものとする。ただし、やむを得ない理由により派遣し難い場合は、派遣をしないことができるものとする。
- 2 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又 は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(迅速な応援出動体制の確立)

第6条 協定締結市町村等の長又は消防長は、大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防 長と連絡が取れない場合又は被害状況が確認できない場合等の特に緊急を要するときには、第 4条に規定する応援要請を待たず、先行調査のため、必要な応援隊(以下「先遣隊」とい

- う。) を派遣できるものとする。
- 2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応 援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。

(涌報)

第7条 応援を要請した場合又は応援隊等を派遣した場合や派遣を中断した場合において、要請 側又は応援側の長又は消防長は、その旨を福岡県に対して通報するものとする。

(応援側の指揮)

- 第8条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。 (経費の負担)
- 第9条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。
 - (1) 応援側の負担する経費
 - ア 消防機械器具の燃料費(補給燃料を除く。)及び小破損の修理費
 - イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
 - ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等
 - エ 交通事故における損害賠償費等
 - オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費
 - (2) 要請側の負担する経費 前号に定める経費以外の経費
- 2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(消防団応援)

第 10 条 消防団の応援に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(航空消防応援)

第 11 条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改廃)

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から効力を生じる。
- 2 平成25年3月28日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定 (以下「旧協定」という。)は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行 われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力 を有する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部防災危機 管理局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消 防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各 1 通保管するものとする。

令和2年3月11日

記名・押印 〔略〕

別表(協定第2条関係)

地域	構成市町村等
	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、
(1) 北九州地域	苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
	京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合
	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、
(2) 筑豊地域	香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町
(4) 巩豆地域	飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、
	直方・鞍手広域市町村圏事務組合
	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市
	糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、
(3) 福岡地域	粕屋町、
	筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、粕屋南部消防組合
	粕屋北部消防組合、宗像地区事務組合
	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市
(4) 筑後地域	朝倉市、みやま市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町
(4) 巩饭地域	八女地区消防組合、久留米広域市町村圏事務組合、
	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合

資料 4 福岡県消防相互応援協定覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、福岡県消防相互応援協定(以下「協定」という。)第13条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

- 第2条 協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、協定第2条に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関等及び地域代表消防機関(以下「代表消防機関等」という。)にはそれぞれ代行消防機関及び地域代表補助消防機関を選定しておくものとする。
- 2 前項に規定する代表消防機関等及びその代行消防機関、地域代表補助消防機関は、別表に定める消防本部とする。

(応援可能消防隊の登録)

第3条 各消防本部は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の方法)

- 第4条 協定第4条の規定に基づく応援要請の方法は、別に定めるものとする。
- 2 要請側の長は、事後速やかに応援側の長に対し応援要請書(様式第1号)を提出するものと する。

(応援隊派遣時の連絡)

第5条 協定第5条の規定に基づき、応援隊の派遣を決定した場合又はやむを得ない理由により 派遣し難い場合は、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに要請側の長又は消防長に連絡 するものとする。

(先遣隊派遣時の連絡等)

- 第6条 協定第6条の規定に基づき、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨 を速やかに要請側の長又は消防長に連絡するものとする。
- 2 先遣隊の最高指揮者は、現場到着時に要請側の長又は消防長に応援の要否を確認するものと する。

(指揮支援隊の派遣)

第7条 協定第5条の規定に基づき、代表消防機関等は、指揮支援隊(要請側の長又は消防長の 指揮を補佐し、及び応援隊を管理する消防隊をいう。)を派遣するものとする。

(応援隊の指揮体制)

- 第8条 要請側の長又は消防長は、早期に現場指揮本部を設置し、指揮体制の確立に努めるものとする。
- 2 地域代表消防機関の長又は消防長は、地域指揮隊(第一要請時に地域内の応援隊を統制する 消防隊をいう。)を派遣し、応援隊を指揮するものとする。
- 3 代表消防機関の長又は消防長は、県指揮隊(第二要請時に県内の応援隊を統制する消防隊をいう。)を派遣し、応援隊を指揮するものとする。

(応援の始期及び終期)

- 第9条 応援の始期は、応援隊が常備配置場所から出動した時点とする。ただし、応援隊が常備 配置場所の外にある場合は、応援出動命令を受けて出動した時点とする。
- 2 先遣隊の応援の始期は、第6条第2項の規定により、応援要請を受けた時点とする。
- 3 応援の終期は、応援隊が常備配置場所に帰着した時点とする。ただし、応援に関する目的を 終了したのち、他の用務のため行動する場合は、その目的の行動を開始した時点とする。 (事後の報告)
- 第 10 条 応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長に対して、別に定める方法により応援隊の活動状況を報告するものとする。
- 2 要請側の長又は消防長は、応援側の長又は消防長に対して、別に定める方法により災害概要 を報告するものとする。

(経費の請求)

第 11 条 応援側の長は、協定第 9 条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別 記様式第 2 号により要請側の長に請求するものとする。

(合同訓練の実施)

第 12 条 各消防長は、円滑な応援活動を図るため各消防本部間で協議のうえ、合同で消防訓練 を実施するよう努めるものとする。

(連絡協議会等の設置)

- 第 13 条 協定の円滑な運用を図るため、連絡協議会及び協定第 2 条に定める地域ごとに、地域 連絡協議会を設置する。
- 2 連絡協議会の事務局は代表消防機関内に、地域連絡協議会の事務局は地域代表消防機関内に それぞれ置くものとする。
- 3 連絡協議会の運用に関する必要な事項は、別に定めるものとする。 (補則)
- 第 14 条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議のうえ決定するものとする。

附則

- 1 この覚書は、令和2年4月1日から効力を生じる。
- 2 この覚書の締結に伴い、平成26年3月25日福岡県消防相互応援協定第13条の規定に基づき締結された福岡県消防相互応援協定覚書は、その効力を失う。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部危機管理 局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協 会に保管を依頼するとともに、各消防本部はその写しを各 1 通保管するものとする。

令和2年3月11日

記名•押印 〔略〕

別表1(覚書第2条関係)

代表消防機関及びその代行消防機関の消防本部

代表消防機関	代行消防機関
福岡市消防局	北九州市消防局

地域代表消防機関及び地域代表補助消防機関の消防本部

地域	地域代表消防機関	地域代表補助消防機関						
(1) 北九州地域	北九州市消防局	中間市消防本部						
(2) 筑豊地域	飯塚地区消防本部	田川地区消防本部						
(3) 福岡地域	春日・大野城・那珂川	粕屋南部消防組合消防本部						
	消防組合消防本部	和鱼用部相例租合相例本部						
(4) 筑後地域	久留米広域消防本部	大牟田市消防本部						

様 式 〔略〕

資料 5 福岡県消防相互応援協定に係る消防団広域応援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県消防相互応援協定(以下「協定」という。)第10条の規定に基づき、福岡県内の消防団の広域的な応援(以下「広域応援」という。)の実施に関し、必要な事項について定める。

(広域応援の対象)

第2条 広域応援は、火災、地震、風水害、その他の大規模災害発生時に行うことができるものとする。

(広域応援の担当地域)

第3条 広域応援は、原則として協定第2条で区分された地域ごとの構成市町村間で行う。

ただし、広域応援を要請する側(以下「要請側」という。)の長又は消防長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広域応援の要請)

- 第4条 要請側の長、消防長及び消防団長は協議を行い、要請側の長又は消防長は、様式第1号 により、速やかに県へ要請を行うこととする。
- 2 県は、要請側から提出された様式第1号で示された広域応援の要請先(以下「応援側」という。)の長、消防長へ様式第2号により広域応援要請を通知する。
- 3 県からの広域応援要請を受けた応援側の長、消防長及び消防団長は協議を行い、応援側の長 又は消防長は、様式第3号で応援の可否を速やかに県へ報告する。
- 4 応援側から報告を受けた県は、様式第3号で要請側の長へ報告を行い、要請側の長、消防長並びに代表消防本部及び要請側市町村を所轄する地域代表消防本部と協議を行い、応援側消防団を決定する。
- 5 県は、様式第4号により決定した応援側の長、消防長へ応援決定の通知を行い、出動を要請する。

(広域応援の指揮等)

- 第5条 広域応援の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に、行動するものとする。
- 2 応援側消防団の活動は、要請側消防本部及び消防団と協力して行うこととする。
- 3 応援側消防団は、指揮者及び、安全管理者を定めることとする。

(広域応援の始期及び終期)

- 第6条 広域応援の始期は、出動の命令を受けて、要請側市町村へ出発したときとする。
- 2 広域応援の終期は、応援目的を終了し応援側市町村へ帰所したときとする。ただし、協定第 5条第3項の規定に基づき広域応援が中断され応援側に復帰すべき命令があったときは、その 時点とする。
- 3 広域応援は、原則日帰りとする。

(報告)

第7条 広域応援を行った隊は、様式第5号を速やかに県へ報告するものとする。

(広域応援に要する経費)

第8条 広域応援に要する経費は、協定第9条の定めるところにより負担するものとする。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年4月1日

様 式 〔略〕

資料 6 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年5月21日 改正 平成6年4月1日 平成10年4月1日

(趣旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条の規定による報告及び他 関係法令又は各省(庁)の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、 的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定め るものとする。

(定義)

- 第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。 (総括事務)
- 第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。
- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において 行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部(総括班)において行う。 (報告責任者)
- 第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者(この場合「災害報告主任」という。)及び副主任を定めておくものとする。
- 第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。
- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまた がるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな 被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。 (報告及び提出部数)
- 第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事(又は災害対策本部長)に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。
- 1 即報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、 ただちに災害概況即報(様式第1号)を防災行政無線又は電話(ファクシミリを含む。)をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出 するものとする。 前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告する ものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報告	時間
市町村長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事(又は災害対策本部長)に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から 15 日以内に様式第2号又は 様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の 実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

- (1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。
- (2) 各部長は、1部を知事(対策本部長)又は総務部長に提出するものとする。 なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあっては、出 先機関の長に準じ2部提出するものとする。

(報告の順序)

第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害状況報告は、次の順序による ものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

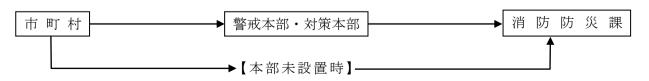
(1) 災害概況及び被害状況即報

(様式第1号・様式第2号の1)



(2) 被害状況確定報告

(様式第2号の1)



(3) 社会福祉施設関係被害即報 (様式第2号の2) 市町村 ▶ 福 祉 事 所 務 (4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の3、様式第3号の1) 市町村 ▶ 保 健 所 政令市・大牟田市 保健福祉部 (5) 商工業関係被害即報・詳報・確定申告 (様式第2号の4、様式第3号の2) 市町村 商工事務所 (6) 農業関係被害即報·詳報·確定報告 (様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15) 市町村 農林事務所 (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の6、7、8、9、10) ▶農林事務所 市町村 (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の11、12) 市町村 海洋技術センター (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の13、様式第3号の16)

▶ 県土整備事務所

市町村

(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告(様式第2号の14、15、様式第3号の17)

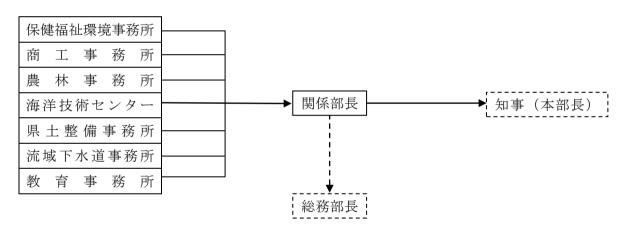


(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事(又は災害対策本部長)に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長(消防防災課)に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表1

	被害区分		備考						
		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は							
	死者	確認できないが、死亡したことが確実な者とする。							
Д	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者と							
人的	11万个明有	する。							
被害	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要							
吾	里 肠 日	のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。							
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要							
	14.60 日	のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。							
	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家							
	,— .	であるかどうかを問わない。							
		住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した。							
	全壊	た部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以							
		の、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時間の 50%以上に達した程度のものとする。							
		上に屋じた程及のものとする。 住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、							
住		具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満							
家	半壊	のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の							
住家被害		20%以上 50%未満のものとする。							
百		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要と							
	一部損壊	する程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のご							
		く小さなものは除く。							
		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しない							
	床上浸水	が土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものと							
		する。							
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。							
		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの							
上 非	非住家	とする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家							
非住家被害		とする。	壊のもののみ						
被	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に 供する建物とする。	を記入するも のとする						
書	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	07 2 9 3						
	- C 0 7 1世	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になっ							
	田の流失埋没	たものとする。							
	畑の流出埋没及び								
	畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。							
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾							
	文教施設	学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とす							
		る。							
	道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路							
	坦珀	のうち橋りょうを除いたものとする。							
そ	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とす							
て の	TIM 7 & 7	3.							
他		河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される。							
	河川	れる河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上							
		必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全はなるために防護することを必要してる河岸とする							
		するために防護することを必要とする河岸とする。 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 号に規定する水域							
	港湾	格得伝(昭和 25 平伝年第 210 万)第 2 末第 5 万に規定する小域 施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要							
	TE 14	施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。							
		砂防法 (明治 30 年法律第 29 号) 第1条に規定する砂防施設、同							
	砂防	法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または							
		第3条の2の規定によって天然の河岸とする。							
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。							
L	1								

	被害区分		備考
			VII 3
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
		ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不	
	被害船舶	能になったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理し	
		なければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空	
		機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における 戸数とする。	
7		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水し	
その	水道	工が追文は簡易が追く例がしている戸数のすら取む多く例がした時点における戸数とする。	
他		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数の	
	ガス	うち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を	住家の一部
		維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿	破損及び床下
	り災世帯	舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を	浸水の被害世
	り火世市	営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一	
		家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うもの	٧١ _°
	10 /// 1 /	とする。	
	り災者	り災世帯の構成員とする。	
	公立文教施設	公立の文教施設とする。 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	
	West of the second	- 展M小座旭段火音復口事業賃国庫補助の首足指直に関する伝律 (昭和 25 年法律第 169 号)による補助対策となる施設をいい、具	
	農林水産施設	体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用	
		施設とする。	
		公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和 26 年法律第 97	
	八十十十六	号) による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河	
	公共土木施設	川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港と	
		する。	
		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施	
	その他の公共施設	設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用	
址	(() 内田 田 田 コマド	に供する施設とする。	
害	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッ	
金	額の記入方法	コ外書きとするものとする。	
額	公共施設被害市町	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公	
	村	共施設の被害を受けた市町村とする。	
		農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウ	
	農産被害	ス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の	
	小连恢 音	被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の	
	田工队口	被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁	
		船等の被害とする。 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具	
	商工被害	建物以外の間上做書で、例えば上業原材料間品、生産機械器具等とする。	
		→ ⊂ り ′┛。	

様式第1号

分 報告日時 年 月 日 時 市町村名 〔災害概況即報〕 報告者名

(第 報) 災害名

(市町村→地方本部→県本部)

	発生場所	Í			4	発生日時		月	日時	分
災										
害										
\mathcal{O}										
概										
要										
	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
≯ r † >	が同場石	負傷者	人	計	人	任 豕	半壊	棟	床上浸水	棟
被害										
害										
<i>O</i>										
状										
況										
							避	難状汚	2	
応						か告・指示	日時	地区名	避難先	人員
急					•	自主の別	, ,		,,,,,,,,,	, , , ,
対										
策										
\mathcal{O}										
状										
況										



	市	HJ	村	名		報告者名																															
t	地	方	本	部名	,			報	告	者	名									報	告	日	時					7									
																								联	ř		分現在	E		((市町	村-	・ 地方	本部-	→県ス	本部)	
		市		村	名			lute d	-t-			Arts	rie		-		ide d	to-			Arts	ete			Arts	, etc				de el	la.			Arts	rte		4
	死		区	分	者	人	1	被:	書			傚	害		+	1	坡 1	5			被	書			飲	害			- 6	皮 扫	9			傚	害		+
人的被害	行	力	不	明	者	人																															7
被害	台	作	5 者	重軽	傷傷	八																															
	У	199	, 1:	軽	傷	人																															_
					壊	棟 世帯									-																						-
	全				4800	人									-																						٦
						棟																															٦
	半				壊	世帯]
ο.						人									-																						_
住家被害	_		如	破	揖	棟 世帯									-													-								—	4
被害			нь	MX	154	人																															٦
						棟																															
	床		Ŀ	浸	水	世帯									1				_									_									4
						棟									+									1				+								—	\dashv
	床		下	浸	水										+													+									ㅓ
L			_			人									T									Ĺ				Ī									J
非	住	家	公士	+ 建		棟																															I
21				の	他	棟																															4
	H		元大	· #	水	h a h a									-																						┥
	灶			· 坦		h a																															┪
			ゼ		水	h a																															╛
	文		教	施	般	箇所									-																						4
	医道		療	機	関路	箇所									-													-									4
	桓橋		ŋ	£	かう	箇所																						+									┪
	河				Щ	箇所																															
その他	港				湾	箇所																															_
他	砂清		掃	th:	防	箇所 箇所									-													-									4
	崖		崩		設 れ	箇所									-																						┪
	鉄		道	不	通																																╛
	被		害	船	舶	隻																															
	航	空	機	被		機									-													-									4
	水電				道気	戸回線									-																						┥
	ガ				ス	戸																															-
	ブ	Ħ		ク	塀	箇所																															I
b			世		数	世帯									1				4					-				_									4
ŋ		災		者	数物	人 件									+				\dashv					-				+									\dashv
火災	建危		険	:	物	件									T									\vdash				1									٦
発生	そ		0)		他																																٦
	#	文	教	施	設	千円									+									-				+									\dashv
_			産			千円									+				-									+				-					ᅦ
公			木		設	千円									İ													İ								_	J
そ (共施		千円													Ī																		1
	農		産	被如	害虫	千円									+									-				+									\dashv
そ	林畜		産 産	被被	害害	千円 千円									+				-									+				-					ᅦ
その他	水		産	被	害	千円									T													T								_	J
	商		T.	被	害	千円																															I
April	そ		0		他	千円									+				_									+				_					\dashv
	害対		į,	総設	額	千円	月	В	時	分	,	1	3 8	寺 分	+	月	B	時	分	J	FI F	3 B	寺 分	+	月	日	時 夕	}	月	日	時	分		月	B 8		分
	本部			解		<u>-</u> 汝	月		時			1					日		分				時 分			日		_	月		時	分		月			分
				助法	適	用	月	日	時				3 1			月	日	時		J	FI F	3 1			月	日	時 夕	}	月	H	時			月			分
_				廷人数	_	人									+				_									+				_					4
Ĭ	自防	凹貝	山助!	廷人数		人									1									1													\Box

資料7 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

- 第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
 - (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
 - (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
 - (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
 - (6) 被災傷病者の受入れ
 - (7) 遺体の火葬のための施設の提供
 - (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
 - (9) ボランティアの受付及び活動調整
 - (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

- 第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各 号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲 げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の 依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとす る。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定 し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとと もに応援を実施するものとする。

(自主応援)

- 第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、 被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うもの とする。
- 2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。
- 2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、 応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

- 第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。 附 則
- 1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。
- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

資料8 久留米市との消防相互応援協定書

消防組織法第21条に基く福岡県久留米市と福岡県三井郡小郡町間の消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 消防組織法 (昭和22年法律第226号) 第21条に規定する消防の相互応援に関して福岡県三井郡小郡町と福岡県久留米市 (以下「当事者」という。) は火災または水災その他の災害に際して、消防活動をより効果的に遂行するため、次の条項によりこの協定を締結する。

(応援を行なう場合)

第2条 応援は火災または水災その他の災害が発生した場合に行なうものとする。

(応援力)

第3条 この協定により応援出動する消防隊(以下「応援隊」という。) は原則として応援隊が 属する市町村が所有する全消防力の3分の1以内を限度とする。

(応援の種類)

- 第4条 応援の種類は次の二種とする。
 - (1) 特別応援

火災または水災その他の災害が発生し特に応援を必要とする場合に受援地市町村長の 要請若しくは応援地市町村長の命令により応援出動するものをいう。

(2) 普通応援

近隣地域に発生した火災等を認知または覚知した場合に別命なく応援出動するものをいう。

(出動の方法)

第5条 普通応援の出動は近隣地域の消防機関とし、特別応援の出動は、火災の状況により受援 地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により決定する。

(応援の認定)

第6条 応援の要請があった場合には応援側の認定により応援するものとする。前条の場合において災害の規模等により特別の措置が必要と認められるときは、関係市町村長は第3条の規定にかかわらず応援隊の属する市町村が所有する全消防力の3分の2までの応援を要請若しくは命令することができる。

(応援要請の手続き)

- 第7条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話また は電信等により要請し事後においてすみやかに文書を提出するものとする。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要する人員、機械等の数量
 - (3) 応援場所
 - (4) その他必要事項

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は受援地の現場最高指揮官が応援隊の長にたいして行なうものとする。ただし緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行なうことができる。

(報告)

- 第9条 応援隊の長は現場到着、引揚げ及び消防活動の状況を現場最高指揮者に報告する。 (費用の負担)
- 第10条 応援に要した費用は次に掲げる方法によって処理するものとする。
 - (1) 応援に要した費用は原則として応援側の負担とする。
 - (2) 前号以外の費用に関しては、その都度当事者の協議により決定する。

(雑則)

- 第 11 条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度当事者の協議により決定するものとする。
- 第 12 条 当事者は毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。なお、 当該消防力に著しい変動を生じたときは、その都度相手方に通知しなければならない。
- 第13条 この協定は昭和44年8月1日から適用する。

本協定を証するために当事者は協定書二通を作成し記名押印のうえ各一通宛保管するものとする。

昭和44年8月1日

福岡県久留米市長 井上義人 福岡県三井郡小郡町長 佐々木敏雄

資料 9 筑紫野市・筑前町との消防相互応援協定書

筑紫野市·小郡市·朝倉郡筑前町消防相互応援協定

筑紫野市、小郡市及び朝倉郡筑前町(以下「関係市町」という。)は、昭和 33 年 6 月 16 日に締結した筑紫野町・小郡町・夜須村消防相互応援協定について、朝倉郡夜須町と朝倉郡三輪町の合併に伴い、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 21 条に規定する消防の相互応援 (以下「相互応援」という。)に関して必要な事項を定め、もって火災又は水害及びその他の 災害(以下「災害」という。)に際して、関係市町相互の消防活動の連携の強化及び効率化を 図ることを目的とする。

(応援の要請)

- 第2条 相互応援の要請は、災害が発生した市町(以下「被災市町」という。)の長から他の関係市町(以下「応援市町」という。)の長への要請によるものとする。ただし、要請が無い場合においても、災害発生を認知し、応援することを必要と判断した応援市町は、自主的に応援を行うものとする。
- 2 前項の応援は、災害防禦活動の規模及び被災市町の長の要請に応じ、可能な限り消防隊を派遣するものとする。

(応援の指揮)

第3条 応援市町から派遣された消防隊(以下「応援隊」という。)は、災害防禦活動の指揮等について、被災市町の消防隊(以下「受援隊」という。)と密接に連携を保ち、被災市町の最高指揮者(以下「受援隊指揮者」という。)の指揮下に入るものとする。

(応援活動の報告)

第4条 応援隊の指揮者は、現場到着、引き揚げ及び災害防禦活動の状況を受援隊指揮者に報告 するものとする。

(経費)

第5条 応援隊の派遣に要した経常的経費及び応援隊の災害防禦活動中の事故により生じた経費 については、応援隊を派遣した応援市町の負担とし、その他の経費については、関係市町間で 協議し、決定する。

附則

- 1 本協定は、平成17年3月22日より効力を有するものとする。
- 2 昭和 33 年 6 月 16 日付で締結した筑紫野町・小郡町・夜須村消防相互応援協定は、本協定の 締結をもってその効力を失うものとする。

本協定を証するため、関係市町は本書3通を作成し、記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成 17 年 3 月 22 日

福岡県筑紫野市

代表者 筑紫野市長 平 原 四 郎

福岡県小郡市

代表者 小郡市長 田 篭 勝 彦

福岡県朝倉郡筑前町

代表者 朝倉郡筑前町長職務執行者 田中茂夫

資料10 三井郡大刀洗町との消防相互応援協定書

消防組織法第21条に基く福岡県三井郡大刀洗町と福岡県三井郡小郡町間の消防相互応援協定書

(協定の目的)

- 第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条に規定する消防の相互応援に関して福岡県三井郡小郡町と福岡県三井郡大刀洗町(以下「当事者」という。)は火災または水災その他の災害に際して、消防活動をより効果的に遂行するため、次の条項によりこの協定を締結する。(応援を行なう場合)
- 第2条 応援は火災または水災その他の災害が発生した場合に行なうものとする。 (応援力)
- 第3条 この協定により応援出動する消防隊(以下「応援隊」という。) は原則として応援隊が 属する市町村が所有する全消防力の3分の1以内を限度とする。

(応援の種類)

- 第4条 応援の種類は次の二種とする。
 - (1) 特別応援 火災または水災その他の災害が発生し特に応援を必要とする場合に受援地市町村長の 要請若しくは応援地市町村長の命令により応援出動するものをいう。
 - (2) 普通応援

近隣地域に発生した火災等を認知または覚知した場合に別命なく応援出動するものをいう。

(出動の方法)

第5条 普通応援の出動は近隣地域の消防機関とし、特別応援の出動は、火災の状況により受援 地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により決定する。

(応援の認定)

第6条 応援の要請があった場合には応援側の認定により応援するものとする。前条の場合において災害の規模等により特別の措置が必要と認められるときは、関係市町村長は第3条の規定にかかわらず応援隊の属する市町村が所有する全消防力の3分の2までの応援を要請若しくは命令することができる。

(応援要請の手続き)

- 第7条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話また は電信等により要請し事後においてすみやかに文書を提出するものとする。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要する人員、機械等の数量
 - (3) 応援場所
 - (4) その他必要事項

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は受援地の現場最高指揮官が応援隊の長にたいして行なうものとする。ただし緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行なうことができる。

(報告)

- 第9条 応援隊の長は現場到着、引揚げ及び消防活動の状況を現場最高指揮者に報告する。 (費用の負担)
- 第10条 応援に要した費用は次に掲げる方法によって処理するものとする。
 - (1) 応援に要した費用は原則として応援側の負担とする。
 - (2) 前号以外の費用に関しては、その都度当事者の協議により決定する。

(雑則)

- 第 11 条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度当事者の協議により決定するものとする。
- 第 12 条 当事者は毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。なお、 当該消防力に著しい変動を生じたときは、その都度相手方に通知しなければならない。
- 第13条 この協定は昭和43年7月17日から適用する。

本協定を証するために当事者は協定書二通を作成し記名押印のうえ各一通宛保管するものとする。

昭和 43 年 7 月 17 日

福岡県三井郡大刀洗町長 井 上 虎 之 助 福岡県三井郡小郡町長 佐 々 木 敏 雄

資料11 佐賀県鳥栖市との消防相互応援協定書

消防組織法第21条に基く佐賀県鳥栖市と福岡県三井郡小郡町間の消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条に規定する消防の相互応援に関して福岡県三井郡小郡町と佐賀県鳥栖市(以下「当事者」という。)は火災または水災その他の災害に際して、消防活動をより効果的に遂行するため、次の条項によりこの協定を締結する。

(応援を行なう場合)

第2条 応援は火災または水災その他の災害が発生した場合に行なうものとする。

(応援力)

第3条 この協定により応援出動する消防隊(以下「応援隊」という。) は原則として応援隊が 属する市町村が所有する全消防力の3分の1以内を限度とする。

(応援の種類)

- 第4条 応援の種類は次の二種とする。
 - (1) 特別応援

火災または水災その他の災害が発生し特に応援を必要とする場合に受援地市町村長の 要請若しくは応援地市町村長の命令により応援出動するものをいう。

(2) 普通応援

近隣地域に発生した火災等を認知または覚知した場合に別命なく応援出動するものをいう。

(出動の方法)

第5条 普通応援の出動は近隣地域の消防機関とし、特別応援の出動は、火災の状況により受援 地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により決定する。

(応援の認定)

第6条 応援の要請があった場合には応援側の認定により応援するものとする。前条の場合において災害の規模等により特別の措置が必要と認められるときは、関係市町村長は第3条の規定にかかわらず応援隊の属する市町村が所有する全消防力の3分の2までの応援を要請若しくは命令することができる。

(応援要請の手続き)

- 第7条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話また は電信等により要請し事後においてすみやかに文書を提出するものとする。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要する人員、機械等の数量
 - (3) 応援場所
 - (4) その他必要事項

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は受援地の現場最高指揮官が応援隊の長にたいして行なうものとする。ただし緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行なうことができる。

(報告)

- 第9条 応援隊の長は現場到着、引揚げ及び消防活動の状況を現場最高指揮者に報告する。 (費用の負担)
- 第10条 応援に要した費用は次に掲げる方法によって処理するものとする。
 - (1) 応援に要した費用は原則として応援側の負担とする。
 - (2) 前号以外の費用に関しては、その都度当事者の協議により決定する。

(雑則)

- 第 11 条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度当事者の協議により決定するものとする。
- 第 12 条 当事者は毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。なお、 当該消防力に著しい変動を生じたときは、その都度相手方に通知しなければならない。
- 第13条 この協定は昭和42年6月16日から適用する。

本協定を証するために当事者は協定書二通を作成し記名押印のうえ各一通宛保管するものとする。

昭和 42 年 6 月 16 日

佐賀県鳥栖市長 安 原 謙 市 福岡県三井郡小郡町長 佐 々 木 敏 雄

資料12 佐賀県基山町との消防相互応援協定書

消防組織法第21条に基く福岡県三井郡小郡町と佐賀県基山町間の消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条に規定する消防の相互応援に関して福岡県三井郡小郡町と佐賀県基山町(以下「当事者」という。)は火災または水災その他の災害に際して、消防活動をより効果的に遂行するため、次の条項によりこの協定を締結する。

(応援を行なう場合)

第2条 応援は火災または水災その他の災害が発生した場合に行なうものとする。

(応援力)

第3条 この協定により応援出動する消防隊(以下「応援隊」という。) は原則として応援隊が 属する市町村が所有する全消防力の3分の1以内を限度とする。

(応援の種類)

- 第4条 応援の種類は次の二種とする。
 - (1) 特別応援

火災または水災その他の災害が発生し特に応援を必要とする場合に受援地市町村長の 要請若しくは応援地市町村長の命令により応援出動するものをいう。

(2) 普通応援

近隣地域に発生した火災等を認知または覚知した場合に別命なく応援出動するものをいう。

(出動の方法)

第5条 普通応援の出動は近隣地域の消防機関とし、特別応援の出動は、火災の状況により受援 地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により決定する。

(応援の認定)

第6条 応援の要請があった場合には応援側の認定により応援するものとする。前条の場合において災害の規模等により特別の措置が必要と認められるときは、関係市町村長は第3条の規定にかかわらず応援隊の属する市町村が所有する全消防力の3分の2までの応援を要請若しくは命令することができる。

(応援要請の手続き)

- 第7条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話また は電信等により要請し事後においてすみやかに文書を提出するものとする。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要する人員、機械等の数量
 - (3) 応援場所
 - (4) その他必要事項

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は受援地の現場最高指揮官が応援隊の長にたいして行なうものとする。ただし緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行なうことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は現場到着、引揚げ及び消防活動の状況を現場最高指揮者に報告するものと する。

(費用の負担)

- 第10条 応援に要した費用は次に掲げる方法によって処理するものとする。
 - (1) 応援に要した費用は原則として応援側の負担とする。
 - (2) 前号以外の費用に関しては、その都度当事者の協議により決定する。

(雑則)

- 第 11 条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度当事者の協議により決定するものとする。
- 第 12 条 当事者は毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。なお、 当該消防力に著しい変動を生じたときは、その都度相手方に通知しなければならない。
- 第13条 この協定は昭和42年6月16日から適用する。

本協定を証するために当事者は協定書二通を作成し記名押印のうえ各一通宛保管し、その写を佐賀県と福岡県に各一通送付するものとする。

昭和 42 年 6 月 16 日

福岡県三井郡小郡町長 佐 々 木 敏 雄 佐賀県基山町長 白 水 嘉 造

資料13 国土交通省九州地方整備局との大規模災害時応援協定書

小郡市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長(以下「局長」という。)と小郡市長(以下「市長」という。)は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設(直轄施設を除く。以下「所管施設」という。)に大規模な災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ)が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり締結する。

(応援内容)

- 第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。
 - (1) 施設の被害状況の把握
 - (2)情報連絡網の構築
 - (3) 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣
 - (4) 災害応急措置
 - (5) その他必要と認められる事項

(被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣)

第2条 小郡市内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と小郡市は相互に連絡するものとする。なお、市長の要請があった場合または局長が必要と判断した場合は、局長は現地情報連絡員を小郡市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合、市長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

(応援の実施)

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものと する。

(応援要請の手続)

- 第4条 市長は、小郡市内の所管施設に大規模な災害が発生、または発生のおそれがあり、九州 地方整備局の応援を必要とする場合、九州地方整備局筑後川河川事務所長(または福岡国道事 務所長)に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認したうえで、別紙-1の文書 にて応援要請を提出するものとする。
- 2 局長(局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む)は、前項の要請を受け、応援 を行う場合には、市長(市長からの指示を受けた小郡市の職員を含む)に電話等により応援す る旨を伝え、すみやかに別紙-2の文書にて応援内容を通知する。

(応援要請の手続きができない場合の応援)

第5条 小郡市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合等であっても、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あらかじめ別紙-3の文書にて応援内容を局長から市長に通知する。ただし、連絡網が寸断され

ている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。 (経費の負担)

- 第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。
 - (1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合 九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が 災害等支援本部を設置している期間とする。
 - (2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として小郡市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①~④の 全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模な災害と認められる場合。
- ② 国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合。
- ③ 被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復日を含まない。)。
- ④ 広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、もしくは関係者間で連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間。

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と小郡市総務部総務課は、平常時から防災に関する情報や 資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

- 第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、局長と市長が協議 して定めるものとする。
- 2 この協定書に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、小郡市においては総務部総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年8月1日から適用するものとする。

平成23年8月1日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 7 号

国土交通省九州地方整備局長 中 嶋 章 雅

福岡県小郡市小郡 255 番地1

小郡市長 平安正知

別紙 [略]

資料14 小郡市環境保全協議会との水災時水防対策協定書

水災時の水防対策に関する基本協定書

小郡市(以下「甲」という。)及び小郡市環境保全協議会(以下「乙」という。)は、水防法第32条に定める小郡市水防計画に基づき、水災時の水防対策に関する基本的な事項について次のとおり基本協定書を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市民の生命、身体及び財産を水災から保護するため、水防対策における甲 乙の協力体制を確立し、連携を図りながら、迅速かつ的確に水防活動を行うことを目的とす る。

(水防活動の範囲)

- 第2条 本協定における水防活動の範囲は次のとおりとする。
 - (1)公共施設の機能回復、被害の拡大防止及び人命救助等として実施するもののうち、 緊急に対処を要する場合において実施する活動とする。
 - (2)被害を未然に防止する予防措置は含まないものとする。

(定期報告)

- 第3条 乙は、土砂集積場、水防対策に係る連絡系統図、水防人員及び資材配置表(以下「報告書」という。)を毎年4月に甲に提出しなければならない。
- 2 乙は報告書の内容に変更があった場合は、変更後の報告書を速やかに甲に提出するものと する。

(事前準備)

- 第4条 乙は、水災時における円滑な水防活動の実施のため、小郡市水防計画及び本協定の趣 旨目的を全構成員に充分に周知徹底しなければならない。
- 2 甲は、大雨又は台風の接近など、水防対策を要請する可能性が高い場合は、事前に乙に連絡するものとする。

(水防活動の実施)

- 第5条 乙は、甲の要請により、水防対策に係る体制を確立し、甲の設置する水防本部と24 時間体制で相互の連絡体制を確保し、必要な水防活動を実施するものとする。
- 2 乙は、速やかに乙の構成員相互の連絡体制を確保するものとする。
- 3 乙は、甲の指示に基づき、構成員の事業所等での待機、被災現場への派遣及び被災現場に おける水防活動等を実施するものとする。
- 4 乙は、甲の要請により、水防対策に必要な資機材の確保に努めるものとする。 (経費)
- 第6条 前条に規定する水防活動に要した経費については、甲が負担するものとする。ただし、 乙が提供する防災用資材(土砂)に要する経費は除くものとする。

- 2 前項に規定する経費は、水防活動が終了した後、乙が甲に対して請求するものとする。
- 3 私有財産の管理、復旧等に要した費用については、その所有者が負担するものとする。 (適用)
- 第7条 本協定は締結の日から適用するものとする。ただし、第6条第2項の規定は、甲が必要な予算措置を行ったときから適用するものとする。

(協議)

第8条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、締結したことを証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1通を保有する。

平成26年4月1日

- 甲 小郡市小郡 2 5 5 番地 1 小郡市 小郡市長 平 安 正 知
- 乙 小郡市力武 9 9 3 番地 1 小郡市環境保全協議会 会 長 柴 田 裕 司

資料15 みい農業協同組合との災害時物資供給協定書

災害時における物資の供給協力に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)とみい農業協同組合(以下「乙」という。)は、災害時における 物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙に行う、食料等の救援物資(以下「物資」という。) の供給協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、次に揚げるもののうち、乙が調達可能な物資を要請することができる。
 - (1) 米、野菜、飲料水、味噌
 - (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行 うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するもの とする。

(協力の実施)

- 第4条 乙は、前条の規定による甲から要請に対し、物資の優先供給に努めるものとし、乙の在 庫量の範囲内で、甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。
- 2 乙は、物資の納入後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。 (費用の負担)
- 第5条 甲は、乙の納入した物資の費用を負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

- 第6条 乙は、物資の供給及び納入が完了したときは、前条の費用について、納品書を添えて甲 に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し費用を乙に支払うものとする。 (報告)
- 第7条 この協定の万全な実行をはかるため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について 報告を求めることができる。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する ものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の 終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 25 年 1 月 31 日

甲 福岡県小郡市小郡 255 番地 1 小郡市長 平 安 正 知

乙 福岡県小郡市大板井 267番地1 みい農業協同組合 組合長 吉 塚 数 實

資料16 NPO法人コメリ災害対策センターとの災害時物資供給協定書

災害時における物資供給に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、 災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物 資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

- 第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に揚げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
 - (1) 別表に揚げる物資
 - (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行 うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後 速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

- 第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

- 第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が 行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段によ り運搬するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮する ものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負

担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

- 第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第 10 条 甲と乙は、平常時から相互の連携体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、 災害時に備えるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 25 年 1 月 31 日

甲 福岡県小郡市小郡 255 番地1

小郡市長 平安正知

乙 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍
	手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティ
	ッシュ、マスク、衛生用ポリ袋(使い捨て)、バケツ、水モップ、デッキブラ
	シ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、Tシャツ、おむつ、生理用品
水関係	飲料水(ペットボトル)、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料17 小郡市社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置等 に関する協定書

災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と社会福祉法人小郡市社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、災害ボランティアセンターの設置等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、「小郡市地域 防災計画」にもとづき、災害ボランティアセンター (以下「センター」という。)の設置、 運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(センターの設置等)

- 第2条 甲は、小郡市内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、災害対策本部を設置した場合に、被災地域においてボランティアによる支援活動が必要と認めた時は、甲乙協議の上センターを設置する。
- 2 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

(センターの設置場所)

- 第3条 センターの設置場所は、乙の所在地とし活動拠点とする。
- 2 災害の規模より、乙の所在地を拠点とした活動が困難な場合には、甲は活動拠点を確保する ものとする。

(センターの運営)

- 第4条 乙は、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターその他地域の各種団体等の協力の下に運営を行うものとする。
- 2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連 携協力体制を整えるものとする。

(協力の要請)

第5条 乙は、単独ではセンターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(連携および協力)

第6条 甲および乙は、相互に連携・協力しながらセンターの設置運営に関して、必要な業務を 実施するものとする。

(センターの業務)

- 第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 災害ボランティアの募集、受付、登録、派遣
 - (2) 災害ボランティアニーズの需給調整等
 - (3) 災害ボランティア活動の情報発信および受信
 - (4) センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせの対応
 - (5) ボランティア活動保険の加入手続きに関する業務
 - (6) 災害ボランティア活動に必要な物品の調達
 - (7) 小郡市災害対策本部等との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
 - (8) 関係機関及び団体等との連絡調整、派遣要請に関する業務
 - (9) その他災害ボランティア活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲および乙は、相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要となる資機材等 を確保するものとする。

(救援物資の保管管理)

第9条 救援物資の受け入れ及び保管は甲が実施する。ただし、ボランティア活動等に必要な救援物資については乙に提供し、乙が管理する。

(費用負担)

- 第10条 センターの設置・運営に関し、次にかかわる費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙がセンターの設置・運営に関わる助成金等の交付を受けた場合は、助成金等を差し引いた額を甲が負担するものとする。
 - (1) センター設営・運営に関する費用
 - (2) 資機材等購入に関する費用
 - (3) 需用費等の諸費用

(請求及び支払い)

- 第11条 乙は前条の規定により、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する ものとする。
- 2 甲は前項の規定により乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その費用を乙に支払うものとする。

(損害賠償)

- 第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。
- 2 前項のボランティア保険の加入にかかる費用については、ボランティアの自己負担とする。 ただし、共同募金会等の災害支援制度等、他に利用できる制度や施策がある場合は、これらを 優先して利用するものとする

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

- 第14条 乙は、センターの運営マニュアルを作成しておき、それを運営の指針とする。
- 2 乙は、平常時から、第7条各号に規定する業務について備えるとともに、関係機関および関係団体との間にネットワークを整備しておくものとする。
- 3 甲は、前2項に定める乙の活動に関し、必要な範囲で支援を行うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月8日

- 甲 小郡市小郡255番地1 小郡市長 平 安 正 知
- 乙 小郡市二森1167番地1 社会福祉法人小郡市社会福祉協議会 会長 石田 久治

資料18 イオン九州株式会社との災害時における防災活動協力に関する 協定書

災害時における防災活動協力に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)とイオン九州(以下「乙」という。)は、災害時における防災 活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害等による災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合の防災 活動協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。
 - (1) 乙の店舗及び関係機関において保有する飲料水、食料又は生活必需品などの物資及び資機 材等(以下「物資等」という。)の提供に関すること。
 - (2) 被災者等に対する避難場所、水道水、トイレ等の施設利用の提供に関すること。
 - (3) 被災者等に対するテレビ・ラジオ等による災害情報の提供に関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認める防災活動協力に関すること。

(協力要請の事項)

- 第3条 甲は、前条の規定による要請は、次に掲げる事項を明示するものとする。
- (1) 協力を要請する防災活動の内容、品目及び数量
- (2) 協力を要請する日時、必要時間及び場所
- (3) その他必要な事項

(協力要請の手続き)

- 第4条 甲は、前条の規定による協力要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出することとする。 (物資等の引渡し及び運搬)
- 第5条 甲が、第2条第1項第1号の規定に基づき要請する物資等は、別表のとおりとする。
- 2 物資等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が 行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。 (経費の負担)
- 第6条 物資等の対価及び乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとする。
- 2 物資等の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(防災活動の実施及び協力)

第7条 乙は、平常時から甲の推進する防災事業に協力するとともに、次の各号に掲げる防災活動に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 乙の店舗における防災啓発事業又は防災訓練の実施
- (2) 甲が実施する防災啓発事業への協力
- (3) 甲又は自主防災組織等が実施する防災訓練への参加 (連絡責任者)
- 第8条 防災活動協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及 び担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生 じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年12月26日から平成26年3月31日迄とする。 ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない ときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都 度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年12月26日

- 甲 福岡県小郡市小郡 2 5 5 番地 1 小郡市長 平 安 正 知
- 乙 福岡県福岡市博多駅南二丁目9番11号イオン九州株式会社代表取締役 山 ロ 聡 一

別表

災害時における提供可能な物資等一覧

区分	主な品名
	飲料水(水、お茶、清涼飲料水など)、おにぎり、パン類、カップ
飲料水、食料関係	麺、缶詰(イージーオープン)、粉ミルク、レトルト食品、菓子類
	など
	毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、
生活必需品関係	使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ
	袋、蚊取り線香(夏季)、使い捨てカイロ(冬季)
	ブルーシート、土嚢袋、ロープ、スコップ、ハンマー、工具類、軍
防災資機材関係	手、発電機、投光機、バケツ、ホース、ヘルメット、ポストコーン
	など
その他提供可能な	鍋、カセットコンロ、カセットボンベ、調理器具、食器、衣類など
物資等	

資料19 小郡三井医師会との災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時の医療救護活動に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と一般社団法人小郡三井医師会(以下「乙」という。)とは、大 規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、小郡市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき甲が行う医療 救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療救護チームの要請及び派遣)

- 第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動又が必要であると認める場合は、乙に対し、医療 救護チームの派遣要請を協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急の場 合は、電話等で要請できるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに医師等からなる医療救護チーム を編成し、災害現場及び甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲による要請を待つことができないと判断したときは、 前項の規定にかかわらず医療救護チームの派遣を行うものとする。
- 4 乙は前項の規定により医療救護チームの派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものと する。

(災害医療救護計画の策定)

- 第3条 乙は、この協定に基づく医療救護活動を実施するため、次の事項を内容とする災害医療 救護計画を策定しておくものとする。
 - (1) 乙内部の医療救護チームその他の医療救護に携わる組織(以下「医療救護組織」という。)及び指揮命令系統
 - (2) 各医療救護組織の業務
 - (3) 医療救護活動の実施方法
 - ア 災害状況の把握方法、連絡体制、具体的応援要請及び出動指令方式
 - イ 応援医療救護チームを含めた医療救護チームの現場指揮者
 - ウ 携行できる医薬品、衛生資材等の内容
 - 工 訓練計画
 - オ その他必要な事項

(医療救護チームの活動場所)

第4条 医療救護チームは、災害現場及び甲が設置した医療救護所や福祉避難所等において、あらかじめ策定した災害医療救護計画に基づき医療救護活動を行うものとする。

(医療救護所と緊急集中救護所)

- 第5条 甲は、災害状況に応じて、災害現場に近い施設等に、医療救護所を設置する。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、被災地周辺の医療 施設等に乙の協力を得て医療救護所を設置する。

3 災害時の後方医療施設として、医療救護活動を早急かつ円滑に行うために乙が指定する市内 病院を緊急集中救護所とし、乙は甲に後方医療施設の一覧を提出するものとする。

(医療救護チームの業務)

- 第6条 医療救護チームの業務は次のとおりとする。
 - (1) 災害現場及び医療救護所等でのトリアージ並びに負傷した者に対する医療等実施
 - (2) 災害現場及び医療救護所等から医療機関への負傷者搬送等の医療
 - (3) 別に定める緊急集中救護所でのトリアージや病院支援
 - (4) 被災地内での対応困難な重症患者の被災地外への搬送時の診療
 - (5) 福祉避難所における避難者の診療

(指揮命令及び連絡調整)

- 第7条 医療救護チームに対する指揮命令は、甲が指定する者(以下「指揮命令者」という。) が行うものとする。この場合において、指揮命令者は、医療救護チームの助言を考慮するもの とする。
- 2 医療救護チームの医療救護活動に係る連絡調整は、指揮命令者が自らの活動を補佐する者として指定する医療現場指揮者が行うものとする。
- 3 乙は、小郡市地域防災計画に基づき甲が設置する災害対策本部に3名を派遣し、医療救護チーム全体の連絡調整を行うものとする。ただし、甲は大規模事故等により応急対策が必要と判断した場合は、三井消防署と協議し派遣場所を決定する。

(医療救護チームの移動等)

第8条 医療救護チームは、現地までの移動、関係機関との連絡、生活手段等について、原則として、自ら確保しながら継続した活動を行うものとする。

(医薬品、衛生資機材等の供給)

- 第9条 医療救護チームは、原則として甲が調達する医薬品、衛生資機材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護チームが携行したものを使用するものとする。
- 2 医療救護チームが使用する医薬品、衛生資機材等の補給及び輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医療費)

- 第10条 被災地及び医療救護所における患者が負担する医療費は、無料とする。また、緊急やむを得ない事情により、被災地及び医療救護所以外の場所で医療救護チームが行った医療救護における患者が負担する医療費についても、無料とする。
- 2 緊急集中救護所における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法(昭和 22年法律第118条)が適用された場合は、同法の定めるところによる。

(実費弁償等と請求・支払い)

- 第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次に掲げる経費は甲が負担するものとする。
 - (1) 医療救護チーム等の派遣に要する人件費及び諸経費
 - (2) 医療救護チーム等が携行した医薬品、衛生資機材等を使用した場合の実費
 - (3) 医療救護チーム等の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は、死亡

した場合の扶助費

- (4) 前3号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要な経費
- 2 乙は前項の経費の請求については、医療救護活動終了後速やかに、次の規定により一括して 甲に報告及び請求するものとする。
 - (1) 医療救護チームの派遣に係る実費弁償等は、実費弁償等請求書(様式第2号)に医療救護チームごとの医療救護活動報告書(様式第3号)及び医療救護チーム診療記録(様式第4号)を添えて請求するものとする。
 - (2) 医療救護チームが携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、医薬品、衛生資材等使用報告書(様式第5号)を添えて請求するものとする。
 - (3) 医療救護チームの医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書(様式第6号)により報告するものとする。
 - (4) 医療救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備等の損傷に係る実費弁償は第1号に掲げる様式のほか、物件損傷等報告書(様式第7号)を添えて請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により請求された実費弁償等の請求の内容が適当であると認めたときは、 速やかに乙に支払うものとする。

(実費弁償の額)

- 第12条 前条第1項の実費弁償の額は次のとおりとする。
 - (1) 同項第1号の額は、福岡県災害救助法施行細則(昭和40年福岡県規則第44号)の規定を準用する。
 - (2) 同項第2号の額は、医薬品、衛生資機材等の購入価格とする。
 - (3) 同項第3号の額は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に準ずる。

(医事紛争発生の措置)

第13条 本協定の医療救護活動に関し、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、甲の負担と責任において適切な措置を講じるものとする。ただし、医師に故意または重大な過失がある場合は、甲は当該医師に対して求償することができる。

(防災訓練)

第14条 乙は、甲から要請があった場合は、各々の役割分担を認識した上で、甲が実施する防 災訓練に参加するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙 協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月9日

甲 小郡市小郡255番地1

小郡市長 平 安 正 知

乙 小郡市上岩田1246番地

一般社団法人小郡三井医師会

会長 蒲池 壽

別紙〔略〕

資料20 三井・小郡地区防災協会との災害時における応急対策活動に関 する協定書

災害時における応急対策活動に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。) と三井・小郡地区防災協会(以下「乙」という。) とは、災害時に おける応急対策活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、小郡市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、災害発生時に 甲が乙の協力を得て行う応急対策活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定 めるものとする。

(応急対策活動の内容)

- 第2条 この協定による応急対策活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 食料、飲料水、燃料及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救援、救出、医療、防疫及び応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害対策に必要な車両及び機器等の提供
- (4) 災害対策に必要な人員の派遣及び施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(協力要請)

- 第3条 甲は、防災計画に基づき、応急対策活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し次の 各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。
- (1) 災害の状況及び協力を要請する応急対策活動の内容
- (2) 必要とする人員及び資機材等の種類、数量
- (3) 応急対策活動を実施する場所及び期間
- (4) その他必要な事項

(応急対策活動の実施)

- 第4条 乙は甲から応急対策活動の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない事情のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急対策活動に従事するものとする。 (事前計画)
- 第5条 乙は、応急対策活動を円滑に実施するため、組織体制及び連絡体制等を事前に定めてお かなければならない。

(経費の負担)

- 第6条 この協定に基づく応急対策活動に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額により甲が負担する。
- 2 前項の規定により、乙が実施した応急対策活動に対して、甲が負担する費用の積算単価は、 災害発生時における実勢単価とする。

(損害補償)

第7条 甲は、第3条の規定に基づき応急対策活動に従事した者が、当該活動により死亡し、負

- 傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいを有することとなったときは、労働者災害補償保険 法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、福岡県市町村消防団員等公務災害補 償組合の規定に準じて補償を行うものとする。
- 2 乙の応急対策活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(第三者に対する措置)

第8条 乙が、応急対策活動の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び 賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

- 第9条 乙は、第3条の規定により応急対策活動に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。
 - (1) 応急対策活動に従事した人員、内容及び時間
 - (2) 応急対策活動に使用した資機材等の種別、数量及び使用状況
- (3) その他必要な事項
- 2 甲は、前項による応急対策活動の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請を解除するものとする。

(費用等の請求)

第10条 乙は、第6条に規定する費用及び第7条に規定する補償(以下「費用等」という。)を 請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払い)

第11条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは速やかに支払うものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定の効力は、協定締結の日から発生するものとし、甲又は乙のいずれかから協 定の終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して 定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有

するものとする。

平成25年4月1日

- 甲福岡県小郡市255番地1小郡市長平安正知
- 福岡県小郡市大板井279番地2 三井・小郡地区防災協会 会 長 立 石 昌 博

資料21 本間病院との災害時における福祉避難所の設置運営に関する 協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と医療法人寿栄会(以下「乙」という。)とは、災害時に おける福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が 発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営するにあたり、 必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者(以下「対象者」という。)は、 小郡市災害時要援護者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に 入所又は入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮 を必要とする者をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。
 - (1) 乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営を行うこと。
 - (2) 乙の保有する物資及び資機材等(以下「物資等」という。) を提供すること。
 - (3) 避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
 - (4) その他、市長が特に必要と認めること。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として設置運営する施設は、以下のとおりとする。

施設名称	医療法人寿栄会
所在地	福岡県小郡市三沢526番地
所有者 (施設管理者)	理事長 本間五郎
連絡先	電話 0942-73-0111 FAX 0942-73-0112
構造等	鉄骨
建築年	昭和62年6月完了
耐震性	有
使用範囲	多目的ホール
使用床面積	2 0 0 m²
収容可能人員	5 0 名

(受入れの要請)

第5条 甲は、対象者が福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、第3

条の要請をするものとする。

- 2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書(様式第1号)をもって行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭(電話連絡を含む)で行うことができる。
 - (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等
- (3) その他当該対象者の受け入れに必要な事項

(対象者の移送)

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを行う場合は、福祉避難所への対象者の移送は、原 則として当該対象者の家族等、地域の避難支援者又は甲が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

- 第7条 甲及び乙は、飲料水、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に 努めるものとする。
- 2 乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、ホームヘルパー等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書(様式第2号)又は口頭(電話連絡含む)で福祉避難所の閉鎖を連絡するものとする。

(経費の負担)

- 第9条 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書 (様式第3号)により甲に請求するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては総務 部長とする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して 定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって 協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年3月10日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1 小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市三沢526番地 医療法人寿栄会 理事長 本間 五郎

資料22 池月苑との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と小郡池月苑(以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震等の災害(水害を除く)が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者(以下「対象者」という。)は、 小郡市災害時要援護者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に 入所又は入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮 を必要とする者をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。
 - (1) 乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営を行うこと。
 - (2) 乙の保有する物資及び資機材等(以下「物資等」という。) を提供すること。
 - (3) 避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
 - (4) その他、市長が特に必要と認めること。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として設置運営する施設は、以下のとおりとする。

施設名称	小郡池月苑
所在地	福岡県小郡市八坂29番地1
所有者	社会福祉法人 小郡市社会事業協会
連絡先	電話 0942-72-2200 FAX 0942-72-8718
構造等	鉄筋コンクリート
建築年	平成2年3月完了
耐震性	有
使用範囲	集会室
使用床面積	6 6 m²
収容可能人員	20名

(受入れの要請)

第5条 甲は、対象者が福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、第3 条の要請をするものとする。

- 2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書(様式第1号)をもって行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭(電話連絡を含む)で行うことができる。
 - (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等
- (3) その他当該対象者の受け入れに必要な事項

(対象者の移送)

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを行う場合は、福祉避難所への対象者の移送は、原 則として当該対象者の家族等、地域の避難支援者又は甲が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

- 第7条 甲及び乙は、飲料水、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に 努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、ホームヘルパー等の介助者の確保 に努めるものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書(様式第2号)又は口頭(電話連絡含む)で福祉避難所の閉鎖を連絡するものとする。

(経費の負担)

- 第9条 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書 (様式第3号)により甲に請求するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては小郡 池月苑施設長とする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して 定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって 協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年 6月16日

- 甲 福岡県小郡市小郡 2 5 5 番地 1 小郡市長 平安 正知
- 乙 福岡県小郡市八坂 2 9番地 1 社会福祉法人 小郡市社会事業協会 小郡池月苑 会長 安永茂歳

資料23 長生園との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と介護老人福祉施設三沢長生園(以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が 発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営するにあたり、 必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者(以下「対象者」という。)は、 小郡市災害時要援護者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に 入所又は入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮 を必要とする者をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。
 - (1) 乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営を行うこと。
 - (2) 乙の保有する物資及び資機材等(以下「物資等」という。) を提供すること。
 - (3) 避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
 - (4) その他、市長が特に必要と認めること。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として設置運営する施設は、以下のとおりとする。

施設名称	三沢長生園
所在地	福岡県小郡市三沢花聳881-1
所有者 (施設管理者)	栁 文生
連絡先	電話 0942-75-0347 FAX 0942-75-7556
構造等	鉄筋コンクリート
建築年	平成26年 2月完了
耐震性	有り
使用範囲	5階部分
使用床面積	462 m²
収容可能人員	100名

(受入れの要請)

第5条 甲は、対象者が福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、第3 条の要請をするものとする。

- 2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書(様式第1号)をもって行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭(電話連絡を含む)で行うことができる。
 - (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等
- (3) その他当該対象者の受け入れに必要な事項

(対象者の移送)

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを行う場合は、福祉避難所への対象者の移送は、原 則として当該対象者の家族等、地域の避難支援者又は甲が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

- 第7条 甲及び乙は、飲料水、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に 努めるものとする。
- 2 乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、ホームヘルパー等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書(様式第2号)又は口頭(電話連絡含む)で福祉避難所の閉鎖を連絡するものとする。

(経費の負担)

- 第9条 当該施設を福祉避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書 (様式第3号)により甲に請求するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては法人 副本部長とする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して 定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって 協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1 小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市三沢字花聳 88 1-1 社会福祉法人 長生会 理事長 栁 文生

資料24 ケアハウス小郡との災害時における福祉避難所の設置運営に 関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)とケアハウス小郡(以下「乙」という。)とは、災害時に おける福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が 発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営するにあたり、 必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者(以下「対象者」という。)は、 小郡市災害時要援護者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に 入所又は入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮 を必要とする者をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。
 - (1) 乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営を行うこと。
 - (2) 乙の保有する物資及び資機材等(以下「物資等」という。)を提供すること。
 - (3) 避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
 - (4) その他、市長が特に必要と認めること。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として設置運営する施設は、以下のとおりとする。

施設名称	ケアハウス小郡
所在地	福岡県小郡市三沢字北立石5432-1
所有者 (施設管理者)	栁 文生
連絡先	電話 0942-75-5311 FAX 0942-75-5315
構造等	鉄筋コンクリート造り5階建て
建築年	平成9年3月完了
耐震性	有り
使用範囲	食堂
使用床面積	2 0 0 m²
収容可能人員	3 0名

(受入れの要請)

第5条 甲は、対象者が福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、第3

条の要請をするものとする。

- 2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書(様式第1号)をもって行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭(電話連絡を含む)で行うことができる。
 - (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等
- (3) その他当該対象者の受け入れに必要な事項

(対象者の移送)

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを行う場合は、福祉避難所への対象者の移送は、原 則として当該対象者の家族等、地域の避難支援者又は甲が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

- 第7条 甲及び乙は、飲料水、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に 努めるものとする。
- 2 乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、ホームヘルパー等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書(様式第2号)又は口頭(電話連絡含む)で福祉避難所の閉鎖を連絡するものとする。

(経費の負担)

- 第9条 当該施設を福祉避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書 (様式第3号)により甲に請求するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては生活 相談員とする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して 定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって 協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

- 甲 福岡県小郡市小郡255番地1 小郡市長 平安 正知
- 乙 福岡県小郡市三沢字花聳 881-1 社会福祉法人 長生会 理事長 柳 文生

資料25 (一社)小郡市建設業協会、(有田中商会との水災時水防対策 協定書

水災時の水防対策に関する基本協定書

小郡市(以下「甲」という。)及び一般社団法人小郡市建設業協会、有限会社田中商会(以下「乙」という。)は、水防法第33条に定める小郡市水防計画に基づき、水災時の水防対策に関する基本的な事項について次のとおり基本協定書を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市民の生命、身体及び財産を水災から保護するため、水防対策における甲 乙の協力体制を確立し、連携を図りながら、迅速かつ的確に水防活動を行うことを目的とす る。

(水防活動の範囲)

- 第2条 本協定における水防活動の範囲は次のとおりとする。
 - (1)公共施設の機能回復、被害の拡大防止及び人命救助等として実施するもののうち、 緊急に対処を要する場合において実施する活動とする。
 - (2)被害を未然に防止する予防措置は含まないものとする。

(定期報告)

- 第3条 乙は、土砂集積場、水防対策に係る連絡系統図、水防人員及び資材配置表(以下「報告書」という。)を毎年4月に甲に提出しなければならない。
- 2 乙は報告書の内容に変更があった場合は、変更後の報告書を速やかに甲に提出するものとする。

(事前準備)

- 第4条 乙は、水災時における円滑な水防活動の実施のため、小郡市水防計画及び本協定の趣 旨目的を全構成員に充分に周知徹底しなければならない。
- 2 甲は、大雨又は台風の接近など、水防対策を要請する可能性が高い場合は、事前に乙に連絡するものとする。

(水防活動の実施)

- 第5条 乙は、甲の要請により、水防対策に係る体制を確立し、甲の設置する水防本部と24 時間体制で相互の連絡体制を確保し、必要な水防活動を実施するものとする。
- 2 乙は、速やかに乙の構成員相互の連絡体制を確保するものとする。
- 3 乙は、甲の指示に基づき、構成員の事業所等での待機、被災現場への派遣及び被災現場に

おける水防活動等を実施するものとする。

4 乙は、甲の要請により、水防対策に必要な資機材の確保に努めるものとする。

(経費)

- 第6条 前条に規定する水防活動に要した経費については、甲が負担するものとする。ただし、 乙が提供する防災用資材(土砂)に要する経費は除くものとする。
- 2 前項に規定する経費は、水防活動が終了した後、乙が甲に対して請求するものとする。
- 3 私有財産の管理、復旧等に要した費用については、その所有者が負担するものとする。

(適用)

第7条 本協定は締結の日から適用するものとする。ただし、第6条第2項の規定は、甲が必要な予算措置を行ったときから適用するものとする。

(協議)

第8条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、締結したことを証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1通を保有する。

平成27年10月28日

- 甲 小郡市小郡 2 5 5 番地 1 小郡市 小郡市長 平 安 正 知
- 乙 小郡市三沢4159-17-202一般社団法人 小郡市建設業協会代表理事 福 田 末 春

小郡市三沢1230-2 有限会社 田中商会 代表取締役 田 中 和 浩

資料26 (株)ナガワとの災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と株式会社ナガワ(以下「乙」という。)は、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に 対して要請を行った時をもって発効する。

(提供等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において機材を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な機 材の提供を要請することができる。

(調達機材の範囲)

- 第4条 甲が、乙に提供を要請する機材の範囲は、次に揚げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。ただし、応急仮設住宅については、本協定から除くものとする。
 - (1) 別表に揚げる機材
 - (2) その他甲が指定する機材

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する機材名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行 うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに 文書を提出するものとする。

(機材の提供の協力)

- 第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、機材の優先提供及び運搬に対する 協力等について積極的に努めるものとする。
- 2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。 (引渡し等)
- 第7条 機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が 行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段によ り運搬するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮する ものとする。

(費用の負担)

- 第8条 第6条の規定により、乙が提供した機材のレンタル及び運搬等の経費は、甲が負担する ものとする。
- 2 第6条の規定により、乙が提供した機材でレンタルが出来ない機材については、甲の負担に おいて買い取るものとする。
- 3 前2項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格等を基準として、甲と乙が協議の 上速やかに決定する。

(費用の支払い)

- 第9条 機材の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第 10 条 甲と乙は、平常時から相互の連携体制及び機材の提供等についての情報交換を行い、 災害時に備えるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年5月20日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1

小郡市長 平安 正知

乙 東京都千代田区丸の内1丁目4番地1号 丸の内永楽ビルディング22階

株式会社 ナガワ

代表取締役社長 高 橋 修

提供を要請する機材の範囲(第4条関係)

大分類	主な品種
ハウス	ユニットハウス等
冷暖房機器	エアコン、扇風機、電気ストーブ等
電気用品	冷蔵庫、カセットコンロ、電子レンジ、炊飯ジャー、製氷機等
トイレ関係	仮設トイレ等
その他	パーテーション、布団等

資料27 災害弔慰金・災害障害見舞金

対象災害自然		自然災害	●都道府県内において災害場合の災害 ●都道府県内において、信以上ある災害	主家が5世帯以上滅失した災害 害救助法が適用された市町村が1以上ある 主居が5世帯以上減失した市町村の数が3 が行われた市町村をその区域に含む都道府
	支給額		D生計維持者 ②その他の者	500 万円 250 万円
			英の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母
	●1の市町村の区域内で住家が5世帯以上減失りではまたでででででででである。 ●都道府県内において災害救助法が適用された場合の災害 自然災害 ●都道府県内において、住居が5世帯以上減失り 以上ある災害 ●災害救助法による救助が行われた市町村を保が2以上ある災害		害救助法が適用された市町村が1以上ある 主居が5世帯以上減失した市町村の数が3	
災害障	支給額		D生計維持者 ②その他の者	250 万円 125 万円
災害障害見舞金	障害の程度	①両目が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの		、常に介護を要するもの

資料28 災害援護資金

	4.各《中	自然災害・	 都道府県内 	において災害救助法が適用された市町村が1以上	
	対象災害		ある場合の	災害	
		1 世帯主の	の1箇月以上の	負傷 150万円	
		2 家財等の	の損害		
		ア家財の	の 1/3 以上の損	害 150 万円	
		イ 住居の	の半壊	170 万円	
		ウ 住居の	の全壊	250 万円	
		エー住居の	の全体が滅失又	は流出 350 万円	
	貸付	3 1 2 2 7	が重複した場合		
	貸付限度額	ア 1と	2のアの重複	250 万円	
	ළ 額	イ 1と	2のイの重複	270 万円	
		ウ 1と	2のウの重複	350 万円	
		4 次のい	ずれかの事由に	該当する場合であって、被災した住居を建て直す	
災	に際し、		残存部分を取り	壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
害援		ア 2の	イの場合	250 万円	
災害援護資金		イ 2の	ウの場合	350 万円	
金		ウ 3の	イの場合	350 万円	
			(世帯人員)	(市町村民税における総所得金額)	
			1人	220 万円	
			2人	430 万円	
		所得制限	3人	620 万円	
	44>		4人	730 万円	
	[]] []]]]]]]]]]]]]]]]		5人以上	(1人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額)	
	条 件		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270		
			万円とする。		
	利 率 据置期間		年3% (据置期間は無利子)		
			3年(特別の事情のある場合は5年)		
		償還期限	10年(据置期間を含む)		
償還方法 年賦又は半年賦		年賦又は半年	武		
	根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)			

資料29 福岡県災害見舞金等交付要綱

昭和49年9月11日決裁

改正 昭和57年4月1日

改正 平成24年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害 (以下「災害」という。)による被災者に対する見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」とい う。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

- 第2条 知事は県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を交付するものとする。
 - (1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
15,000 人未満	10 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	15 世帯
30,000 人以上 100,000 人未満	20 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	25 世帯
300,000 人以上	30 世帯

- 注1 被災世帯の算定については、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 1条第2項の規定を準用する。
 - 2 被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。
 - 3 一市町村における住家が滅失した世帯の数が、この表に掲げる数に達していない他の市町村においても、この表に定める程度の災害が発生したものとみなす。
- (2) 同一災害により、死者及び行方不明者が5人以上に達し、又は死者、行方不明者及び 重傷者が20人以上に達したこと。
- (3) 前各号に定める場合のほか当該市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失し、 死者又は行方不明者があること。

ただし、この場合の見舞金は、死者又は行方不明者に対する見舞金等に限る。 (支給の制限)

第3条 見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により 生じたものである場合には支給しない。

(適用除外)

第4条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給をしたものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は交付しないものとする。

(見舞金等の額)

- 第5条 見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。
 - (1) 全壊、全焼又は流失した世帯 1世帯当り 100,000円(ただし、1人世帯には50,000円)
 - (2) 半壊又は半焼した世帯 1世帯当り 50,000円(ただし、1人世帯には25,000円)
 - (3) 床上浸水した世帯 1世帯当り 30,000円(ただし、1人世帯には15,000円)
 - (4) 死者又は行方不明者 1人につき 200,000円(ただし、県民以外の場合には30,000円)
 - (5) 重傷者
 - イ 県民の場合、1人につき100,000円以内(その支給基準は別表による。)
 - ロ 県民以外の場合、1人につき 15,000円

(交付の方法)

第6条 前条第1号から第3号まで及び第5号の規定による見舞金等は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第4号の見舞金等は遺族に対し、直接又は市町村長を経由して交付するものとする。

(遺族等の範囲)

- 第7条 前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。)
 - (2) 子、父母、孫又は祖父母
 - (3) 前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族
- 2 前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行なう者を遺族とみなす。
- 3 第1項に掲げる者の見舞金等を受くる順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、 同項第2号に掲げる者にあっては、同号に掲げる順によるものとし、同項第3号に掲げる者が、 複数の場合にあっては、市町村長が適当と認める者を選び、支給することができる。

(申請の手続き)

- 第8条 市町村長は、第2条の災害が発生した場合、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める日までに別記様式1による被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。
 - (1) 災害救助法第2条の災害 災害発生の日から20日以内
 - (2) その他の災害 災害発生の日から 10 日以内、ただし、その災害が火災による場合は、 5日以内
- 2 第6条の規定により、交付の依頼を受けた市町村長が、その交付を完了したときは、交付完 了の日から5日以内に、別記様式2による精算書を、知事に提出するものとする。

附則

1 この要綱は、昭和49年9月11日から施行する。

2 福岡県災害見舞金等交付要綱(昭和47年8月10日決裁)は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年7月3日から適用する。

別 表

1					
	要治療見	込日数	1カ月以上3カ月未満	40,000 円	
	同	上	3カ月以上6カ月未満	60,000円	
	司	上	6カ月以上	80,000円	
	ひん死の	重傷者又	ては負傷が原因で傷病者となる割合	100,000 円	

資料30 小郡カンツリー倶楽部との災害時における一時避難所として施 設使用に関する協定

災害時における一時避難所としての施設使用に関する協定

災害時における一時避難所としての施設使用に関し、小郡市(以下「甲」という。)と小郡カンツリー倶楽部(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小郡市内で地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する 恐れがある場合に、乙の所有する施設を市民の一時避難所として使用するにあたり、必要 な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。
 - (1) 乙の所有する施設を一時避難所として設置運営を行うこと。
 - (2) 乙の保有する物資及び資機材等(以下「物資等」という。)を提供すること。
 - (3) 避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
 - (4) その他、市長が特に必要と認めること。

(使用施設)

第3条 乙は、次に掲げる施設を、災害時の一時避難所として市民に使用させるものとする。 ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	小郡カンツリー倶楽部
所在地	福岡県小郡市三沢1788
所有者	株式会社 小郡カンツリー倶楽部
代表者	代表取締役社長 水田 芳夫
連絡先	電話 0942-75-4181 FAX 0942-75-1788
構造等	鉄筋2階建て
建築年	平成4年6月完了
耐震性	有り
使用範囲	レストラン、コンペルーム、フロア
使用床面積	1 0 0 0 m²
収容人員	250名

(使用不可の連絡)

第4条 乙は、施設の改修等何らかの事情により、一時避難所として施設を使用することができない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

(一時避難所の使用開始)

第5条 甲は、災害等により市民を避難所へ避難させる必要があると認めた場合は、乙に対

して第2条の要請することとする。

- 2 前項の要請は、文書(様式第1号)又は口頭(電話連絡含む)で行うものとする。
- 3 乙は、甲からの要請がなくても、自主的に一時避難所として施設を使用させることができる。この場合において、乙は、速やかに甲に連絡することとする。

(避難者の誘導)

第6条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導及び設備等の適正な使用の説明に努めるものとする。

(使用の禁止)

第7条 市内において震度6強以上の地震が観測された場合は、施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

(一時避難所の使用中止)

- 第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、一時避難所の使用の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書(様式第2号)又は口頭(電話連絡含む)で使用の中止を連絡するものとする。
- 2 乙は、乙の業務に支障が生じるため避難所の使用を中止しなければならない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

- 第9条 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書 (様式第3号)により甲に請求するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては小郡 カンツリー倶楽部支配人とする。

(守秘義務)

- 第11条 乙は、一時避難所の使用の際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。 (有効期間)
- 第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって 協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年11月 1日

- 甲 福岡県小郡市小郡255番地1 小郡市長 平安 正知
- 乙 福岡県小郡市三沢1788小郡カンツリー倶楽部代表取締役社長 水田 芳夫

資料 31 西日本電信電話株式会社との特設公衆電話の設置及び利用・ 管理等に関する協定書

特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、大規模災害等(台風等による避難所開設含む)が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。)の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助 法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社 会の混乱が発生していることをいう。
- 2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及 び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等 へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第3条 甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(屋内設備の管理及び破損)

- 第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備(電話機、及び端子盤、配管引込柱等)を設置 し、乙が設置する屋内配線(モジュラージャックを含む。以下同じ。)とともに、災害発生時 に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。
- 2 屋内配線が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める 様式をもって相互に通知することとする。 (特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、 速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することに努めるものとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を 速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、 設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、 甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の 連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限 り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、甲は乙に対し閉鎖した場所の連絡を行うこととする

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

- 第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう 措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。 本協定書の甲乙代表者に変更が発生した場合は、甲乙合意のうえ、別紙3に定める様式をもっ て通知するものとし、本締結は継続とする。

平成28年1月21日

甲 福岡県小郡市小郡 2 5 5 - 1 小郡市長 平 安 正 知

乙 福岡県福岡市博多区博多駅東3-2-28 西日本電信電話株式会社 取締役 福岡支店長 上 原 一 郎

11000	N电相队巨固// 元	73 3/124
No	避難所名	所在地
1	のぞみが丘小学校	小郡市希みが丘 5-2-7
2	三国中学校	小郡市美鈴が丘 5-15-1
3	三国小学校	小郡市力武 1012
4	東野小学校	小郡市小郡 2409-4
5	大原小学校	小郡市大保 1394
6	大原中学校	小郡市小郡 772
7	小郡市生涯学習センター(福祉避難所)	小郡市大板井 1180-1
8	小郡小学校	小郡市小板井 288
9	小郡中学校	小郡市寺福童 668
10	立石小学校	小郡市吹上 968-2
11	立石中学校	小郡市吹上 1045
12	御原小学校	小郡市二タ 316
13	宝城中学校	小郡市八坂 26-1
14	味坂小学校	小郡市八坂 456-1
15	小郡市総合保健福祉センター(福祉避難所)	小郡市二森 1167-1

資料32 学校法人麻生学園との災害時における一時避難場所としての施 設使用に関する協定書

災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定

災害時における一時避難場所としての施設使用に関し、小郡市(以下「甲」という。)と学校 法人麻生学園(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小郡市内で地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を市民の一時避難場所として使用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。
 - (1) 乙の所有する施設を一時避難場所として設置運営を行うこと。
 - (2) 乙の保有する物資及び資機材等(以下「物資等」という。)を提供すること。
 - (3) 避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
 - (4) その他、市長が特に必要と認めること。

(使用施設)

第3条 乙は、次に掲げる施設を、災害時の一時避難場所として市民に使用させるものとする。 ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	麻生学園小学校
所在地	福岡県小郡市希みが丘3-1-2
所有者	学校法人 麻生学園
代表者	理事長 麻生 維美
連絡先	電話 0942-75-8840 FAX 0942-75-8841
構造等	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造※屋根)
建築年	平成15年10月完了
耐震性	有
使用範囲	校舎、グラウンド及び駐車場
使用面積	4,569㎡(屋内) 49,722㎡(屋外)
収容人員	1,600名(屋内) 35,000名(屋外)

学校校舎は、麻生学園小学校職員が開錠し、施設の安全を確認したうえで、使用できるものとする。但し、緊急を要する場合は、グラウンド及び駐車場に限り使用できるものとする。

(使用不可の連絡)

第4条 乙は、施設の改修等何らかの事情により、一時避難場所として施設を使用することができない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

(一時避難場所の使用開始)

- 第5条 甲は、災害等により市民を避難場所へ避難させる必要があると認めた場合は、乙に対して第2条の要請をすることとする。
- 2 前項の要請は、文書(様式第1号)又は口頭(電話連絡含む)で行うものとする。
- 3 乙は、甲からの要請がなくても、自主的に一時避難場所として施設を使用させることができる。この場合において、乙は、速やかに甲に連絡することとする。

(避難者の誘導)

第6条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導及び設備等の適正な使用の説明に 努めるものとする。

(使用の禁止)

第7条 市内において震度6強以上の地震が観測された場合は、施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

(一時避難場所の使用中止)

- 第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、一時避難場所の使用の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書(様式第2号)又は口頭(電話連絡含む)で使用の中止を連絡するものとする。
- 2 乙は、乙の業務に支障が生じるため避難場所の使用を中止しなければならない場合は、速や かに甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

- 第9条 当該施設を一時避難場所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害 については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書(様式 第3号)により甲に請求するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては校長とする。

(守秘義務)

- 第11条 乙は、一時避難場所の使用の際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。 (有効期間)
- 第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都 度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年2月8日

- 甲 福岡県小郡市小郡255番地1 小郡市長 平安 正知
- 乙 福岡県福岡市南区井尻2丁目3番地1 学校法人 麻生学園 理事長 麻生 維美

資料33 弥生の里との災害時における福祉避難所の設置運営に関する 協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と社会福祉法人若草会(以下「乙」という。)とは、災害時に おける福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生 する恐れがある場合に、乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営するにあたり、必要な 事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者(以下「対象者」という。)は、小郡 市避難行動要支援者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に入所又 は入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮を必要とす る者をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。
 - (1) 乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営を行うこと。
 - (2) 乙の保有する物資及び資機材等(以下「物資等」という。)を提供すること。
 - (3) 避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
 - (4) その他、市長が特に必要と認めること。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として設置運営する施設は、以下のとおりとする。

施設名称	地域密着型特別養護老人ホーム弥生の里
所在地	福岡県小郡市山隈字弥八郎273番地1
所有者 (施設管理者)	社会福祉法人若草会 理事長 古賀 良子
連絡先	電 話 0942-41-2181 FAX 0942-41-2182
構造等	BC造
建築年	平成29年2月完了
耐震性	有
使用範囲	1階
使用床面積	1階 51.5㎡
収容可能人員	1階 10人

(受入れの要請)

- 第5条 甲は、対象者が福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、第3条の 要請をするものとする。
- 2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭(電話連絡を含む)で行うことができる。
 - (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等
- (3) その他当該対象者の受け入れに必要な事項

(対象者の移送)

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを行う場合は、福祉避難所への対象者の移送は、原則と して当該対象者の家族等、地域の避難支援者又は甲が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

- 第7条 甲及び乙は、飲料水、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
- 2 乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、ホームヘルパー等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書(様式第2号)又は口頭(電話連絡含む)で福祉避難所の閉鎖を連絡するものとする。

(経費の負担)

- 第9条 当該施設を福祉避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書(様式 第3号)により甲に請求するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福祉課長、乙においては法人本部事務 部長とする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する ものとする。

令和6年12月16日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1 小郡市長 加地 良光

乙 福岡県久留米市天神町134-1 社会福祉法人 若草会 理事長 古賀 良子

資料34 小郡市社会福祉協議会との災害時における災害応援活動に 関する協定

災害時における災害応援活動に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と、社会福祉法人小郡市社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、災害時における災害応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生 する恐れがある場合に、小郡市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が、乙 に対し、災害応援活動の協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(災害応援活動の内容)

- 第2条 この協定による災害応援活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 乙に所属する職員、社会福祉士、ホームヘルパー等の人員の派遣
 - (2) 被災者の移送及び物資の搬送に必要な車両等の提供
 - (3) 食料、飲料水、燃料、生活必需品及び被災者支援に必要な物資等の提供
 - (4) 被災者の救援、救出、医療、防疫及び応急活動に必要な資機材等の提供
 - (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要があると認められること (協力の要請)
- 第3条 甲は、防災計画に基づき、災害応援活動の必要が生じた場合は、乙に対し、次の各号に 掲げる事項を記載した文書(様式第1号)により、協力を要請するものとする。ただし、緊急 を要する場合は、口頭で行うことができる。
 - (1) 災害の状況及び協力を要請する災害応援活動の内容
 - (2) 必要とする人員、車両、物資及び資機材等の種類と数量
 - (3) 災害応援活動を実施する場所及び期間
 - (4) その他、災害応援活動に必要な事項

(災害応援活動の実施)

- 第4条 乙は、甲から応急対策活動の協力の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない事情のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、災害応援活動の実施に努めるものとする。
- 2 乙は、災害応援活動の実施に必要な人員、車両、物資及び資機材等の確保に努めるものとする。
- 3 乙は、災害応援活動を円滑に実施するため、平時から災害時の組織体制及び連絡体制等を定めるよう努めるものとする。

(協力の中止)

第5条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、災害応援活動の実施の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、協力の中止を連絡するものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく災害応援活動に要した経費、物資の対価及び損害等については、甲が

負担する。

2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定し、乙は文書 (様式第2号)により甲に請求するものとする。

(損害補償)

- 第7条 甲は、第3条の規定に基づき災害応援活動に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいを有することとなったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、甲乙協議のうえ補償を行うものとする。(第三者に対する措置)
- 第8条 乙が、災害応援活動の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び 賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

- 第9条 乙は、第3条の規定により災害応援活動に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を、 甲に文書(様式第3号)により報告するものとする。
 - (1) 災害応援活動に従事した人員、内容及び時間と場所
- (2) 災害応援活動に使用した車両、物資及び資機材等の数量と使用状況
- (3) その他必要な事項

(守秘義務)

- 第10条 乙は、災害応援活動を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。 (協定の効力)
- 第11条 この協定の効力は、協定締結の日から発生するものとし、甲乙いずれかから協定解除 の申し出がない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して 定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年11月1日

- 甲 福岡県小郡市小郡 2 5 5 番地 1 福岡県小郡市 代表者 小郡市長 平安 正知
- 乙 福岡県小郡市二森1167番地1 社会福祉法人 小郡市社会福祉協議会 会長 吉塚 邦之

資料35 サポネットおごおりとの災害時における災害応援活動に関する 協定

災害時における災害応援活動に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と、特定非営利活動法人サポネットおごおり(以下「乙」という。)は、災害時における災害応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生 する恐れがある場合に、小郡市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が、乙 に対し、災害応援活動の協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(災害応援活動の内容)

- 第2条 この協定による災害応援活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 乙に所属する精神保健福祉士、社会福祉士、運転手等の人員の派遣
- (2) 被災者の移送及び物資の搬送に必要な車両等の提供
- (3) 食料、飲料水、燃料、生活必需品及び被災者支援に必要な物資等の提供
- (4) 被災者の救援、救出、医療、防疫及び応急活動に必要な資機材等の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要があると認められること (協力の要請)
- 第3条 甲は、防災計画に基づき、災害応援活動の必要が生じた場合は、乙に対し、次の各号に 掲げる事項を記載した文書(様式第1号)により、協力を要請するものとする。ただし、緊急 を要する場合は、口頭で行うことができる。
 - (1) 災害の状況及び協力を要請する災害応援活動の内容
 - (2) 必要とする人員、車両、物資及び資機材等の種類と数量
 - (3) 災害応援活動を実施する場所及び期間
 - (4) その他、災害応援活動に必要な事項

(災害応援活動の実施)

- 第4条 乙は、甲から応急対策活動の協力の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない事情のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、災害応援活動の実施に努めるものとする。
- 2 乙は、災害応援活動の実施に必要な人員、車両、物資及び資機材等の確保に努めるものとする。
- 3 乙は、災害応援活動を円滑に実施するため、平時から災害時の組織体制及び連絡体制等を定めるよう努めるものとする。

(協力の中止)

第5条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、災害応援活動の実施の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、協力の中止を連絡するものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく災害応援活動に要した経費、物資の対価及び損害等については、甲が 負担する。 2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定し、乙は文書 (様式第2号)により甲に請求するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、第3条の規定に基づき災害応援活動に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいを有することとなったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、甲乙協議のうえ補償を行うものとする。

(第三者に対する措置)

第8条 乙が、災害応援活動の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び 賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

- 第9条 乙は、第3条の規定により災害応援活動に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を、 甲に文書(様式第3号)により報告するものとする。
 - (1) 災害応援活動に従事した人員、内容及び時間と場所
- (2) 災害応援活動に使用した車両、物資及び資機材等の数量と使用状況
- (3) その他必要な事項

(守秘義務)

- 第10条 乙は、災害応援活動を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。 (協定の効力)
- 第11条 この協定の効力は、協定締結の日から発生するものとし、甲乙いずれかから協定解除 の申し出がない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して 定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年11月1日

- 甲 福岡県小郡市小郡 2 5 5 番地 1 福岡県小郡市 代表者 小郡市長 平安 正知
- 乙 福岡県小郡市二森1167番地1 特定非営利活動法人 サポネットおごおり 代表理事 古賀 敏幸

資料36 小郡手話の会との災害時における災害応援活動に関する協定

災害時における災害応援活動に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と、小郡手話の会(以下「乙」という。)は、災害時における 災害応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生 する恐れがある場合に、小郡市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が、乙 に対し、災害応援活動の協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(災害応援活動の内容)

- 第2条 この協定による災害応援活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 乙に所属する手話通訳者等の支援者の派遣
 - (2) 障がい者団体等への安否確認
 - (3) 前号に定めるもののほか、特に必要があると認められること

(協力の要請)

- 第3条 甲は、防災計画に基づき、災害応援活動の必要が生じた場合は、乙に対し、次の各号に 掲げる事項を記載した文書(様式第1号)により、協力を要請するものとする。ただし、緊急 を要する場合は、口頭で行うことができる。
 - (1) 災害の状況及び協力を要請する災害応援活動の内容
 - (2) 必要とする人員
 - (3) 災害応援活動を実施する場所及び期間
 - (4) その他、災害応援活動に必要な事項

(災害応援活動の実施)

- 第4条 乙は、甲から災害応援活動の協力の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない事情のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、災害応援活動の実施に努めるものとする。
- 2 乙は、災害応援活動の実施に必要な人員の確保に努めるものとする。
- 3 乙は、災害応援活動を円滑に実施するため、平時から災害時の組織体制及び連絡体制等を定めるよう努めるものとする。

(協力の中止)

第5条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、災害応援活動の実施の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、協力の中止を連絡するものとする。

(経費の負担)

- 第6条 この協定に基づく災害応援活動に要した経費については、甲が負担する。
- 2 前項の額は、小郡市障害者意思疎通支援事業実施要綱に基づくものとし、乙は文書(様式第2号)により甲に請求するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、第3条の規定に基づき災害応援活動に従事した者が、当該活動により死亡し、負

傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいを有することとなったときは、労働者災害補償保険 法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、甲乙協議のうえ補償を行うものとす る。

(第三者に対する措置)

第8条 乙が、災害応援活動の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び 賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

- 第9条 乙は、第3条の規定により災害応援活動に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を、 甲に文書(様式第3号)により報告するものとする。
 - (1) 災害応援活動に従事した人員、内容及び時間と場所
 - (2) その他必要な事項

(守秘義務)

- 第10条 乙は、災害応援活動を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。 (協定の効力)
- 第11条 この協定の効力は、協定締結の日から発生するものとし、甲乙いずれかから協定解除 の申し出がない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して 定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月9日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1

小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市二森1167番地1

あすてらす内 小郡手話の会 会長 青柳 美保

資料37 蒲池病院との災害時における福祉避難所の設置運営に関する 協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と医療法人格心会蒲池病院(以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生 する恐れがある場合に、乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営するにあたり、必要な 事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者(以下「対象者」という。)は、小郡 市災害時要援護者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に入所又は 入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮を必要とする 者をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。
 - (1) 乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営を行うこと。
 - (2) 乙の保有する物資及び資機材等(以下「物資等」という。) を提供すること。
 - (3) 避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
 - (4) その他、市長が特に必要と認めること。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として設置運営する施設は、以下のとおりとする。

16-10 6 Th	
施設名称	医療法人格心会蒲池病院
所在地	福岡県小郡市小郡1342-1
所有者 (施設管理者)	理事長 白川 由佳
連絡先	電話 0942-72-2007 FAX 0942-72-3688
構造等	RC造2階建て
建築年	平成元年3月完了
耐震性	有り
使用範囲	1階ホール
使用床面積	1 1 3. 9 7 m²
収容可能人員	10名

(受入れの要請)

第5条 甲は、対象者が福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、第3条の

要請をするものとする。

- 2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭(電話連絡を含む)で行うことができる。
 - (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等
- (3) その他当該対象者の受け入れに必要な事項

(対象者の移送)

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを行う場合は、福祉避難所への対象者の移送は、原則と して当該対象者の家族等、地域の避難支援者又は甲が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

- 第7条 甲及び乙は、飲料水、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
- 2 乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、ホームヘルパー等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書(様式第2号)又は口頭(電話連絡含む)で福祉 避難所の閉鎖を連絡するものとする。

(経費の負担)

- 第9条 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書(様式 第3号)により甲に請求するものとする。

(連絡責任者)

- 第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福祉課長、乙においては院長とする。 (守秘義務)
- 第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月15日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1 小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市小郡1342-1 医療法人格心会蒲池病院 理事長 白川 由佳

資料38 株式会社アクティオとの災害時におけるレンタル機材の提供に 関する協定

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と株式会社アクティオ(以下「乙」という。)は、災害時に おけるレンタル機材の提供に関し、次の通り協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

- 第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する 仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材(以下「保有機材」という。)の優先的な提供を 要請するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による要請を行う場合、災害時におけるレンタル機材の提供に関する要請 書(第1号様式)を提出するものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、 事後に要請書を提出するものとする。

(提供等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を甲に優先的に提供するものとする。

(引渡)

- 第4条 甲の要請により乙が甲に提供する保有機材の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。
- 2 前項の保有機材の引渡は、乙が当該保有機材の要請文書の写しを提示する甲の職員また は甲の指定する者に引渡す方法によりおこなう。ただし、やむを得ない事情により要請文 書の写しを提示できない場合、予め甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代え る。なお、当該甲の職員又は甲の指定する者による当該保有機材の確認及び受領をもって 当該引渡の完了とする。保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、 当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、災害発生時直前における適 正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払い)

- 第6条 甲及び乙は、甲が保有機材の提供を受けた後、支払いの時期を甲乙協議の上決定する。
- 2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を提出し、甲は、乙からの請求書を受理した日から 30日以内に乙の指定する支払先に支払うものとする。

(連絡責任者)

- 第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては株式会 社アクティオ鳥栖営業所長とする。
- 2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の提供等についての情報交換を 行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する ものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協 定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月28日

甲 福岡県小郡市小郡 2 5 5 番地 1 号小郡市小郡市長 平 安 正 知 印

石 福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-8株式会社 アクティオ 九州支店支店長 橋 爪 正 一 印

資料39 株式会社ゼンリンとの災害時における地図製品等の供給等に関する協定

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)とは、災害時において、乙が、乙の地図製品等(第2条に定義される)を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目 的)

- 第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。
 - (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
 - (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

- 第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。
 - (1) 「住宅地図」とは、小郡市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
 - (2) 「広域図」とは、小郡市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
 - (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を 意味するものとする。
 - (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
 - (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

- 第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図 製品等を供給するものとする。
- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書(以下「要請書」という。)を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

- 第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状 況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

- 第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備 し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間 満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、 本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意を もって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を 保有する。

平成30年3月22日

甲)福岡県小郡市小郡 255 番地 1

小郡市長 加地 良光

乙)福岡県福岡市博多区祇園町 1-1 株式会社ゼンリン 九州第一エリア統括部 部長 和田 滋

資料40 一般社団法人小郡三井歯科医師会との災害時における歯科医療 救護活動に関する協定

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と一般社団法人小郡三井歯科医師会(以下「乙」という。)は、 災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、小郡市地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う歯科医療救護活動に対するこの協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護計画)

- 第2条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画 を策定し、これを甲に提出するものとする。
- 2 歯科医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。
 - (1) 歯科医療救護班の医療救護活動計画
 - (2) 歯科医療救護班の編成計画
 - (3) 歯科医療救護班編成時の連絡体制
 - (4) その他必要な事項
- 3 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

- 第3条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、派遣要請書(様式第1号)により、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、 口頭により要請できるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、甲が指定する救護所及び避難所に派遣するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

- 第4条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が指定する救護所及び避難所において、次の各号に 掲げる業務を行うこととする。
 - (1) 歯科医療を要する傷病者への応急医療処置及び口腔ケア
 - (2) 歯科医療を要する傷病者の後方支援医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (3) 歯科医療を要する軽易な傷病者に対する歯科治療
 - (4)被災住民に対する歯科保健指導
 - (5)遺体の身元確認作業に関する協力
 - (6) 甲が開設する避難所への巡回歯科医療

(歯科医療救護班の指揮命令等)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、乙 が指定する者が行うものとする。 (歯科医療救護班の輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品、医療材料、診断器具及びその他医療関係物品(以下「医薬品等」という。)は、原則として甲が調達及び輸送について必要な措置を講じるものとする。ただし、緊急の場合は、乙が保有し、又は乙の会員が携行する医薬品等を使用することができるものとする。

(後方支援医療機関への搬送)

第8条 乙は、甲が歯科医療を要する傷病者等を後方支援医療機関へ搬送する場合は、必要な協力を行うものとする。

(医療費)

- 第9条 甲が指定する救護所及び避難所における医療費は、無料とする。
- 2 後方支援医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。 (報告)
- 第10条 乙は、歯科医療救護班の派遣が終了したら、甲に速やかに歯科医療救護活動報告書 (様式第2号)に歯科医療救護班活動明細書(様式第3号)を添付し、提出するものとする。 (費用弁償等)
- 第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が 負担するものとする。
 - (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要した経費
 - (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合のその経費
 - (3) 歯科医療救護活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助

費

- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした経費(費用弁償等の額)
- 第12条 前条の費用弁償等の額は次のとおりとする。
 - (1) 同項第1号の額は、福岡県災害救助法施行細則(昭和40年福岡県規則第44号)の規定に準ずる。
 - (2) 同項第2号の額は、医薬品等の購入価格とする。
 - (3) 同項第3号の額は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に準ずる。 (請求及び支払)
- 第13条 乙は、第10条に基づく報告後、次に掲げる規定により、歯科医療救護活動に要した 経費を甲に請求するものとする。
 - (1) 第11条第1号、第3号及び第4号に基づく請求をする場合は、請求書(様式第4号) により請求するものとする。
 - (2) 第11条第2号に基づく請求をする場合は、請求書(様式第4号)に医薬品等使用明細

書(様式第5号)を添えて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容が適当であると認めたときは、速やかに乙に支払う ものとする。

(連絡責任者)

第14条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては保健福祉部健康課長、乙においては会長とする。

(研修及び訓練)

第15条 乙は、この協定に基づく活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護に関する会員の 研修に努めるとともに、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に協力するものと する。

(医事紛争の処理)

- 第16条 乙が派遣する歯科医療救護班が行った歯科医療救護活動に関して、受診者との間に医 事紛争が生じた場合には、甲乙協議の上、解決のための適切な措置を講じるものとする。 (協議)
- 第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、 甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月9日

甲 小郡市小郡255番地1

小郡市長 加 地 良 光

乙 小郡市小郡278番地9

一般社団法人 小郡三井歯科医師会

会 長 牛嶋 眞 徳

資料41 小郡市関係郵便局との災害発生時における小郡市と小郡市関係 郵便局の協力に関する協定

災害発生時における小郡市と小郡市関係郵便局の協力に関する協定

福岡県小郡市(以下「甲」という。)と小郡市関係郵便局(以下「乙」という。)は、小郡市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条 第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

- 第2条 甲及び乙は、小郡市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
 - (1) 緊急車両等としての車両の提供 (車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - 工 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並 びにこれらを確実に行うための必要な事項^(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
 - (注)被災者に対するお客さま確認シート(配達先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

- 第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他 に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担す る。
- 2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、 決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものと する。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

- 第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
 - 甲 小郡市経営政策部総務課長
 - 乙 日本郵便株式会社 小郡郵便局郵便部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲又は 乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効 力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年1月16日

甲 福岡県小郡市代表 小郡市長 加 地 良 光 印

乙 住所 小郡市小郡 2 9 1 番地 1 小郡市内郵便局(郵便局一覧のとおり) 代表 日本郵便株式会社 小郡郵便局長 道 脇 充

郵便局一覧(別表)				
通番	局名	住所	電話番号	
1	松崎郵便局	小郡市松崎811番地1号	0942-72-2542	
2	小郡郵便局	小郡市小郡291番地1号	0942-72-2862	
3	三国郵便局	小郡市横隈1832番地6号	0942-75-3592	
4	味坂郵便局	小郡市八坂566番地2号	0942-73-2505	
5	御原郵便局	小郡市稲吉568番地1号	0942-73-2515	
6	小郡駅前郵便局	小郡市小郡1092番地7号	0942-73-2132	
7	小郡大保郵便局	小郡市大保1537番地27号	0942-72-7918	
8	小郡三国が丘郵便局	小郡市三国が丘1丁目89番地1号	0942-75-4480	
9				
10				

資料42 ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定

小郡市およびヤフー株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関し、次の とおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

第1条(本協定の目的)

本協定は、小郡市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、小郡市が小郡市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ小郡市の行政機能の低下を軽減させるため、小郡市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条(本協定における取組み)

- 1. 本協定における取組みの内容は次の中から、小郡市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、小郡市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、 小郡市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般 の閲覧に供すること。
 - (2) 小郡市が、小郡市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 小郡市が、小郡市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 小郡市が、災害発生時の小郡市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 小郡市が、小郡市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、 ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一 般に広く周知すること。
 - (6) 小郡市が、小郡市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2. 小郡市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、小郡市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条(費用)

前条に基づく小郡市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、 それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。 第4条(情報の周知)

ヤフーは、小郡市から提供を受ける情報について、小郡市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、

ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条(本協定の公表)

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、小郡市およびヤフーは、その時期、

方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条(本協定の期間)

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限

り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条(協議)

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、小郡市および

ヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、小郡市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保

有する。

2019年3月26日

小郡市:福岡県小郡市小郡255-1

小郡市長 加 地 良 光

ヤフー:東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

334

資料43 九州電力送配電株式会社 甘木配電事業所との小郡市災害復旧 に関する協定

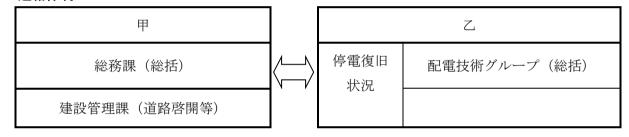
小郡市災害復旧に関する協定書

小郡市(以下「甲という)と九州電力送配電株式会社 甘木配電事業所(以下「乙」という)は、 災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

1 目 的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部(対策部)が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2 連絡体制



3 提供する情報

	小郡市 → 九 電	九 電 → 小郡市
台風襲来前	・道路状況(交通規制他)	・復旧人員の事前配置
その他災害が		
予想される時		
点		
台風通過後 その他災害発 生後	・道路状況(崖崩れ、道路決壊等) ・家屋等被害状況(浸水、倒壊他) ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 現場員、パトロール者等で判る範囲とする	 停電状況 被害状況 (倒木等による復旧支障箇所) 復旧体制 復旧状況
復旧時	・道路状況 (通行止め及び道路啓開計画に関する情報)	・停電状況(適宜)・被害状況・復旧見込み

(注) 情報連絡は電子メール、電話又はファックスにより行う

4 災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について協力を求めることができる。

(1) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を求めることができる。

(2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保 が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を求めることができる。

(3) 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材(配電復旧車両含む)等の運搬もしくは電力 設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し 施設の使用を求めることができる。

5 道路啓開

- (1) 倒木時の道路啓開
 - ・甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速や かに連絡し、甲により道路啓開を行う。
 - ・ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電気的安全対策を施した 上で処理する。
 - ・やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理 後の樹木は道路脇等通行に支障のない場所へ仮置きする。仮置きした樹木は後日甲によ り処理する。
- (2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開
 - ・ 乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は 速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。

6 復旧作業

- (1) 電力復旧の考え方
 - ・緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。
- (2) 高圧(低圧)発電機車設置についての事前調整
 - ・配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急 送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。
- (3) 電力設備復旧作業の考え方
 - ・災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な 限り速やかに本復旧を行う。

7 広報

- (1) 平常時の広報
 - ・災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シー ズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を求めることができる。
 - ・道路冠水への注意・警戒が必要な区間において、車両等が進入することによる事故を未 然に防止するための注意喚起の表示を乙の所有する施設等へ平常時から設置するための 協力を求めることができる。
- (2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報
 - ・台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が求めること ができる。
 - ・切れた電線を触ることによる感電事故の防止
 - ・電力設備の被害状況、停電状況、復旧見込み等

8 施設利用に関するその他の事項

- (1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入らない。
- (2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。
- (3) 乙が施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。
- (4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。
- (5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

9 協力の範囲

・ 各項に記された甲に求める協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

10 協定の期間

・ 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し本協定を終了する旨の通知がなされない限り、本協定は1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

11 その他

- ・この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。
- ・この協定書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本協定 書は自動継続するものとする。
- ・この協定書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和2年4月3日

甲 福岡県小郡市小郡255-1

小郡市長 加地 良光

乙 福岡県朝倉市甘木1979-1

九州電力送配電株式会社甘木配電事業所長 津留﨑 利浩

資料44 九州朝日放送株式会社との防災パートナーシップに関する協定

防災パートナーシップに関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と九州朝日放送株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における災害及び防災に関する情報の放送並びに平常時における災害予防対策について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小郡市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙 の協力を得て迅速に災害及び防災に関する情報を周知すること等により、災害による被害の軽減を図り、もって住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
 - (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。 (放送の要請)
- 第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、災害及び防災に関する情報の放送(以下「放送」 という。)を行う必要があると認めるときは、乙に対し、放送を要請することができる。 (要請の手続)
- 第4条 甲は、前条の規定により放送を要請するときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した 甲が別に定める災害情報放送要請書(以下「要請書」という。)をFAX又は電子メール等に より送信するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対し、口頭又は電話によ り放送を要請することができる。
 - (1) 災害の種類
 - (2) 放送の要請の理由
 - (3) 放送を求める事項
 - (4) その他甲が必要と認める事項
- 2 前項ただし書の規定により口頭又は電話により放送の要請を行ったときは、甲は、当該要請後に、遅滞なく要請書を送信するものとする。

(放送の実施)

- 第5条 乙は、前2条の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに当該要請に係る放送の形式、内容、時刻等を決定し、放送するように努めるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による放送を原則として無償で行うものとする。

(平常時の取組)

- 第6条 乙は、平常時において、甲が実施する災害予防対策のため甲に対し災害に関する映像を 提供する等、乙の可能な範囲で協力する。
- 2 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害予防対策に資する報道活動を行うときは、乙に対し甲 の所有する映像や資料を提供する等、甲の可能な範囲で協力する。

(運用確認書)

- 第7条 甲及び乙は、放送の要請を円滑に行うとともに、放送を迅速かつ的確に行うため、相互 の連絡責任者、連絡先、通信方法等を記載した防災パートナーシップに関する協定書の運用確 認書(以下「確認書」という。)を、毎年4月に、協議の上作成するものとする。
- 2 甲及び乙は、確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、 必要に応じて、協議の上確認書を更新するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は、その締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書によりこの協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和元年7月8日

甲 小郡市小郡255番地1

小郡市長 加地良光

乙 福岡市中央区長浜1丁目1番1号 九州朝日放送株式会社 代表取締役社長 和 氣 靖

資料45 公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会との災害時における住家 被害認定調査等に関する協定

災害時における住家被害認定調査等に関する協定

小郡市(以下「甲」という。)と公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。その後の改正を含む。以下同じ。)に基づく災害時における住家被害認定調査等に関し、次のとおり協定を締結する(以下「本協定」という。)。

(目 的)

第1条 本協定は、甲の地域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合(以下、「災害時」という。)において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査等の実施について協力を要請する。
- 2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書(第1号様式)により行うものとする。ただ し、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するも のとする。

(協力内容)

- 第3条 乙は前条第1項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに必要に応じて要請事項に応えるものとする。
- 2 本協定における住家被害認定調査等の内容(以下「住家被害認定調査等業務」という。)は、 次に掲げるものとする。
 - (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成25年6月内閣府。その後の 改正を含む。)に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備等の被害状況を調査する業務
 - (2) 罹災証明書について住民からの相談に関する甲の業務の補助
 - (3) その他、甲が合理的に必要と認める業務

(住家被害認定調査員の要件)

- 第4条 乙が甲の地域に住家被害認定調査等業務のために派遣する住家被害認定調査員は、次に 掲げる要件をいずれも満たす者とする。
 - (1) 乙に所属する不動産鑑定士であること
 - (2) 第9条に規定する基礎研修及び応用研修を受講していること

(指揮)

第5条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

(報告)

第6条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書(第2号様式)により報告 するものとする。

(費用負担)

- 第7条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は甲の負担とする。
 - (1) 住家被害認定調査員の派遣に係る交通費
 - (2) 災害応急業務に従事する者の日額に相当する額(2万円プラス消費税相当額)
 - (3) 乙が当該業務に係る従事者の損害補償のために加入する保険掛金
 - (4) その他特に必要と認める費用

(請求及び支払い)

- 第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用等請求書(第3号様式)により、請求するものとする。
- 2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。 (研修会への参加)
- 第9条 甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会等に参加することができる。 (守秘義務)
- 第10条 乙及び乙の会員は、本協定に規定する業務の遂行にあたり知り得た甲より公表されていない秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならず、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定終了後も、また同様とする。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

(実施細目)

第11条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

- 第12条 本協定の有効期間は、令和元年10月28日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。
- 2 甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、本協定を 解除できるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のう え、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年10月28日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1

小郡市長 加地良光

乙 福岡県福岡市博多区祇園町1番40号 公益社団法人 福岡県不動産鑑定士協会

会 長 井上 真輔

資料46 株式会社グッデイとの災害時における物資の調達及び供給 に関する協定

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と株式会社グッデイ(以下「乙」という。)は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、 乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能 な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

- 第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に揚げるもののうち、乙が調達可能 な物資とする。
 - (1) 別表に揚げる物資
 - (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

- 第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
- 2 乙は、物資の供給をした場合は、納付書を添え必要数量納入するものとする。

(引渡し等)

- 第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮 するものとする。

(費用の負担)

- 第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の 上速やかに決定する。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

- 第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うもの とする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡 し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法 令に定めるところによるものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決 定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって 協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年11月8日

 甲
 福岡県小郡市小郡 2 5 5 番地 1

 小郡市長
 加 地 良 光
 印

乙 福岡県福岡市博多区中洲中島町2番3号株式会社グッデイ代表取締役社長 柳 瀬 隆 志 印

資料47 レンゴー株式会社鳥栖工場との災害時における物資供給に関 する協定

災害時における物資の供給に関する協定書

小郡市(以下「甲」という)とレンゴー株式会社鳥栖工場(以下「乙」という)は、小郡市内において、地震、風水害等の災害が発生した場合(以下「災害時」という)における物資の供給に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て被災者等に対して必要な物資の供給を行うことにより、避難生活の安定を図ることを目的とする。

(物資の種類)

- 第2条 甲が乙に供給を要請する物資の品目は、次のとおりとする。
- (1) 段ボール製品(段ボールシート及び段ボールケース)
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取り扱う商品で甲が必要と認めるもの

(要請の手続)

- 第3条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合には、乙に対して物資の供給を要請するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による要請を行う場合は、対象となる品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、事後において書面を提出するものとする。

(要請の受諾)

第4条 乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、速やかにこれに応じるものとする。

(経費の負担)

- 第5条 この協定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する経費は、災害発生直前における価格を参考に甲及び乙が協議して定めるものとする。

(経費の支払)

第6条 甲は、乙から経費の請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に支払う ものとする。

(物資の引渡し)

第7条 乙は、甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は物資の品目および数量を確認 のうえ、受領するものとする。 (車両優先通行の確保)

第8条 甲は、災害時において乙が物資の運搬に使用する車両を優先的に通行できるよう配慮するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲、乙のいずれかからこの協定を終了する 旨の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年6月3日

甲: 福岡県小郡市小郡255番地1

小郡市長 加 地 良 光

乙: 佐賀県鳥栖市轟木町950番地1

レンゴー株式会社 鳥栖工場

工場長 中山雅文

資料48 株式会社イデックスリテール福岡との災害時における石油類 燃料の供給に関する協定

災害時における石油類燃料の供給に関する協定

小郡市(以下、「甲」という。)と株式会社イデックスリテール福岡セルフ小郡中央SS(以下、「乙」という。)は、災害時における石油類燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合(以下、「災害時」という。)において、甲が行う災害対応のために、甲が乙に対して行う石油類燃料の優先的供給及び運搬についての協力要請に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は乙に対して次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。
 - 1 市役所の最低限の機能維持のための非常用発電装置等への燃料供給
 - 2 避難所における避難生活環境の維持のための燃料供給
 - 3 災害応急対策、ライフラインの維持・復旧に必要な施設・車両への燃料供給
 - 4 医療・福祉関係施設・事業所のうち緊急度の高いものへの燃料供給
 - 5 災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両
 - 6 その他、市民の安全を確保するために特に重要な施設等で甲が指定するものへの燃料供給(協力義務)
- 第3条 乙は、前条の規定により甲からの協力要請を受けたときは、従業員の安全確保のため、 または物流停止が原因で営業停止する場合を除き、積極的に協力して優先的な燃料供給に 努めるものとする。

(供給燃料の種類)

第4条 甲が乙に優先供給の協力を要請する石油類燃料の種類は、ガソリン、軽油、灯油等とする。

(供給燃料の運搬)

- 第5条 石油類燃料の運搬に関しては、甲または甲の指定する者が実施するものとする。 (供給燃料の報告)
- 第6条 甲は、乙に対して、本協定に基づいて供給を受けた石油類燃料の供給量について随時報告を求めることができるものとする。
- 2 乙は、甲の供給量の要請に基づき、本協定に基づく石油類燃料の供給量を報告するものとする。

(経費の負担)

- 第7条 本協定に基づく石油類燃料の供給に要した乙の経費は、甲が負担するものとする。 (経費の請求)
- 第8条 前条に規定する経費は、小郡市内の通常の実費用を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 石油類燃料の円滑な供給要請及び供給のため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容等の変更が生じた場合は、速やかに相手先に通報するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和2年8月4日から令和3年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がないときは、 さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都 度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

令和2年8月4日

甲 福岡県小郡市小郡 2 5 5 番地 1小郡市長 加 地 良 光

乙 福岡市博多区上呉服町1番10号株式会社イデックスリテール福岡代表取締役社長 仲 野 浩 志

資料49 株式会社ナフコとの災害時における物資供給に関する協定

災害時における物資供給に関する協定

小郡市(以下「甲」という。)と株式会社ナフコ(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に必要な物資(以下「物資」という。)の調達及び供給等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力に ついて必要な事項を定める。

(要請)

- 第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、 乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。
 - (1) 小郡市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (2) 小郡市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

(調達物資の範囲)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1)「供給要請対象物資一覧」(別紙1)に掲げる物資
 - (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

- 第5条 第2条の要請は、文書(別紙2)をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものと する。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るととも に、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(価格)

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格)を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

(運搬および引渡し)

- 第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。
- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物

資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を小郡市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この 場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができ ないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優 先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては小郡市役所防災安全課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

- 第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。
- 2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

令和3年5月19日

- 甲 福岡県小郡市小郡255番地1 小郡市長 加地 良光
- 乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号株式会社ナフコ代表取締役石田 卓巳

資料50 太陽建機レンタル株式会社との災害時におけるレンタル機材の 供給に関する協定

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と太陽建機レンタル株式会社(以下「乙」という。)は、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次の通り協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。) に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

- 第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材(以下「保有機材」という。)の優先的な提供を要請するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による要請を行う場合、災害時におけるレンタル機材の提供に関する要請 書(第1号様式)を提出するものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、 事後に要請書を提出するものとする。

(提供等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を甲に優先的に提供するものとする。

(引渡)

- 第4条 甲の要請により乙が甲に提供する保有機材の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。
- 2 前項の保有機材の引渡は、乙が当該保有機材の要請文書の写しを提示する甲の職員または甲 の指定する者に引渡す方法によりおこなう。ただし、やむを得ない事情により要請文書の写し を提示できない場合、予め甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。なお、当 該甲の職員又は甲の指定する者による当該保有機材の確認及び受領をもって当該引渡の完了と する。保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員 を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、災害発生時直前における適正な 価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払い)

- 第6条 甲及び乙は、甲が保有機材の提供を受けた後、支払いの時期を甲乙協議の上決定する。
- 2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を提出し、甲は、乙からの請求書を受理した日から30 日以内に乙の指定する支払先に支払うものとする。

(連絡責任者)

- 第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全課長、乙においては太陽建機レンタル株式会社鳥栖支店長とする。
- 2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。 (情報交換)
- 第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の提供等についての情報交換を行い、 災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する ものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協 定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年6月23日

- 甲 福岡県小郡市小郡255番地1号 小郡市 小郡市長 加 地 良 光
- 乙 静岡県静岡市駿河区大坪町2番26号太陽建機レンタル株式会社代表取締役 真 鍋 貢

資料51 日立建機日本株式会社との災害時におけるレンタル機材の供給 に関する協定

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と日立建機日本株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、小郡市域で地震、風水害等による大規模災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合の被災者の応急救助等に係るレンタル機材の提供について必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、乙に対し乙の保有するレンタル機材 (以下「保有機材」という。)の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し乙の営業に支 障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

(支援要請の手続き)

第3条 前条の要請を行う場合、要請書(第1号様式)をもって行うものとする。ただし、緊急 を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出する。

(連絡責任者)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(保有機材の運搬、引渡し)

- 第5条 甲の要請により乙が提供する保有機材の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものと し、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困 難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。
- 2 前項の保有機材の引渡しは、乙が当該保有機材を本協定第3条に定める要請書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行う。ただし、やむを得ない事情により要請書の写しを提示できない場合、予め甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。 なお、当該甲の職員又は甲の指定する者による当該保有機材の確認及び受領をもって当該引渡しの完了とする。

(経費の負担)

- 第6条 保有機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲 が負担するものとする。
- 2 前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(代金の支払)

- 第7条 甲及び乙は、甲が保有機材の提供を受けた後、支払の時期を甲乙協議の上決定する。
- 2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は、乙からの請求書を受理した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

- 第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全課長、乙においては日立建機日本株式会社福岡支店長とする。
- 2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。 (有効期間)
- 第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2023年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲 乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2021年11月18日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1 小郡市

小郡市長 加地良光

乙 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜2丁目1-1

日立建機日本株式会社

九州支社

支社長 松 村 孝 一

資料52 BWAネットワーク株式会社との地域BWAシステムの整備 及び公共サービスに関する協定

地域BWAシステムの整備及び公共サービスに関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)とBWAネットワーク株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、高速データ通信システムを活用した公共サービスを実現し、地域住民等の利便性の向上に資する基盤のひとつである、小郡市内における地域広帯域移動無線アクセスシステム(以下「地域BWAシステム」という。)の整備について、甲と乙の連携に必要な事項を定め、もって公共福祉の増進に寄与することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 乙は、地域の安全・安心や利便性の向上に資するよう、次項のとおり地域BWAシステムの整備に努め、次の各号に定めるとおり災害時の災害情報を提供するための基盤を構築するとともに、平時においては地域の生活や利便性の向上に有益な情報提供の基盤を構築する。
 - (1) 災害時における甲の通信手段として、地域BWAシステムを活用した通信システムや 情報通信端末を提供する。
 - (2) 災害時における避難所の緊急対応用の公衆無線LAN設備のシステムを他の電気通信 事業者と連携して提供する。
 - 2 小郡市内における公共福祉の増進のため、乙は甲と連携の上、令和5年7月を目途に小郡 市内に地域BWAシステムを整備し、甲乙協議により定める時期までにサービスの提供を開 始する。
 - 3 乙は、地域BWAシステムの整備及び運営に関する一切の責任を負い、甲に対して費用負担を求めないものとする。
- 4 乙は、地域住民向けインターネット回線の一層の普及・活用及び電波の有効利用並びに事業基盤の安定的な運営を図るため、他の電気通信事業者に対し、地域BWAシステムによるサービスを提供する。
- 5 甲は、地域BWAシステムの整備について、可能な限り乙への協力に努める。

(協議)

第3条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(協定期間)

- 第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲及び乙のいずれかからも申し出がないときは、引き続き1年間延長するものとし、 以後も同様とする。
- 2 甲は、乙の地域BWAシステム無線局免許の有効期間(免許の日から5年を超えない範囲内

において総務省令で定める期間)満了に当たっては、高速データ通信基盤の整備や公共サービスの実施状況等を踏まえ、協定の見直しについて事前に協議するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものと する。

2022年3月30日

- 甲 福岡県小郡市小郡 2 5 5 番地 1小郡市小郡市長 加 地 良 光
- 乙 福岡県久留米市小頭町3番地13 さくらビル5階 BWAネットワーク株式会社 代表取締役 安 丸 真 一

資料53 佐川急便株式会社との災害時における支援物資の受入及び配送 等に関する協定

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

- 第1条 本協定は、小郡市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及 び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的と して、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義)
- 第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところに よる。
 - (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
 - (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
 - (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
 - (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる小郡市内の避難所又は甲が指定する物資の 供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。(物資集積・搬送拠点の設置等)
- 第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。
- 2 甲は、小郡市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低 下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

- 第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各 号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがな い場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。
 - (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
 - (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
 - (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
 - (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

- 第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、 文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、 口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。
- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。 ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに 文書により報告するものとする。
- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた 場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

- 第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定する ものとする。
- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払 いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲 乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場 合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の 責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものと する。

(連絡責任者)

- 第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する ものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を 保有する。

令和4年8月25日

甲 福岡県小郡市小郡 2 5 5 番地 1小郡市小郡市長加 地 良 光

乙 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭4丁目12番5号佐川急便株式会社 九州支店支店長 福 元 俊 朗

資料54 九州福山通運株式会社との災害時等における応援派遣に関する 協定

災害時等における応援派遣に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と九州福山通運株式会社甘木営業所(以下「乙」という。)は、 甲が行う災害時等の復旧活動又は復興活動に関し、乙が支援できるものについて、次のとおり協 定を締結する。

(目的)

- 第1条 この協定は、甲が行う災害時等の復旧活動又は復興活動のため、乙が支援できるものについて、その実施内容、費用負担等を定め、もって住民の福祉の向上を図ることを目的とする。 (要請の方法)
- 第2条 甲は、乙に対して、災害時における応援派遣要請書(別記第1号様式)により要請する ものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭によるものとし、事後に速やかに文書を交付す るものとする。

(支援事項)

- 第3条 甲は、乙に対し次の支援を要請することができる。この場合において、乙は甲の支援を 行うものとする。
 - (1) 救援物資、支援物資その他の物資の集積場所での仕分け及び管理、荷役に関すること。
 - (2) 前号の物資を甲が指定する避難場所又は避難所に運搬及び荷役に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする支援に関すること。
- 2 乙は、甲と協議の上、前項各号の支援事項を乙のグループ会社に行わせることができる。この場合において、当該グループ会社が行う支援事項は全て乙が行ったものとみなす。

(費用負担)

第4条 前条に規定する支援に要する費用は、原則として、甲が支援要請を行う前に甲乙協議の 上、決定するものとする。ただし、災害等により当該協議が行うことができないときは、災害 等が発生する前の正常な価格をもって、甲に請求するものとする。

(災害補償)

第5条 乙は、第3条に規定する支援事項を実施する場合において、当該支援に従事する者が当該支援に起因する負傷、傷害及び死亡並びに疾病にかかった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき、乙の責任において対処するものとする。

(緊急時の連絡体制)

- 第6条 甲及び乙は、災害時における応援派遣に関する協定書締結に伴う緊急連絡票(別記第2号様式)により相互に通知し、変更が生じた場合は速やかに報告するものとする。 (遵守事項)
- 第7条 乙は、この協定に定めるもののほか、法令等を遵守すること。

(協定の解除)

第8条 甲は、乙が前条に規定する遵守事項に違反したときは、この協定を解除することができる。この場合において、甲はその責めを負わないものとし、すべて乙の負担において解決する

ものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年2月7日

「甲」 福岡県小郡市小郡255-1 福岡県小郡市 小郡市長 加地 良光

「乙」 福岡県朝倉市馬田3720-4 九州福山通運株式会社 甘木営業所 所長 岩瀬 健一

資料55 福岡県行政書士会との災害時における被災者支援のための行政 書士業務に関する協定

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)と福岡県行政書士会(以下「乙」という。)は、小郡市内において 大規模な地震、風水害、火災等や感染症等の疾病が発生した場合(以下「災害時」という。)にお ける、被災者支援のための行政書士業務(以下「行政書士業務」という。)に関し、次のとおり協 定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、 必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 災害時において、甲が行政書士業務の必要があると認めたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

(行政書士業務の範囲)

- 第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2及び第1条の3に定める業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。
 - (1) 乙の会員の甲への派遣
 - (2) 乙による防災支援相談センターの開設
 - (3) 災害時の業務に係る事項
 - ア 各種証明書の交付申請に関すること。
 - イ 各種登録・抹消手続に関すること。
 - ウ 各種許認可の申請等に関すること。
 - エ 各種支援金・給付金及び仮設住宅における相談支援等に関すること。
 - オ その他甲が必要と認める業務

(要請手続等)

- 第4条 第2条の要請は、「協力要請書」(別紙様式第1号)により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、電話等によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、第1項の要請を受けたときは、速やかに「協力要請確認書」(別紙様式第2号)を提出するとともに、その要請を実施するために必要な措置を講じるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。
- 3 乙は、要請を受けた行政書士業務が終了したときは、速やかに「協力結果報告書」(別紙様 式第3号)により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請による行政書士業務で必要となった経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、これにより難い場合は、甲、乙の協議によるものとする。

(相談者の費用負担)

第6条 甲の要請による行政書士業務において、相談者は負担を負わない。ただし、行政書士業務上生じる印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等は、相談者の負担とする。

(損害の補償)

第7条 甲の要請による行政書士業務により、乙、乙の会員又は第三者に生じた損害の補償は、 乙の責任において行うものとする。ただし、乙に過失がない場合は、この限りではない。

(協力体制の確保)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、あらかじめ相互の調整を行う業務責任者を定め、平常時から防災に関する情報交換に努めるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙協議の 上、決定するものとする。

(滴用)

第10条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙署名又は記名押印の上、それぞれ 1通を保有する。

令和6年3月26日

- 甲 福岡県小郡市255番地1 福岡県小郡市 小郡市長 加地 良光
- 乙 福岡県福岡市博多区東公園2番31号 福岡県行政書士会 会長 田村 公隆

資料56 エートス協同組合との災害時等における車両の移動等に関する 協定

災害時等における車両の移動等に関する協定書

小郡市(以下「甲」という。)とエートス協同組合(以下「乙」という。)は、災害時等における車両の移動等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1条 本協定は小郡市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に円滑な 応急対策を行うため、甲が乙に対し、車両の移動等の要請を行う場合の手続等に関する基本的 事項を定め、もって災害時における被害拡大防止及び甲の管理する道路、施設等の機能保全並

(用語の定義)

(目的)

- 第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 災害 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に定める災害又はこれ らの原因により生ずる被害
 - (2) 車両 前号の災害により、自ら移動することができない車両、その他の物件 (業務内容及び対象区域)
- 第3条 本協定により甲が乙に要請できる業務内容は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 災害対策基本法第76条の6第3項に基づく車両の移動
 - (2) 前号以外の事由により、甲が特に必要と認めた場合における車両の移動
 - (3) 前2号に基づく車両の移動を行った際の記録の作成
- 2 業務の対象区域は、次の各号に定めるものとする。

びに円滑な災害復旧に資することを目的とする。

- (1) 前項第1号に基づく業務は、甲の管理する道路のうち甲が指定する範囲
- (2) 前項第2号に基づく業務は、甲の管理する道路以外の施設のうち甲が指定する範囲
- (3) 前各号の他、甲において対処が必要と認める範囲
- 3 甲及び乙は、別途協議により災害に遭った車両を保管する場所を決定する。決定に際しては、 甲は乙に対し候補地の紹介をすることができるものとする。
- 4 乙は、車両の占有者、所有者又は管理者等からの問い合わせに対応する窓口を設置することができるものとする。

(支援要請)

- 第4条 甲は、乙に対し前条の業務に関する要請を行うときは、災害時における車両移動に関する要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。
- 2 前項による支援の要請が前条第1項第1号による場合、甲は関係法令に基づき必要な措置を講じるとともに、乙に対し適切な指示を行わなければならない。
- 3 前項による支援の要請が前条第1項第2号による場合、甲は車両の移動、移動に係る費用 負担、移動に伴い車両に損失が発生した場合の費用負担その他車両の移動に関し必要な事項

について、当該車両の占有者、所有者又は管理者からあらかじめ書面により同意を得なければならない。

(要請受諾)

- 第5条 乙は、前条による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。
- 2 前項の受諾は、災害時における車両移動に関する受諾書(第2号様式)により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で受諾することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。
- 3 乙は、業務実施に当たっては、甲の指示を遵守し、第三者の利権及び財産を侵害することの ないよう特に配慮した上で、車両の適切な処理に尽力するものとする。

(車両の移動場所)

- 第6条 乙が車両を移動する際、当該車両が所在する道路又は施設の外に移動する必要がある場合には、甲の指示に従うものとする。
- 2 乙の業務実施に当たり、一時的に甲の施設を使用する必要が生じた場合には、甲に対し、災害時における車両移動に関する申出書(第3号様式)により申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

(報告)

- 第7条 乙は、甲から業務の実施状況について報告を求められた場合には、速やかに当該状況を 報告するものとする。
- 2 乙の業務実施に当たり、その履行が困難な状況が発生した場合には、乙は速やかに甲に対して当該状況を報告するものとし、その場合甲は、乙と協力して当該状況の解消に努めるものとする。
- 3 乙が業務を完了した場合には、甲に対し災害時における車両移動に関する完了報告書(第4 号様式)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、 口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が実施する業務に要した費用負担については、次の表による。ただし、第3条第1項 第2号に基づく業務については、車両の占有者、所有者又は管理者等処分権限を有する者(以 下「所有者等」という。)と乙が協議のうえ、それらの者が乙に対し車両の売却、修復、解体 等の処分を依頼する場合には無償(乙の負担)とし、そうでない場合には乙が所有者に対し、 撤去に要した実費を請求することができる。

	第3条	第1項
	第1号	第2号
発災5日以内	乙	乙又は所有者等
発災6日以降	乙又は原	听有者等

2 前項の規定に関わらず、甲が災害対策基本法等その他の関連法令等により乙に本協定に係る 費用を支払うことができる場合には、乙は業務に要した費用の全部または一部を甲に請求する ことができる。 (災害補償)

- 第9条 本協定に基づく業務実施に係る乙の従事者の負傷・疾病・障がい又は死亡に関する補償は、労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき乙が対処するものとする。 (損害賠償)
- 第10条 第3条第1項第1号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合には、災害対策基本法第82条により、甲が補償するものとする。ただし、当該損失が通常生ずべき損失とは認められない場合おいて、その発生が乙の業務実施によることが明らかな場合には、乙が負担するものとする。
- 2 第3条第1項第2号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合の補償について は、乙と当該車両の所有者等との協議により決定する。
- 3 乙の業務実施により、第三者に損害が生じた場合の賠償については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、専ら乙にのみ帰責性がある場合は乙の負担とする。

(自動車等の貸し出し)

第11条 甲は、住民の復旧活動を促進させるため、乙に対して、自動車等の無料貸出を要請することができる。この場合、乙は、可能な限り協力するものとし、乙を構成する団体より自動車等を貸し出すものとする。

(訓練等への参加協力)

- 第12条 甲は、防災訓練又は本協定に関する研修等を実施する際に、乙に参加等の協力を依頼 することができる。
- 2 乙は、前項の協力依頼があった場合は、乙の通常の営業に支障のない範囲で協力するよう努 めるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、本協定における災害処理の履行上、個人情報(個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)で保護の対象となる個人情報)を取り扱う場合においては、法令 の規定により、その保護に努めなければならない。本条の規定は、本協定が終了した後であっ ても効力を有するものとする。

(責任者及び連絡体制)

- 第14条 本協定の実施に関する責任者は、甲においては市長とし、乙においては理事長とする。
- 2 本協定の実施に関する実務上の窓口は、甲においては防災安全課とし、乙においては組合本 部とする。ただし、甲又は乙の組織変更があった場合には後継の組織が引き継ぐものとする。
- 3 本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先を災害時における 車両移動に関する連絡先確認書(第5号様式)により定めるものとする。ただし、内容に変更 が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

- 第15条 本協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。
- 2 有効期間が満了する 2 か月前までに本協定の解除又は変更について、甲乙いずれからも意思 表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から 1 年間本協定を更新するものとする。

(補足)

- 第16条 本協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、別に定める。 (協議)
- 第17条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都 度、協議の上、決定するものとする。

(協定内容の変更)

- 第18条 甲又は乙は、必要に応じて本協定の変更を随時申し入れることができる。
- 2 前項の場合には、変更後の事項を記した覚書を甲乙間で締結しない限り、その効力を生じないものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有するものとする。

令和6年4月4日

- 甲 福岡県小郡市255番地1 小郡市 小郡市長 加地 良光
- 乙 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町二丁目1番1号 エートス協同組合理 事 長 宮本 明岳

資料57 大規模災害時における施設の使用に関する協定書

福岡県小郡市(以下「甲」という。)と福岡県小郡警察署(以下「乙」という。)は、大規模災害時 における施設の使用について、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙管内及びその周辺地域で大規模災害が発生した場合において、乙の要請に 基づき、甲の管理する施設(以下「市役所庁舎」という。)の一部を使用することにより、警察 機能を維持し住民の安全、安心な生活を確保することを目的とする。

(施設使用の要請)

第2条 乙は、乙の施設機能が失われた場合又はそのおそれがあると判断した場合は、甲に対して 市役所庁舎の一部使用を要請することができるものとする。

(施設使用の許可)

第3条 甲は、前条の要請に基づき、甲乙で協議の上、市役所庁舎において定めた場所の使用を許可するものとする。

(使用の期間)

- 第4条 前条の施設の使用期間は、被災等の影響を勘案し、甲乙で協議の上、決定するものとする。 (費用の負担)
- 第5条 前条の規定により乙が施設を使用する場合において、費用負担が生じた場合は、甲乙協議 の上、決定するものとする。

(使用後の引渡し)

第6条 乙は、施設の使用を終了したときは、当該施設の原状復帰を行い、速やかに引き渡すものとする。

(協議の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実な甲乙協議の上、 決定するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。但し、有効期間が満了する日までに甲乙いずれからも文書による本協定解除の申し出がない場合は、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和	6	年	6	月	2	4	日	ı
----	---	---	---	---	---	---	---	---

甲	福岡県小郡市小郡255番地1			
	福岡県小郡市長	加地	良光	

乙 福岡県小郡市大板井234番地1

福岡県小郡警察署長 松村 道彦

資料58 排水ポンプ車が「県管理河川に関係する浸水被害以外」に対して出動した場合に要する費用負担に係る協定書

福岡県知事(以下「甲」という。)と小郡市長(以下「乙」という。)は、福岡県排水ポンプ車管理運用要領第12条第2項による費用負担について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県排水ポンプ車管理運用要領第12条第2項による費用負担について、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「排水ポンプ車」とは、甲が管理する排水ポンプ車をいうものとする。 (出動に要する費用の負担)
- 第3条 乙から甲への排水ポンプ車の出動要請に基づき、排水ポンプ車が県管理河川に関係する 浸水被害以外に対して出動した場合は、甲は乙に出動に要した費用の負担を求めることができ るものとする。
- 2 甲は、前項による乙の負担する額(以下「負担金」)が確定した場合は、速やかに乙に通知 するものとする。
- 3 乙は、負担金を甲の発行する納入書により納入することを原則とするが、協議により納入書 以外の方法とすることも可能とする。

(権利義務の承継)

第4条 この協定の締結後において組織の変更があった場合においては、それぞれこの協定に基づく権利義務をその承継者に引き継ぐものとする。

(協定事項外の協議)

第5条 この協定に定めがない事項及びこの協定について疑義が生じたとき又はこの協定の内容 を変更しようとするときは、甲乙が協議して決定するものとする。

(協定の効力)

第6条 この協定は協定締結日から効力を発するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年9月6日

甲 福岡県知事

服 部 誠太郎

乙 小郡市長

加 地 良 光

資料59 災害時における物資調達に関する協定書 AGREEMENT CONCERNING THE PROCUREMENT OF SUPPLIES AT THE TIME OF DISASTER

福岡県小郡市(以下「甲」という。)とコストコホールセールジャパン株式会社(以下「乙」という。)とは、小郡倉庫店における災害救助に必要な食糧、生活必需品等(以下「物資」という。)の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

Ogori City (hereinafter referred to as "the City") and Costco Wholesale Japan, LTD (hereinafter referred to as "Costco") have concluded an Agreement for cooperation in the procurement of food and necessities of life for disaster relief (hereinafter referred to as "Supplies") at Ogori Warehouse as follows:

(趣旨)

第1条 この協定は、小郡市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。 (Objective)

<u>Article 1</u> This Agreement shall provide the necessary matters for smooth implementation of the procurement of Supplies that the City performs in cooperation with Costco in the case that a large scale disaster has occurred or is likely to occur in Ogori City.

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達に ついて協力を要請することができる。

(Request for Cooperation)

<u>Article 2</u> The City may request cooperation from Costco for the procurement of Supplies which Costco has and holds when the City needs supplies due to disasters.

(調達物資の範囲)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。
 - (1) 別表に掲げる物資
 - (2) その他甲が指定する物資

(Scope of Procurement of Supplies)

<u>Article 3</u> Supplies that the City requests from Costco are those that Costco has and holds from the following:

- (1) Supplies set forth in the Appendix
- (2) Any other Supplies designated by the City

(要請手続)

第4条 甲は、出荷要請書(様式第1号)により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。 (Request Procedure)

<u>Article 4</u> The City shall request cooperation from Costco by submitting the Shipping Request Form (Form No. 1). However, in case of extreme emergency, the City shall make a request to Costco orally and submit the Shipping Request Form soon after.

(協力の実施)

- 第5条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並び に乙の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものと する。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 災害により供給能力が低減した場合
 - (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
 - (3) 乙が被災した場合
 - (4) 乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

(Implementation of Cooperation)

<u>Article 5</u> Costco, upon receiving a request from the City in pursuant to the provisions of the previous clause, shall endeavor to cooperate actively in preferential supplying and transporting of sales items; provided, however, that the City understands that Costco may not be able to satisfy the City's request due to Costco's reduced supply capacity, damage to Costco, supplying its members, or other additional duties resulting from the disaster.

(運搬)

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の 協力を求めることができる。

(Transportation)

<u>Article 6</u> Costco or any person designated by Costco shall transport. Costco may, however, request the City's cooperation with regards to transportation as needed.

(支払)

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「代金等」という。)については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

(Payment)

<u>Article 7</u> The City must pay the cost of Supplies provided by Costco and cost of transportation (hereinafter referred to as "Payment, etc.") in accordance with the invoice from Costco without delay.

- 2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書(様式第2号) 等に基づき、甲、乙協議の上、運搬に要した経費は乙が負担した額を基準とし、また乙が提供した物資の代金は災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。
- 2 The Payment, etc. that the City should pay shall be in accordance with the Shipment Confirmation (Form No.2) submitted by Costco after providing and transporting the Supplies. This Payment, etc. will be settled upon based on a reasonable price by consultation between both parties at the time just before the disaster.

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都 度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(Consultation)

<u>Article 8</u> Any question arising out of, or in connection with, this Agreement or any matter not stipulated herein shall be settled in each time upon consultation between both parties.

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(Term of Agreement)

Article 9 This Agreement shall be effective for 1 year from the day of conclusion. This Agreement shall, however, be automatically renewed and continued from year to year unless either party gives to the other an expression of their intentions a month before the end of the term then in effect.

第10条 甲及び乙は、本協定の締結にあたっては日本語を正とし、英語の記載は参照の都合上 に限るものであることに合意し、日本語と英語に齟齬がある場合には、日本語を優先するも のとする。

<u>Article 10</u> The City and Costco agree that this Agreement shall be signed in Japanese and the text in English is for convenience of reference only, and in case there is an inconsistency in the two languages, the Japanese language shall prevail.

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

In witness whereof, the parties hereto have executed this Agreement in duplicate by placing their signatures and seals hereon, and each party shall keep one of the originals.

2024年11月20日

甲 (小郡市) 福岡県小郡市小郡 255 番地 1 小郡市長 加地 良光

乙 (Costco)

千葉県木更津市瓜倉 361 番地 コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ

別表(第3条関係)Appendix(Re:Art.3)

物資の種類	品名
Supplies	The Names of the Goods
食糧	米、パン、コーンフレーク、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、粉ミル
Food	ク、みそ、しょうゆ、食塩、砂糖、油、漬物、のり、ふりかけ、お茶漬け、
	卵、牛乳、豆乳、バナナ、ハム・ソーセージ、水、野菜・果物ジュース、清涼
	飲料水、めん類、肉、野菜、バター・ジャム、緑茶・紅茶・コーヒー、菓子
	Rice, Bread, Cereal, Instant food, Heat-and-eat food, Canned food,
	Powdered infant formula, Miso, Soy sauce, Salt, Sugar, Oil, Pickles,
	Seaweed, Rice seasoning, Eggs, Milk, Soy milk, Bananas, Ham/Sausages,
	Water, Vegetable/Fruit Juice, Soft drinks, Noodles, Meat, Vegetables,
	Butter/Jam, Tea/Coffee, Snacks and sweets
医療用品	絆創膏、※殺虫剤、うがい薬、消毒薬、保湿液、体温計、血圧計、マスク
Medical Supplies	Band-Aids, ※Insecticide, Gargling solution, Disinfectant, Moisturizing
	lotion, Thermometers, Blood pressure monitor, Masks
寝具、衣料	毛布、寝具、下着、靴下、衣服、※防寒着、タオル
Bedding, Clothes	Blankets, Bedding, Underwear, Socks, Clothes **Heavy winter gear,
	Towels
日用品	カセットコンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、スプーン・フォーク、包
Commodities	丁、箸、紙皿、紙コップ、懐中電灯、電池、トイレットペーパー、キッチンペ
	ーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、生
	理用品、紙おむつ、ホイル、ラップ、洗剤、石けん、※使い捨てカイロ、テー
	プ、ゴム手袋、靴、スリッパ、大人用尿パッド、ペーパータオル、ハンドソー
	プ
	Portable gas cooking stoves, Cassette gas canisters, Pots and Pans,
	Tableware, Table spoons/forks, Kitchen knives, Chopsticks, Paper
	plates, Paper cups, Flashlights, Batteries, Toilet paper, Kitchen paper
	towels, Wet wipes, Toothbrushes, Tooth paste, Mouthwash, Sanitary
	products, Disposable diapers, Aluminum foil, Plastic wrap, Detergent,
	Soap, *Disposable body warmers, Tape, Rubber gloves, Shoes, Slippers,
	Adult incontinence pads, Paper towels, Hand soap
その他	ブルーシート、※扇風機、※ストーブ、発電機、車用インバーター、台車、固
Other	形燃料、スコップ、モバイルバッテリー
	Blue tarps, *Electric fans, *Kerosene heaters, Portable generators,
	Power inverter for car, Hand carts, Solid fuel, Shovels, Mobile
	batteries

※季節商品 ※Seasonal Supplies

資料60 災害時における指定避難所の増設施設としての使用に関する協 定書

小郡市(以下「甲」という。)と I-PEX 株式会社(以下「乙」という。)との間において、災害時における乙の施設の使用等に関し、協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、乙の所有する施設の一部を市指定避難所の増設施設(以下「増設施設」という。)として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(避難所の位置付け・周知)

- 第2条 甲は本協定における対象施設(以下「施設」という。)を増設施設として位置付ける。
- 2 増設施設とは、小郡市内にて災害が発生し、市指定避難所が何らかの理由で避難者を収容することが困難になった場合に、十分な収容能力を確保するために、新たに開設する避難所のことをいう。
- 3 甲は、施設を避難所として開設する際には、住民に周知する。

(対象施設)

第3条 本協定の施設は、次のとおりとする。ただし、施設が被災した場合、施設の安全が確認 されるまでは、施設を利用できない。

施設名称	I-PEX 株式会社 I-PEX キャンパス
施設所在地	小郡市小郡2409番地1
施設使用範囲	体育館、駐車場

2 前項の施設使用範囲以外を使用する必要がある場合は、双方協議の上、使用対象とすることができる。

(避難所設置)

- 第4条 甲は、災害時において次のように避難所を設置する必要が生じた場合は、乙に対してそ の旨を連絡するものとする。
 - (1) 避難者の人数が市指定避難所全体の収容能力を超えた場合
 - (2) 災害に伴う施設の損壊により多数の市指定避難所が使用不能となった場合
 - (3) その他、住民の避難所での良好な生活環境の確保の観点から、甲が乙の施設に避難させる 必要があると判断した場合
- 2 前項の要請は、文書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、 口頭(電話連絡を含む)で行うことができる。この場合において、乙は甲の要請に対し、業務

上の支障又はやむを得ない事情のない限り、これを受諾し協力するものとする。

(避難所の運営)

- 第5条 避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。ただし、施設の開錠及び施錠については、乙が定める者が行う。
- 2 甲は、乙に対し避難所の設置に関して必要な協力を求めることができる。

(費用負担)

- 第6条 甲は、避難所の設置に係る費用及び避難所として使用したことにより生じた損害を負担する。
- 2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書により甲に請求するものとする。
- 3 乙は甲に対し、避難所の使用料は徴しないこととする。

(設置期間)

第7条 避難所の設置期間は、災害発生の日から7日以内を基準とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、双方協議の上決定するものとする。

(避難所の閉鎖)

- 第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は、事態が収束し、避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書(様式2号)で避難所の閉鎖を連絡するものとする。
- 2 甲は、前項の避難所を閉鎖する場合は施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
- 3 乙は、乙の業務に支障が生じ、避難所を閉鎖する必要がある時は、甲と協議の上、閉鎖時期 を定めるものとする。

(連絡責任者)

- 第9条 甲及び乙は本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。
- 2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の連絡責任者名簿を作成し、相互に 交換するものとする。
- 3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(協定の解除)

第10条 甲及び乙は、施設が避難所として機能しない状態となった場合は、この協定を解除することができる。

(協議)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、双方協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

令和7年1月6日

甲 福岡県小郡市小郡 2 5 5 番地 1 小郡市長 加地 良光

乙 京都府京都市伏見区桃山町根来12番地4 I-PEX株式会社 代表取締役社長執行役員 土山 隆治

災害時相互支援に関する協定

鹿児島県姶良市と福岡県小郡市(以下「協定市」という。)は、災害時における応急対策及び 復旧対策に係る相互支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

資料61

第1条 この協定は、協定市のいずれかの区域において災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生し、被災した市(以下「被災市」という。)が独自では十分な応急措置を実施できない場合において、当該災害により被害を受けていない協定市が、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

- 第2条 支援の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の 提供
 - (3) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、支援に必要な事項

(支援の要請)

- 第3条 被災市は、支援の要請をする場合、次に掲げる事項を相手方に文書により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、電話、電信等をもって要請し、後日文書により通知することができる。
 - (1) 災害の種類、被害状況及び支援要請の理由
 - (2) 前条第1号又は第2号に掲げる支援を要請する場合にあっては、救援物資等 の種類及び数量等
 - (3) 前条第3号に掲げる支援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
 - (4) 支援場所及び支援場所までの経路
 - (5) 支援を要請する期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、支援の要請に必要な事項

(支援の実施)

- 第4条 支援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合及び正当な理由がある場合を除き、可能な範囲内において支援を実施するものとする。
- 2 甚大な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、当該災害により被害を受けていない協定市は、自主的な支援活動を実施することができる。

(指揮権)

第5条 支援活動を実施する協定市(以下「支援市」という。)の職員は、被災市の災害対策本 部長の指揮に従うものとする。

(経費の負担)

- 第6条 支援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これにより難い場合は、 協定市が協議して別に定めるものとする。
- 2 被災市が負担すべき経費を支弁するいとまがない場合は、支援市が一時的に繰替支弁するものとする。

(災害補償)

- 第7条 この協定に基づく支援活動に従事した職員(以下「支援職員」という。)が、当該業務 に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合 における公務災害補償に要する経費については、支援市が負担するものとする。
- 2 支援職員が、支援活動の業務上、第三者に損害を与えた場合は、その損害が当該業務の従事中に生じたものについては被災市が、支援場所までの往復経路の途中に生じたものについては支援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局等)

第8条 協定市は、相互支援を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局及び連絡責任者を定め、 災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(平常時の連携)

第9条 協定市は、この協定に基づく相互支援が円滑かつ迅速に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に提供するとともに、平時から支援及び受援体制の整備に努めるものとする。

(協定有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有 効期間満了の2か月前までに協定市のいずれからも異議の申出がなかったときは、有効期間満 了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、協定市が署名の上、各1通を保有する。

令和7年3月14日

鹿児島県姶良市宮島町25番地

姶良市長 湯元 敏浩

福岡県小郡市小郡 255 番地1

小郡市長 加地 良光

別表 1 指定緊急避難場所一覧

相及	指足系 忌整舞場所									
No.	遊難所等	住所	電話番号	収容人数	米	屋崩れ、土石流及 び地滑り	地震	内水氾濫	台風	※ 中風 (強風域)
1	のぞみが丘小学校	希みが丘5-2-17	75–7011	430	0	0	0	0	0	
2	三国中学校	美鈴が丘5-15-1	75–3820	530	0	0	0	0		
3	小郡高等学校	三沢5128-1	75-1211	720	0	0	0	0		
4	. 三国校区コミュニティセンター	三沢4196-1	75–3392	130	0	0	0	0	0	0
2	三国小学校	力武1012	75–2312	430	0	0	0	0		
9	東野小学校	小郡2409-4	73–1780	390	0		0	0		
7	東野校区コミュニティセンター	三沢83-1	75–7066	270	0		0	0	0	
8	大原小学校	大保1394	72–5500	390	0		0	0		
6	大原中学校	小郡772	72–2027	610	0		0	0	0	
10	小郡市生涯学習センター・文化会館	大板井1180-1	72-2111(内線523)	720			0		0	
11	11 小郡小学校	小板井288	72-3044	480	0		0	0		
12	大崎市民館	稲吉1338-8	72-9738	75	0		0	0	0	
13	小郡中学校	寺福童668	72-1103	480	0		0	0		
14	, 小郡校区コミュニティセンター	寺福童859-51	72-2846	150	0		0	0	0	0
15	小郡市高齢者社会活動支援センター	福童688-1	73-1881	100			0		0	
16	立石校区コミュニティセンター	干潟2056-1	73–2768	130			0		0	0
17	立石小学校	吹上968-2	72–2543	420	0		0	0		
18	立石中学校	吹上1045	72-2603	430	0		0	0		
19	三井高等学校	松崎650	72-2161	290	0		0	0		
20) 下岩田市民館	下岩田2108-3	72-8190	80	0		0	0	0	0
21	御原校区コミュニティセンター	稲吉437-11	72–9038	130			0		0	
22	二夕集会所	二夕1451	73-4393	09			0		0	
23	御原小学校	二夕316	72-2711	300	0		0	0		
24	. 宝城中学校	八坂26-1	72-2417	450	0		0	0	0	
25	除坂小学校	八坂456-1	72-2406	300	0		0	0		
26	味坂校区コミュニティセンター	下西鰺坂253-1	73-3858	130			0		0	0
27	27 大原校区コミュニティセンター	大保1465-1	42-6710	160	0		0	0	0	0

別表2 広域避難場所一覧

No.	避難所等		住所	収容人数
1	小郡高等学校	グラウンド	三沢 5128 - 1	12,000
2	小郡運動公園 (広域)	グラウンド	大保 444	24, 000
3	小郡市体育館 (広域)	駐車場	大板井 279-1	730
4	たなばた地域運動広場(広域)	グラウンド	大崎 145-1	10,000
5	城山公園(広域)	グラウンド	干潟 1053	3,000
6	三井高等学校	グラウンド	松崎 650	5, 000

別表3 指定避難所一覧

Ė	加火难难 则										
No.	. 遊難所等		住所	電話番号	収容人数	米米	崖崩れ、土石 流及び地滑り	地震	内水氾濫	台風	※ 心風 (強風域)
_	のぞみが丘小学校	体育館	希みが丘5-2-17	75–7011	430	0	0	0	0	0	
2	2 三国中学校	体育館	美鈴が丘5-15-1	75–3820	530	0	0	0	0		
6)	3 小郡高等学校	体育館	三沢5128-1	75-1211	720	0	0	0	0		
4	4 三国校区コミュニティセンター	和室(1階)	三沢4196-1	75–3392	130	0	0	0	0	0	0
4)	5 三国小学校	体育館	力武1012	75–2312	430	0	0	0	0		
9	6 東野小学校	体育館	小郡2409-4	73-1780	390	0		0	0		
7	7 東野校区コミュニティセンター	和室(1階)	三沢83-1	75–7066	270	0		0	0	0	
в	8 大原小学校	体育館	大保1394	72–5500	390	0		0	0		
3	9 大原中学校	体育館	小郡772	72–2027	610	0		0	0	0	
10	10 小郡市生涯学習センター・文化会館	ホール・小ホール	大板井1180-1	72-2111(内線523)	720			0		0	
11	11 小郡小学校	体育館	小板井288	72-3044	480	0		0	0		
12	12 大崎市民館	和室(1階)	稲吉1338-8	72-9738	75	0		0	0	0	
13	13 小郡中学校	体育館	寺福童668	72-1103	480	0		0	0		
14	14 小郡校区コミュニティセンター	和室(1階)	寺福童859-51	72-2846	150	0		0	0	0	0
15	15 小郡市高齢者社会活動支援センター	和室(2階)	福童688-1	73-1881	100			0		0	
16	16 立石校区コミュニティセンター	和室(1階)	干潟2056-1	73–2768	130			0		0	0
11	17 立石小学校	体育館	吹上968-2	72–2543	420	0		0	0		
18	3 立石中学校	体育館	吹上1045	72-2603	430	0		0	0		
18	19 三井高等学校	体育館	松崎650	72-2161	590	0		0	0		
20	7 下岩田市民館	和室(1階)	下岩田2108-3	72-8190	80	0		0	0	0	0
21	21 御原校区コミュニティセンター	和室(1階)	稲吉437-11	72–9038	130			0		0	
22	22 二夕集会所	和室(1階)	= \$1451	73-4393	60			0		0	
23	御原小学校	体育館・校舎(2階)	= \$316	72-2711	300	0		0	0		
24	24 宝城中学校	体育館・校舎(2階) 八坂26-1	八坂26-1	72-2417	450	0		0	0	0	
25	25 味坂小学校	体育館・校舎(2階) 八坂456-1	八坂456-1	72-2406	300	0		0	0		
26	26 味坂校区コミュニティセンター	和室(1階)	下西鰺坂253-1	73-3858	130			0		0	0
27	7 小郡市総合保健福祉センター(福祉)	多目的ホール、交流プラザ	二森1167-1	72–6666	270			0			
28	28 大原校区コミュニティセンター	和室	大保1465-1	42–6710	160	0		0	0	0	0
				_							

別表 4 防災行政無線子局設置箇所一覧

No.	名 称	No.	名 称
1	小郡市役所	31	西島公民館
2	のぞみが丘小学校	32	新島区公民館
3	三国中学校	33	大保公民館
4	小郡高等学校	34	小郡運動公園
5	三国小学校	35	大原公民館
6	東野小学校	36	中央二区公民館
7	東野校区公民館	37	小郡パークタウン東公園
8	大原小学校	38	小郡幼稚園
9	大原中学校	39	小板井一区公民館
10	小郡市生涯学習センター	40	大崎公民館
11	小郡小学校	41	乙隈公民館
12	大崎市民館	42	干潟私設消防小屋
13	小郡中学校	43	佐野古公民館
14	小郡交流センター	44	花立公民館
15	高齢者社会活動支援センター	45	市営井上第一住宅
16	立石小学校	46	今隈公民館
17	三井高等学校	47	井上公園
18	下岩田市民館	48	三井水道企業団
19	二タ集会所	49	下岩田公民分館
20	御原小学校	50	稲吉公民館
21	宝城中学校	51	小郡市総合保健福祉センター(あすてらす)
22	味坂小学校	52	二森地区(端間橋付近)
23	津古公民館	53	宝城北公園
24	みくに野団地公民館	54	二夕地区防火水槽(鎌太郎)
25	三国が丘公民館	55	平方公民館
26	北山公園	56	高島公民館
27	鍋倉公園	57	今朝丸公園
28	横隈公園	58	末次公民館
29	みくに野東団地南公園	59	十楽防火水槽
30	沢の丘住宅児童遊園地	60	赤川農業倉庫
_	_	61	埋蔵文化財調査センター

別表 5 避難確保計画の作成義務を有する要配慮者利用施設一覧

施設名	住所	サービス種類	災害リスク
社会医療法人社団シマダ いきいき介護プラザ	八坂 553-1	通所介護	浸水想定区域内
社会医療法人社団シマダ シマリス小郡	大保 110(イオン 内)	通所介護	浸水想定区域内
グループホームめぐみ苑	大崎 738-1	認知症対応型 共同生活介護	浸水想定区域内
社会福祉法人ひじり会 グループホームさくら2番館	八坂 489-1	認知症対応型 共同生活介護	浸水想定区域内
社会福祉法人ひじり会 ひまわりの郷味坂	八坂 489-1	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護	浸水想定区域内
養護老人ホーム小郡池月苑	八坂 29-1	養護老人ホーム	浸水想定区域内
社会福祉法人健晴会 すばる保育園	大保 960	認可保育所	浸水想定区域内
市立大崎保育所	大崎 828-1	認可保育所	浸水想定区域内
市立御原保育所	二夕 327	認可保育所	浸水想定区域内
宗教法人光桂寺 味坂保育園	八坂 201	認可保育所	浸水想定区域内
社会福祉法人こぐま福祉会 こぐま学園	大板井 1143-1	生活介護事業所	浸水想定区域内
社会福祉法人ラポール 就労継続支援事業 風の丘	上西鰺坂 37-1	就労継続支援事業所	浸水想定区域内
社会福祉法人ラポール 風の丘ホーム小郡	上西鰺坂 180-3	共同生活援助事業所 (グループホーム)	浸水想定区域内
SOALA(ソアラ)小郡南校	上西鰺坂 473	児童発達支援・放課後 等デイサービス	浸水想定区域内
小郡市子育て支援センター	大崎 828-1	子育ていろいろ 相談センター	浸水想定区域内
味坂保育園 子育て支援センター	八坂 201	子育ていろいろ 相談センター	浸水想定区域内
こぐま子どもの家	大板井 1143-1	放課後児童施策 (児童 いきいき放課後事業)	浸水想定区域内
小郡校区学童保育所	小板井 288	放課後児童施策	浸水想定区域内
御原校区学童保育所	二タ 308-1	放課後児童施策	浸水想定区域内
味坂校区学童保育所	八坂 466	放課後児童施策	浸水想定区域内

避難確保計画の作成義務を有する要配慮者利用施設一覧

施設名	住所	サービス種類	災害リスク
医療法人春龍会	大板井 1182	病院・診療所の医療施	浸水想定区域内
橋本眼科医院	八似开 1102	設(有床に限る。)	夜小湿足色域的
御原小学校	二夕 316	小学校	浸水想定区域内
味坂小学校	八坂 456-1	小学校	浸水想定区域内
小郡中学校	寺福童 668	中学校	浸水想定区域内
宝城中学校	八坂 26 - 1	中学校	浸水想定区域内